

施策評価関連資料

(令和3年度分野別計画実績等)

【目次】

＜快適さを支える生活基盤の向上＞

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	建築住宅課	5
亀山市新水道ビジョン	上水道課	7
亀山市地域公共交通計画	政策推進課	11
第2次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	13
第2次亀山市環境基本計画	環境課	17
亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)	文化課 都市整備課	21

＜健康で生きがいを持てる暮らしの充実＞

第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	23
亀山市健康・医療推進計画	健康政策課	39
亀山市高齢者福祉計画	地域福祉課	53
第2次亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	55
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	93
亀山市文化振興ビジョン	文化課	97
第2次亀山市スポーツ推進計画	健康政策課	117

＜子育てと子どもの成長を支える環境の充実＞

亀山市学校教育ビジョン	学校教育課	125
第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども未来課	131

＜市民力・地域力の活性化＞

第3次亀山市男女共同参画基本計画	文化課	135
------------------	-----	-----

＜行政経営＞

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	139
亀山市ICT利活用計画	DX・行革推進室	141
第3次亀山市行財政改革大綱	DX・行革推進室	161

＜その他＞

亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	政策推進課	185
--------------------	-------	-----

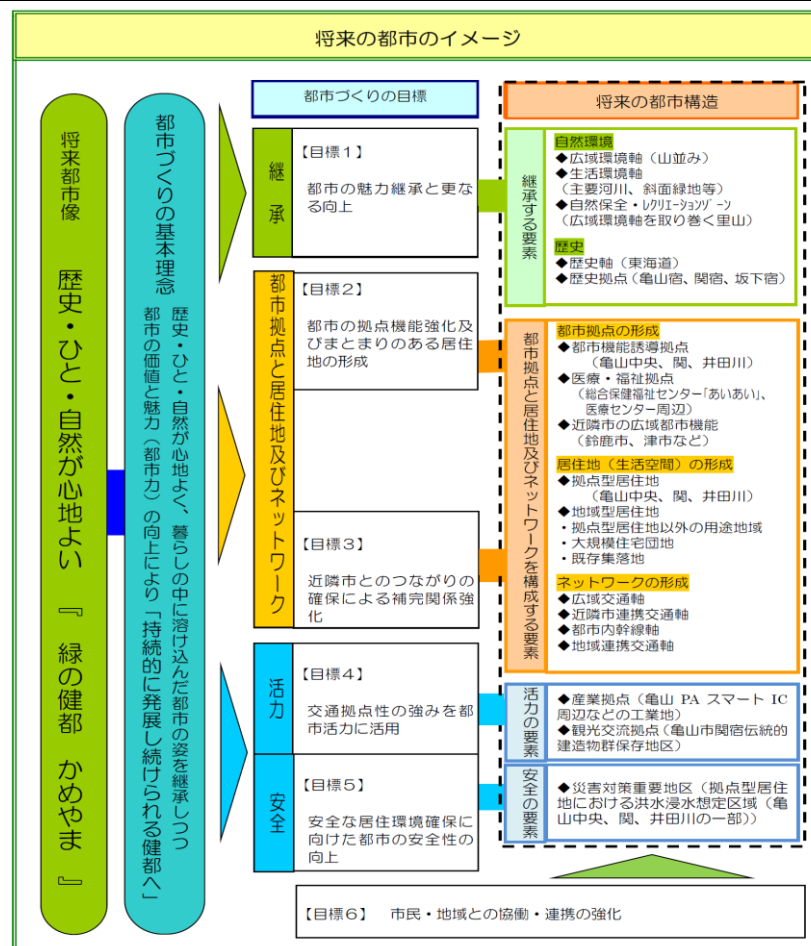
亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和3年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 31 ～ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格



都市づくりの戦略方針(重点項目)

エリアを対象にした都市づくり	亀山駅周辺まちづくり
	関宿周辺まちづくり
	井田川地域の住宅団地再生
適切な土地利用の誘導(土地利用制度の検討・運用)	

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	「都市施設整備の方針(交通施設整備の方針)」については、都市計画道路 和田江ケ室線の都市計画決定を実施し、都市計画道路 木崎新所線の見直しあたっては、住民等の意見を反映させるため、住民説明会開催、パブリックコメント実施、関係機関(県)との協議、都市計画審議会での報告を行った。 「都市整備の方針(用途地域の見直し方針)」については、関ヶ丘地区での用途地域指定を進めるため、住民説明会やアンケート調査等を実施した。 また、「都市づくりの戦略方針(エリアを対象にした都市づくり)」については、エリアプラン策定を進めるため、井田川地区、関地区において、地域懇談会、住民アンケート調査等を実施した。
成果	都市計画道路 和田江ケ室線の都市計画決定(R3.4.28)を行った。また、都市計画道路 木崎新所線の見直しについては、コロナ禍による都市計画審議会の延期等により、年度内での都市計画決定までは至らなかったが、概ねの手続きを年度内に進めることができた。 用途地域の指定については、住民説明会等による地域の合意形成が進み、地域住民の指定方針が定まった。 エリアプラン策定については、地域懇談会による住民意識の向上が図れ、アンケート調査等の基礎調査を進めることができた。
総合計画 推進への 寄与度	1.快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ①計画的な都市づくりの推進 計画的な都市づくりを推進するため、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与できた。

反省点・課題	都市マスタープランに掲げた土地利用制度、エリアプラン策定を進めるにあたっては、地域住民の理解を十分得ていく必要があり、地域課題等に対応した制度、計画としていく必要がある。また、他課で実施している関連事業との連携を図り、調整のうえ事業推進を図る。
--------	---

今後の方向性	地域懇談会、WS等の実施により、住民との合意形成を図り検討を進めていく。また、庁内組織による検討も行い、関係部署との調整を図る。 誘導区域の魅力向上による集約化を図れる制度、計画を策定し、これにより「都市の価値と魅力(都市力)の向上」につなげていく。
--------	---

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ～ R - 年度		
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。		
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。		
計画の骨格			
	章	概要	景観法の条項
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号
	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	景観法に基づく50件(建築物24件、工作物20件、開発行為等6件)の届出を受理し、その際、事前相談等により景観についての指導を行い、良好な景観形成に努めた。 「景観の日」に合わせた6月1日号の広報への景観啓発文の掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布した。また、関係機関(県、民間審査機関、日本塗装工業会等)へも景観計画・届出関係のパンフレットの配布を行った。 景観審議会を開催(2回)し、景観重要建造物の指定(4件:R4.2.1)を行った。
成果	景観法に基づく届出制度による景観指導により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。 近年増加している太陽光発電施設について、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づく景観への配慮事項について、事業者への指導を行った。(令和3年度 届出14件) 景観計画関係のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画についての周知を図り、良好な景観についての意識向上が図れた。
総合計画推進への寄与度	1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ③魅力的な都市の形成 魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。

反省点・課題	良好な街なみ景観に資する建造物等の老朽化が進行し、減少が進んでいる。 景観計画策定から期間が経過し、より進んだ景観形成基準の策定、新たな重点地区、推進地区の指定を検討していく必要がある。
--------	---

今後の方向性	地域住民の景観についての意識向上を図り、合意形成による新しい景観形成基準の策定や、それに伴う地区指定を図っていく。 また、「亀山市歴史的風致維持向上計画」等の関連計画と連携し、景観重要建造物等の維持・保全による良好な景観の創出に努める。
--------	--

亀山市住生活基本計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(建設部 建築住宅課)

■計画の基本情報

計画期間	R 1 ～ R 10 年度
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に規定される地方公共団体の責務として、住生活基本計画の全国計画(平成28年3月)及び三重県住生活基本計画(平成29年3月)に即し、第2次亀山市総合計画(平成29年3月)を上位計画として、市が策定している関連計画との整合を図り、策定するものである。
目的・概要	第2次亀山市総合計画の住環境の向上の中の「市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています」をめざす姿とし、本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちにするため、施策を効果的かつ持続的に進めるための方針を示すものである。
計画の骨格	基本理念 地域の魅力を活かした安全・安心な居心地の良い住まいづくり 1. 定住化の促進に向けた住まいづくり 2. 地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出 3. 住宅確保に配慮を要する人に対する居住の確保 4. 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり 基本目標 本市で生まれ育った方や他地域から本市にいられた方が、地域の魅力を感じ、それぞれのライフスタイルに応じた充実した生活を送ることにより、将来に向けて本市への定住化に繋がるような良好な住まいの環境整備、維持を目指します。 市民が、ゆとりある住生活を営むことができるよう多様な居住のニーズに応え、既存住宅の活用、住まいに関する情報の活用などに取り組み、適切で円滑な住宅市場の形成を目指します。 低額所得者をはじめとする住宅確保要配慮者等が安心して住生活を送れるよう、民間賃貸住宅の活用、市営住宅の供給等に取り組み、重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。 大規模な地震や風水害に耐えうる安全で安心できる住生活を営むことができるよう、地域の住宅関連業者、団体等との連携した住宅の耐震性の確保や高齢者の居住安定確保に向けて取り組み、災害に強い住まいや、高齢者も安心して住み続けられる住まいを目指します。 施策の方針 ①転入者世帯、子育て世帯等の定住に繋がる住まいづくり ②それぞれの世代、ライフステージに応じて充実した生活ができる住まいづくり ①空家等対策の推進 ②「空き家情報バンク制度」の活用による移住・定住支援 ③地域の特性を活かした居住環境づくり ①民間活力の導入等による市営住宅の効率的な運営 ②住宅に困窮する人に対する必要な住まいの確保 ③民間賃貸住宅市場における住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進 ①災害に強い住まいづくり ②住生活の基盤となる住まいづくり

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	移住・定住相談件数	件	147	213	500
2	移住・定住件数	件	19	26	50
3	特定空き家等の是正割合	%	100	80	100
4	民間活用市営住宅の確保戸数	戸	82	90	154
5	住宅耐震化率	%	90.3	90.9	95

■計画の実績等

取組実績	移住・定住の促進に向けて、コロナ禍において対面式の移住フェア等の中止が相次ぐ中、オンラインを活用した移住相談会に参加し、亀山市の魅力を伝えることができた。 空き家等対策として、特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の所有者に対し、改善指導を行った。また、固定資産税等納税通知書の中に空き家活用及び耐震化に関するチラシを同封し、空き家情報バンク制度等の充実を図った。 住生活基本計画(2019.3)において、今後10年間で確保する民間賃貸住宅を80戸と定めたことから、事業者へ周知を行い民間住宅の借り上げに努めた。 木造住宅の耐震診断、補強計画、補強工事及び除却工事等について、各要綱に基づき補助金を交付した。
成果	移住・定住については、オンラインを活用した移住相談会にて19名の方に個別相談を行った。また、感染拡大時において県境をまたぐ移動が制限される中、本市出身の都市圏在住者2名を「亀山市移住・交流促進アドバイザー」として配置することで、都市圏での移住相談会にアドバイザーが現地で参加するなど、移住相談体制の強化につなげることができた。 空き家情報バンクの新規登録は10件、成約は9件であった。また新たに特定空き家等に1件認定した。 民間活用市営住宅については、北町地内で8戸の民間住宅を借り上げた。 木造住宅の耐震診断は73件、補強計画は5件、補強工事4件、除却工事は56件で、耐震化率が昨年度の90.3%から90.9%へと増加した。
総合計画 推進への 寄与度	民間住宅の活用による市営住宅の供給戸数の確保、空き家情報バンクによる空き家の有効活用により、住宅の確保ができた。 住宅の耐震化の促進、狭い生活道路の改善により、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を進めることにより、住環境の向上と移住・定住の促進に寄与した。

反省点・課題	住生活基本計画の目標達成に向け、引き続き借上げ戸数の拡大を図り、住替え等に必要となる戸数を市営住宅として確保していく必要がある。 新たな特定空き家等1件、管理不全状態の空き家等9件が未解決のため、引き続き、解決に努める必要がある。
--------	---

今後の方向性	建築関係や不動産関係の事業団体の協力を得ながら、借上げ型市営住宅の確保に努め、老朽化した市営住宅からの住替えを促進する。 特定空き家等、管理不全状態の空き家等の解消に向けた効果的な取り組みを模索しながら進めていく。
--------	---

亀山市新水道ビジョンに関する実績等報告書(令和3年度)

(上下水道部 上水道課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 9 年度
位置付け	本ビジョンは、平成25年3月に公表された厚生労働省「新水道ビジョン」を勘案し、第2次亀山市総合計画との整合を図りつつ、平成23年3月に策定した「亀山市水道ビジョン」に代わるものとして、亀山市水道事業の施策をまとめ、今後10年間の方向性を示す計画として、平成30年3月に策定したものである。
目的・概要	現状と将来の見通しを「安全」「強靱」「持続」の観点から分析・評価し、亀山市水道事業が抱える諸課題の解消と、人口減少問題や大規模地震対策など今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、健全な事業運営を持続し、安全でおいしい水を安定供給するための施策をまとめたものである。
計画の骨格	(基本理念) 次世代への使命 安全でおいしい水の安定供給 (目標・重点施策) 1. 安全な水道 すべての市民が、いつでもどこでも安全でおいしい水が飲める水道 (1) 水質管理体制の強化 ① 持続的な安全性の強化 ② 水質監視体制の強化 (2) 安全で快適な配水システムの構築 ① 水道施設の集中監視 ② 快適な給水サービスの提供 (3) 環境への貢献 ① 地球温暖化防止への貢献 ② 環境教育の推進 2. 強靱な水道 自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道 (1) 地震対策の実施 ① 計画的な耐震化の実施 ② 災害時における飲用水等の確保 (2) 風水害対策の実施 ① 風水害発生時の浸水対策 (3) 危機管理体制の強化 ① 応急給水体制の強化 ② 応急復旧体制の強化 3. 持続可能な水道 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道 (1) 老朽施設等の計画的更新 ① 施設等の計画的な更新 ② 施設等台帳の継続的な整備 (2) 水道サービスの充実 ① 水道利用者への情報サービスの向上 ② 水道利用者への対応の迅速化 (3) 健全経営の強化 ① 有収率の向上 ② 適切な財源確保 ③ 事業経営の効率化 (事業計画) 1. 水道整備年次計画 2. 財政計画

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	【別紙のとおり】				
2					
3					
4					

■計画の実績等

取組実績	①水道法第20条第1項に基づき水質検査計画を定め、水質検査を実施した。 ②水量・水圧の適正化を図るため、住山加圧ポンプ室の建設工事を実施した。また、設備の更新にあわせて省電力型ポンプ設備を導入した。 ③老朽施設等の計画的な更新として、取水ポンプ取替工事等を実施した。また、老朽化による配水管改良工事及び地区の主要部までの経路である基幹管路の耐震化整備を実施した。 ④水道施設を適切に管理するため、水道施設台帳の作成業務を実施した。 ⑤有収率向上のため、第4水源区域の漏水調査を行い修繕工事を実施した。 ⑥財源確保等のため、クレジット・スマートフォンアプリ収納の普及に努めた。
成果	①給水栓における水質が、省令に定められた基準に適合することを確認した。 ②住山加圧ポンプ施設の運用開始により、加圧区域の末端付近で平均水圧が0.369MPaまで上昇し、水圧低下の解消が図れた。 ③取水ポンプ取替等により、施設の安定稼働が維持でき、また、管路の改良工事等で、漏水箇所の改善と基幹管路等の耐震化が図れた。 ④水道施設の基礎情報に加え、適切な管理や計画的な施設の更新を行う上で必要となる情報の電子化を行った。 ⑤漏水箇所を早期に発見し、修繕することはできたが、有収率は前年度を下回った。 ⑥クレジット収納等の収納件数は増加し、使用者の利便性の向上と財源確保が図れた。また、収納率が向上する一方で、経常収支比率は目標値を上回ったが前年度を下回った。
総合計画推進への寄与度	総合計画の施策の大綱1. 快適さを支える生活基盤の向上 基本施策(3)上下水道の充実における施策の方向として、住山加圧ポンプ室の整備、基幹管路の耐震化整備、水道施設台帳の作成を実施したことで、総合計画の推進に寄与できた。

反省点・課題	配水管や施設の老朽化が当初予定していた時期よりも早く進んでいる状況であり、それに対する追加工事及び修繕工事を実施したことから、水道整備年次計画の工程を見直す必要がある。
--------	---

今後の方向性	施策の計画的な推進を図るため、おおむね3年ごとの進捗状況評価と点検により、財政計画と水道整備年次計画の妥当性を検証し、計画期間内に生じた新たな課題に、柔軟に対応していくこととする。
--------	---

■『亀山市新水道ビジョン』成果指標等一覧表

No	成果指標名(該当ページ)	年度 単位	現状値 H28	実績値				目標値 R9
				H30	R1	R2	R3	
1	加圧ポンプの整備施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設	—	1	2	2	3	3
2	設備更新時の省エネルギー機器の導入施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設	—	1	2	2	3	3
3	基幹管路の耐震化率 (P31「2 強靱な水道」)	%	20.3	20.3	20.8	21.5	22.7	38.0
4	主要配水池への緊急遮断弁の設置施設数 (P31「2 強靱な水道」)	施設	5	7	7	7	7	9
5	有収率(北中勢水道を除く) (P33「3 持続可能な水道」)	%	90.0	91.2	88.8	90.0	89.5	93.9
6	経常収支比率 (P33「3 持続可能な水道」)	%	110.10	120.39	122.92	120.67	120.44	111.30

・計画期間 平成30年度から平成39年(令和9年)度までの10年間

亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(政策部 政策推進課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 3 年度
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」
目的・概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。
計画の骨格	亀山市地域公共交通計画(亀山市地域公共交通網形成計画) (平成29年度～令和3年度) 基本方針① 亀山市が目指すべき交通体系の目標像の共有化 基本方針② まちづくりと連携した市内全域で活用できる合理的な公共交通ネットワークの形成 基本方針③ 地域の利用者ニーズを踏まえた効果的運行方式の導入と財政負担の軽減 基本方針④ サービス水準の確保と利用促進を誘導する戦略的行政支援策の展開 基本方針⑤ 地域の主体的取り組みの支援と利用促進策の展開
	本計画の目標 (地域公共交通体系の目標像) 『市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち』 数値目標 [目標年次:令和3年度] ●市内バス路線等の利用者総数(乗合タクシー含む) 310,478人[H28]⇒317,000人以上 ●コミュニティバス路線等の利用者総数(乗合タクシー含む) 95,115人[H28]⇒102,000人以上 ●コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数 各路線別の1便あたりの平均乗車人員数(人/便・日)[H28]⇒現状以上 ●市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均) 3,405人[H27]⇒ 3,400人以上 ●移動環境に対する不満割合(%) 17%[H23]⇒ 15%以下
	目標を達成するための施策・事業 評価・検証

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	市内バス路線等の利用者総数	人	310,478	204,768	317,000 以上
2	コミュニティバス路線等の利用者総数	人	95,115	68,619	102,000 以上
3	コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数	人/便・ 日	4.5	2.7	現状以上
4	市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均)	人	3,405	2,613 (R2)	3,400 以上
5	移動環境に対する不満割合	%	17	16	15以下

■計画の実績等

取組実績	・亀山市地域公共交通計画に基づき、既存バス路線については、運行事業を継続し、移動困難者の日常生活における移動性の確保に努めることができた。 ・コミュニティバスについては、地域公共交通計画に基づき、運賃体系の見直しやICカード利用機器設置を行い、利便性向上に務めた。 ・乗合タクシーについては、地域停留所や特定目的地停留所の追加化を行い、利便性の向上を図るとともに、引き続き3,000円分の無料体験乗車券を配布し、利用者の増加に努めた。 ・コロナ禍により乗り方教室やバス活用を含めたイベントの開催は実施できなかったものの、広域路線関係市町との共同PR等により、利用促進啓発および情報発信に努めた。
成果	・バスについては、コロナ禍の影響による外出自粛や不特定多数の乗車回避などにより、目標を大きく下回り、利用者増加につながらなかった。 ・乗合タクシーについては、コロナ禍の影響により、自由な移動や単独乗車が可能であることから、令和2年度の利用者総数3,741人から令和3年度利用者数は4,688人と約1.2倍増加するなど、制度の定着を図ることができた。 ・市内鉄道駅の総乗車人員数は、コロナ禍の影響もあり、2,613人と目標値を下回り、利用者増加につながらなかった。
総合計画 推進への 寄与度	1. 快適さを支える生活基盤の向上 (5)公共交通網の充実 既存のバス等による効率的・効果的な運行継続の実施や乗合タクシーの利便性の向上など、市内の地域公共交通網を充実させることで、市民がそれらを利用して安全で快適な生活を送ることに寄与している。

反省点・課題	・地域公共交通計画に基づいて計画的に取組を進める一方で、バス利用者や鉄道利用者が減少傾向にあり、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は大幅に減少した。引き続き利便性の向上やウィズコロナへの対応などの取組を行うとともに、様々な媒体を活用した利用促進のための情報発信が必要である。 ・バス利用者数や鉄道利用者数が減少傾向にあるため、計画の数値目標達成に向けてDXを活用した新たな技術の活用も含めた利便性の向上を検討するとともに、継続した利用促進啓発活動を展開する必要がある。
--------	---

今後の方向性	・バスについては、地域まちづくり協議会や近隣自治体との情報共有や連携により利用促進に向けた取組を継続して行う。 ・新たな技術を活用した取組の調査・研究や、ニーズとサービス、コストを考慮した鉄道・バス・乗合タクシーの最適な組み合わせによる効率的・効果的な運行に向けて検討を行う。 ・鉄道については、JR加太駅舎や亀山駅前再開発といった施設、鉄道遺産群や閑宿など、鉄道と観光をマッチングさせ、一層の利用促進を展開する。また、沿線自治体との連携を図りながら、利用促進活動を展開するとともに利便性向上のための要望活動を実施する。
--------	--

第2次亀山市消防力充実強化プランに関する実績等報告書(令和3年度)

(消防本部 消防総務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 3 年度
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「安全・安心なまちづくりの推進」と深く関わり、⑤消防力の充実強化の部分を補完するものである。
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、亀山市消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。
計画の骨格	体系図 【基本理念】 市民の安心を支える消防力の充実強化 【基本方針】 【基本方針 1】 消防体制の充実強化 【基本方針 2】 予防体制の充実強化 【基本方針 3】 救急体制の充実強化 【基本方針 4】 消防団の充実強化 【基本施策】 1_消防施設・設備の整備 2_職員の人材育成 3_消防職員の適正配置 4_災害対応力の強化 5_他市消防本部等との連携強化 1_地域消防力の強化 2_防火思想の普及啓発 3_住宅防火対策の推進 4_事業所等の安全対策の推進 1_増加する救急事案への対応 2_市民による救命率の向上 1_消防団の活性化 2_消防団の再編 3_消防団の教育訓練

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	「別紙のとおり」				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	消防大学校等の各種研修派遣により、消防・救助隊員の資質向上に努めた。計画的に救急救命士を養成したほか、各種研修派遣により、救急救命士の処置拡大への対応に努めた。津市、鈴鹿市と消防指令センターの共同整備に向けた調査研究を行った。救急車1台を更新するとともに防火水槽2基を設置した。防火対象物や危険物施設への立入検査を計画的に実施した。市広報媒体を活用して消防団活動をPRし、入団しやすい環境を整えた。小型動力ポンプ付普通積載車2台を更新するとともに雨衣を計画的に更新した。															
成果	消防大学校等への職員派遣による教育指導者の養成等により、消防・救助隊員の資質向上を図ることができた。計画的に救急救命士を養成することができたほか、各種研修派遣により、救急救命士の処置拡大に適切に対応することができた。津市、鈴鹿市と消防指令センターの共同整備に向けた調査研究を行うことができた。救急車1台を更新し、防火水槽2基を設置することができた。防火対象物や危険物施設への立入検査を計画的に実施し、火災等の発生や人命危険を未然に防ぐための体制づくりを推進できた。市広報媒体を活用して消防団活動をPRし、入団しやすい環境を整えることができた。小型動力ポンプ付普通積載車2台を更新しするとともに雨衣を計画的に更新し、より安全に災害対応等を行うための施設、装備を充実させることができた。															
総合計画 推進への 寄与度	第2次亀山市総合計画前期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (6)安全・安心なまちづくりの推進 【成果指標】 <table><thead><tr><th></th><th>現状値</th><th>目標値</th><th>R3年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・火災出動に関する平均所要時間</td><td>14分51秒</td><td>12分00秒</td><td>17分12秒</td></tr><tr><td>・救急出動に関する平均所要時間</td><td>41分06秒</td><td>37分00秒</td><td>42分24秒</td></tr></tbody></table>					現状値	目標値	R3年度	・火災出動に関する平均所要時間	14分51秒	12分00秒	17分12秒	・救急出動に関する平均所要時間	41分06秒	37分00秒	42分24秒
	現状値	目標値	R3年度													
・火災出動に関する平均所要時間	14分51秒	12分00秒	17分12秒													
・救急出動に関する平均所要時間	41分06秒	37分00秒	42分24秒													

反省点・課題	本プランの目的を達成するために掲げた基本施策の取組を推進したが、前期基本計画の成果指標として設定した火災・救急出動に関する平均所要時間を、昨年度実績から短縮することができなかった。個々の取り組み内容を精査し、今後に繋げていく必要がある。
--------	--

今後の方向性	本プランは令和3年度で終了となるため、令和4年度からスタートした第3次亀山市消防力充実強化プランにおいて、個々の取り組みを着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等社会情勢の変化に応じ、必要な取り組みを随時検討していく必要がある。
--------	---

■成果指標一覧表

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	防火水槽設置数	基	440	441	440
2	救急救命士搭乗率	%	99.9	99.9	100
3	中型免許取得率	%	79	80	93
4	消防用設備設置率	%	52	52	53
5	防火診断実施世帯数	世帯	0	0	800
6	住宅用火災警報器設置率	%	79.0	68.0	100
7	被搬送者軽症率	%	53.2	50.9	48
8	特定行為評価適切率	%	100	100	100
9	バイスタンダー心肺蘇生法実施率	%	47.6	31.42	50
10	消防団員充足率	%	95.9	94.0	100
11	消防団協力事業所認定数	事業所	11	14	16
12	防火衣配備率	%	100	100	100

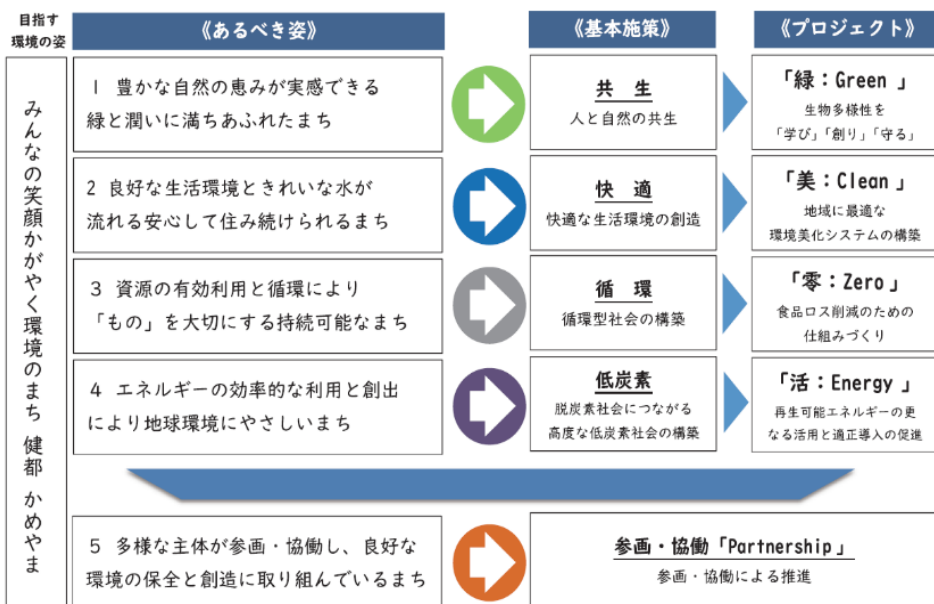
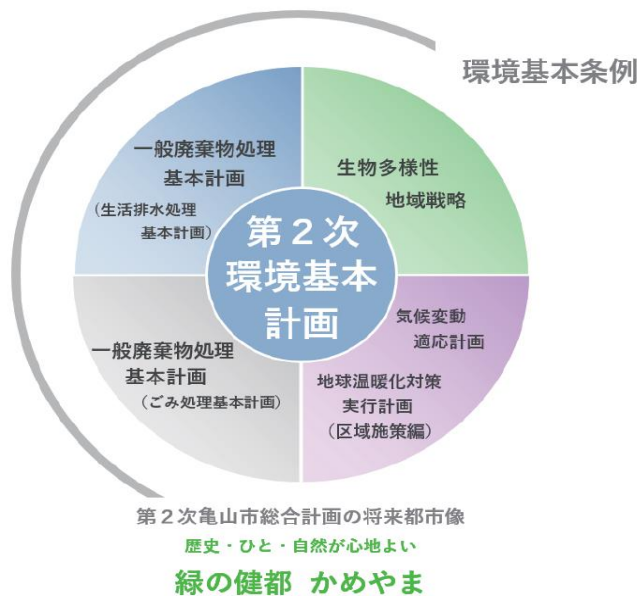
第2次亀山市環境基本計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(産業環境部 環境課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ～ R 12 年度
位置付け	本計画は、亀山市環境基本条例第8条第1項の規定に基づき策定したものであり、環境政策を横断的かつ総合的に推進するため環境関連の5計画を内包した。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「低炭素・循環型社会の構築」、「自然との共生」と関わるものである。
目的・概要	本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。 本市が目指す10年後の環境の姿として「みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま」を掲げ、5つの基本施策や4つのプロジェクトにより具現化を図る。

計画の骨格



■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	別紙参照				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	市民に自然と触れ合う機会や学習する機会を提供するため、里山塾、ザリガニ釣り大会、亀山7座トレイル(登山講座)等のイベントを開催した。市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定を行うとともに、公共下水道事業の推進により、生活排水処理施設の整備を行った。一般廃棄物に占める紙類及び厨芥類の割合が高いことから、令和3年4月に雑がみの分別収集を開始し、これまで一般ごみとして溶融処理していた紙類等を資源化し、ごみ減量化とリサイクルに取り組んだ。地球温暖化の防止につながる『緑のカーテン運動』に取り組んでいただくため、ゴーヤのポット苗を希望者に配布した。 当該計画の推進を図るにあたり、市民、事業者及び関係団体等から幅広い意見を反映するため、環境未来創造会議及び基本施策ごとの部会を設置した。
成果	自然環境に関するイベントを開催したことにより、生物多様性に関する周知・啓発に貢献できた。新たに市内に立地した事業所などと環境保全協定を締結するとともに、市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定を行ない監視することにより鈴鹿川の水質を維持した。自然環境生活排水処理率が、公共下水道事業井田川・能褒野処理分区他4処理分区の供用開始により、大幅に向上した。一方、1人1日あたりのごみ排出量は横ばいであったが、雑がみ及びその他びんの分別収集を開始したことで市民のごみ分別意識が高まり、ごみの資源化率が向上した。 そして、第2次市環境基本計画を推進するための会議及び部会を設置したことにより、当該計画の推進体制が確立できた。
総合計画 推進への 寄与度	里山管理運営協議会等と連携し、自然公園を活用して市民に自然と触れ合う機会等の提供をしたものの、新型コロナウイルスの影響によりイベント等参加人数は激減した。新たな資源ごみとして雑がみ及びその他色びんの分別収集の開始や市民の資源物集団回収活動により、ごみの資源化率は前年度比2.2ポイント増加した。また、1人あたりのごみ排出量は、食品ロス削減の啓発や3Rの推進により前年度比26g減少し、ごみの減量化とリサイクルの推進に寄与した。

反省点・課題	新型コロナウイルスの影響もあるが、自然環境イベントや環境に関する講座等への参加人数が減少した。一般廃棄物に占める紙類の割合は、4割程度と依然として高い。食品ロス削減は周知啓発に留まり、より効果的な方法に取り組む必要がある。
--------	---

今後の方向性	環境イベントや講座への参加人数を増やすため、さらなる環境関連イベントを開催し、幼稚園、保育園、学校等に参加を呼び掛ける。ごみ減量化・リサイクルの推進を図るため、さらに雑がみ等の分別収集を周知し、厨芥類は食品ロス削減に取り組む等により3Rを推進する。
--------	--

■成果指標

現状値及び目標値 … 第2次亀山市環境基本計画(2021～2030) 各基本施策成果指標参照

成果指標名			現状値	実績値 (令和3年度)	目標値
		単位			
1	自然環境に関するイベント等に参加した人数等	人	8,563	3,406	9,500
2	外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数	団体	3	2	8
3	間伐面積(平均)	ha	183	154	200
4	環境美化ボランティア登録団体数	団体	31	33	40
5	環境保全協定の締結数	件	77	81	100
6	生活排水処理率	%	81.4	88.8	92.1
7	1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	943	945	880
8	ごみの資源化率	%	30.8	31.5	38.0
9	溶融飛灰の資源化率	%	100	100	100
10	市域における二酸化炭素排出量	(千t-CO2)	1,322	1,327 (令和元年度)	1,156
11	再生可能エネルギー発電施設の導入件数	件	2,662	2,838 (令和2年度)	3,500
12	環境に関する講座等への参加人数	人	3,184	1,874	3,500
13	環境関連分野において連携・協働による取組を行っている団体(組織)数	団体(組織)	13	21	20

亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に関する実績等報告書(令和3年度)

市民文化部 文化課
(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ～ R 12 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律第4条の規定に基づき同法第5条第2項に規定する内容をまとめたものである。また、本計画は、同法による国の第1号認定を受けた第1期計画の課題の解決と、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくための第2期計画として策定したものである。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	第1章. 歴史的風致形成の背景 1. 自然的環境 2. 社会的環境 3. 歴史的環境 4. 文化財等の分布状況 第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致 1. 歴史的風致 (1)東海道「関宿」周辺の歴史的風致 (2)東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致 (3)東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致 (4)東海道「野村集落」周辺の歴史的風致 (5)東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致 (6)大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 (7)巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致 (8)金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致 第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 3. 上位・関連計画との関連性 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 5. 実施体制 第4章. 重点区域の位置及び区域 1. 重点区域の位置及び区域 2. 重点区域の指定の効果 3. 良好な景観の形成に関する施策と連携 第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項 1. 市全体に関する事項 2. 重点区域に関する事項 第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業 第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準 第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方 2. 個別の事項 3. 届出が不要の行為

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・令和3年5月19日に国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、以下の事業を進めた。 1. 重点区域案内看板整備事業 2. 地域活動拠点整備事業
成果	1. 重点区域案内看板整備事業 計画に基づき、文化財説明看板「旧佐野家住宅」を設置することで、広く市民や来訪者に歴史的価値を知ってもらい、文化財の保存と活用に寄与した。 2. 地域活動拠点整備事業 JR関西本線加太駅舎を地域活動拠点「加太サロン」として、内装改修、トイレ改修、屋根及び外構整備を完成し、令和4年3月にオープンさせた。これにより、地域交流の促進に寄与した。
総合計画推進への寄与度	歴史的風致形成建造物や文化財説明看板など歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、第2次総合計画前期基本計画、1. 快適さを支える生活基盤の向上、(9)歴史的風致を生かしたまちづくりの推進について進めることができた。



反省点・課題	・亀山市歴史的風致維持向上計画(第1期)で進められなかった拠点文化財等をつなぐ道路整備事業(道路美装化事業等)を令和3年度からの第2期計画に基づき進めていく必要がある。 ・文化財説明看板未設置の地区がまだ多いことから、引き続き設置を行っていく必要がある。
--------	---



今後の方向性	令和3年5月19日に国より認定された亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づいて事業を進める。
--------	--

第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 3 年度
位置付け	本計画は、地域福祉法第107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画に即したものである。あわせて、福祉分野のマスタープランとして、高齢者、障がい者、子ども・子育て支援、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携しながら福祉施策を総合的に推進するものである。
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「ふだんの、くらしの、しあわせ」のまち「かめやま」の実現を目指すものである。
計画の骨格	将来都市像 基本理念 基本目標 施策の方向 歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま ともに支え合い ともに暮らせる ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進 (1)福祉意識の向上 (2)担い手の育成 (3)権利擁護の充実 (4)生活困窮者対策の推進 2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり (1)情報提供の充実 (2)福祉サービスの向上と相談体制の充実 (3)地域福祉・ボランティア活動の推進 (4)地域の防災対策の充実 (5)関係機関の連携強化 3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進 (1)地域活動の充実 (2)健康づくり・生きがいづくり (3)助け合い・支え合い活動の充実

■ 成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	市ボランティアセンター登録数及びボランティア数 (地域の担い手含む)	人	751	652	900
2	ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	団体	60	111	110
3	ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	箇所	-	3	10
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	社会福祉協議会と一緒に子ども・障がい・高齢・生活困窮の分野に加え、市の相談機能を有する窓口への複合課題相談支援つながるシートの全庁展開へと上げた。また、子どもの貧困対策では、教育と福祉の分野間の連携を強化するため、つながるシートの利活用方法等について、必要に応じて訪問説明を行いながら運用した。これらの世帯が抱える複合的な課題については、CSWと市の相談支援包括化推進員に集約する体制を整えた。さらに、地域における助け合い・支え合いのしくみづくりでは、ちょっとした困りごとに住民同士で対応する「ちょこボラ(有償ボランティア)」の他地域への展開に向け、全22地区まちづくり協議会への地域ヒアリングを実施するとともに、CSWや生活支援コーディネーターが中心となり、昼生・井田川北・坂下地区に続き、城北地区において城北サポート隊が組織化された。
成果	地域や学校に対する働きかけを通じて、共生社会等の意識づけを進めながら、民生委員等の地域福祉の中核を担う人材に対する研修や次世代を担う高校生に対する福祉教育を実施した。成年後見制度の中核機関の設置検討を進めるとともに、ひきこもりの実態を明らかにするため、民生委員等へのアンケート調査や活動団体ヒアリングを実施するなどにより、地域福祉を支える人材の育成や自立支援を推進した。また、関係機関から提出されたつながるシートに基づいた世帯全体のケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議を運用するなど、多機関の有機的な連携体制を構築し、安心を生み出す環境づくりを進めた。さらに、ちょこボラの市域への展開に向け、実施地区への継続的な相談対応に加え、新たに城北地区で組織化されるなど、身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進を図った。
総合計画推進への寄与度	民生委員等への研修やCSW等によるちょこボラの実施地区への相談対応や組織立ち上げに継続的に関わることで、地域福祉を支える人と組織の育成や、地域での助け合い・支え合いしくみづくりを進めた。また、地域まちづくり協議会(16地区)を市・社協の担当者が訪れ、包括的な支援体制の構築などの概要を説明し、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを進めた。さらに、ひきこもりの実態調査を実施し、施策の検討を進めるなど、低所得者への支援と自立支援の推進を図った。

反省点・課題	多機関との有機的な連携体制の強化に向け、つながるシートの改善を図るとともに、CSWに集約できるよう、全庁を含めた多機関に対し、継続的な関係性の構築が必要である。また、福祉分野において、属性や世代を問わない全対象型の包括的な相談支援や地域づくりの支援を重層的に展開できる体制づくりが必要である。
--------	--

今後の方向性	市のあらゆる相談窓口で把握した世帯が抱える複合的な福祉課題をCSWに集約できる包括的な相談支援体制の構築を進める。また、市民アンケートや関係機関等へのヒアリングを踏まえ、地域福祉力の向上に向け、属性等を問わない相談支援、地域づくりなどを一体的に実施する重層的な支援体制の構築を進める。
--------	--

数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17.2%	—	—	—	25.2%	—	35%	平成 27 年度_第 2 次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47.6%	—	—	—	54.1%	—	55%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数(地域の担い手含む)	751 人	714 人	747 人	755 人	719 人	652 人	900 人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46.1%	—	—	—	52.8%	—	50%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39.7%	—	—	—	52.1%	—	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60 団体	96 団体	113 団体	123 団体	112 団体	111 団体	110 団体	
ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	—	0	1	2	2	3	10 箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69.1%	—	—	—	67.4%	—	90%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6.1%	—	—	—	10.0%	—	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30.6%	—	—	—	36.9%	—	25%	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業やイベントの中止や縮小などを余儀なくされたものは、文末に「＜※＞」を表示しています。

1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上

5年後のあるべき姿		「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。
行政と社協の役割		高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。
取組内容	①	「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
	②	地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
	③	地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス」の考え方について、普及を図ります。
	④	障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。
実績 (令和3年度)	①	市・社協が、地域福祉計画の基本理念や主要な取組であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置(社協)し、個別支援・地域支援・しくみづくりに取り組む地域福祉力強化推進事業について、地域まちづくり協議会に周知するため、開催できた16地区において、わかりやすく伝わるよう、スライドや資料を使いながら、情報提供に努めました。＜※＞ また、映像通訳(タブレット端末)・電話通訳システムによる12言語(ポルトガル語、スペイン語など)に対応した外国人生活相談窓口を設置し、外国語通訳者による相談を含め、年493件(ポルトガル語323人、英語70人、スペイン語66人など)の相談に対応しました。外国人の子育てや福祉、教育など、生活全般の相談に対応できる環境づくりを進めるなど、相互に理解し合って暮らせる共生社会の実現に向けた取組を行いました。
	②	社協が主体となり、学校等と連携した福祉教育推進事業について、保育所(12)・幼稚園(5)・認定こども園(2)、小中学校(14)、高等学校(2)において継続して実施し、地域交流等を通じて福祉の心を育みました。 ❖社会福祉施設における中学生を対象とした福祉体験教室(中止)＜※＞
	③	ちょっとした困りごとに地域で対応する「ちょこボラ」による助け合い・支え合いのしくみづくりを進めるため、松阪市の漕代まちづくり協議会(まかせて!!漕代支援隊)の代表を講師に迎えた、地域住民を対象としたちょこボラ養成講座を企画(1月)しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、延期となりました＜※＞。
	④	人権週間にあわせたヒューマンフェスタ in 亀山(12月)において、障害者差別解消法などの「差別解消三法をご存知ですか?」と題した講演会に加え、地域で支え合う地域づくりなどの3つの分科会を分散型で開催(106人)することにより、参加者間の交流やふれあいの場を提供しました。 ❖あいあいまつり2021(中止)＜※＞
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		地域や学校に対する働きかけを通じて、「共生社会」や「我が事」への意識づけを進めてきました。今後も継続した啓発の取組により意識づけをより一層広めるとともに、具体的な行動につなげていけるよう、地域や活動団体を支援していくことが求められます。

(2) 担い手の育成

5年後のあるべき姿		「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。
行政と社協の役割		地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援を行います。
取組内容	①	民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を図ります。
	②	ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を実践する人材の育成を進めます。
	③	市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。
実績 (令和3年度)	①	三重県が実施した民生委員・児童委員に対するひきこもりの実態調査にあわせ、民生委員児童委員協議会(全4地区)へのひきこもりに関する定義や課題などを社会福祉協議会と一緒に訪問し、補完説明しました。また、市内16地区の福祉委員会などに出向き、地域の中で複合的な福祉課題を抱えた世帯を発見した場合は、CSWにつないでいただけるよう、市と社協が連携して相談支援を展開する体制づくりを地域の支援者に直接伝えました。 また、関係機関向けの啓発チラシのリニューアルに向け、つながるシート提出後の支援フローを追記するなど、現に支援を担う人材が支援につながりやすくなるよう、地域福祉の中核を担う人材の育成を図りました。
	②	社協が主体となり、亀山・徳風高等学校において、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを引き続き行いました。亀山高等学校をモデル校として指定し、社協と一緒に生徒が考案したレクリエーション集をふれあい・いきいきサロン(91団体)への配布や手作り作品(フォトフレームなど)を高齢者施設にプレゼントなどを実施するため、年間を通じた福祉教育プログラムを作成し、地域福祉を担う人材の育成に努めました。
	③	社協と長寿健康課とが連携し、高齢者の情報交換や交流を深める場として、「ふれあい・いきいきサロン(91箇所)」を開催し、延べ19,104人が参加しました。当該サロンは、令和2年度に比べ、新型コロナウイルス感染症の影響により2箇所減少しましたが、地域住民が主体となった介護予防活動が展開されました<※>。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		民生委員・児童委員、福祉委員といった地域福祉の中核を担う人材に対する研修や、次代を担う高校生に対する福祉教育を実施しました。今後、持続可能な福祉のまちづくりを進めるためには、地域の中核的な人材はもとより、多くの人が少しずつ「できることを担う」意識を育むとともに、担い手の裾野を拡大しながら、多様な福祉人材を確保していくことが求められます。

(3) 権利擁護の充実

5年後のあるべき姿	判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。
行政と社協の役割	人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。
取組内容	① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
	② 判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
	③ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画（平成30～32年度）及び第2次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
	④ 児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
	⑤ 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
実績 (令和3年度)	① 広報かめやまや人権啓発チラシの配布などによる人権を守る啓発活動を行いました。また、人権相談事業（よろず人権相談：年36回）をはじめ、人権擁護委員の日（6月）や人権週間（12月）にあわせ特設人権相談（2回）を実施し、地域での啓発活動や人権相談等の支援体制を継続することにより、市民の人権が守られる環境づくりを進めました。 ※高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議（3月書面会議）
	② 社協が実施する日常生活自立支援事業（県社協受託）は、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりサービスなど、利用者に寄り添った支援により、地域の中で生活が続けられることができる環境の保持に努めました。 【契約者数：40件、支援回数：900回】
	③ 成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、市民アンケートや関係団体にヒアリングを実施（12団体）し、本市における支援の現状や課題に対応できる中核機関の機能の検討を進め、第2次地域福祉計画【後期】に必要な施策を取組として位置付けました。 また、愛知県豊田市への先進地視察（7月）に加え、地域福祉課・長寿健康課及び社協との協議の場（情報共有、必要な機能の検討など）を設置（3回）し、成年後見制度の利用促進に向け、中核機関の設置検討を進めました。
	④ 児童虐待やDVの発生予防や早期発見・早期対応のため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会のネットワークを活用した相談支援を展開しました。子ども分野を越えた世帯の複合的な福祉課題をCSWに集約する「つながるシート」に基づいた多機関協働による包括的な相談支援の実施に向け、市と社協が連携して必要な関係機関を構成員とした担当者会議を随時開催し、地域や関係機関などとの連携強化を図りました。
	⑤ 本市における障害者差別解消法に係る相談件数や事例を地域自立支援協議会で報告（1月）し、障がい者差別解消に向けた協議を行える体制整備を進めました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	日常生活自立支援事業を中心に、必要な人に対して成年後見制度の利用を促すことにより、判断能力が低下した人に対する権利擁護、日常生活の支援を進めてきました。今後、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、成年後見をはじめとする権利擁護ニーズへの対応が不可欠であることから、中核機関の設置など、安心して制度が利用できる体制づくりが求められます。

(4) 生活困窮者対策の推進

5年後のあるべき姿		公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。
行政と社協の役割		社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。
取組内容	①	貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
	②	生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。
	③	生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
	④	自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチによる相談支援を実施します。
	⑤	生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。
実績 (令和3年度)	①	子どもの貧困に関する実態調査(H30)を踏まえた第2期子ども・子育て支援事業計画を推進し、経済的な困窮や文化的な貧困にかかる課題のある世帯の早期把握に向け、教育と福祉の連携強化に向けたつながるシートによる支援体制の充実や家庭の孤立を防ぐための包括的なネットワークづくりを進めました。
	②	生活困窮者自立支援事業におけるひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり支援員を配置し、本市のひきこもりの実態を明らかにするため、市民アンケートやひきこもり関係団体ヒアリングを実施(16団体)しました。本市における求められる取組を分析・整理し、必要な施策を第2次地域福祉計画[後期]に位置付けました。
	③	市と社協と一緒に、16地区のまち協(福祉委員等)に地域福祉計画の概要や主要な取組である地域福祉力強化推進事業の説明や、4地区の民生委員児童委員協議会へのひきこもりの定義や課題などを伝え、地域の支援者の生活困窮者に対する理解を深めました。また、地域住民の中で複合的な福祉課題を抱える世帯を発見した場合は、つながるシートによりCSWに集約できる体制づくりに向け、市の相談機能を有する窓口を選定し、全庁展開を図りました。
	④	生活困窮者自立支援事業において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が大きく、新規相談226件、延べ相談件数1,942件と前年度の新型コロナウイルスによる影響は減少したものの、雇止めなどにより生活困窮に陥る相談は多く、窓口での来所相談に加え、訪問活動を併せて行いました。また、アウトリーチによる相談支援は、社協に配置したCSWが中心となり実施し、自立相談支援事業における相談支援員と連携を図りながら対応しました。
	⑤	さらに、生活困窮者に対するアプローチの支援として、本人同意の有無に関係なく情報共有し、必要に応じて相談者の支援プラン(14件)を作成・管理できる支援会議(生活困窮者自立支援法)を月例で開催(12回)するなど、関係機関と連携した適切な支援体制づくりを進めました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		生活困窮者自立支援事業を通じて複合的な課題への対応を中心に伴走的な相談支援の充実を図ってきましたが、まだまだ潜在的なニーズがあると考えられることから、地域とのネットワークや社会資源の活用なども含め、支援の必要な人が支援につながる体制を強化していくことが求められます。さらに、ひきこもり対策なども視野に入れると、就労に関する支援が不可欠であると考えられることから、中間的な就労支援も含めた生活困窮者自立支援の充実を図ることが求められます。

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実

5年後のあるべき姿		「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。
行政と社協の役割		必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。
取組内容	①	地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」、「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
	②	民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
	③	潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。
実績 (令和3年度)	①	地域の福祉課題に関することは、社協につないでいただくよう、まち協(16地区)や民生委員児童委員協議会に市と社協が出向き、相談先(窓口)の周知を行いました。その中で、複合的な福祉課題を抱える世帯を発見した場合は、CSWにつなぐ「つながるシート」を導入し、情報を集約できる体制づくりを進めました。また、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等からの生活に関する困りごとの相談(買い物支援など)を一元化するため、市と社協で相談を受け付ける窓口を設置し、明確化しました。 また、地域との関わりが稀薄な人には、地域における支援者を介した情報提供を行うとともに、市ホームページやチラシなどによる情報発信に努めつつ、生活困窮者自立相談支援機関やCSWによる個別支援を通じて、個別の状況に応じたアウトリーチによる情報提供に努めました。
	②	市と社協と一緒に、16地区のまち協(福祉委員等)に地域福祉計画の概要や主要な取組である地域福祉力強化推進事業の説明や、4地区の民生委員児童委員協議会へのひきこもりの定義や課題など、スライドやチラシなどを活用しながら、詳細な情報提供に努め、地域の支援者の理解を深めました。
	③	民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、各分野(高齢・障がい・子ども・生活困窮など)につながった複合的な福祉課題を抱える世帯を地域で発見した場合は、CSWにつなげることができる体制を継続し、掘り起こし機能の充実・強化を図りました。また、支援が必要な人にアウトリーチにより、必要な情報が届く体制づくりを進めました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		従来の情報提供手段に加え、個別支援を通じてアウトリーチするなど、その充実に努めました。市民に対して効果的な方法で情報を伝えることはもとより、支援が必要であるにも関わらず情報が伝わりにくい人については、周囲の支援者を介してアウトリーチするなど、情報提供手段の多様化を図ることが求められます。

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

5年後のあるべき姿	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。
行政と社協の役割	地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。
取組内容	① 社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。
	② 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。
	③ 地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要な機関につながるしくみづくりを進めます。
	④ 地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。
実績 (令和3年度)	① 社協が主体となり、令和3年3月に設立された亀山市社会福祉法人連絡会全体会を開催(2回)し、各法人が所有する施設や備品を地域住民に貸し出せるよう、貸出備品パンフレットを作成・配布し、地域における公益的な取組の促進を図りました。
	② 生活困窮者自立支援事業における福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」により、福祉に関するあらゆる相談を受け付けました。また、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等からの生活に関する困りごとを市と社協において一元的に受け付ける窓口を新たに設置しました。各分野における複合的な福祉課題をCSWに集約する包括的な支援体制づくりについて、市健康福祉部と社協の職員向けの研修を開催(10月)するなど、重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めました。
	③ 民生児童・児童委員、福祉委員の見守り活動等において、福祉課題を抱えた人を発見した場合、社協のCSWにつないでいただくよう周知するとともに、その中で複合的な福祉課題は、CSWにつながるシートによりつながる体制づくりを進めました。
	④ CSWの個別支援により浮かび上がった地域のニーズに対し、ちょっとした困りごとは地域で対応するちょこボラのしくみについて、生活支援コーディネーターやCSWが継続的に関わることで、昼生・井田川北・坂下地区で活動がはじまり、令和3年度には城北地区において、「城北地区サポート隊」が組織化され、まち協単位で地域の福祉課題を解決できる場づくりが拡がりました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	「福祉なんでも相談窓口(生活困窮者自立支援事業)」の設置と「つながるシート」により、制度の狭間にあるケースへの相談・支援体制を整えることができました。今後は、複合的な福祉課題を包括的に受け止める「断らない相談窓口」へと体制を充実させていくとともに、福祉課題を解決するためにサービスや社会資源を組み合わせ、コーディネートしていく体制の強化が求められます。

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

5年後のあるべき姿	住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。	
行政と社協の役割	さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。	
取組内容	①	「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
	②	日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。
	③	福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
	④	地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
	⑤	認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。
実績 (令和3年度)	①	市と社協がまち協(16地区)に出向き、地域における支え合いのしくみづくりの概要を伝えることにより、地域の支援者を含めた住民の理解を深めました。また、従来からの大規模なボランティア組織のあり方から、小規模で組織に属さない組織形態などへと転換期を迎える中で、有償ボランティアのしくみとして、市内で先駆的に取り組む3地区(昼生、井田川北、坂下)に加え、城北でも新たに組織化されるなど、ちょこボラを軸としたしくみづくりを進めました。
	②	生活支援コーディネーターとCSWが連携し、草刈りやごみ出しなど、日常生活のちょっとした困りごとに住民同士で支え合うしくみづくりについて、昼生・井田川北・坂下地区で活動が行われているとともに、城北地区において、新たに「城北サポート隊」が組織化されました。また、当該事業に対して、組織立ち上げの準備経費や運営経費の一部を補助する制度(3地区)により、ボランティア活動の促進を図りました。
	③	社協により、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的として、歩行器(1件)や車椅子(121件)を貸し出すことにより、在宅の寝たきり高齢者や障がい児(者)の社会参加の促進につなげました。
	④	介護予防事業における高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン(91箇所)」や、社協が主体となり、子育てサロン(5箇所)、地域住民が参加するコミュニティサロン(14箇所)のサロン活動推進事業を実施し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、全体として令和2年度に比べ2箇所助成が減ったものの、住民の身近な場所での憩いの場づくりの支援を継続しました。
	⑤	社協が、市から委託により、認知症サポーター養成講座(14回、延べ481人)や認知症ステップアップ講座(5人)の開催とともに、認知症初期集中支援チーム(相談件数260件、実相談者数49人)や認知症関係会議3回により、認知症状態にある人やその家族に早期から関わりました。また、在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット(登録者42人)」を推進し、介護・医療が必要となった人の在宅暮らしを支える体制を継続するなど、家族のみならず、地域全体で支える支援のしくみづくりを進めました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		「ちょこボラ」や各種のサロン活動など、住民主体の活動が活発化していますが、担い手不足が指摘される中で、ボランティアセンターのコーディネート力を高めることなどにより、好事例の共有を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、市内他地区へ展開していくことが求められます。

(4) 地域の防災対策の充実

5年後のあるべき姿		地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起こっても地域で住民の安全が確認されています。
行政と社協の役割		密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。
取組内容	①	大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、支援者名簿を再構築するとともに、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの避難支援者の協力を得ながら、その活用と見直しを図っていきます。
	②	地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
	③	大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力」を高めます。
実績 (令和3年度)	①	災害が起こっても地域で住民の安全確保につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新作業を進めるとともに、自治会連合会からの意見(4月)を踏まえ、名簿の作成や情報共有、活用方法を示した避難行動要支援者名簿の取扱いについて(避難支援者向け)を作成(5月)しました。また、当該取扱いに基づき、亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱を一部改正(10月)し、名簿情報を提供する機関を変更しました。
	②	社協と市が連携し、平時からの民生委員・児童委員による住民の生活状態の把握や、福祉委員会(全22地区)における75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした安心見守り訪問事業(948件)を実施しました。 また、8050世帯や自治会未加入世帯など、地域から孤立気味の世帯を発見した場合は、CSWにつなぐことができる体制づくりを進めたことにより、日頃からの安否確認体制の構築を図りました。 さらに、令和3年5月に作成した避難行動要支援者名簿の取扱いについて(避難支援者向け)に基づき、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別避難計画の策定に向けた協議を進めました。
	③	社協が主体となり、災害ボランティアセンター設置運営等支援事業(国1/2)を活用し、粉塵マスク、バール、踏み抜き防止中敷きなど、災害時に必要となる用品を災害ボランティアセンターに備蓄しました。 また、災害時における応急対応活動として当該センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施することを目的として、亀山市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書を締結(10月)しました。 ※災害ボランティアセンター設置訓練(中止)
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		避難行動要支援者名簿の更新や安心見守り訪問事業の実施などに取り組みました。全国各地で災害が頻発しており、災害がいつ起こるとも限らない状況であることから、防災と福祉の連携により実効的な体制づくりを進めることが求められます。

(5) 関係機関の連携強化

5年後のあるべき姿		多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。
行政と社協の役割		地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。
取組内容	①	地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク※ ¹ が全市で行える体制づくりに努めます。
	②	地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
	③	地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。
実績 (令和3年度)	①	社協に委託している地域福祉力強化推進事業では、CSWによる個別支援の相談実績が、令和3年度は新規相談39件(延べ1,440件)と継続的に多い状況下において、その内容も8050やひきこもりなどの世帯が顕在化し、全庁を含めたあらゆる機関につながった複合的な福祉課題をCSWに集約するしくみづくりを進めました。また、後期計画の策定にあわせ、全22地区に地域ヒアリングを実施し、地域が抱える実情に即した、地域ごとのしくみづくりの展開に向けた取組を後期計画に位置付けました。
	②	基幹型地域包括支援センターの生活支援コーディネーター(第1層)が軸となり、地域まちづくり協議会を単位として、人口・世帯・高齢化率などに加え、地域の福祉・医療・教育などの社会資源やインフォーマルな活動を見える化した「地域福祉カルテ」を市と共同で更新し、内容の充実を図りました。また、CSWの体制を強化し、個別支援・地域支援・しくみづくりを一体的に展開できるよう、社会福祉法の一部改正により創設された重層的支援体制整備事業を事業化しました。
	③	市に配置した相談支援包括化推進員と社協のCSWとが共同し、関係機関からつながるシートにより集約された複合的な案件について、世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを作成・管理できるよう、相談支援包括化サポート会議を運営(12回)し、情報共有や関係機関等の役割分担を図りながら、課題を解決することができる体制づくりを進めました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置及び増員により、コミュニティソーシャルワークの体制強化を進めることができました。今後は、保健・医療・福祉の連携強化のみならず、教育と福祉、法務と福祉などの連携を強化し、複雑かつ複合的な課題に対応していくことが求められます。また、CSWによる相談支援が浸透したことで「個別支援」のケースが増える中、地域で見守り、解決していけるよう、「地域支援」をより一層充実させていくことが求められます。

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実

5年後のあるべき姿		地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。
行政と社協の役割		住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。
取組内容	①	小地域における福祉活動等を促進するため、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
	②	地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
	③	教育委員会と連携して、コミュニティスクール（学校運営協議会）や青少年育成市民会議の「愛の運動（登下校時の見守り活動）」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
	④	地域の課題を解決するコミュニティビジネスのしくみづくりを検討します。
実績 (令和3年度)	①	天神・和賀地区と御幸地区コミュニティセンター調理室のエアコン設置や関文化交流センターの空調機改修など、地域まちづくり協議会の活動拠点の充実を図るため、老朽化等に対応する必要な工事を実施しました。
	②	社協による小地域ネットワーク活動により、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、まち協(22地区)において福祉委員(340人)を委嘱しました。また、各地区において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に配慮し、地域の創意工夫により、三世代ふれあい交流や高齢者訪問、サロンなど地域の特性に応じた内容で福祉活動が行われ、地域における住民同士の相互理解や連帯感の醸成を図りました。 また、市内全地区において、地域で生活する人の相互理解や連帯感の醸成に向け、民生委員・児童委員と福祉委員の役割や活動の様子に、インタビューをまじえた動画を制作しました。
	③	亀山東小学校と亀山中学校において、学校と保護者、地域が協働する学校運営協議会を設置し、全小中学校での活動が始まることとなりました。 また、青少年育成市民会議による愛の運動(38団体、1,477人)として声かけ活動を実施することにより、身近な地域での住民相互のつながりづくりに取り組みました。
	④	地域まちづくりアドバイザー派遣制度を活用(1件)し、城東地区において、津市NPOサポートセンター相談員を講師に迎えたまちづくりに関する勉強会が開催(11月)されました。また、生活支援コーディネーターやCSWによる地域支援・しくみづくりと並行し、地域の課題を解決につなげる、しくみづくりを進めました。 さらに、学びの成果を活かして地域で活躍する場を創出する「かめやま人キャンパス」として、コミュニティビジネスや副業をテーマとしたまちの起業人養成講座(参加人数72人(延べ)、第3期講座8回)について、アイデアを形にするための課題設定などをテーマとして開催し、地域で起業される人の養成を行いました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		「ちょこボラ」や各種のサロン活動など、住民主体の活動が活発化していますが、地域差が見られます。担い手不足が指摘される中で、好事例を共有するなど、市内他地区へ展開していくための支援が求められます。

(2) 健康づくり・生きがいづくり

5年後のあるべき姿		生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。
行政と社協の役割		住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることもできる活動を支援します。
取組内容	①	健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。
	②	地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。
	③	高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。
	④	子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。
実績 (令和3年度)	①	市民が自ら目標を決めて実践する健康づくりの取組に対してマイレージ(ポイント)を付与する健康マイレージ事業(令和3年6月～令和4年2月)を実施(519人)し、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげることで、健康に対する市民の意識を高めました。
	②	新型コロナウイルス感染症の内容等を掲載した市民活動ニュース(年12回)や亀山市民ネット(Web)などにより、市民活動に関する情報や活動内容をさまざまな媒体で発信しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、市民活動団体と市が協働で行う協働事業や市民活動団体の育成を目的とした市民参画協働事業推進補助金の利用はなかったものの、津市NPOサポートセンター相談員による市民活動なんでも相談所(年6日)を引き続き開設することなどにより、住民の主体的な活動を促す環境づくりを進めました。
	③	健康寿命を延伸できるよう市民の健康づくりのきっかけづくりを促すため、市民が自ら目標を決めて健康づくりを実践する健康マイレージ事業を実施(519人)し、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげることで、健康に対する意識を高めました。 また、介護予防事業における高齢者のふれあい・いきいきサロンの開催(91箇所)や住民の誰もが参加できるコミュニティサロンを開催(14箇所)するとともに、中央公民館の出前教室として、運動や健康に関する講座(13地区、延べ13回、登録者111人)を実施することにより、健康に暮らすことのできる環境づくりに取り組みました<※>。
	④	図書館整備基本計画(平成30年5月)に基づいた図書館サービスを具体的に展開するため策定した図書館サービス実施計画(令和3年3月)では、新図書館に付与される機能として市民交流を掲げ、参加者同士の交流機会の創出や地域団体との連携による地域間交流の支援などに関する検討を進めたことにより、子どもや高齢者など世代を問わず誰でも安心して集える市民の居場所づくりにつなげました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)		地域住民一人一人が健康や生きがいを育めるよう、交流の場や環境づくりを進めることが求められます。「心しい生活様式」に対応しつつ、地域の人びとが求める交流の場や環境づくりが展開できるよう、助成金だけでなく、ノウハウ提供などの支援をすることが求められます。

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

5年後のあるべき姿	隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。	
行政と社協の役割	支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。	
取組内容	① ② ③	ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、従来の活動に音楽療法等を取り入れるなど、活動のノウハウの普及に努めます。
		② 買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
		③ 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
実績 (令和3年度)	① ② ③	① 社協が主体となり、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン(介護予防普及啓発事業:91箇所)や子育てサロン(5箇所)に加え、住民の誰もが参加できるコミュニティサロン(14箇所)におけるサロン活動を促進するため、活動に係る助成を継続的に行うことにより、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けながらも、地域における憩いの場づくりを進めました。
		② 市内の3地区(昼生、井田川、坂下)において、地域における草刈り等のちょっとした困りごとに対応する活動が行われました。また、生活支援コーディネーターが中心となり、しくみづくり等に関わり、「城北サポート隊(城北地区)」が組織化され、活動を開始することとなりました。 また、松阪市の漕代まちづくり協議会(まかせて!!漕代支援隊)の代表を講師に迎えた、地域住民を対象としたちょこボラ養成講座を企画(1月)しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、延期することとなりました。
		③ 市と社協と一緒に、民生委員・児童委員、福祉委員などの見守り活動や声かけ活動をサポートするため、市内のまち協(16地区)の福祉委員会を訪問し、地域の支援者が複合的な福祉課題を発見した場合、CSWにつなげていただけるよう、スライドを利用した説明を行いました。 また、ひきこもりやニート傾向の青年が属する世帯に対し、青少年総合支援センター支援員により、面接や電話相談(117件)を実施するとともに、同センター補導員による愛の声かけ運動(38団体、1,477人)として、地域や登下校の子どもたちに声かけ活動を行い、担い手の活動の支援を行いました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	3地区での「ちょこボラ」の組織化により新たな支え合いの形が示される中、他地区でも「ちょこボラ」を検討する動きがあります。福祉委員会などにおいて住民同士の話し合いを重ね、その地域に合ったしくみでの導入が進むよう、まずは地域の実情を聞き取りした上で、的確にコーディネートし、地域に合った支え合い活動を促進していくことが求められます。	

亀山市健康・医療推進計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(健康福祉部 健康政策課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 4 年度																			
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画、食育基本法第18条第1項に基づく食育推進計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び地域医療再構築プラン(医療介護総合確保促進法第5条第1項に基づく市町村計画含)の4計画を統合し、策定している。																			
目的・概要	市民が住み慣れた地域で、豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けることができる健康文化のまちであるとともに、安心して医療を受けることができるまちを目指すものである。																			
計画の骨格	生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち <table><tr><td>基本理念</td><td>施策大綱（基本戦略）</td><td>施策の方向</td></tr><tr><td rowspan="16">生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち</td><td rowspan="3">1 健康な暮らしの支援</td><td>①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現</td></tr><tr><td>②歯と口腔の健康づくりの推進</td></tr><tr><td>③感染症の予防、予防接種の推進</td></tr><tr><td rowspan="2">2 疾病予防と早期発見・治療の推進</td><td>①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進</td></tr><tr><td>②こころの健康づくり（自殺対策）</td></tr><tr><td rowspan="3">3 地域医療提供体制の整備</td><td>①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実</td></tr><tr><td>②救急医療提供体制の充実</td></tr><tr><td>③地域医療の確保と医療センターの経営健全化</td></tr><tr><td rowspan="3">4 食育の推進</td><td>①栄養・食生活の改善</td></tr><tr><td>②次世代に伝える食文化</td></tr><tr><td>③共食の推進</td></tr></table> ※計画の施策大綱(基本戦略)及び施策の方向のうち、1-①～③、2-①、2-②及び 4-①の一部は健康増進計画、2-②は自殺対策計画の内容に該当します。また、3 は地域医療再構築プランの内容に該当し、4 は食育推進計画の内容に該当します。	基本理念	施策大綱（基本戦略）	施策の方向	生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現	②歯と口腔の健康づくりの推進	③感染症の予防、予防接種の推進	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進	②こころの健康づくり（自殺対策）	3 地域医療提供体制の整備	①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実	②救急医療提供体制の充実	③地域医療の確保と医療センターの経営健全化	4 食育の推進	①栄養・食生活の改善	②次世代に伝える食文化	③共食の推進
基本理念	施策大綱（基本戦略）	施策の方向																		
生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現																		
		②歯と口腔の健康づくりの推進																		
		③感染症の予防、予防接種の推進																		
	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進																		
		②こころの健康づくり（自殺対策）																		
	3 地域医療提供体制の整備	①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実																		
		②救急医療提供体制の充実																		
		③地域医療の確保と医療センターの経営健全化																		
	4 食育の推進	①栄養・食生活の改善																		
		②次世代に伝える食文化																		
		③共食の推進																		

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	健康づくりのてびきの全戸配布や、希望者への健康体操カレンダー等の配布により、周知を行うとともに、健康づくり応援隊への支援を行った。 特定健康診査の結果をもとに算出した健康年齢レポートを作成し未利用者対策を行い、特定保健指導の利用率向上を図った。また、健康マイレージ事業において、各種検診等との連携・周知を行うことで、受診勧奨を行った。 在宅医療講演会申込者に市独自で作成したチラシの郵送したほか、図書展示や出前講座を開催し、在宅医療に関する普及啓発に努めた。 コロナ禍が続く中、医療センターにおいて発熱外来の運営やPCR検査の対応等を強化し、コロナ対策に取り組んだ。
成果	周知啓発活動や関係団体との協議、コロナ禍での事業実施手段の検討などを行い、計画の基本理念の実現に向けて取組を推進出来た。 中でも、特定健康診査受診率向上や特定保健指導利用率向上のために行った、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組は、昨年度と比較すると受診率や利用率が向上したことから、健康長寿社会の構築に向け、市民一人ひとりが、「自らの健康は自らがつくる」という意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じた具体的な行動を踏み出す方策として、一定の効果があつた。 コロナ禍において、医師会等と連携したワクチン接種の着実な実施や、医療センターのコロナ対応力を強化や、新型コロナ対策本部を核とした対策や情報周知を図ることで、市民の不安解消につなげた。
総合計画推進への寄与度	コロナ禍の続く中、全庁体制での様々な対策を行ったことや、継続的な検診や健康マイレージ事業や健康づくり応援隊を通じた地域での活動について、制約がありながらも着実に実施することで、健康づくり・地域医療の充実などの施策の推進に寄与することができた。

反省点・課題	コロナ禍からポストコロナ時代へ移行する中で、これまでの対策の検証した対策が求められる。また、コロナ対応等による後継計画の策定が1年遅れたことを受けて、様々な状況変化の再検討が必要である。
--------	--

今後の方向性	現行計画の最終年度として、過去5年間の保健・医療に関する施策の評価や反省点・課題の整理を行い、新たな健康増進、食育推進、自殺対策、地域医療再構築プランの4つの計画を合わせ「健康都市かめやま」にふさわしい次期計画の策定を進める。
--------	--

健康・医療推進計画成果指標及び実績

項 目(単位)	担当課名	年度							参考
		現状値 27	実績値 29	実績値 30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3	目標値 R4	
健康づくり応援隊養成講座修了者数(延人)	健康政策課	99	121	158	158	255	284	250	
医療カフェ開催回数(回)	病院総務課	1	4	12	6	0	0	12	
歯周病検診受診率(30・40歳)(%)	健康政策課	12	10.9	8.7	10.3	12.5	10.7	15	平成29年度より5歳刻みの年齢へ変更
MR(麻しん・風しん混合ワクチン)Ⅱ期(%)	健康政策課	97.4	97.4	99.4	99.8	99.2	91.7	現状維持	
がん検診の受診率(%)	健康政策課	肺がん							総合計画に同じ
		33.2	32.4	31.5	31.0	29.6	32.0	35	
		胃がん							
		21.8	22.0	20.9	21.1	16.6	17.5	25	
		大腸がん							
		32.9	30.2	29.6	29.0	27.7	29.9	35	
特定健診の受診率(%)	市民課	37.1	37.9	37.5	37.1	34.7	37.3 (R4.3.31時点)	65	国保計画に同じ
特定保健指導の実施率(%)	市民課	20.4	16.8	16.7	23.7	17.0	27.8 (R4.3.31時点)	60	国保計画に同じ
訪問看護ステーション数(施設)	地域医療課	5	5	7	5	5	6	6	
かめやまホームケアネットにおける在宅医療を実施する市内医療機関数(機関数)	地域医療課	9	10	9	7	6	6	15	目標値は、内科標準医療機関×0.8設定
かめやまホームケアネット新規利用者(人)	地域医療課	19	13	11	7	47	42	25	
救急搬送の市内医療機関受入率(%)	消防総務課	50.2	47.26	43.33	39.01	41.79	35.6	50以上	総合計画に同じ
医療センター(財務)医業収支比率(%) (医業収益/医業費用)	病院総務課	77.6	82.4	83.9	86.5	87.1	89.0	99.8	ビジョンに同じ
学校給食における地場産品を使用する割合(%) (三重県産＋市内産の食材使用割合、食材数ベース)	教育総務課	31.2	29.3	27.9	28.7	26.2	29.7	38	目標値は、第3次三重県食育推進計画

健康・医療推進計画の推進状況について

1-健康な暮らしの支援

01-健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○健康づくりに関する情報(健康づくり、喫煙・飲酒対策等)について、各広報媒体を活用し、啓発月間など定期的に機会を捉え、情報提供と意識啓発を図ります。	健康政策課 地域福祉課	健康づくりG 高齢者支援G	健康づくりのてびき、健康体操カレンダー・DVDの配布	健康づくりのてびきを作成し、全戸配布を行った。また、健康づくり応援隊を支援するとともに、希望する団体や市民へ、健康体操カレンダー・DVDを配布した。	健康づくりのてびきの全戸配布を行うとともに健康づくり応援隊の支援等、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。	健康づくりのてびきを作成し、全戸配布を行った。また、健康づくり応援隊を支援するとともに、希望する団体や市民へ、健康体操カレンダー・DVDを配布した。	健康づくりのてびきの全戸配布を行うとともに健康づくり応援隊の支援等、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。
	地域福祉課	高齢者支援G	しゃきしゃき体操OB会、出張介護予防教室、トレーニング室説明会の開催	しゃきしゃき体操OB会は1地区、1回開催、出張予防教室は6事業所15回開催。トレーニング室説明会は11回開催した。	しゃきしゃき体操やトレーニング室説明会において継続した取り組みに努めるとともに、出張介護予防教室は、これまでの利用実績からあまり利用されていない地域へのアプローチに努め、健康づくりの啓発を図る。	しゃきしゃき体操OB会は1地区、1回開催、出張予防教室は5事業所6回開催。	しゃきしゃき体操において継続した取り組みに努めるとともに、出張介護予防教室は、これまでの利用実績からあまり利用されていない地域へのアプローチに努め、健康づくりの啓発を図る。
	健康政策課	健康づくりG	健康づくり、喫煙・飲酒対策等に関する各種広報媒体を活用した情報提供・意識啓発(各部署間の連携)	「健康づくりのてびき」に禁煙・適正飲酒の内容を掲載した。また、「世界禁煙デー」に合わせ、広報で禁煙週間の周知を行った。	引き続き、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。	「健康づくりのてびき」に禁煙・適正飲酒の内容を掲載した。また、「世界禁煙デー」に合わせ、広報で禁煙週間の周知を行った。	引き続き、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。
○気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができるよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	健康政策課	スポーツ推進G	(第2次亀山市スポーツ推進計画に基づく取組) ・ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	Let'sスポーツわくわくらぶの主催で、カヌー体験会、運動あそび会、ヨガ体験会が開催された。また、ENJOYスポーツかめ亀クラブの主催で、ノルディックジョギング教室、健康体操教室が開催された。	継続した取り組みに努める。	Let'sスポーツわくわくらぶの主催で、ヨガ教室、自己整体ヨガ教室、健康運動教室が開催された。また、ENJOYスポーツかめ亀クラブの主催で、ノルディックウォーキング教室、健康体操教室が開催された。	継続した取り組みに努める。
	健康政策課	スポーツ推進G	障がい者のスポーツ参加の推進、女性のスポーツ参加の推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援	障がい者のスポーツ参加を推進するため、関B&G海洋センターのバリアフリー化を目指し、腰洗水槽の改修方法を検討した。コロナ禍での総合型地域スポーツクラブの支援のため、助成金の情報提供をした。	継続した取り組みに努める。	女性のスポーツ参加を推進するため、普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を計画した(※大会は中止)。更に、総合型地域スポーツクラブを支援するため、実施しているスポーツ活動への参加促進として広報やホームページを活用し情報提供を行った。	継続した取り組みに努める。
	健康政策課	スポーツ推進G	・スポーツ情報内容の充実、各種情報媒体を活用した情報発信	広報、文字情報等で、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を行った(広報掲載2回、配布回覧等1回)。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。(更新1回)運動施設指定管理者が実施する健康教室を広報し、情報発信した。(広報掲載41回、配布回覧1回)	継続した取り組みに努める。	広報、文字情報等で、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を行った(広報掲載4回、配布回覧等1回)。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した(更新1回)。運動施設指定管理者が実施する健康教室を広報し、情報発信した。(広報掲載27回)	継続した取り組みに努める。
	健康政策課	スポーツ推進G	・身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり	老朽化していた西野公園運動広場の側溝蓋を更新し、運動施設の安全性を高めた。また、西野公園体育館外部階段の改修にあわせて、階段手摺の設置や階段段鼻への着色などを行い、利用者が安全に施設を利用できるようにした。	継続した取り組みに努める。	老朽化した西野公園施設の電気設備を改修することにより、各施設(体育館、テニスコート、野球場)の安心安全な利用環境を確保した。また、関B&G海洋センタープールのシャワー用給湯ボイラーが漏水により安全に使用できなかったため、更新することにより、利用者が安全に施設を利用できるようにした。	継続した取り組みに努める。
	健康政策課	スポーツ推進G	・市民ニーズに応じた運動施設の充実、運動施設の利便性の向上、施設利用の促進、学校運動施設や公園の有効活用	スポーツの目に合わせて運動施設の無料開放を行い、施設利用を促進した。西野公園体育館内にウエイトリフティング専用のトレーニング室を設置し、運動施設の充実を図った。	継続した取り組みに努める。	スポーツの目に合わせて運動施設の無料開放を行い、広報やホームページ等で情報提供を行った。庭球場等の修繕を行い、運動施設の機能向上を図った。	継続した取り組みに努める。
	学校教育課	教育支援G	年間計画に沿った体育指導(全ての保育所・幼稚園・小学校に外部講師を派遣した運動・体育活動)	コロナにより開始が2学期からではあったが、小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所10か所に3日間ずつ外部講師が授業を行った。	引き続き、小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所10か所に3日間ずつ行う予定。	3学期に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3学期に実施することができず、当初の予定の75%しか行えなかった。	引き続き、小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所10か所に3日間ずつ行う予定。
○鈴鹿山系の自然や東海道のまちなみなどの地域資源を活用したトレッキング、ウォーキングなど、市民の健康志向を高め、地域の文化となるような健康づくり活動を検討し進めます。	健康政策課	健康づくりG	健都さぶプロジェクト	健康増進月間に合わせ、運動教室を行った。各月テーマを変えて実施し、9月はウォーキングをテーマに行った。	健康マイレージ事業と合わせて健都さぶプロジェクトにて検討していく。	健康マイレージ事業を実施し、鈴鹿山系の自然や東海道のまちなみなどの地域資源を活用した健康づくり活動をポイントとした。	引き続き、健康マイレージ事業を実施し、地域資源を活用した健康づくり活動をポイントとし、実施していく。
○健康都市連合日本支部大会等へ参加し、専門的な知見や先進的な取組を参考にするとともに、高齢者のQOL(Quality Of Life:生活の質)向上や健康増進を支援する事業者、団体などとの連携を図りながら、健康づくり事業を充実していきます。	健康政策課 地域福祉課	健康づくりG 健康都市推進G 高齢者支援G	健康づくり応援隊養成講座、健康都市連合日本支部大会への参加 長寿健康づくり事業の充実への取組(亀山QOL支援モデル事業含む。)	市職員と団体代表者にて、健康都市連合日本支部大会へ参加した。	引き続き、実施していく。	健康づくり応援隊への支援等を3地区66名に実施した。 令和3年度の健康都市連合日本支部大会については、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から中止が決定された。	引き続き、団体等と連携を図りながら取り組みを進める。 市職員と団体代表者にて、健康都市連合日本支部大会へ参加予定。
				QOLダイヤルについては利用が少なかった為、シルバー人材センターで令和2年7月に契約を終了した。定例会、タブレット体験会、タブレットシニア教室等を開催し利用の拡大を図った。	亀山QOL支援事業の利用拡大となるよう啓発を行っていく。	亀山QOL事業として市内全域にチラシを配布すると共に、利用拡大に向けて亀山市シルバー人材センターと打合せをおこなった。	タブレットだけでなく、スマホ版について協議を行い、利用しやすい環境を整備していく必要がある。
○医療職等による地域での講座や学習会などを開催し、市民の医療・健康(生活習慣病予防を含む。)の自主活動につながる取組を推進します。	病院総務課	医事G	地域における医療カフェの開催・医療カフェの実施や実施内容の情報提供(広報、CATV、HP)による自主活動につなげる取組	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、開催の中止が決定されたため、実績はなし。	新型コロナウイルス感染症の発生状況や院内の体制等を考慮し、令和3年度についても開催の中止が決定された。	令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、開催の中止が決定されたため、実績はなし。	新型コロナウイルス感染症の発生状況や院内の体制等を考慮し、令和4年度についても開催の中止が決定された。

02.歯と口腔の健康づくりの推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○口腔清掃や食生活への配慮など自己管理(セルフケア)能力や家庭内管理(ホームケア)が向上するよう、また、かかりつけ歯科医を持って定期的な歯科検診や予防措置を受けるよう啓発していきます。	健康政策課	健康づくりG	「健康づくりのてびき」への歯の健康づくりの情報掲載	「健康づくりのてびき」に歯の健康づくりについての情報を掲載した。(年1回)また、新たに妊婦歯科健康診査を実施し、96人の受診があった。	引き続き、実施していく。	「健康づくりのてびき」に歯の健康づくりについての情報を掲載した。(年1回)	引き続き、実施していく。
	健康政策課	健康づくりG	長寿健康教室(出前トーク、中央公民館講座)で口腔ケアに関するテーマで実施	歯つらつ体操ポスターを窓口に設置し、歯の健康づくりについての周知を行った。また、出前トークの申込があった団体へ、歯つらつ体操ポスターを配布し、オーラルフレイルについての情報を周知した。	引き続き、ポスターを活用し、歯の健康づくりについての情報の啓発を行う。	歯つらつ体操ポスターを窓口に設置し、歯の健康づくりについての周知を行った。	引き続き、ポスターを活用し、歯の健康づくりについての情報の啓発を行う。
	子ども未来課	母子保健G	母子健康手帳配布時における歯の健康づくりや歯科健診の情報提供	母子健康手帳交付時に歯の健康づくりや歯科健診についての情報提供を行った。(母子健康手帳:延べ360件)また、新たに妊婦歯科健康診査を開始し96人の受診があった。	引き続き、母子健康手帳交付時に情報提供をしていく。	母子健康手帳交付時に歯の健康づくりや歯科健診についての情報提供を行った。(母子健康手帳:延べ320件)また、妊婦歯科健康診査は126人の受診があった。	引き続き、母子健康手帳交付時に情報提供をしていく。
	子ども未来課	母子保健G	歯科保健教室(幼児対象)の実施⇒2歳児(希望者と1歳6か月児健康診査の歯科診察での要フォロー者)を対象として、歯科医師の歯科検診と歯科衛生士の歯科相談を実施	歯科保健教室は年5回、136人の参加があった。1歳6か月児健康診査の歯科診察で要フォロー者については電話連絡を行い参加を勧めた。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、教室の体制を変更して実施した。	引き続き、歯科保健教室を実施していく。	歯科保健教室は年4回、86人の参加があった。1歳6か月児健康診査の歯科診察で要フォロー者については電話連絡を行い参加を勧めた。	引き続き、歯科保健教室を実施していく。
	地域福祉課	高齢者支援G	在宅訪問歯科健診の実施、口腔機能向上事業(お口の健康教室)	訪問型サービスの依頼がなかった。	地域包括支援センターやケアマネジャーに事業の趣旨を理解し、短期的・集中的に実施できないか、更なる周知・依頼に努める。	訪問型サービスの依頼がなかった。チラシを作成し、周知を行った。	新型コロナウイルスの影響により、歯科・口腔については難しい状況であり、配慮を行う必要がある。
	教育総務課	保健給食G	歯の衛生週間を利用した保健だよりへの掲載、ポスターの掲示による口腔ケアの情報発信⇒歯みがき指導、歯みがきカレンダーの作成、各学校の委員会活動による特色ある実践的な取組の実施・歯科検診後の事後処置状況調査の強化(現在の事後調査を1回増やす等)	各学校において、歯の衛生週間において保健だよりやポスターによる口腔ケアに関する情報発信を行った。また、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響により、よい歯のコンクールの「歯の部門」は行わなかったが、「図画・ポスターの部門」は実施し、歯の健康に関する啓発を行った。	今後も歯の衛生週間を中心とした啓発の取組や情報発信のほか、各学校における取組を継続する。	各学校において、歯の衛生週間において保健だよりやポスターによる口腔ケアに関する情報発信を行った。また、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響により、よい歯のコンクールの「歯の部門」は行わなかったが、「図画・ポスターの部門」は実施し、歯の健康に関する啓発を行った。	今後も歯の衛生週間を中心とした啓発の取組や情報発信のほか、各学校における取組を継続する。
○亀山歯科医師会との連携のもと、30歳以上の歯周病検診の受診機会の増加を図りながら、特に30歳・40歳の節目の受診率向上に取り組みます。	健康政策課	健康づくりG	対象者への個人通知、未受診者に対する受診勧奨の送付・未受診者に対する受診勧奨の強化、現在の10歳から5歳単位への対象拡大等	対象者に対して無料券の個人通知を行った。また、未受診者には12月に受診勧奨を送付し受診率向上に努めた。(受診率:9.4%)	対象者へ無料券の個人通知を行うことや未受診者への案内を行い、受診勧奨を行う。	対象者に対して無料券の個人通知を行った。また、未受診者には12月に受診勧奨を送付し受診率向上に努めた。(受診率:10.7%)	対象者へ無料券の個人通知を行うことや未受診者への案内を行い、受診勧奨を行う。
○また、高齢者の口腔衛生状態を改善する等、口腔ケア対策を推進し、誤嚥性肺炎の予防に努めます。	市民課	医療年金G	高齢者在宅訪問歯科健診事業	新型コロナウイルス感染症の影響で介護施設等への出入りに制限があったこともあり、健診受診者は1名であった。	重症化予防やフレイル対策と同時に高齢者の口腔ケアについても「高齢者の保健事業と介護予防の一体化」の中で、どのような取組が効果的か検討していく必要がある。	新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、市広報等での周知に努めたが、健診希望者がなかった。	重症化予防やフレイル対策と同時に高齢者の口腔ケアについても「高齢者の保健事業と介護予防の一体化」の中で、どのような取組が効果的か検討していく。

03.感染症の予防、予防接種の推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○予防接種や感染症に関する情報提供方法を整理するとともに、保健所や医療機関などの関係機関や保育所、幼稚園、小・中学校などの関連施設との連携体制を強化します。	健康政策課	健康づくりG	関連施設との連携体制の構築にむけた情報提供方法のマニュアル作成	麻疹等の感染症発生時の情報連絡体制について庁内で確認し、連絡体制図を作成した。必要時、情報共有対策会議を行った。また、食中毒警報が発生した時は、関係部署に連絡を行った。	継続して取り組んでいく。	保健所・庁内関係部署・医師会と情報共有し、新型コロナウイルス感染症を始め感染症発生時の対応を行った。	継続して取り組んでいく。
○風しんの予防接種については、全体的な啓発のほか、成人式や育児相談の際などの機会に接種勧奨を行うとともに、母子健康手帳交付時やババママ教室などの機会を通して夫や家族等の接種を勧奨していきます。	子ども未来課 健康政策課	母子保健G 健康づくりG	風しんの予防接種に対する広報等による全体的な啓発・成人式や育児相談時のチラシや説明による接種勧奨の実施・母子健康手帳交付時やババママ教室などの機会における夫や家族等への接種勧奨	成人式にチラシを配布、また、育児相談や母子健康手帳交付時など必要時に、麻疹と合わせて風しんについての啓発を行った。(成人式500枚、育児相談延295件、母子健康手帳交付360件、ババママ教室24組) 定期接種については、個人通知や園と連携して接種勧奨を行った。(MR2期接種率99.2%) 国の風しんの追加的対策(風しんの第5期の定期接種)の取組として、抗体検査、予防接種を行った。	引続き、定期接種勧奨を行うとともに、成人式や、育児相談、母子健康手帳交付時などに麻疹・風しんの予防について啓発していく。また、国の風しんの追加的対策(3年間)に取り組んでいく。	成人式にチラシを配布、また、育児相談や母子健康手帳交付時など必要時に、麻疹と合わせて風しんについての啓発を行った。(成人式500枚、育児相談延323件、母子健康手帳交付320件、ババママ教室13組) 定期接種については、個人通知や園と連携して接種勧奨を行った。(MR2期接種率97.8%) 国の風しんの追加的対策(風しんの第5期の定期接種)の取組として、抗体検査、予防接種を行った。	引続き、定期接種の対象時期に接種を完了するように積極的に勧奨を行うとともに、成人式や育児相談、母子健康手帳交付時などに麻疹・風しんの予防について啓発していく。また、国の風しんの追加的対策が3年間延長されるため取り組んでいく。
○任意の予防接種については、亀山医師会との連携のもと、社会全体として一定の接種率を確保できるよう、接種率や感染の傾向などを勘案して全体調整に努めます。	健康政策課	健康づくりG	任意予防接種における全体調整の実施(任意接種の接種状況や効果を踏まえ、助成制度の見直し等)	任意予防接種の助成事業等について広報記事にて掲載した。また、健康づくりのてびきに、予防接種についての記事に掲載した。(広報3回、健康づくりのてびき1回) インフルエンザ予防接種費用助成にかかる自己負担分を全額公費負担とし感染対策を実施した。	引続き、年度初めと助成事業の開始時期にあわせて、広報にて任意予防接種についての啓発を行っている。	任意予防接種の助成事業等について広報記事にて掲載した。また、健康づくりのてびきに、予防接種についての記事に掲載した。	引き続き、広報や健康づくりのてびきを活用し任意予防接種助成についての周知啓発を行っていく。

2-疾病予防と早期発見・治療の推進
01:健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○がん検診、特定健康診査、特定保健指導の受診率・実施率向上に取り組むとともに、がんや生活習慣病の予防、介護予防の知識を健康教室等の機会を通じて普及促進します。	市民課	国民健康保険G	保険・長寿がん検診、特定健康診査・特定保健指導に係る受診率向上にむけた動員方法(訪問勧奨等)の導入)の見直し	受診率の向上を図るため、人間ドック(市で実施するものを除く)の受診結果を提供した者に対し、クオカード500円分を贈呈する取り組みを実施し、12件の提供があった。また、特定健診の自己負担額一律500円(集団健診300円)に減額した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、積極的な受診勧奨を控え、また、受診控えなども影響し特定健診受診率は前年度より2.8ポイント下がり34.7%であった。(4月速報値)	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮しながら、電話と文書での受診勧奨を行う。受診勧奨については、ナッジ理論を取り入れるなどより効果的な手法の検討を行う。 人間ドック(市で実施するものを除く)の受診結果を提供した者に対し、クオカード500円分を贈呈する取り組みについては、周知を図り申請件数の増加に努める。	受診率の向上を図るため、人間ドック(市で実施するものを除く)の受診結果の提供者に対し、クオカード500円分を贈呈する取り組みを実施し、30件提供した。 令和3年度受診率は前年度より2.5%上がり37.3%であった。(R4.3.31時点)	令和3年度に引き続き受診勧奨案内の送付やコールセンターを利用するとともに、ナッジ理論の活用など受診勧奨の方法を検討し、医師会や関係部署との連携を図り幅広く受診勧奨を行う。 また、勤務先や個人で受診した人間ドック等の健診結果の提供者に対し記念品(クオカード500円分)の交付及び健康づくりの取り組みを行うことでマイレージ(ポイント)を付与する健康マイレージ事業の実施により健診受診へのインセンティブを図るほか、自己負担金を無料にするなど受診率向上の取組を行う。
	健康政策課	健康づくりG		特定保健指導の利用を勧めるために、特定健康診査と同日にミニセミナーを開催(11回)したり、家庭訪問を実施して行動変容を促し特定保健指導の利用率向上を図った。(特定保健指導利用率:23.7%) 市内中学3年生を対象にピロリ菌尿検査及び除菌治療費用の助成を行い、家族等のがん予防について啓発した。 また、健康マイレージ事業において、がん検診、特定健康診査、特定保健指導等を受診することでポイントとなることを周知し、受診に繋がった。	集団検診時に健診ミニセミナーや電話での勧奨を行うとともに、集団検診時にICTを活用した初回面接を同時実施する方法を取り入れ、特定保健指導につなげていく。 ピロリ菌尿検査及び除菌治療費用助成の対象を中学3年生に拡大し、家族等のがん予防について啓発していく。	特定保健指導の利用を勧めるために、特定健康診査の結果をもとに算出した健康年齢レポートを作成し未利用者対策を行い、特定保健指導の利用率向上を図った。(特定保健指導利用率:27.8%) 市内中学3年生を対象にピロリ菌尿検査及び除菌治療費用の助成を行い、家族等のがん予防について啓発した。 また、健康マイレージ事業において、がん検診、特定健康診査、特定保健指導等を受診することでポイントとなることを周知し、受診に繋がった。	引き続き、特定保健指導未利用者への受診勧奨を行い、特定保健指導の利用率向上に努める。 ピロリ菌尿検査及び除菌治療費用助成の対象を中学3年生に拡大し、家族等のがん予防について啓発していく。
	健康政策課	健康づくりG	生活習慣病予防やがん、介護予防に関する各種健康教室の開催	かめやま出前トークや健康教室実施時に、生活習慣病予防等のテーマで健康講話を行った。	様々な場を活用しながら引き続き、実施していく。	かめやま出前トークや健康教室実施時に、生活習慣病予防等のテーマで健康講話を行った。	様々な場を活用しながら引き続き、実施していく。
	健康政策課	健康づくりG	生活習慣病予防をテーマとした健康づくりのための料理講習会の開催	バランスのとれた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会2回・地域の料理講習会27回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。	バランスのとれた献立を入れて、生活習慣病予防教室(市民伝達講習会)1回・地域の料理講習会19回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
○生活習慣病予防対策等の保健事業をより全体的かつ効果的に進めるため、協会けんぽ等との連携を検討します。	健康政策課	健康づくりG	協会けんぽ等と協定(健康づくりを目的とした包括的な内容)を締結し、受診者データの利活用(特定健診、がん検診の受診促進、特定健診結果等の分析、保健事業の連携・協働による保健事業の効果的な実施)	協会けんぽから、集団健診実施時に特定保健指導が同時に実施できない場合は、健診日を設けられないと連絡があったため、連携することができなかった。	協会けんぽ対象の特定健診受診券発送時に市のがん検診についての案内を同封しががん検診について周知を行う。	協会けんぽと連携した市のがん検診の周知は行えなかったが、健康づくりのてびき等で市民への周知を行った。	健康づくりのてびき等でがん検診の受診について市民へ周知を行う。
○糖尿病性腎症の重症化予防をはじめ、亀山医師会や市立医療センターと連携して生活習慣病重症化予防に取り組めます。	病院総務課	栄養G	糖尿病予防教室の開催	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、糖尿病教室開催の中止が決定されたため、実績はなし。	糖尿病教室開催の可否については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら決定していくこととする。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年度は糖尿病教室の開催を見送ったため、実績はなし。	糖尿病の予防につながる取組を行う。糖尿病教室開催の可否については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら決定していくこととする。
	市民課	国民健康保険G		新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和2年度は糖尿病教室の実施を見送った。	糖尿病教室を国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業も協働して実施する事業と位置づけ、医療センターと連携して糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大の防止等の観点により、令和2年度に引き続き令和3年度も糖尿病教室の実施を見送った。	糖尿病教室を国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業も協働して実施する事業と位置づけ、医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有するよう努めます。
	市民課	国民健康保険G	糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組の検討・導入	8月に19名を対象に受診勧奨を行い、12名が医療機関を受診した。そのうち5名が保健指導が必要と指示書が提出されたため、5名を対象に医療センターで保健指導を実施した。 令和3年度より後期高齢者(75歳到達者)にも対象を拡大して事業を実施するため、現在の事業案を見直し亀山市糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定した。	令和3年度より、国保加入者だけでなく後期高齢者にも対象者を拡大する。引き続き、亀山医師会、医療センターと連携して事業を実施し、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。	3月に11名、5月に11名、6月に7名、計29名を対象に受診勧奨を行い、16名が医療機関を受診した。そのうち1名が保健指導が必要と指示書が提出されたため、医療センターで保健指導を実施した。 令和3年度より後期高齢者(75歳到達者)にも対象を拡大して事業を実施し、後期も1名保健指導を実施した。国保から後期へと連携が取れた。	国保加入者だけでなく後期高齢者にも対象者を拡大し、連携が取れたため、今後も引き続き、後期高齢者と亀山医師会、医療センターと連携して事業を実施し、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。
○健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会や県の「がんの教育総合支援事業」などを活用し、がんの学習に取り組めます。	健康政策課	健康づくりG	健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会の提供	ファミリーエコッキングについては令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止した。広報にて薬物乱用防止(年1回)についての記事を掲載した。	引き続き、ファミリーエコッキングの実施や、広報の記事を掲載し、市民に対して情報提供を行っていく。	令和3年度は感染対策の観点から調理実習は実施せず。市ホームページで親子で取り組めるレシピを掲載した。また、広報にて薬物乱用防止(年1回)についての記事を掲載した。	引き続き、ファミリーエコッキングの実施や、広報の記事を掲載し、市民に対して情報提供を行っていく。
	学校教育課	教育研究G	学校三重県がんの教育総合推進事業等と連動し、学校の実態に応じて医療の専門家やがん患者の会代表者等の講演や話を直接聞く機会の設置等(がん対策加速化プランから)	中学校の保健体育の授業を通して、癌についての学習を進めた。	保健体育科の授業のなかで、各校の工夫を凝らした取組を通じてがん教育を行っていく。	中学校の保健体育の授業を通して、癌についての学習を進めた。	発達段階に応じて、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える機会を行っていく。
○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、地域の通いの場の提供を進めるとともに、認知症予防対策を充実・強化します。	地域福祉課	高齢者支援G	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による地域の通いの場の提供、認知症予防対策の充実・強化	介護予防教室と併せて高齢者フレイル予防支援事業として、資料の送付や電話等による状況確認、助言等を行った。また、認知症予防教室の新たに脳の活動と体の運動を行う「コグニサイズ」の教室については新型コロナウイルスの影響により実施することが出来なかった。	引き続き充実した介護予防及び認知症予防に取り組み、高齢者のフレイル予防に努める。	介護予防教室と併せて高齢者フレイル予防支援事業として、資料の送付や電話等による状況確認、助言等を行った。また、認知症予防教室の新たに脳の活動と体の運動を行う「コグニサイズ」の教室については新型コロナウイルスの影響により1クールのみ実施することが出来なかった。	引き続き充実した介護予防及び認知症予防に取り組み、高齢者のフレイル予防に努める。

02.こころの健康づくり(自殺対策)

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○いのちの教育や職場体験学習・保育体験などを推進するとともに、子育て中の保護者や親子、介護者同士など地域における交流やふれあいの場づくりを支援します。	学校教育課	教育研究G	いのちの教育の推進(※子ども・子育て支援事業計画)	亀山中学校で講師を招き、命の教育の授業を実施した。中部中学校では、年間を通じて命の教育として年間計画に位置付け取組を行った。	総合的な学習の時間や特別活動等の年間計画に命の授業を位置付け取組の推進を図る。	亀山中学校で講師を招き、命の教育の授業を実施した。中部中学校では、年間を通じて命の教育として年間計画に位置付け取組を行った。	「生命尊重にかかわる学習」を各校の「特別の教科道徳」の時間や特別活動等のカリキュラムに位置付けていく。
	学校教育課	教育研究G	職場体験学習・保育体験の推進(※子ども・子育て支援事業計画)	コロナウイルス感染症の広がり等を受け、体験活動の中止。	大規模な体験活動の実施については、検討中。	コロナウイルス感染症の広がり等を受け、体験活動の中止。	体験活動の実施については、感染状況を注視しながら計画的に行っていく。
	子ども未来課	子育てサポートG	子育て中の保護者への交流の場・親子のふれあいの場の提供(支援センター、ふれあい広場)⇒地域での出前保育(ひろば事業)、コミュニティでのボランティア活動の支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、ベビーのつどいやひろば事業は実施できなかったが、コロナ禍においても交流やふれあいの場として屋外で体を動かして遊べるよう、あいあいの「ふれあいガーデン」でボールや縄跳びなどの貸出を開始した。	コロナ禍においても子育て中の保護者や親子などが交流し、ふれあえる場づくりを検討する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止していたボランティアによる読み聞かせやリズム遊びについて、参加人数に制限をするなど工夫しながら実施した。また、運動講座についてはZOOMを活用することによりコロナ禍においても実施することができた。	コロナ禍においても子育て中の保護者や親子などが交流し、ふれあえる場づくりを検討する。
	生涯学習課	社会教育G	地域の人に学習アドバイザーや安全管理員を配置依頼した「放課後子ども教室」の推進	市内の全ての小学校区において、地域住民に事業を委託し、放課後子ども教室を計画したが、新型コロナウイルスの感染流行により一部の学校では教室の開催ができなかった。	新型コロナウイルスの感染流行に留意しながら、子どもたちが様々な体験をするともに、地域の交流の場となる放課後子ども教室を実施していく。	すべての小学校区において放課後子ども教室を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めた。しかし、新型コロナウイルスの感染流行により、計画よりも少ない開催回数となった。※年間開催回数:557回 参加児童数:9,375人	新型コロナウイルス感染症に留意しながら、子どもたちが様々な体験をするともに、地域の交流の場となる放課後子ども教室を実施していく。
	地域福祉課	高齢者支援G	情報交換や介護に関する学習会を通して、介護者同士が集う場の提供:介護者のつどいの開催	介護者の為の認知症講座に30名が参加し、認知症に対する介護について知識を深めることが出来た。	介護者の心と体が少しでもリフレッシュできるように継続して開催するとともに、周知方法を工夫する。	介護者の為の講座に17名が参加し、食生活などに対する介護について知識を深めることが出来た。	介護者の心と体が少しでもリフレッシュできるように継続して開催するとともに、周知方法を工夫する。
	地域福祉課	高齢者支援G	認知症家族会 元気丸の会、認知症カフェの開催、認知症サポーターの養成、民生委員等地域の見守り	認知症カフェは合計5ヶ所で20回開催し、参加は100人であった。認知症サポーター養成講座は、新たに140人が受講され、これまでに延べ3,354人のサポーター数となった。また、サポーターを対象にした「認知症サポーターステップアップ講座」については、新型コロナウイルスの影響により実施できなかった。また、民生委員や在宅介護支援センター等の日頃からの見守りの強化に努めた。	認知症について市民により理解していただく取り組みを継続して実施したり、悩みを語りあったり、相談できる場として認知症カフェの充実にも努める。	認知症カフェは合計2ヶ所で17回開催し、参加は182人であった。認知症サポーター養成講座は、新たに481人が受講され、これまでに延べ3,835人のサポーター数となった。また、サポーターを対象にした「認知症サポーターステップアップ講座」については、新型コロナウイルスの影響により実施できなかった。また、民生委員や在宅介護支援センター等の日頃からの見守りの強化に努めた。	認知症について市民により理解していただく取り組みを継続して実施したり、悩みを語りあったり、相談できる場として認知症カフェの充実にも努める。
	地域福祉課	高齢者支援G	介護予防教室、老人クラブ活動やサロン活動等通いの場の提供	介護予防教室やサロン活動等は新型コロナ対策を取りながら普及啓発に努めた。また、老人クラブの活動について助成金の交付を行った。(28クラブ)	地域における通いの場や利用者の参加状況の分析を行うとともに、空白地域で介護予防教室等が実施できるよう検討し、より多くの高齢者が定期的に日常的に通える場を作る。	介護予防教室やサロン活動等は新型コロナ対策を取りながら普及啓発に努めた。また、老人クラブの活動について助成金の交付を行った。(26クラブ)	地域における通いの場や利用者の参加状況の分析を行うとともに、空白地域で介護予防教室等が実施できるよう検討し、より多くの高齢者が定期的に日常的に通える場を作る。
○自殺予防週間等でこころの健康づくりや命の大切さに関する情報提供を行うとともに、悩みやこころの問題が相談できる市の窓口を周知します。	健康政策課	健康づくりG	こころの健康づくりや命の大切さに関する情報提供(自殺予防週間・月間のこころの健康づくりに関する広報掲載、健康づくりのてびき、市HPでのうつ、ストレス、アルコールなどのメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」(通年))	健康づくりのてびきや、広報で、こころの健康づくりに関する記事を掲載した。(健康づくりのてびき年1回、広報年2回)また、市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入し、こころの健康づくりに関する啓発を行った。(延8,665件)	引き続き、健康づくりのてびきや広報、市HPにて啓発を行っていく。	健康づくりのてびきや、広報で、こころの健康づくりに関する記事を掲載した。(健康づくりのてびき年1回、広報年2回)また、市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入し、こころの健康づくりに関する啓発を行った。(延7,239件)	引き続き、健康づくりのてびきや広報、市HPにて啓発を行っていく。
	健康政策課	健康づくりG	悩みやこころの問題に対する市の窓口周知	健康づくりのてびきや、広報、HPにて、悩みやこころの問題に対する相談先の周知を行った。(てびき年1回、広報年2回)	引き続き、健康づくりのてびきや、広報、市HPにて、相談先の周知を行っていく。	健康づくりのてびきや、広報、HPにて、悩みやこころの問題に対する相談先の周知を行った。(てびき年1回、広報年2回)	引き続き、健康づくりのてびきや、広報、市HPにて、相談先の周知を行っていく。

02.こころの健康づくり(自殺対策)

○きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭・地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、うつやひきこもり、自殺予防など、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図ります。	子ども未来課	母子保健G	母子健康手帳交付時における啓発(産後うつのリーフレット配布)	母子健康手帳交付時に産後うつについてのリーフレットを配布して情報提供を行い、本人の体調確認を行った。(母子健康手帳交付:354件)	引き続き、母子健康手帳交付時にリーフレット等を配付し啓発していく。	母子健康手帳交付時に産後うつについてのリーフレットを配布して情報提供を行い、本人の体調確認を行った。(母子健康手帳交付:320件)	引き続き、母子健康手帳交付時にリーフレット等を配付し啓発していく。
	子ども未来課	母子保健G	新生児訪問における啓発(エジンバラ産後うつ質問票により、産後のこころの状態の確認を行い、支援が必要なケースは、継続訪問や電話の継続支援につなげる。)	産婦健康診査において、エジンバラ産後うつ質問票を行い、産婦人科から支援が必要と連絡があったケースについては、早急に連絡し訪問を行った。(産婦健康診査:延596件、産婦人科から連絡があったケース:18件)	引き続き、産婦健康診査を実施し、支援が必要なケースについては早急に訪問を行い、支援を行っている。	産婦健康診査において、エジンバラ産後うつ質問票を行い、産婦人科から支援が必要と連絡があったケースについては、早急に連絡し訪問を行った。(産婦健康診査:延670件、産婦人科から連絡があったケース:26件)	引き続き、産婦健康診査を実施し、支援が必要なケースについては早急に訪問を行い、支援を行っている。
	健康政策課	健康づくりG	関係各室・機関との円滑な連携を図り、対応できる体制図・フローの作成	生活困窮者自立支援会議での情報共有及び関係各部署との円滑な連携を行った。	引き続き、関係各部署との円滑な連携を図っていく。	生活困窮者自立支援会議での情報共有及び関係各部署との円滑な連携を行った。	引き続き、関係各部署との円滑な連携を図っていく。
	地域福祉課	福祉総務G	生活困窮者への支援、生活困窮者自立支援会議での情報共有・連携	生活困窮者自立支援法に基づく、支援会議を設置し、経済的な困窮のみならず、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える市民の情報について、本人の同意の有無に関わらず、情報共有できる会議体を整えました。	令和3年4月に改正された社会福祉法では、本人同意の有無に関わらず、情報共有できる支援会議の設置や、必要に応じて支援プランを作成・管理できる重層的支援会議の設置が可能となったことから、生活困窮者に対する重層的な支援体制の構築を進めていく。	個々の子どもの課題のみならず世帯全体が複合的な福祉課題を抱える家庭に対し、様々な専門性を持つ関係機関が重層的に関わることで、家庭・地域・学校が連携した取り組みを進めた。 サポート担当者会議:8家庭15人(小・中・高・就学前) 受講者数は21人で、学習教室を96回開催した。	複合課題相談支援「つながる」シートのリニューアルを図るとともに、亀山市社会福祉協議会CSWと連携し、全庁及び学校関係者(保・幼・小・中・高)に説明を行う。 相談支援包括化サポート推進員を2名体制とし重層的な支援体制の構築に努める。 対象者を小学生(高学年)に拡大していくことを検討中。また、学校や家庭と連携しながら、個に応じた支援を進めていく。
	学校教育課	教育支援G	生活困窮世帯の子供への学習支援	受講者数は28人で、学習教室を127回開催した。	学校や保護者と連携しながら支援をしたり、個のニーズに応じた支援を心がけていく。		
	健康政策課	健康づくりG	三重県ひきこもり地域支援センター等の周知	市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の利用後の相談先として、周知を行った。	引き続き、周知していく。	市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の利用後の相談先として、周知を行った。(R3こころの体温計利用者7,239件)	引き続き、市HPで周知していく。
	地域福祉課	障がい者支援G	障がい者支援センターでの相談(身体、知的、精神に関する相談を電話、来所、訪問の実施)	障がい者やその家族等からの相談窓口である障害者総合相談支援センターあいについて、利用方法など広報やCATVで紹介するとともに、相談内容に応じた情報や助言等、3,243件の相談支援を行った。	引き続き相談窓口の周知を図るとともに、障害者総合相談支援センターあいのあり方を見直し、相談支援体制の充実を図る。	障がい者やその家族等からの相談に対し、内容に応じた情報提供や助言をする等により、4,243件の相談による支援を行った。	「あい」という相談窓口があることの周知を図るとともに、障害者総合相談支援センターのあり方を見直し、相談による支援体制の充実を図る。
	子ども未来課	子ども支援G	思春期の課題に対応した相談体制の充実(※子ども・子育て支援事業計画)	亀山市子ども家庭総合支援拠点での相談件数は654件で、面接相談や電話相談を実施した。	亀山市子ども家庭総合支援拠点として、亀山市要保護児童等・DV対策支援地域協議会のネットワークを活用し関係機関との連携を図り安心して子育てできる切れ目のない支援を行う。	亀山市子ども家庭総合支援拠点としての相談件数は654件で、面接相談や電話相談を実施し、内容に応じて専門機関に繋げるなど複合的な相談に対応を行った。	亀山市子ども家庭総合支援拠点として、亀山市要保護児童等・DV対策支援地域協議会のネットワークを活用し関係機関との連携を図り安心して子育てできる切れ目のない支援を行う。
	子ども未来課	子ども支援G	子ども家庭室との連携(育児相談、必要に応じた専門機関との連携)				
	生涯学習課	社会教育G	青少年が抱える様々な課題に対して、就学期から青年期にかけて連結した相談体制の充実	引きこもりや、二つの青少年に対し、令和2年度は、青少年総合支援センター支援員により、136件の面接相談や電話相談を実施。	引き続き支援の居場所づくり構築のため、小中学校や福祉部局との情報共有や連携、また支援に必要な児童・生徒への支援も実施していく。	令和3年度は、青少年総合支援センター支援員により、117件の面接相談や電話相談を実施。	引き続き小中学校や福祉部局との情報共有や連携を行いながら、支援に必要な児童・生徒への支援を実施していく。
	学校教育課	教育研究G	三重県によるスクールカウンセラー(SC)の派遣(市内全小中学校)市内3中学校を拠点校として、中学校区の各小学校にスクールカウンセラーが巡回し、児童・生徒、保護者へのカウンセリングと教職員の相談業務の実施	市内14校すべての学校にSCを派遣予定。3人で年間164日、のべ984時間実施し、児童生徒や保護者、教職員の相談業務を行った。	市内14校すべての学校にSCを派遣予定。3人で年間169日、のべ1,117時間実施し、児童生徒や保護者、教職員の相談業務を行う予定。また、適応指導教室にもカウンセラーを年間16日64時間派遣予定。	市内14校すべての学校にSCを派遣。3人で年間169日、のべ1,117時間実施し、児童生徒や保護者、教職員の相談業務をおこなった。また、適応指導教室にもカウンセラーを年間16日64時間派遣。	スクールカウンセラーを活用した相談体制、スクールソーシャルワーカーによる福祉機関と連携した支援体制を充実させていく。

3-地域医療提供体制の整備

01.多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○在宅医療・介護の連携体制を強化するため、在宅医療を行う在宅医等を24時間365日設置する在宅医療支援薬局の設置や多職種が患者情報を共有できるツールの導入などを進めます。	地域福祉課	高齢者支援G	長寿・地医亀山市保険調剤薬局整備事業(在宅医療等に必要薬剤、医療機材等の提供)の実施	在宅療養中の患者に対して、必要な薬剤や医療機材の提供を行った。	引き続き、在宅療養に必要な薬剤、医療機材を提供できる体制を維持できるように、関係部署と連携を行う。	在宅療養中の患者に対して、必要な薬剤や医療機材の提供を行った。	引き続き、在宅療養に必要な薬剤、医療機材を提供できる体制を維持できるように、関係部署と連携を行う。
	病院総務課	地域連携G	地域医療連携システム「三重医療安心ネットワーク:ID-Linkの導入」(医療・介護連携システム含む。)	活動促進につなげるための運用については、院内担当者間で検討中である。また、多職種連携会議の機会等で多職種情報共有システムの普及啓発を行った。	引き続き、活動促進につながる運用等について検討を行う。	ID-Link運用については、院内担当者間で検討中である。 また、バイタルリンク(多職種連携情報共有システム)を活用した医療と介護の情報共有と連携の強化を図るため、各介護事業所の連絡会等の場において周知啓発や機能の説明会を開催し、活用の強化に努めた。	引き続き、バイタルリンクを活用した情報共有の推進を行うとともに、活動促進につながる運用等について検討を行う。
○亀山市の在宅医療・介護連携における目指すべき姿を多職種で共有し、在宅医療連携推進協議会と多職種連携会議の進め方の整理を行ってシステムを見直し、地域住民へ積極的にPRして「かめやまホームケアネット」の利用を促進します。	地域医療課	地域連携G	協議会と連携会議の実施内容や回数の見直し等	今年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型の会議等が中止または延期となり、計画通り進めることができなかった。後半からはオンラインでの準備を進め、多職種連携研修会を開催した。推進協議会WG、多職種連携会議においては各1回の開催となった。	引き続き、オンラインでの開催等もすすめ、在宅医療・介護連携の推進強化に努めていく。	コロナ禍においては集合型での開催が困難となり、オンラインでの研修、ICTを活用した情報共有ツールの活用で顔の見える関係性づくりや在宅療養の様々な局面において対応できるよう連携強化に努めた。	引き続き、オンラインでの開催等もすすめ、在宅医療・介護連携の推進強化に努める。
	地域医療課	地域連携G	かめやまホームケアネットの利用促進(マニュアル・パンフレットの見直し等)	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民講演会は中止となったが出前講座等で随時パンフレットを配布した。鈴鹿亀山地区広域連合広報に掲載、在宅医療をテーマとした民生委員研修会の開催など、他機関主催での事業とも連携し、啓発等を行った。ホームケアネットについても関係者と利用促進に向けて協議を行った。	今年度も引き続き、オンラインでの方法も取り入れ、市民に理解して頂きやすいよう、地域での講座なども開催し、利用促進に努める。また、関係者でホームケアネットの活用しやすい仕組みの検討をすすめていく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅医療講演会は中止となったが、講演会申込者に市独自で作成したチラシの郵送する他、在宅医療に関する図書展示や出前講座を開催し普及啓発に努めた。また、ホームケアネットの活用しやすい仕組みづくりのため、在宅医と検討の上書類の見直しを行い関係職員の負担軽減につなげた。	引き続き、ホームケアネットの活用しやすい仕組みづくりのため、現状把握を行い検討を行う。

02:救急医療提供体制の充実

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○日曜日・祝日・夜間時間外の応急診療については、医療センターや亀山医師会の医師と連携・協力体制を継続しながら、小児の応急診療への円滑な対応に努めます。	健康政策課	健康づくりG	「1次救急、年末年始、夜間時間外応急診療」業務委託の継続	業務委託契約を締結し、救急医療体制を確保した。	引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。	業務委託契約を締結し、救急医療体制を確保した。	引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。
	健康政策課 病院総務課	健康づくりG 医事G	夜間時間外応急診療、運用方法の見直し検討	医師会、医療センターと夜間時間外応急診療の運用方法の協議を行い、委託契約（一次救急・年末年始・夜間時間外応急診療）を亀山医師会との一括契約とした。 医療センターで実施する夜間時間外応急診療については、医療センターの当直医師で対応を行った。	医師会有志の医師による当直を休止し、医療センター当直医師を充実させ対応していく。 引き続き、医療センターで実施する夜間時間外応急診療については、医療センターの当直医師で対応することを継続していく。	亀山医師会と一次救急業務委託（夜間時間外・一次救急・年末年始）の一括契約し救急医療体制を確保した。 医療センターで実施する夜間時間外応急診療については、医療センターの当直医師と在宅医師（1院）で対応を行った。	引き続き、医師会と業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。
○市内の医療機関との連携を強化するとともに、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院等の二次救急医療機関との連携体制について、引き続き維持します。	健康政策課	健康づくりG	二次救急医療機関に対する高度医療機器の整備支援	実績なし	医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。	実績なし	医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。
○「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」など広域的な相談窓口の周知を行うとともに、75歳以上の高齢者や国民健康保険加入者を対象とした電話健康相談の利用を促します。	地域福祉課	高齢者支援G	電話健康相談の利用促進に向けたPR（広報等）	75歳に達した月に、電話健康相談のチラシを郵送し、事業を周知し、延べ564件の相談があった。	個別通知などを通じて事業の周知に努めるとともに、高齢者の身近な相談に応じ、在宅における悩みや不安が少しでも解消できるよう事業の推進に努める。	75歳に達した月や75歳以上の文書発送時、電話健康相談のチラシを同封し、事業を周知し、延べ308件の相談があった。	個別通知などを通じて事業の周知に努めるとともに、高齢者の身近な相談に応じ、在宅における悩みや不安が少しでも解消できるよう事業の推進に努める。
	市民課	国民健康保険G		被保険者証の切替え時に対象世帯にPRパンフレットや案内文書を郵送するとともに、窓口で加入手続きを行った者に対してもPRパンフレットを配布し周知した。	被保険者証の切替え時及び窓口での加入手続き時にPRパンフレットを配布し、対象世帯に周知するとともに、重複・頻回受診者に対しパンフレットを送付して適正受診を呼び掛ける等有効活用を図る。	被保険者証の更新時に加入世帯に対して電話健康相談の内容を記載した案内文書とPRパンフレットを郵送するとともに、窓口で加入手続きを行った新規加入者に対してもPRパンフレットを配布し周知した。	被保険者証の更新時及び窓口での加入手続き時に電話健康相談のPRパンフレットを配布し、周知する。 また、令和4年度健康づくりのてびきに掲載し、より一層の周知を行う。
	子ども未来課	母子保健G	みえ子ども医療ダイヤルPR（広報等）	新生児訪問や赤ちゃん訪問時や幼児健診時にチラシを配布LPRを行った。	引き続き、訪問や健診にて啓発していく。	新生児訪問や赤ちゃん訪問時や幼児健診時にチラシを配布LPRを行った。（赤ちゃん訪問366件、幼児健診786件）	引き続き、訪問や健診にて啓発していく。
○消防本部と医療センターの連携強化にむけた検討を進めるとともに、三重県が認定する指導救命士の養成等、救急隊員の知識・技術の向上に取り組めます。	消防総務課	消防救急G	（亀山市消防力充実強化プランに基づく取組） ・救急隊員の育成、救急救命士処置拡大への対応、指導救命士の養成	三重県消防学校指導救命士課程に入校した1名が課程を修了し、三重県から指導救命士として認定された。	令和3年度三重県消防学校指導救命士課程に1名入校予定。引き続き、指導救命士が中心となり、救急隊員の知識・技術の向上に取り組む。	令和3年度三重県消防学校指導救命士課程に1名入校した。 新たに気管挿管実施可能な救命士を1名、養成した。	令和3年度三重県消防学校指導救命士課程を修了した1名が令和4年度の実技実習を経て、指導救命士として認定される予定である。引き続き、指導救命士が中心となり、救急隊員の知識・技術の向上に取り組む。
	消防総務課	消防救急G	（救急ワークステーション（WS）の運用体制検討	医療センターと連携し、効率的な救急WS運用に努めた。	引き続き、医療センターと連携し、効率的な救急WS運用に努める。	医療センターと連携し、効率的な救急WS運用に努めた。	引き続き、医療センターと連携し、効率的な救急WS運用に努める。
○救急需要に適切に対応するため、救急車の適正利用の啓発を継続して行います。	消防総務課	消防救急G	（亀山市消防力充実強化プランに基づく取組） ・救急車適正利用普及啓発事業	広報等で救急車適正利用普及啓発を図った。	緊急度が高い傷病者への対応が遅れないよう、引き続き、適正利用普及啓発に努める。	広報等で救急車適正利用普及啓発を図った。	緊急度が高い傷病者への対応が遅れないよう、引き続き、適正利用普及啓発に努める。

03:地域医療の確保と医療センターの経営健全化

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○三重大学による亀山地域医療学講座設置の協定を継続し、亀山市及びその周辺地域の住民が健康で安心できる生活を提供する医療保健体制に関する研究・教育を実施します。	健康政策課	健康づくりG	亀山地域医療学講座の設置協定の継続	三重大学に亀山地域医療学講座を設置し、医療センターに医師が派遣され、診療を通じた地域医療の研究・教育が継続して行われたことで、診療体制の充実につなげた。さらに、講座の総合医を中心に、地域に出向いて、講話と対話を行う、「医療カフェ」を開催した。	引き続き、講座の医師等と連携し医療カフェなど市独自の魅力的な取組みを実施する。	三重大学に亀山地域医療学講座を設置し、医療センターに医師が派遣され、診療を通じた地域医療の研究・教育が継続して行われたことで、診療体制の充実につなげた。	引き続き、三重大学に亀山地域医療学講座を設置するとともに医療センターの取り組み医師確保対策と連携し、三重大学との連携強化や新たな連携先の確保に取り組んでいく。
○医療センターの処方箋を院外処方に移行してジェネリック（後発医薬品）の利用を促進します。	地域医療課	地域連携G	亀山市保険調剤薬局整備事業	平成29年10月開設後は随時、地域連携のための情報提供を行った。	薬局運営の継続支援を必要に応じて行う。	平成29年10月開設後は随時、地域連携のための情報提供を行った。	薬局運営の継続支援を必要に応じて行う。
	病院総務課	医事G	外来患者等の院外処方化によるジェネリック（後発医薬品）の利用促進	一般名処方を行うことで、ジェネリックの利用率向上に努めた。その結果、ジェネリックの利用率が向上した。（90.3％・40,231,833円）	引き続き、ジェネリックの利用率が更に上がるように、周知活動等の取組みを行う。	一般名処方を行うことで、ジェネリックの利用率向上に努めた。その結果、ジェネリックの利用率が向上した。（91.0％）	引き続き、ジェネリックの利用率が更に上がるように、周知活動等の取組みを行う。
○医療センターは、県の地域医療構想を踏まえながら、新公立病院改革プラン（平成28年度）を推進し、経営の健全化に取り組めます。	病院総務課	病院総務G	亀山市立医療センターアクションプラン（新公立病院改革プラン含む）の推進	重点的項目のうち、経常収支比率の改善等数値目標に達していない項目があった。	引き続き、重点的項目の実現に取り組み、早期に実現できるよう、経営の健全化を目指す。	重点的項目のうち、経常収支比率の改善等数値目標に達していない項目があった。	総務省が公表した「新公立病院改革ガイドライン」や県の動向に注視して次期アクションプランを策定し、経営の健全化に努める。

4-食育の推進
01.栄養・食生活の改善

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○母子保健、保育所、幼稚園、小中学校などでの「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組を充実させるとともに、食事バランスガイド等の活用や亀山市食生活改善推進協議会による料理講習会等の実施などにより、成人への食育を進めます。	子ども未来課	母子保健G	母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時のパンフレット配布	母子手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを交付し、啓発を行った。(母子健康手帳交付360件、幼児健康診査838件、育児相談295件)	引き続き、母子手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布していく。	母子手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを交付し、啓発を行った。(母子健康手帳交付320件、幼児健康診査786件、育児相談323件)	引き続き、母子手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布していく。
	健康政策課	健康づくりG	健康教室において食事バランスガイドを活用し、栄養の大切さについての啓発	あいあい運動教室(14回実施)において、食事バランスガイドについて記載した健康づくりのてびきを配布・設置し、栄養の大切さについて啓発を行った。	引き続き、教室等の機会を活用し、栄養の大切さについて周知していく。	あいあい運動教室(13回実施)において、食事バランスガイドについて記載した健康づくりのてびきを配布・設置し、栄養の大切さについて啓発を行った。	引き続き、教室等の機会を活用し、栄養の大切さについて周知していく。
	健康政策課	健康づくりG	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につなげる情報提供	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につなげる情報提供を行った。	引き続き、健康的な食生活につながる情報提供を行う。	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につながる情報提供を行った。	引き続き、健康的な食生活につながる情報提供を行う。
	子ども未来課	母子保健G	離乳食教室で、離乳食の基本講話や、生後5～8か月児までの離乳食の作り方と試食の実施	離乳食の基本に関する講話とともに、生後5～8か月児までの離乳食の作り方のデモンストレーションと試食を行った。(離乳食教室:年5回(延べ48人))	引き続き、離乳食教室を実施していく。	離乳食の基本に関する講話とともに、生後5～8か月児までの離乳食の作り方のデモンストレーションと試食を行った。(離乳食教室:年5回(延べ39人))	引き続き、離乳食教室を実施していく。
	健康政策課	健康づくりG	食生活改善推進協議会による市民・地区伝達講習会の実施 ⇒バランスのとれた献立で、健康づくりのための料理講習会、地域の料理講習会を実施。	バランスのとれた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会2回・地域の料理講習会27回を開催した。	調理実習については感染症予防の観点から実施が難しいため、今後は、形を変えて食を通した健康づくりについて啓発していく。	バランスのとれた献立を入れて、市民伝達講習会1回・地域の料理講習会19回を開催した。	感染症予防対策をしっかりと行ったうえで、健康づくりのための料理講習会や地区伝達講習会を行い、食を通した健康づくりについて啓発していく。
	子ども未来課	母子保健G	幼児健診で「早寝・早起き・朝ごはん」のパンフレットを配布	幼児健診にて、「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発を印字した封筒を配付した。(幼児健診:年24回(延べ838人))	引き続き、幼児健診にて啓発を行っていく。	幼児健診にて、「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発を印字した封筒を配付した。(幼児健診:年24回(延べ786人))	引き続き、幼児健診にて啓発を行っていく。
	健康政策課	健康づくりG	健康教育の実施 ⇒規則正しい食生活がもたらす効果を伝え、生活習慣病予防に関する健康教育の開催	幼児健診にて、「早寝・早起き・朝ごはん」の封筒を配付した。(幼児健診:年24回(延べ838人))	引き続き、幼児健診にて健康教育を実施していく。	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につながる情報提供を行った。	引き続き、健康づくりのてびき等を活用し食事バランスガイドを周知していく。
	子ども未来課	母子保健G	育児相談の中で、生活リズムの相談を個別で受け、必要な情報提供	育児相談の中で、生活リズムについての相談を受けたり、話の中で生活リズムについて必要な情報提供を行った。(育児相談:年10回(延べ295件))	引き続き、育児相談の中で、必要な情報提供をしていく。	育児相談の中で、生活リズムについての相談を受けたり、話の中で生活リズムについて必要な情報提供を行った。(育児相談:年10回(延べ323件))	引き続き、育児相談の中で、必要な情報提供をしていく。
	子ども未来課 健康政策課	母子保健G 健康づくりG	出前教室や献血、キラリ市民大学などでの健康相談の実施	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年開催しているぽっぽ教室(出前教室)、献血イベント等が中止になったが、育児相談等で生活リズムの大切さについての啓発や相談を行った。(育児相談延295件)	引き続き、出前教室等を通じて、啓発及び相談を行っていく。	育児相談等で生活リズムの大切さについての啓発や相談を行った。(育児相談延323件)	引き続き、出前教室等を通じて、啓発及び相談を行っていく。
	子ども未来課	子ども総務G	食育だより(13園、月1回)による啓発(栄養バランス、朝食の重要性、食育に関する情報提供)	食育だより(13園、月1回)により、朝食の重要性や減塩・減糖、咀嚼やその他食育に関する情報提供を行い、規則正しい食生活の実践のための啓発を行うことができた。	食中毒や便秘の予防、栄養バランスの大切さなどについて、引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。	食育だより(13園、月1回)により、食中毒や便秘の予防、栄養バランスの大切さなどについて、情報提供を行い、規則正しい食生活の実践のための啓発を行うことができた。	朝食や間食の重要性、減塩などについて、引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。
	子ども未来課	子育てサポートG	子育て講座の実施(子どもとその保護者) ⇒子育て講座の中で、「生活リズム、運動あそび、栄養相談、育児相談」などによる生活リズムの向上	新型コロナウイルス感染症の影響により子育て講座や栄養相談は開催できなかったが、あいあいこ・あすれっこだよりにおいてこれまでどおり食育や育児に関するワンポイントアドバイスを掲載するとともに、「かめやま子育てLINE」においても食育や運動遊びに関する情報を発信した。	コロナ禍においても子育て中の保護者や親子などに運動、食事、睡眠の大切さ等を伝える機会を設けるよう検討する。	あいあいこ・あすれっこだよりにおいてこれまでどおり食育や育児に関するワンポイントアドバイスを掲載するとともに、「かめやま子育てLINE」においても食育や運動遊びに関する情報を発信した。また、運動講座についてはZOOMを活用することによりコロナ禍においても実施することができた。	コロナ禍においても子育て中の保護者や親子などに運動、食事、睡眠の大切さ等を伝える機会を設けるよう検討する。
	教育総務課	保健給食G	食育だより、給食・食育だより、保健だより、保護者参観、懇談会などの場を活用した食育の啓発。また、生涯学習室と連携し、給食・食育だよりによる啓発の実施	給食・食育だよりを年3回発行した。また、定期的に保健だよりを発行するとともに、保護者会等の場を活用し、啓発を行った。	今後も給食・食育だより、保健だよりの発行や給食試食会や保護者会等の場を活用し、啓発を継続していく。	給食・食育だよりを年3回発行した。また、定期的に保健だよりを発行するとともに、保護者会等の場を活用し、啓発を行った。	今後も給食・食育だより、保健だよりの発行や給食試食会や保護者会等の場を活用し、啓発を継続していく。
	生涯学習課	社会教育G	生涯中央公民館で、こどもの食物アレルギー、食育クッキングと題した講座の実施	公民館講座において「みんなの食堂」をテーマに出前教室を実施した。	今後も、参加者のニーズにあった講座を中央公民館講座で実施していく。	中央公民館講座において、「メンズキッチン」や「紅茶専科」、「ファミリーキャンプ講座」など、食に関する講座を実施した。	今後も、参加者のニーズにあった講座を中央公民館講座で実施していく。
	生涯学習課	社会教育G	生涯朝ごはんバランスシートによる出前講座での周知・啓発	就学時検診において、朝ごはんバランスシートの啓発を行った。	今後も継続して啓発を行う。	・就学時検診の際に、「あさごはんバランスシート」、カード型のお茶の間10選・ババマ読んでの冊子の配布を行った。	引き続き、様々な機会を通して望ましい食習慣を身に付けるための情報提供と啓発に努める。

01:栄養、食生活の改善

○特定健康診査の結果に基づく特定保健指導により、運動習慣や食生活の改善に向けた指導を強化し、すでに糖尿病を発症している人についても重症化予防に取り組みます。	市民課 健康政策課	国民健康保険G 健康づくりG	特定保健指導対象者に対する運動習慣や食生活の改善に向けた指導プログラムの見直し、既存の発症者に対する重症化予防に向けた食生活改善の取組の実施	特定保健指導対象者に対し、食生活の改善や運動習慣についてセミナーを実施し9名が参加した。また糖尿病性腎症重症化予防事業で保健指導対象になった5名に対し、医療センターで食事療法等について個別指導を行った。特定保健指導対象者に対して、コールセンターを利用した電話動奨を行った。	特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導対象となった方に対し、食事療法等の保健指導を実施する。電話での動奨を行うとともに、集団健診時に、ICTを活用した初回面接を同時実施する方法を取り入れ、特定保健指導につなげていく。	糖尿病性腎症重症化予防事業で保健指導対象になった1名に対し、医療センターで食事療法等について個別指導を行った。食生活や運動等、生活習慣が改善され本人の意識改革につなげた。	特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導対象となった方に対し、食事療法等の保健指導を実施する。
○学校における子どもたちの食生活の充実を図るため、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行います。	教育総務課	保健給食G	情報収集や先進地視察等、中学校給食についての調査・研究	中学校給食の完全実施に向け、学校給食の在り方について検討を行い、「学校給食提供に関する今後の方向性」をとりまとめた。	「学校給食提供に関する今後の方向性」に基づき、給食の完全実施の時期について検討を進めている。	令和3年3月に決定した「学校給食提供に関する今後の方向性」に基づき、全員喫食制の給食の実施に向けた、具体的な施策の検討を行った。	「学校給食提供に関する今後の方向性」に基づき、全員喫食制給食の実施に向けた、具体的施策の位置づけを行う。
○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、栄養指導、口腔ケアなどの介護保険サービスを充実させるとともに、民間の配食や買い物支援サービス提供者と連携し、高齢者の地域での食生活を支援します。	地域福祉課	高齢者支援G	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による栄養指導・口腔ケアなどの介護保険サービスの充実・民間の配食や買い物支援サービス提供者と連携した高齢者の地域での食生活の支援	訪問型のサービスB及びCについては実績がなかった。配食サービスについては、令和3年3月末現在で登録者数は40人で、年間延べ11,417食のバランスのとれた食事を提供した。	栄養指導や口腔ケア事業等については、地域包括支援センターやケアマネジャーに事業の趣旨を理解し、短期的・集中的に実施できないか周知・依頼に努める。配食については、継続して調理が困難な人に栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに、安否確認等の支援に努める。	訪問型のサービスBについては1人8回の利用があった、Cについては実績がなかった。配食サービスについては、令和3年3月末現在で登録者数は39人で、年間延べ9,292食のバランスのとれた食事を提供した。	栄養指導や口腔ケア事業等については、地域包括支援センターやケアマネジャーに事業の趣旨を理解し、短期的・集中的に実施できないか周知・依頼に努める。配食については、継続して調理が困難な人に栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに、安否確認等の支援に努める。
○家庭や飲食店などに対する食品ロス削減(生ごみの再資源化等)につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討し実施するとともに、学校等において環境意識を育むための学習に取り組みます。	環境課	廃棄物対策G	廃棄食品ロスの廃棄物に占める割合などの市HPへの掲載、廃棄物の排出抑制の観点からの食べ残し削減に向けた啓発、主管室において効果的な啓発方法を検討	家庭系食品廃棄物組成分析調査を実施し、家庭における食品廃棄の実態把握に努め、その結果を市広報3月中旬号に掲載して食品ロス削減の周知啓発を行った。なお、飲食店等への「食べきり協力店」の依頼は、コロナ禍により自粛した。	第2次亀山市環境基本計画(R3.6策定予定)に基づき、市民・事業者・行政の連携・協力体制を構築し、ICTを活用した食品ロス削減のための仕組みづくりを進める。	食品ロス削減月間において、広報掲載やケーブルテレビ放送で食品ロス削減の周知啓発を行った。また、食品ロス削減促進ポスター(市内小学4年～6年生を対象に募集)を作成し、市内公共施設や小中学校・幼稚園・保育園などに配布をした。	食品ロス削減のためのICTを活用した三重県のモデル事業に参加し、市内店舗や住民に対して、利用の呼びかけや広報啓発を行い、食品ロス削減に向けた仕組みづくりを行う。
○家庭や飲食店などに対する食品ロス削減(生ごみの再資源化等)につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討し実施するとともに、学校等において環境意識を育むための学習に取り組みます。	教育総務課	保健給食G	給食時間における食べ残しを減らすための指導(残飯ゼロ運動)⇒給食・食育だよりにおいて、食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さの啓発。残食が多い学校では、残食を出さない取組を給食委員会等の活動実施	給食だより等において食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さについて啓発を行った。また、食品ロスをテーマにした食育の授業やたよりを配付した。	今後も、児童生徒に対し、残食を減らす指導や給食だより等における取組を定期的の実施していく。また、食品ロスに関する食育たよりを配付し、保護者への啓発を行う。	給食だより等において食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さについて啓発を行った。また、食品ロスをテーマにした食育の授業やたよりを配付した。	今後も、児童生徒に対し、残食を減らす指導や給食だより等における取組を定期的の実施していく。また、食品ロスに関する食育たよりを配付し、保護者への啓発を行う。

02:次世代に伝える食文化

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などに触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	健康政策課	健康づくりG	市民・地区伝達講習会の実施⇒健康づくりのための料理講習会と地域の料理教室の開催	地域の食材や行事食を取り入れた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会55回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。	地域の食材や行事食を取り入れた献立を入れて、市民伝達講習会1回・地域の料理講習会19回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
	健康政策課	健康づくりG	食文化を伝える亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付	亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付した。	引き続き、補助金を交付していく。	亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付した。	引き続き、補助金を交付していく。
○学校等での活動はもちろん、若者を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の伝承につなげます。	農林振興課	農林政策G	市民農園の維持管理・利用促進(50区画：川合町)	草刈を2回行った。市広報、HPにて利用者を募集した。	引き続き、草刈を行う。市広報、HPにて利用者を募集する。	市広報やHPにおいて、市民農園の周知及び利用者の募集を行うとともに、インストラクターによる月1回の営農指導により、野菜づくり技術の普及が図られるとともに、食への関心を高めることに繋げた。	引き続き、市広報やHPによる周知等やインストラクターによる月1回の営農指導を行う。
	農林振興課	農林政策G	亀の市での旬の地場産品をつかった簡単レシピの配布	年10回行い、地場産品のPRを行った。	引き続きレシピの配布をする。	新型コロナウイルス感染症防止のため配布することが出来なかった。	引き続きレシピの配布をする。
	農林振興課	農林政策G	亀山青空お茶まつりで、茶摘み体験、手もみ実演、電子レンジでのお茶づくり体験などの実施	新型コロナウイルス感染症防止のため開催することが出来なかった。	引き続き事業を継続する。	昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症防止のため開催することが出来なかった。	引き続き事業を継続する。
	農林振興課	農林政策G	中山間地域活性化事業(加太北在家地区・小山新田の里芋など)	新型コロナ感染症のため、イベントが中止になった。	引き続き事業を継続する。	新型コロナウイルス感染症のため、イベントが中止になった。	引き続き事業を継続する。
	学校教育課	教育支援G	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り。中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培	コロナ禍ではあったが、小学校において、FBC花壇で花の栽培を行った。また、小学校・中学校ともに、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、野菜作りや米作りを行った。	引き続き、小中学校において、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、花や野菜の栽培を計画的に行っていく。	コロナ禍ではあったが、小学校において、FBC花壇で花の栽培を行った。また、小学校・中学校ともに、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、野菜作りや米作りを行った。	引き続き、小中学校において、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、花や野菜の栽培を計画的に行っていく。
	学校教育課	教育支援G	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り。中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培	コロナ禍ではあったが、小学校において、FBC花壇で花の栽培を行った。また、小学校・中学校ともに、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、野菜作りや米作りを行った。	引き続き、小中学校において、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、花や野菜の栽培を計画的に行っていく。	コロナ禍ではあったが、小学校において、FBC花壇で花の栽培を行った。また、小学校・中学校ともに、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、野菜作りや米作りを行った。	引き続き、小中学校において、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、花や野菜の栽培を計画的に行っていく。
	教育総務課	保健給食G	食育だよりでの啓発(地産地消マップや地産地消カレンダーを活用し、食育の授業において市内産食材の学習の実施。また、旬の食材の時期にあわせ、給食・食育だよりによる家庭への啓発。)	児童生徒に対し、食育の授業における「亀山市地産地消マップ」等の活用や、体験学習を通じて、市内産の食材について学習する機会を設けた。また、旬の食材が多く取れる時期に給食だよりを発行し、家庭への啓発や働きかけを行った。	食育の授業や体験活動、給食だより等を活用し、市内産食材に関する学習や保護者への啓発を継続していく。	児童生徒に対し、食育の授業における「亀山市地産地消マップ」等の活用や、体験学習を通じて、市内産の食材について学習する機会を設けた。また、旬の食材が多く取れる時期に給食だよりを発行し、家庭への啓発や働きかけを行った。	食育の授業や体験活動、給食だより等を活用し、市内産食材に関する学習や保護者への啓発を継続していく。
	子ども未来課	子ども総務G	食育だよりで旬の食材についての啓発	食育だよりにて乾物や日本の食文化の紹介をすることで情報提供を行った。	引き続き、食への関心を高めるための情報提供等による啓発活動が必要である。	食育だよりにて食への関心を高めるための工夫等の紹介を行い、情報提供を行った。	引き続き、情報提供等による啓発活動に努める。
	農林振興課	農林政策G	亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取組	亀の市に対し、かめやまっ子給食で使用する農作物の作付指導を年11回行った。また、協議を年2回行った。	引き続き、指導、協議等を行う。	亀の市に対し、かめやまっ子給食で使用する農作物の作付指導を年11回行った。また、協議は新型コロナウイルス感染症防止のため亀山紅茶べにほまれの購入できる場所を市HPにて紹介している。	引き続き、指導、協議等を行う。
	農林振興課	農林政策G	地元産を購入できる場所や地産地消の活動について、市HPで掲載	亀山紅茶べにほまれの購入できる場所を市HPにて紹介している。	引き続き、市HPにて紹介していく。		引き続き、市HPにて紹介していく。
○学校給食、福祉施設、外食・中食などでの地場産品の利用を促進し、直売所、量販店、観光などにおける販路拡大や更なる普及のための交流活動、イベントの開催等を支援するとともに、情報提供や広報活動等を行います。	教育総務課	保健給食G	かめやまっ子給食(学校給食)への地場産品の提供	生産者や納入業者と連携し、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年22回提供した。	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の実施を今後も継続していく。	生産者や納入業者と連携し、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年22回提供した。	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の実施を今後も継続していく。
	教育総務課	保健給食G	中学校のデリバリー給食に、県内産の食材を使用する「地物が一番みえの日」の実施	県内産の食材を多く取り入れた「地物が一番みえの日」を年10回実施した。	県内産の食材の活用について委託業者と連携を図りながら、「地物が一番みえの日」の実施を継続していく。	県内産の食材を多く取り入れた「地物が一番みえの日」を年10回実施した。	県内産の食材の活用について委託業者と連携を図りながら、「地物が一番みえの日」の実施を継続していく。
	子ども未来課	子ども総務G	可能な範囲での地場産品の提供(毎回)⇒食材納入業者の協力により、可能な限り地元に近い産物を使用し、市HPで産地の公表	食材納入業者の協力のもと、可能な限り地元に近い産物を使用した。また、市ホームページにて産地の公表を行った。	継続して地産地消を推進するために旬の食材を使用できるような献立作成に努める。	可能な限り地元に近い産物を使用するために、給食食材納入業者に協力を依頼した。市ホームページにて食材の産地の公表を行った。	継続して地産地消を推進するために、多くの旬の食材を使用できるような献立作成に努める。
	商工観光課	観光・地域ブランドG	納涼大会、閑宿街道まつり(桜まつり：観光協会主催)での地場産品の販売(市主催2事業)、モデルツアーでの地元産品PR	新型コロナの影響により各種イベントが実施できなかった。	観光協会による継続した地元産品の販売と各種イベントにおけるPRを実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントが実施できなかった。	観光協会による継続した地元産品の販売と各種イベントにおいて、亀山ブランドのPR販売を実施する。また、地元産品がPRできるモデルツアーを作成する。
	商工観光課	観光・地域ブランドG	観光協会主催(市協力)で、道の駅での朝市の開催(毎週日曜日)や三重テラス等における亀山茶のPR	新型コロナの影響により各種イベントが実施できなかった。	道の駅等において地場産品の販売。各種イベントでも販売及びPR活動を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントが実施されなかった。	観光連携会議等を通じて情報共有を図り、市HPや市広報への掲載により積極的に情報発信を行えるように関係団体と連携する。
	農林振興課	農林政策G	亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取組	市HPにて「農業業を盛り上げていきたい」の方々の紹介として、団体等を紹介している。	引き続き、市HPにて紹介していく。	市HPにて「農業業を盛り上げていきたい」の方々の紹介として、団体等を紹介している。	引き続き、市HPにて紹介していく。

03:共食の推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R2実績・成果	R3以降の方向性	R3実績・成果	R4以降の方向性
○食育月間(6月)、食育の日(毎月19日)、料理教室などの食に関する情報提供の機会を活用し、多様な暮らしに対応した家庭や地域での「共食」の普及啓発を行います。	健康政策課	健康づくりG	ファミリーエコッキング(小学生とその保護者)	ファミリーッキングにおいて、小学生とその保護者を対象に食を通じたコミュニケーション等の重要性についての講話を行った。(延べ25人)	引き続き、ファミリーッキングを実施し、啓発していく。	令和3年度は感染対策の観点から調理実習は実施せず、市ホームページで親子で取り組めるレシピを掲載した。	感染予防対策をとり、ファミリーッキングを実施し、啓発していく。
	健康政策課	健康づくりG	食育月間における広報、ホームページによる普及啓発の充実(※ひとり親家庭、共働き家庭等、多様な暮らしに対応した情報提供)	産業建設課にて、食育月間に合わせ、広報へ記事掲載した。	産業建設課にて対応していく。	健康づくりのてびきに食に関する情報を掲載し全戸配布を行った。	農林振興課にて対応していく。
	子ども未来課	子ども総務G	食育だよりでの共食の普及啓発(年12回)	食育だよりにて共食の意義や食事のマナーについて情報提供を行い、豊かな食体験を推奨した。	引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。	食育だよりにて子どもの食事づくりや子どものための献立づくりについて情報提供を行い、豊かな食体験を推奨した。	引き続き、情報提供等による啓発活動に努める。
	教育総務課	保健給食G	給食・食育だより(小中学校年3回)、給食だより(小学校年5回)での共食の普及啓発	給食・食育だよりを年3回、給食だよりを年5回発行し、家庭における食育の推進について啓発を図った。	給食・食育だより等を定期的に発行し、家庭における食育の推進について、の啓発を継続していく。	給食・食育だよりを年3回、給食だよりを年5回発行し、家庭における食育の推進について啓発を図った。	給食・食育だより等を定期的に発行し、家庭における食育の推進について、の啓発を継続していく。
○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。	学校教育課	学事教職員G	コミュニティスクール等の組織を活用した啓発	コロナ禍により、例年に比して地域行事や学校行事が縮小化されたが、学校たより等を通じて、食に対する興味関心が高められるよう啓発した。	学校運営協議会等を活用し、地域行事や学校行事を通じ、子どもや保護者、地域の方々の食への興味関心を高めるとともに、「食の楽しさ」や「共食」の大切さを啓発していく。	コロナ禍により、引き続き地域行事や学校行事が縮小され、特に交流イベントはほとんどできない状況であったが、学校たよりやコミュニティスクールだより等を通じて、食に対する興味関心が高められるよう啓発した。	児童生徒が主体的に参加できる交流行事や体験的な活動については、感染防止対策を行いつつ可能な限り行っていく。共食については「かめやまお茶の間10選(実践)」の取組等を通信等で伝えていく。
	教育総務課	保健給食G	給食・食育だより、食育だより、総合的な学習の時間等での啓発	給食・食育だよりを年3回発行し、家庭における共食の大切さについて啓発を図った。	給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における共食の大切さについて、啓発を継続していく。	給食・食育だよりを年3回発行し、家庭における共食の大切さについて啓発を図った。	給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における共食の大切さについて、啓発を継続していく。
	学校教育課	教育支援G	生産者をゲストティーチャーとして招いた授業(11校)⇒生活科、総合的な学習の時間、社会科などで、サツマイモ、ジャガイモ、そば、米などの栽培活動の実施	感染症拡大防止のため、一部の小学校で生産者をゲストティーチャーとして招き、生産体験活動を実施した。	引き続き、各小中学校において、生活科や総合的な学習の時間において、感染症拡大防止対策を図りながら生産者をゲストティーチャーとして招いたり、動画で生産者の思いや仕事の様子などを撮影したりして子どもたちが主体となった生産体験活動を行っていく。	感染症拡大の状況を踏まえながら、できる限り地域の方をゲストティーチャーとして招いて、生産体験活動を行った。	引き続き、各小中学校において、生活科や総合的な学習の時間において、感染症拡大防止対策を図りながら生産者をゲストティーチャーとして招いたり、動画で生産者の思いや仕事の様子などを撮影したりして子どもたちが主体となった生産体験活動を行っていく。
	子ども未来課	子ども総務G	食育だよりでの啓発	食育だよりにて共食の意義や食事のマナーについて情報提供を行い、豊かな食体験を推奨した。	引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。	食育だよりにて共食の楽しさについて情報提供を行うなど、食への関心を高める啓発を行った。	引き続き、情報提供等による啓発活動に努める。

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ～ R 5 年度		
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。		
目的・概要	地域ケアシステムを深化・推進するため、介護予防・日常生活支援事業を適切に実施し、在宅医療・介護連携体制や認知症総合支援体制など高齢者の多様な生活を適切に支えることを目的とする。		
計画の骨格	■ 基本目標、目標、施策の方向性		
	基本目標	目標	施策の方向性
	地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアの強化	目標1 地域包括ケアシステム推進のための体制づくり	1 地域包括ケアシステムの推進 2 地域ケア会議の推進 3 住民主体の活動の推進
		目標2 切れ目のない在宅医療と介護連携の推進	1 在宅医療の推進 2 医療と介護の多職種連携強化
	安心して暮らすことができる地域づくり	目標3 認知症高齢者支援の推進	1 認知症への理解のための普及啓発 2 認知症高齢者を支えるためのまちづくり 3 高齢者の権利擁護の強化
		目標4 介護予防・生活支援サービスの充実	1 社会参加と生きがいづくり 2 健康づくりと介護予防の一体的な取り組みの構築 3 生活支援サービスの提供
		目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり	1 高齢者の安心した住まいの確保 2 災害、感染症等への備えの充実

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	新たに2カ所の地域包括支援センターを設置し関係機関と連携することで、相談や支援、虐待対応などの強化を図り、地域包括ケアシステムを推進するための体制を整備することができた。在宅医療と介護の連携については「かめやまホームケアネット」の新規登録者の増加に伴い、関係機関との連携の強化や多職種との研修会を実施しスキルアップを図ることが出来た。認知症施策については、アルツハイマー月間を利用した啓発活動や図書館での特設コーナーの設置するなど普及啓発活動に努めた。また、ボランティアとして地域での認知症に関する支援を行うため、認知症サポーター養成講座を実施した。介護予防教室などについては、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となったが、「在宅高齢者フレイル予防支援事業」を実施し、高齢者の困りごとや健康状況を確認することができた。
成果	本計画により、地域包括支援センターの体制を強化し、相談や見守りなどの支援を深めることが出来た。研修会や情報共有システムの活用を通じた多職種連携の推進など、地域包括ケアシステムの整備に努めることができた。新型コロナウイルス感染症の影響により介護予防教室やサロンの開催は依然として少なく、高齢者フレイル予防支援事業を実施しフレイル予防にも努めている。また、地域住民が主体となって行う介護予防や生活支援活動「ちょこボラ」の体制づくりや支援を行い、地域の高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりに寄与できた。認知症施策は、認知症等高齢者等個人賠償責任保険事業を新たに実施し、アルツハイマー月間を利用した取り組みや認知症初期集中チーム(カナリアチーム)の普及啓発に努めるなど安心して生活することができる環境づくりに寄与することができた。
総合計画 推進への 寄与度	医療と介護の連携強化や地域包括支援センターの機能強化と拡大、介護予防の充実と推進、高齢者の自立生活を支えるための生活支援サービスの充実、老人クラブ活動などの地域での生きがいづくり、認知症初期支援体制の整備を含めた認知症施策の推進等、総合計画に掲げた施策の推進に寄与した。

反省点・課題	今後も高齢者の増加や事例の多様化・複雑化が見込まれ、更なる支援体制の強化を図る必要がある。また、安心して暮らすことができる地域づくりとして、介護予防や生活支援、権利擁護の強化や在宅医療との連携を図り、認知症への理解のための普及啓発を行っていく必要がある。
--------	---

今後の方向性	亀山市高齢者福祉計画に掲げた目標に取り組むと共に、後期基本計画を見据え地域包括ケアシステムなど事業の深化、推進に取り組んでいく。
--------	--

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。
計画の骨格	(3) 計画の体系 基本理念 基本目標 実施目標 施策の方向 生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち 1 地域で安心して暮らせるまちづくり 2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり 3 自立した生活のできる体制づくり (1) 地域で支え合う共生社会の実現 (2) 相互理解と交流の促進 (3) 包括的相談支援体制の構築 (4) 障がい児支援体制の確保 (5) 雇用・就業機会の確保と拡大 (6) 自立生活のための環境整備 ①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発 ①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進 ①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援 ①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実 ①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援 ①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	※別紙参照				

■計画の実績等

取組実績	・ヒューマンフェスタin亀山における差別解消3法をテーマにした講演等の開催により、不当な差別解消や、合理的配慮の提供に係る認識の向上につながった。また、「暮らしの中のユニバーサルデザイン」の記事を広報に掲載し、誰もが利用しやすいまちづくりや情報・サービスを提供していくことの重要性を周知した。 ・利用者の利便向上のため、特別障害者手当や障害児福祉手当の手引きを作成し、ホームページで掲載するとともに、広報に記事を掲載した。 ・第2次亀山市障がい者福祉計画の見直しに当たり、障がいのある人へのアンケートを実施し、約1,400人からの回答を得て、基礎資料とした。 ・相談支援事業の受託者と月例報告会などで緊密な情報共有を図り、支援の方向性を確認し、さらなる支援につながるよう取り組んだ。 ・亀山市雇用対策協議会において、アンケート結果を活用して、当事者が抱く就労・雇用に関する悩みや、相談窓口の周知を図った。また、ハローワークと連携し、広報を通じて、特定求職者雇用開発助成金の周知を図った。 ・障害者総合相談支援センターでは、就労に関する相談として137件に対応した。 ・医療的ケアが必要な児童に日中一時支援事業が提供できる事業所の開設を促進するための加算制度の事業化を図った。 ・相談支援の評価や差別解消等、地域自立支援協議会の所管事項に関し、下部組織を活用して、委員以外も含めた検討ができるよう、要綱の改正を行った。
成果	・地域における支援体制の構築に向けた活動を推進し、「コーディネーターによるボランティアの育成、調整等、ひきこもりの実態調査、地域自立支援協議会での差別解消」等により、障がいのある人が地域で安心して暮らせるまちづくりにつながることができた。 ・就労移行支援事業等により、福祉施設から一般就労に4人が移行できた。 ・感染拡大による通所入浴サービスの利用控えに、訪問入浴サービスが有効に機能した。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、鈴鹿亀山圏域で設置した協議の場を設け、連携・協力関係機関の顔の見える関係づくりを進めた。 ・子どもの療育事業、専門機関と連携した相談、多機関連携による医療的ケア児の支援や小児リハビリテーション支援によって、困難事例の問題解決を図った。また、「医療的ケア実施ガイドライン」により保育所における医療的ケア児の適切な対応を図った。 ・知的障がいや精神障がいのある人が、地域で自立して生活できるよう生活支援員がサポートするとともに、日常生活上の福祉課題についてCSWと共同で対応し、多機関連携により解決を図った。
総合計画 推進への 寄与度	・障がいのある人が自立して生活できるよう、サービスの向上と障害者総合相談支援センターや事業所との連携による相談支援を行った。特に、障がいのある人の経済的な自立のため、機会を捉えて相談窓口の周知を図ったことで相談件数の増加につながった。 ・昨年度に引き続き、通所入浴サービスを自粛している重度の障がいのある人に訪問入浴サービスを提供する等、住み慣れた地域で、自分らしく、自立して生活ができるようサービスを提供することができた。

反省点・課題	障がいのある人へのアンケート結果や窓口相談から、健康面・障がい以外に就労や経済面、対人・家族関係に係る内容が多いことや、身近で相談しやすい窓口の設置が望まれていることが把握できるが、令和3年度は計画見直し等に時間を要し、相談支援のあり方や、地域での自立した生活を支援するための拠点づくりに係る検討・議論が進められなかった。
--------	--

今後の方向性	障がいのある人を取り巻く環境と相談内容は、年々複雑化しており、個人以外に世帯全体の支援が必要なケースが多く発生している。これらに対し、総合的・専門的な支援が図れるよう、総合相談窓口の設置や、地域の社会資源をつなぐコーディネート機能を備えた相談支援体制のあり方について、関係機関との協議の場を設けて議論するとともに、障がいのある人の自立を後押しするための地域生活支援拠点の整備に取り組んでいく。
--------	---

1 第6期亀山市障がい福祉計画の概要

第6期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（令和3年～令和5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

2 計画期間における目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行することとし、また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本目標としています。

【成果目標】

障がいのある人の地域での自立生活を進める観点から、令和元年度末において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人を見込んで、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

令和元年度末現在、福祉施設に入所している人は29人です。目標年度である令和5年度末までには移行率6%以上に相当する2人を地域生活移行者数（目標値①）として設定します。また、令和元年度末における施設入所者数（29人）の1.6%以上に相当する1名を施設入所者の削減数（目標値②）として設定します。

項 目	数 値	進 捗					
令和元年度末時点の入所者数（A）	29人						
令和5年度施設入所者数（B）	28人						
【目標値①】 地域生活移行者数 （A）の6%に相当する数値 （小数点以下を切り上げ）	2人減 （1.74）	令和 3 年度	0人	令和 4 年度		令和 5 年度	
【目標値②】 施設入所者の削減数（A-B） （A）の1.6%に相当する数値（小 数点以下を切り上げ）	1人 （0.46）		0人				

【令和3年度 成果・課題】

令和3年度は地域移行者がおらず目標が達成できなかった。今後、地域移行ができそうな人に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての構築を行うこととしています。

【成果目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項 目	数 値	進 捗					
【目標値】 令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場	実施	令和3年度	実施	令和4年度		令和5年度	

【令和3年度 成果・課題】

協議の場に位置付けた、鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する連絡会が開催され、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行った。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証することとしています。

項 目	数 値	進 捗					
【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数	1 か所	令和3年度	0 か所	令和4年度		令和5年度	

【令和3年度 成果・課題】

地域生活支援拠点の整備に向けて取り組むことができなかったため、令和5年度末までの整備を目指し、早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、次のとおりとしています。

- ①令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ②就労移行支援事業については令和元年度の一般就労への移行実績から1.3倍以上、就労継続支援業A型については、1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上とする。

【成果目標】

令和元年度に就労移行支援事業所から一般就労した人は4人であるため、1.3倍に相当する6人を目標値①として設定します。同じく就労継続支援A型から一般就労へ

移行した人は3人であるため 1.26 倍に相当する4人を目標値②として設定し、就労継続支援B型から一般就労へ移行した人は1人であるため1.23倍に相当する2人を目標値③として設定します。①②③を合計した目標値④は12人となります。

項 目		数 値	進 捗					
就 労 移 行 支 援 事 業	令和元年度の年間一般就労 への移行実績者数 (A)	4 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる 数値					
	【目標値①】 令和5年度の 一般就労移行者数 (A) ×1.3(小数点以下を切り 上げ)	6 人	令和 3 年度	1 人	令和 4 年度		令和 5 年度	
就 労 継 続 支 援 A 型 事 業	元年度の年間一般就労への 移行実績者数 (B)	3 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる 数値					
	【目標値②】 令和5年度の 一般就労移行者数 (B) ×1.26(小数点以下を切り 上げ)	4 人	令和 3 年度	0 人	令和 4 年度		令和 5 年度	
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業	令和元年度の年間一般就労 への移行実績者数 (C)	1 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる 数値					
	【目標値③】 令和5年度の 一般就労移行者数 (C) ×1.23(小数点以下を切り 上げ)	2 人	令和 3 年度	3 人	令和 4 年度		令和 5 年度	
令和元年度の一般就労移行者数 (D)		8 人	令和元年度において福祉施設を退所し一般就 労した数… (A) + (B) + (C)					
【目標値④】 【①+②+③】 令和5年度の一般就労移行者数 (D) と比較し 1.5 倍		12 人	令和 3 年度	4 人	令和 4 年度		令和 5 年度	

【令和3年度 成果・課題】

就労移行支援事業からの移行は1人、就労継続支援A型事業所からの移行は0人で目標を下回ったが、就労B型事業所からは3人が移行することができた。今後も障害者就業・生活支援センターや福祉施設との情報共有や連携を図りながら、一般就労への移行者が増えるよう継続的な支援を行う。

②就労移行支援事業の利用者数（新規：第6期～）

国の指針では、令和5年度における就労定着支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

【成果目標】

一般就労への定着が重要であることから、令和5年度の就労定着支援事業所の利用者

数を目標値として設定します。令和５年度の一般就労への移行人数は１２人を目標値としていることから、就労定着支援事業利用者の目標値は９人とします。

項 目	数 値	進 捗					
令和５年度の一般就労移行者数	１２人						
【目標値】 令和５年度の就労定着支援事業所の利用者数 (Ａ)の７割に相当する数値 (小数点以下を切り上げ)	９人	令和 ３ 年度	０人	令和 ４ 年度		令和 ５ 年度	

【令和３年度 成果・課題】

就労定着支援事業の利用者は０人であったことから、当該事業の利用を促進するため周知等を図る必要がある。

③就労移行支援事業所の就労定着率（新規：第６期～）

国の指針では、就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の事業所を、全体の７割以上とするとしています。

【成果目標】

就労定着率（過去３年間の就労定着支援総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が８割以上の就労定着支援事業所の事業所数を設定します。

現在市内には就労定着支援事業所がなく、利用者は市外にある事業所を利用しています。令和５年度までには事業所が開設されるよう市内の事業所に働きかけていきます。

項 目	数 値	進 捗					
令和５年度における就労定着支援事業所の全体数（Ａ）	１か所						
令和５年度における就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所の数（Ｂ）	１か所						
【目標値】 就労定着率が８割以上の事業所数が全体の７割以上とする。 (Ａ)における(Ｂ)の割合が、国の成果目標である７割を達成する事業所数	１か所	令和 ３ 年度	０か所	令和 ４ 年度		令和 ５ 年度	

【令和３年度 成果・課題】

令和３年度に就労移行支援事業所の整備ができなかった。現在市内には就労定着支援事業所がなく、利用者は市外にある事業所を利用しているため、令和５年度末までには事業所が開設されるよう事業所等に働きかけていく必要がある。

(5) 相談支援体制の充実・強化等(新規:第6期～)

国の指針では、令和5年度末までに、各市又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するとしています。

【成果目標】

相談支援体制の充実・強化するため令和5年度までに総合的・専門的な相談支援の実施体制及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を確保します。

項 目	実施の有無	進 捗					
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保（基幹相談支援センターにおける相談支援機能の強化を図る。）	実施	令和3年度	未実施	令和4年度		令和5年度	
【目標】 地域の相談支援体制の強化の実施体制の確保（基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化を図る。）	実施	令和3年度	未実施	令和4年度		令和5年度	

【令和3年度 成果・課題】

総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化に係る実施体制を確保できなかったため、引き続き基幹相談支援センターの相談支援機能の強化と地域の相談機関との連携強化に取り組んでいく。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規：第6期～）

国の指針では、令和5年度末までに各市において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保するとしています。

【成果目標】

- ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、初任者研修や権利擁護・虐待防止に関する研修への職員の積極的な参加を図るとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

項 目	実施の有無	進 捗					
【目標】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築（職員は障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。）	実施	令和3年度	未実施	令和4年度		令和5年度	

【令和3年度 成果・課題】

職員が障害福祉サービスに係る研修等に参加するとともに、審査支払システムの結果分析と過誤請求の防止に努めたが、一方で、サービスの利用状況の把握、検証、事業所へのフィードバックができていないため、今後通常業務の中でこれを位置づけて進めていく必要がある。

3 障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策

成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

時間/月…各年度のサービス提供時間の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）

人/月…各年度の利用人数の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）

人/日…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	790	820	850	722		
利用者数（人/月）	60	62	64	78		

② 重度訪問介護

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	600	600	850	350		
利用者数（人/月）	2	2	3	1		

③ 同行援護

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	80	80	80	58		
利用者数（人/月）	5	5	5	7		

④行動援護

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付時間（時間／月）	1	1	1	0.25		
利用者数（人／月）	1	1	1	0.25		

⑤重度障害者等包括支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付時間（時間／月）	0	0	0	0	0	0
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0

◆サービスを確保するための方策

居宅介護の事業所は、令和元年度には5か所になり、サービスを提供する環境は年々整いつつありますが、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、引き続き、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

また、新規参入を検討する事業所や既存の事業所に対し、夜間や早朝にも対応できる体制の確保やホームヘルパー等の人材確保に向け働きかけます。

【令和3年度 成果・課題】

【居宅介護】

利用者数が見込みよりも増加しており、自宅での介護ニーズの高まりにより、今後もさらなる利用者の増加が想定される。

【重度訪問介護】

従来からの利用者に加え、新たな利用を見込んでいた1名のサービス利用がなかったため、見込みから半減となった。今後も積極的な情報提供により適切な支給量になるよう努める。

【同行援護】

令和2年度は感染拡大等の影響で給付時間が減少したが、令和3年度は利用が増加した。視覚障がい者の社会参加や地域生活支援のため、計画相談事業所等と連携を図っていく。

【行動援護】

当該サービスは鈴鹿・亀山圏域において2事業所でしか提供がなく、亀山市では0であるため、当該サービス提供ができる事業所の参入を促していく必要がある。

【重度障害者等包括支援】

県内には対応できる事業所がないが、ニーズの把握に努めることとする。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	1,900	1,960	2,020	1943		
利用者数（人／月）	100	103	106	95		

②自立訓練

【機能訓練】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	10	10	10	23		
利用者数（人／月）	1	1	1	1		

【生活訓練（宿泊型自立訓練含む）】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	23	23	23	23		
利用者数（人／月）	1	1	1	1		

③就労移行支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	270	290	310	205		
利用者数（人／月）	15	16	17	18		

④就労継続支援

【A 型：雇用型】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	740	740	740	811		
利用者数（人／月）	36	36	36	46		

【B型：非雇用型】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	1,890	1,980	2,070	2018		
利用者数（人／月）	105	110	115	122		

⑤就労定着支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	4	5	9	0		

⑥療養介護

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	10	10	10	10		

⑦短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	250	265	280	246		
利用者数（人／月）	30	32	34	37		

【医療型】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	10	10	10	11		
利用者数（人／月）	1	1	1	3		

◆サービスを確保するための方策

「短期入所（福祉型）」についてはレスパイトとしての需要があり、需要の高さが伺えます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【令和3年度 成果・課題】

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

機能訓練が見込みを上回るとともに、生活訓練が見込み通りとなったことから、利用が定着していると思われ、引き続き制度の案内を図り、支給に繋がるよう取り組む。

【就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、就労定着支援】

・A型・B型ともに見込みを上回る事業利用により、実際の移行者は、就労移行支援事業では1人、就労継続支援（B型）では3人が一般就労に繋がった。（別数値より）一方で、就労定着支援は、実績がなかった。

【療養介護】

継続的な利用者がいるため、引き続き利用が見込まれる。

【短期入所（福祉・医療型）】

福祉型は、利用者数の増加に伴って給付時間も年々増加していたが、令和3年度においては減少となった。しかし、今後、介護者の高齢化を背景として、利用は増加していくと予想され、ニーズに対応できるよう、事業所との調整を図っていく。一方、医療型はサービスの利用者・給付時間ともに見込みを上回り、今後も継続的な利用が見込まれる。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1	1		

② 共同生活援助（グループホーム）

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	38	40	42	40		

③ 施設入所支援

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

利用者数（人／月）	30	29	28	34		
-----------	----	----	----	----	--	--

④地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討回数

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
検討回数（回／年）	1	1	1	0		

◆サービスを確保するための方策

重度障がい者が地域で生活し続けられるように、重度障がい者への対応が可能なグループホームの開設を促進していきます。

【令和3年度 成果・課題】

【自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援】

市内のグループホームは平成 24 年に1箇所が立ち上がり、令和3年度末では5箇所が増加している。今後もグループホーム利用者のニーズに応えられるよう、居住の場の確保のため、事業所等、関係機関と連携し、地域移行につながるよう継続的な働きかけを行う。

【地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討】

地域生活拠点等整備に係る取り組みが進められなかった。令和5年度末までの整備・実施に向け早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 相談支援

①計画相談支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	60	65	70	60		

②地域移行支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	1	1	1	0		

③地域定着支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	1	1	1	0		

◆サービスを確保するための方策

- ① サービス計画相談支援の需要に応えるため、事業所へ新規参入を促します。また既存の特定相談支援事業所での相談支援専門員の増員を呼びかけます。
- ② 基幹相談支援センターが実施する研修や事例検討会を通じて相談支援専門員のスキルアップを行い、相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 障がい者が地域で安心して自立した生活を送るための切れ目のない支援を行うため、地域移行支援、地域定着支援の周知に努めます。

【令和3年度 成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

・計画相談は、計画相談利用のニーズに対応できるよう、相談事業所に適宜依頼しており、見込み同様1箇月当たり60人の利用があった。今後も障がい者本人が希望するサービスが提供できるよう事業所につないでいく。

・地域移行支援・地域定着支援は、市内に事業所がなく、令和3年度においても利用実績がなかった。今後、事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が、地域定着支援へとつながるよう努める。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規：第6期～】

保健・医療・福祉関係者による協議の回数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、保健・医療・福祉関係者による協議を通じて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を進めます。

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討回数(回/年)	3	3	3	3		

◆サービスを確保するための方策

鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域課題の共有を進めるため、年に3回の検討会を実施します。

【令和3年度 成果・課題】

協議の場に位置付けた、鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する連絡会が開催され、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行った。このことから、関係者による協議を通じて、地域課題の共有、連携の確認等を行うことができた。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規：第6期～】

地域の相談体制の強化

基幹相談支援センターについて、機能の強化を図りながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

区分		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導及び助言	訪問等による実施件数	60	60	60	0		
地域の相談支援事業者の人材育成	研修会の開催回数	2	2	2	2		
地域の相談機関との連携強化の取組	相談支援事業所担当者連絡会の開催回数	12	12	12	7		

◆サービスを確保するための方策

- ①計画相談支援の質の向上のため基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所に訪問等を行い、指導、助言や援助を行います。
- ②月1回「相談支援事業所担当者連絡会」を開催し、情報交換や顔の見える関係づくりを行い、地域の相談機関との連携強化の取組を行います。
- ③地域の相談支援事業者の人材育成のため「基幹相談支援センター」で年2回の研修を行う他「相談支援事業所担当者連絡会」の中で事例検討会を行い相談支援専門員のスキルアップを図ります。

【令和3年度 成果・課題】

計画相談支援の質の向上のための地域の相談支援事業所への基幹相談支援センターによる訪問が全くできていなかった。相談支援体制の充実・強化を図っていくため、計画に設定している目標を達成するため取り組む必要がある。

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規：第6期～】

障がい福祉サービスが多様化する中で、障がい者等が真に必要なサービス等が提供できているか検証を行います。また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービスに係る研修	市職員の参加人数	10	10	10	8		

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業所との審査結果の共有	実施回数	12	12	12	12		

◆サービスを確保するための方策

- ①県、国保連合会、システム委託会社などが主催する研修への市職員の積極的な参加を図ります。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による月 1 回の審査結果の分析を各事業所へ共有します。請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

【令和3年度 成果・課題】

月ごとの審査において障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、請求の過誤を防止するよう取り組んだ。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいがある人に関する地域住民の理解を図るための啓発活動等を実施します。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・見込値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業の実施	実施の有無	実施	実施	実施	実施		

◆サービスを確保するための方策

「ヒューマンフェスタ in 亀山」や「あいあい祭り」等において、障がい者等への理解や障害者差別解消法や障害者虐待防止法等についてより多くの方へ普及啓発できるように取り組みます。

【令和3年度 成果・課題】

感染拡大によりあいあい祭り等のイベントは開催されなかったが、ヒューマンフェスタにおいて差別解消関係3法の啓発等を実施した。

(2) 相談支援事業

障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整や必要な援助を行います。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者総合相談 支援センター	箇所数 (か所)	1	1	1	1		
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有		
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の有無	検討	実施	実施	検討		

◆サービスを確保するための方策

- ①障害者総合相談支援センターには、令和元年度 2,583 件、令和 2 年度 3,243 件の相談実績があり、ニーズが増加していることから、今後も障がいがある人や家族が気軽に相談できる場として広く利用できるように周知を図ります。
- ②基幹相談支援センターについては、地域の中核的な相談支援事業所としての機能強化を図ります。

【令和3年度 成果・課題】

相談件数が 4,243 件に増加するとともに、相談内容も複雑化しており、相談者世帯全体の課題や複合的な課題を抱えるケースが増えている。これらに対応していくため、基幹相談支援センターの機能の強化、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実を図る必要があることから、地域自立支援協議会などにおいて、相談支援に関わる各主体が課題等を共有し、協議を行う場を検討していく。

(3) 成年後見制度利用支援事業

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	2	2	0		

◆サービスを確保するための方策

後見人報酬の助成に関する対象者の見直し及び拡大を検討します。また、国は、成年後見利用促進計画に基づき、令和 3 年度までに広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関の設置を求めています。今後、市でも成年後見に係る周知啓発や申し立てなどのコーディネートを行う中核機関の設置を目指します。

【令和3年度 成果・課題】

令和3年度は成年後見制度利用支援事業の実績はなかった。成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、県委託事業「成年後見制度促進市町支援事業」による研修に職員が参加した。

(4) 成年後見制度法人後見支援事業【新規：第6期～】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することにより、障がいがある人の権利擁護を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	無		

◆サービスを確保するための方策

法人後見の活動を安定的に実施するための体制づくりに向けたヒアリング調査を行うとともに、法人後見を担う団体が困難事例等に円滑に対応できる支援体制を多面的に検討し、法人後見の実施に向けた検討を進めます。

【令和3年度 成果・課題】

法人後見の実施に向け、支援体制等について内部での検討を進めた。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者 派遣事業	実利用件数 (件)	10	11	12	2		
要約筆記者 派遣事業	実利用件数 (件)	2	2	3	0		
手話通訳者 設置事業	実設置者数 (人)	1	1	1	1		

◆サービスを確保するための方策

- ①手話通訳者や要約筆記者の派遣については一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行っています。今後も手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。
- ②手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいあいの窓口配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように努めます。

【令和3年度 成果・課題】

令和3年度の手話通訳者派遣事業は2件、要約筆記者派遣事業は0件であった。利用者が少ない状況が続いていることから、他の伝達・コミュニケーション手段や活用媒体を含め、手話通訳のニーズを検証していく必要がある。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がいの人、精神障がいの人などに自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	6	7	9	5		
自立生活支援用具		7	9	11	7		
在宅療養等支援用具		12	14	16	10		
情報・意思疎通支援用具		7	9	11	6		
排泄管理支援用具		1,080	1,100	1,150	1,097		
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		4	4	5	0		

◆ サービスを確保するための方策

今後も給付対象者が増加し、日常生活用具のニーズの多様化が推察されます。そのため、ニーズに対応した各種用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明を行い適切な給付に努めます。

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者が増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【令和3年度 成果・課題】

令和3年度は、日常生活用具等給付全般において、見込みと比較し実績が少なかったが、ストマなどの排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれ、対象者に必要な用具が迅速に給付できるよう、支援に努めていく。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	34	38	42	26		
	延べ利用時間数 (時間)	2,040	2,280	2,520	1,675		

◆サービスを確保するための方策

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【令和3年度 成果・課題】

感染拡大等が影響し、利用者数・利用時間ともに見込みよりも減少となったが、今後、利用者の増加も想定されるため、確実なサービスの提供を図っていく。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業【新規：第6期～】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がいがある人の地域生活支援の促進を図ります。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数 (か所)		1	1			
実利用見込者数	実利用人数 (人)		10	10			

◆サービスを確保するための方策

地域活動支援センターについては、「創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う基礎的事業」に加え、「機能訓練、社会適応訓練などを行う機能強化事業」を行うことができるよう、本市の実情に応じた形態の検討を進めるとともに事業所の参入を促します。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス【新規：第6期～】

在宅の身体障がい者に訪問入浴車による家庭での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域での生活を支援します。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	6	6	6	7		

◆サービスを確保するための方策

平成31年4月から事業を開始しています。今後も、継続的なサービスの利用が見込まれることからサービスが十分に提供されるよう実施事業所の確保に努めます。

【令和3年度 成果・課題】

障がい児3名、障がい者4名の利用があった。引き続き利用促進を図っていく。

(2)生活訓練等

視覚障がい者等を対象に、日常生活上必要な訓練、指導などを行います。

◆サービスを確保するための方策

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活訓練等	実利用者数 (人)	11	12	13	13		

視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。利用を促進するために他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

【令和3年度 成果・課題】

対象者は継続して事業を利用していることから、引き続きサービスを提供していくとともに、利用者の拡大を図る。

(3)日中一時支援

障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を推進するため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援	実利用者数 (人)	160	170	180	161		
	延べ利用日数 (日)	6,950	7,400	7,800	7,443		

◆サービスを確保するための方策

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がい者や障がい児の日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるように事業の促進を図ります。

【令和3年度 成果・課題】

サービスの利用は、令和元年以降大幅に増加しており、令和3年度も見込値を超え、利用ニーズが高いことから、確実に支援を提供していく。

(4) 地域移行のための安心生活支援【新規：第6期～】

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備します。

◆サービス確保するための方策

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居室確保事業	実施の有無	検討	検討	実施	検討		

地域生活支援拠点等の整備に併せ、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室確保の事業化に向け検討を行います。

【令和3年度 成果・課題】

地域での自立した生活を支援するための拠点づくりに係る検討が十分進められなかった。今後、地域生活支援拠点の整備のために、特に課題である緊急時の受け入れ対応先の確保や体験的宿泊のための居室確保の事業化、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。

5 第2期亀山市障がい児福祉計画の概要

第2期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（令和3年～令和5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針は、次のとおりです。

- ①令和5年度末までに市町村において児童発達支援センターを1か所以上設置する。また、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することで、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ②令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児コーディネーターを配置する。

【成果目標】

- ①市では、市単独で発達に配慮等を要する子どもとその家庭を対象に、子どもの発達の状態や特性に応じて、個別や集団の療育を行っています。また、保育所や幼稚園等と連携して巡回相談を行い、集団生活に適応するための専門的な支援を行っています。現在行っている各事業の充実を図りながら、新たに児童発達支援センターの設置を目指します。
- ②未就学の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は現在市内にはありません。令和5年度末までに1か所となるよう引き続き参入を促します。就学児以上の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は現在市内に1か所あり、令和元年度末の利用者は3名であることから引き続き確保に努めます。なお、医療的ケア児支援のため、平成29年度に三重大学、三重病院、津市、鈴鹿市、伊賀市、名張市ともに広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置しました。今後も他機関及び他市と連携協議しながら更なる支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、現在市内の障害児相談支援事業所に2名配置していますので、引き続き確保に努めます。

項 目	数 値	説 明
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センターの設置	1 か所	市単独で行っている相談療育事業や保育所への訪問等支援の充実を図りながら、児童発達支援センターの設置を目指します。
【目標値】 令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	
【目標値】 令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数
	1 か所	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の維持及び更なる充実	1 か所 広圏域	協議の場を維持しつつ内容の更なる充実について他市及び他機関と連携を行っていきます。
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの配置	2 名	障害児相談支援事業所に医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

【令和3年度 成果・課題】

児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。

重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所のみであり、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。

また、医療的ケアが必要な児を支援するため、「にじいろネット」に参画し、三重大学小児トータルケアセンターや近隣5市と医療的ケアに係る課題の検討・情報共有を図った。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児通所支援等は、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。成果目標の達成に向けて、障がい児通所支援等の必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。

①児童発達支援

未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	270	297	315	261		
利用者数（人／月）	30	33	35	37		

②医療型児童発達支援

障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援及び治療を行うサービスです。

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	0	0	10	0		
利用者数（人／月）	0	0	1	0		

③放課後等デイサービス

就学している障がい児（6歳から18歳）に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	1, 275	1, 320	1, 350	1, 632		
利用者数（人／月）	85	88	90	120		

【令和3年度 成果・課題】

【放課後等デイサービス】

平成27年度以降、給付時間・利用者数が激増し、見込値を大きく上回っている。小学校入学時での利用開始以後の継続的な利用を含め、今後も増加していくと思われるため、事業所と連携を図って対応していく。

④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等などに通う障がいや発達に遅れのある児童に対して、他の児童との集団生活に適応できるように支援を行うサービスです。

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	0	0	5	2.25		
利用者数（人／月）	0	0	1	4		

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	3	3	3	1.75		
利用者数（人／月）	2	2	2	1		

⑥障害児相談支援

障がい児通所支援又は障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。さらに一定期間ごとに支援内容が適切かどうかサービス等の利用状況を確認し計画の見直し（モニタリング）を行います。

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	37	43	47	31		

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
配置人数（人）	2	2	2	2		

◆サービスを確保するための方策

今後も「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の更なる需要が見込まれます。支援を必要とする障がい児に適正な支給量のサービス提供ができるよう、事業所へ新規参入を促します。また既存の事業所での拡充を働きかけます。

【令和3年度 成果・課題】

【保育所等訪問支援】【居宅訪問型児童発達支援】【障害児相談支援】【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数】

計画相談の利用は、児童に係るサービスの増加にあわせ年々増加しており、今後もその傾向は続くと思われる。児の相談支援を希望する利用者が支援を受けられるよう、事業所と連携を図りながら対応していく。また、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援の事業所は市内にはないため、利用者のニーズを把握し、事業所の参入を促していく。

市内の計画相談事業所において令和2年度からコーディネーターが2名となっており、現行の体制を維持できるよう取り組んでいく。

第2次亀山市障がい者福祉計画事業管理シート

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
1 地域で安心して暮らせるまちづくり						
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P29～34)						
①障がいと障がいのある人への理解の促進						
			1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・広報かめやまで「暮らしの中のユニバーサルデザイン」についての情報を掲載し、年齢、性別、言語、障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいまちづくりや情報・サービスを提供していくことの重要性を周知した。 ・「ヒューマンフェスタin亀山」において、『差別解消三法』をご存じですか？ ～あなたが思っていることを話してみませんか～をテーマに、差別解消三法についての啓発を行うとともに、「障がい者・高齢者・ひきこもり・外国人・子ども」をテーマにした分科会交流を行った。参加者は、当事者の現状を知り、支援に関する団体等と交流することで、共生社会の理念や福祉意識を向上することができた。 (参加者:106名)	・広く市民に啓発していくというフェスタの趣旨に則り、より幅広い地域・年齢層の方に参加していただける開催方法を検討していく必要がある。加えて、withコロナ社会において、イベント開催以外の方法によっても、障がいや障がいのある人への関心と理解が深まるような方法を検討する必要がある。	・「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催するとともに人権研修等により、より多くの方へ普及啓発できるように取り組んでいく。また、地域の支援者等に対しても、共生社会の理念や福祉意識の向上に向け、地域訪問など、重層的に情報提供を行う。 ・福祉意識の向上と合わせて障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等についても周知啓発を図っていく。
			2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・第2次障がい者福祉計画見直しの基礎資料とするため障がいのある方へのアンケートを実施し、市の障がい福祉に係る意識を調査した。 ・HPで障がい者福祉制度・サービスに係る申請方法等を掲載し、利用者の利便向上を図った。	・障がいのある方の情報入手媒体や緊急時の情報伝達手段等についてより詳細な調査をする必要があった。 ・HP等を通じたわかりやすい情報の発信に取り組むとともに、申請などに際して対象者に使いやすいものにしていく必要がある。	・アンケートの結果を踏まえ、対象者に迅速かつ確実に情報提供が可能な方策を検討する。 ・申請書などの様式をHPからダウンロードできるよう掲載データの拡充を図る。
②ボランティア活動の推進						
			1 ボランティアの育成と活動の支援 社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動が活発になるよう支援します。	・ボランティアセンター(社会福祉協議会)にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアを必要とされている方や、活動に関しての相談、調整斡旋などのコーディネート(年28回)を行った。 また、生活支援コーディネーターが中心となり、住民同士の助け合い・支え合い活動として、城北地区で「城北サポート隊」が組織化された。 ・特別支援学校卒業生が亀山朗読奉仕会の会員となれるよう、つなぐことができた。	・ボランティア組織内の高齢化が進む中、次世代の育成や組織の存続が課題である。 ・活動の担い手の養成や活動の支援に向け、コーディネート機能の強化が必要である。 ・全22地区で実施した地域ヒアリングでは、地域ごとで抱える課題やニーズが異なることから、地域の特性に応じたしくみづくりが必要である。	・地域福祉の観点からボランティア等への支援方策や連携・協働体制の強化に向け、個々のニーズをくみ取り、つなぐことができる新たなしくみづくりの検討を進めていく。
			2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。	すべての障害者が家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに寄与することを目的として活動する亀山市障害者福祉協会の活動支援のため予算を計上したが、新規団体の設立が見込めず減額した。	感染拡大等による接触機会の制限により新規団体設立を促進できなかった。	引き続き新たな障がい者団体の立ち上げに向けて、協議等を行っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	・青少年総合支援センターには、青色パトロール車による見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置している。支援員については、発達検査に参加するなど、福祉課題を抱える要支援者の実態把握に努め、寄り添う相談支援の実施に繋がった。 ・民生委員・児童委員、福祉委員など地域の支援者が、複合的な福祉課題を抱えた障がい者の世帯を把握した場合は、CSWにつないでいただくよう、地域まちづくり協議会(福祉委員会)に訪問し、説明した。	・福祉課題を抱える相談者の自立支援等は、青少年総合支援センター単体で完結できるものではないことから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 ・病院受診ができず、障がい者手帳の取得に至れない人や障がいの受容ができない人が顕在化している。	・地域全体で支える支援体制の構築に向け、青少年総合支援センターの補導員による見回り・声かけ活動及び支援員による相談対応を引き続き実施していく。 ・障がいの有無に関わらず、複雑化・複合化した福祉課題を抱えた世帯を把握した場合は、CSWや精神障がい者アウトリーチ事業等につなぎ、福祉と医療等の連携を図っていく。
			③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発			
			1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすため、精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすための積極的な取組みができなかった。	・精神障がいをはじめとした障がいについて、地域の支援者に正しく知識を深めてもらえるよう、普及・啓発活動が十分とは言えない。	・引き続き地域福祉の担い手に対する普及・啓発を進める。 ・地域自立支援協議会において、障がい者差別解消の支援に係る協議の中で精神障がいに対する差別や偏見の問題についても取り上げていく。
			2 ひきこもりへの理解を深める取組の推進 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。	・相談者が在籍している学校や関係課より、事前に情報共有を受けたうえで、本人もしくはその家族とのコミュニケーションの中で不登校やひきこもりの実態把握に努め、寄り添う相談支援に取り組んだ。 ・ひきこもり支援に関わる関係団体(12団体)へのヒアリング調査をはじめ、全ての民生委員・児童委員を対象とした実態調査(県実施)や市民アンケートを実施し、本市におけるひきこもりの実態調査を行った。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・ひきこもりは、依然、潜在的なニーズがあると考えられることから、地域とのネットワークや社会資源の活用なども含め、支援の必要な人が支援につながる体制づくりを進めていく必要がある。	・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。 ・ひきこもりの方へのアウトリーチによる相談支援をはじめとした相談窓口機能の強化を図るとともに、当事者の実情に応じた居場所づくりや福祉サービス事業所などとの協働関係によるゆるやかな就労の場づくりを進める。
			④虐待防止の啓発			
			1 虐待防止に向けた啓発活動 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口のあることを周知します。	・高齢者・障がい者の虐待の防止については対応マニュアルを見直すと共に周知に努めた。また虐待に関する通報や情報提供があった場合は、地域包括支援センターと連携を取りながら速やかにケース会議を開催し、対応にあたった。 ・虐待防止・権利擁護の研修に職員が参加した。	・高齢者人口の増加や虐待に至る課題も複雑化しており、以前にも増して他機関との連携が重要になってきている。また、2カ所に設置した地域包括支援センターなどの相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を強化する必要がある。	・引き続き相談窓口の周知及び虐待防止について啓発を行っていく。高齢者においては、地域包括支援センターと連携し、早期相談、発見介入に向けて啓発を行う。
			2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin亀山や街頭啓発など、あらゆる場を通して人権啓発を行います。	・すべての人の人権を守るため、ヒューマンフェスタin亀山の開催や人権啓発チラシ、市広報等で、広く啓発を行った。また、人権相談は、毎月3回、市役所、関支所で行い、さらに人権擁護委員の日と人権週間に合わせて特設人権相談を年2回実施した。	・広く市民に啓発していくというフェスタの趣旨に則り、より幅広い地域・年齢層の方に参加していただける開催方法を検討していく必要がある。	・「ヒューマンフェスタin亀山」において、より多くの団体に参画してもらえるように働きかけていく。また、様々な機会、様々な手段を活用し、引き続き人権啓発に取り組むとともに、人権相談をしたい人が相談できるように相談日や相談機関等の周知に努める。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P35～39)						
①障がい者差別解消に向けた取組の推進						
			1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	・広報かめやまの人権啓発のコラム及び「ヒューマンフェスタin亀山」のチラシにおいて、「差別解消三法」について掲載し、「障害者差別解消法」をはじめとした法律の周知を行った。。また、「ヒューマンフェスタin亀山」の全体会においても、市担当者から法律の認知度や法律のある意味等を発信し、障がい者差別解消に向けた啓発を行った。	・障害者差別解消法をはじめとした差別解消三法や亀山市人権条例の周知、及び障がい者理解を深めるなどについて、より市民啓発を進める必要がある。	市民や地域の支援者など、対象者に応じた周知・啓発に努めるとともに、既存の周知方法や媒体の内容について、より分かりやすく、関心と理解を深めていただけるよう、工夫を行っていく。
			2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整えます。	地域自立支援協議会の分野別部会を活用して、不当な差別の解消や合理的配慮の提供等に係る協議を行っていくため、要綱の改正を行った。	地域自立支援協議会では、障害者差別解消法に係る不当な差別的取扱い等に係る相談件数の報告のみを行った。	・地域自立支援協議会において、障がい者差別解消の支援に係る協議の中で、障がい者差別解消に係る現状把握、課題の抽出や方策について検討できるよう取り組む。
			3 職員対応要領の研修 窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるよう、障がい者を理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。	・障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	・新規採用職員にのみ研修を実施しており、職員全体への啓発不足である。	・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を行うなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施していく。
②交流イベント等の開催						
			1 交流イベントの開催 障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。	・12月の人権週間に開催した「ヒューマンフェスタin亀山」において、障がい者をはじめ、高齢者・ひきこもり・外国人・子どもをテーマにした分科会を行い、障がい者の現状について交流し、理解を深めた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、あいあいまつり(10月)は、令和2年度同様に中止に至った。	・「ヒューマンフェスタin亀山」をより市民啓発につなげるため、講演会の開催とあわせて、市民が交流できる場となるよう工夫していく必要がある。 ・コロナ禍を起因として、あいあいまつりの開催形態や内容などを含めた今後のあり方について、検討していく必要がある。	・「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催し、より多くの方へ普及・啓発できるよう取り組んでいく。 ・あいあいまつりの方向性については、健康福祉部内で検討しながら、見直しを進めていく。
			2 障がい者のスポーツ参加の推進 障がい者が、スポーツイベントに参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	大会の参加支援を行う為、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金支給を広報した。(申請:0件)。	全国大会等出場する人以外の、市内障がい者スポーツ競技者の把握が困難なことから、全体的な要望等がつかみにくい。	引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。
③福祉教育の推進						
			1 福祉教育推進助成事業の推進 より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるように社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。	総合的な学習の時間、道徳の授業を中心として障がい者理解の学習を行った。	コロナ下において体験な学習ができていない現状がある。	引き続き、総合的な学習の時間や道徳の授業を中心として体験学習などを通して障がい者理解を進めます。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・「リンパケア講座」や「筋膜ストレッチ」「ボールウォーキング」など、介護予防に活用できる講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	・介護予防など間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	・今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及びが障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
			3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・各学校において、特別支援学級の児童生徒との交流を行うとともに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流する機会を設けた。	地域と連携した取組まで至っていない。	児童生徒の発達段階に応じて支援学校や支援学級の児童生徒との交流を図る。また、地域と連携した取組を進める。

2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

(3)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P40～45)

①早期発見・早期治療の推進

1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な児童には、関係部署と連携したフォローを行います。	・乳幼児健康診査の未受診者について健康づくりGが電話や家庭訪問等により実態把握を行った。また、支援が必要な乳幼児とその保護者に関して、関係部署と連携し、フォローを実施した。	母子手帳発行時等に乳幼児健診について周知し、受診時期に案内も送付しているが、未受診者がいることが課題である。	引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係機関と連携して、フォローを展開していく。
2 発達が気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。	・家族や子ども自身、学校や園等からの相談について連絡調整を行い、家族や子どもの悩み、障がいなど、子どもとその家族が地域で健やかに成長できるよう関係機関がお互いに連携を図りながら支援を行った。	・子どもが健やかに成長できるよう、配慮が必要な子どもの早期発見・支援や児童虐待の未然防止が行えるよう取り組む。	・相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、子ども包括支援センターや関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。

②総合相談窓口の設置

1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。	・地域包括支援センターが2カ所に設置され、総合相談窓口として機能する体制を支援することができた。 ・生活困窮者自立支援事業における「福祉なんでも相談窓口」について、相談窓口の周知を行った。また、市民アンケート調査により、さまざまな相談を1カ所で行う窓口の意向を確認した。	・相談者の利便性の向上を図ることを目的に、相談窓口の一本化を進める必要がある。 ・福祉なんでも相談窓口は、依然として、相談先がわからないとの声も聞かれることから、引き続き、窓口の周知が必要である。 ・複合的な福祉課題を包括的に受け止められ、その課題の解決を図ることができる体制へと強化していく必要がある。	・地域包括支援センターが2カ所設置され、総合相談窓口として機能するよう、体制を整え他の部署との連携を図る。 ・あらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向け、必要な機能や役割を市(健康福祉部)と社会福祉協議会での棲み分けを進める。
2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。	窓口段階で利用しうるサービスに係る情報を提供しつつ、必要に応じて計画相談支援員や「あい」の相談支援員と連携し、対象者に応じたサービスの利用に繋げた。	HP等を通じたわかりやすい情報の発信に取り組むとともに、申請などに際して対象者に使いやすいのししていく必要がある。	障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやく案内する体制を整えていく。
3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。	必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制に関し、地域生活支援拠点の面的整備として取り組むための検討が進められなかった。	地域生活支援拠点の整備のために、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。	地域生活支援拠点の整備スケジュールを作成し、整備を進めるとともに、整備後は機能充実のため年1回以上の運用状況を検証、検討していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
			1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための協議の場を設けます。	・鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキングを精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場に位置付け、職員が参加し、事例検討を通じての情報共有を図り、現状・課題について検討を行った。 ・高齢者においては、医療センター連絡会議や地域包括支援センターとの定例会でケース検討を行い、関係機関が連携しながら支援した。	・精神の医療機関については、近隣市の資源活用が必要であり、緊急性の高い事案等の場合はなど、円滑な連携体制の構築が必要である。	・鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域の課題を共有しながら、地域包括的ケアシステムの構築を進める。 ・高齢者の地域包括ケアシステムは進化・推進に取り組む。
			2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	精神疾患等のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援を行うとともに、鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用し、支援体制の構築を図った。	困難事案の対応に係る関係機関の連携・協力体制や、資源を活用するための仕組みについて根拠等が整っていない。	・障害者総合相談支援事業による相談支援や鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用して支援を行っていく。 ・関係機関の連携・協力体制や、資源を活用するための仕組みについて根拠等の整備を図る。
			④障がいのある人の家族支援			
			1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がい者本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。	・令和2年度に続く感染拡大の影響による、通所サービスの自粛等で、利用者の家族の負担が増加したことを課題と捉え、訪問入浴の利用等訪問型のサービスにつなげるよう努めた。	・コロナ禍が完全収束をしていない中で、サービス利用の自粛等が継続していることにより、障がいのある人を持つ家族の負担が増加している。	感染拡大等により利用者が通所や外出を制限することで発生する新たなニーズを踏まえ、支援のあり方を検討していく必要がある。
			(4)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P46～52)			
			①療育体制の充実			
			1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がいのある子どもを支援するため、個別・集団による療育事業や保育所・幼稚園・認定こども園との連携による巡回相談の充実を図るとともに、療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の整備を進めます。	・子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別・集団の療育を行った(個別療育相談:0回、0人 集団療育相談:70回、33人)。 ・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:7回 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導4回、CLM巡回指導:2園 34回)。 ・小山田記念温泉病院と「子育て支援の連携・協力に関する協定」KUKSプログラム(短期リハビリテーション6ヶ月)利用4人	・就学前のすべての配慮が必要な子どもの相談・支援体制の充実を図る。	・子どもの発達に合わせて、療育事業や保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談を行う。CLMの実践やみえ発達障がい支援システムアドバイザーを計画的に養成し、発達支援に関する専門性の向上をはかる。 ・児童発達支援センターの整備に向け、方針の策定を行う。
			2 切れ目のない支援体制づくり 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。	・心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った(相談件数:615件)。	・障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。	・今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、子ども包括支援センターなどの関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。

基本 目標	実 施 目 標	施 策 方 向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			②医療的ケア児の支援の充実			
			1 医療的ニーズの高い重症心身障がい児等への支援の充実 医療的ケア児を含む重症心身障がい児の支援を充実するため、関係部署及び関係機関が情報共有し、協議ができる場の設置に向けて取り組みます。	・医療的ケア児(家族)のための「にじいろネット研究会」のスーパーバイズチームに参画し、困難事例の問題解決を図った。 ・医療的ケアが必要な児童に対する日中一時支援事業を提供する事業所の開設等を促進するための加算制度の事業化を図った。	・医療的ケア児に係るケアプラン、サービスを提供できる制度や人材等資源が乏しい。 ・「動ける医療的ケア児」に対応した事業所がない。 ・医療的ケア児の実態把握に当たり、関係部門の情報共有が十分ではない。	・令和4年に「にじいろネット研究会」の当番市となる機会を捉え、部内の連携強化を図り、他市の事例について学ぶ。 ・「にじいろネット研究会」のスーパーバイズチームによる問題解決に向けた支援を活用し医療的ケア児の支援を進める。
			③子育てを支援する受入体制の整備			
			1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。	・「医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、保育所における医療的ケア児の対応を適切に実施するとともに、保育所において安全に過ごせる環境整備に努めた。また、関係者会議を開催し、医療的ケア児に関わる機関等と情報共有を図った。 ・障がい児を適切に受け入れられるよう、非常勤職員の登録募集を恒常的にを行い、人材の確保に努めた。また私立保育所においても、障がい児の受入がしやすくなるよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助制度の周知を図った。	・医療的ケア児の就学に向けての情報収集や関係機関との連携が必要である。 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、医療的ケア実施ガイドラインなどの見直しを図る必要がある。 ・恒常的に非常勤職員の登録募集を行ってはいないものの、必要な人材の確保が困難な時期もあり、絶対数が少ないことが、課題である。	・医療的ケア児の就学に向けての情報収集や関係機関との連携を図る。 ・障がい児の受入に伴って必要となる加配職員(保育士・看護師・介助員)の人材確保に向けた体制の整備が必要である。 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、医療的ケア実施ガイドラインなどの見直しを図る。
			③子育てを支援する受入体制の整備			
			3 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。	・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行った。また、小田田記念温泉病院とも連携し、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った。(市巡回相談:14回 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導4回、CLM巡回指導:2園 34回、KUKSプログラム実施者 4名)	・保育所、幼稚園、認定こども園職員が医療機関からの指導・助言やCLM等を活用し配慮が必要な児童が充実した園生活を行えるよう支援を実施する必要がある。	・引き続き、医療機関の巡回訪問やKUKSプログラムを活用すると共に、みえ発達障がい支援システムアドバイザー(令和3保健師年度1名認定)を中心に保育所、幼稚園、認定こども園でCLMを実施し、保育士や教職員のスキルアップを図る。
			④特別支援教育の充実			
			1 特別支援教育の充実 子どもの個々の課題解決に向けた適切な支援を行うため、園の巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	保育所・幼稚園・小学校・中学校までの共通した様式での、支援情報の引継ぎをしていくことが求められている。	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。	・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じられるよう、卒業後の進学や就労に関して、関係機関と連携した支援を行います。	・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 ・卒業後の進学や就労に不安を抱える相談者については、関係機関(学校等)より普段の様子等を事前に伺ったうえで、相談者自身のペースを尊重しつつ、実態に沿った支援実現に取り組んだ。	・関係機関との連携を強化することが求められる。 ・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先等との連携を行っていく。 ・切れ目のない支援体制実現のため、引き続き各関係機関との連携を図っていくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
3 自立した生活のできる体制づくり						
(5)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～58)						
①就労準備支援の充実						
			1 職場実習事業の活用促進 障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用の促進を図ります。	令和2年度に引き続き、感染症拡大防止対策の観点から、出勤職員の人数削減が行われたため、市の庁舎内での職場体験実習については中止することとなった。	市の庁舎内で実施している職場実習事業について、職場体験の受入れ部署について毎年同じ部署のみとなっている。また、健康福祉部以外の部署での実習を検討する場合、受入れ担当職員への事前研修や実習生を見守る支援員が必要である。	・庁内の職場実習事業の実施体制について改善点等検討していく。
			2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。	総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間137件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつながるなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行った。 ・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等で相談窓口の周知を行った。 ・ハローワークからの依頼を受け、市広報に「特定求職者雇用開発助成金」の制度変更について周知文書を掲載した。	・感染拡大により、例年ハローワーク等の外部機関と共同で実施する雇用促進の機会に係る取組みができなかった。 ・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。	障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。
②雇用の場の確保						
			1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市における物品等の調達に適用し、障がい者就労施設等の仕事の確保につなげた。	毎年同一の物品等調達であり、障がい者の社会参加につながるためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。	障害者就労施設等からの物品調達が推進できるよう調達方針を作成し、調達実績の公表を行い、関係各課に呼びかけていく。
			2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。	・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において総合相談支援センターあいや三重県障害者職業センターなどの相談や支援を行う機関の周知に努めた。また、一般就労を支援する機関の紹介を行い、障がい者雇用への理解と協力を呼びかけた。	一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。	・感染収束の状況を見極め、引き続き、身近な地域で参加ができる就職説明会や、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉施設等と連携し、障がい者雇用の促進に取り組む。 ・引き続き、一般就労に向けた障がい者雇用に関する情報発信を行い、市内企業への働きかけを行っていく。また、障がいのある人に対して合理的配慮を行えるよう、雇用対策協議会等を通じてリーフレットなどを配布して周知する。
			3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい者に配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報等はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。	・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が廃止されていることから、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。	・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	研修等に参加することができなかったが、令和4年度以降の新規事業の検討段階において農福連携の可能性を検討した。	具体的な事業の実現に向け、情報収集を行うとともに事業の実施手法について検討を行う必要がある。	機会を捉えて研修等に積極的に参加するとともに、具体的な事業において農福連携の要素を採り入れられるよう検討していく。
			5 市職員の障がい者雇用 市役所における障がい者雇用は、公的な役割や障害者雇用促進法を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。	・市長部局における法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障がい者数、いわゆる「不足障がい者数」はない。	・職場環境に適応できない等、継続的な雇用に繋がることができないことがあった。	・障がい者への必要な配慮事項についてヒアリングの実施。 ・法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障がい者数に不足がないよう計画的に採用に取り組む。
			③就労定着に向けた支援			
			1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービスを活用し、障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	令和3年度中の就労定着支援事業の利用者は0人であった。	・就労定着支援事業の利用促進のため、事業の内容や利用申請の方法等について周知していく必要がある。	・一般就労の対象者に就労定着支援事業のサービスの案内を行い、事業の利用に繋げ就労が継続できるよう支援していく。 ・本人が悩みを抱えこみ離職に至らないよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援に努める。
			2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・感染拡大により、例年ハローワーク等の外部機関と共同で実施する雇用促進の機会に係る取組みができなかった。 ・ハローワークからの依頼を受け、市広報に「特定求職者雇用開発助成金」の制度変更について周知文書を掲載した。	・感染拡大等に起因してハローワークと連携した面接等の取組みを中止している。	・亀山市雇用対策協議会等の機会を通じて、障がいのある人の雇用や就労に関する相談・支援を行う機関として、総合相談支援センターあいの相談窓口等について周知していく。 ・感染収束の状況を見て、ハローワークと連携した取組みを再開する。
			(6)自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P59～66)			
			①障がい福祉サービスの充実			
			1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの検討を行い、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・障害支援区分の審査会を開催し、個々の状況・特性に応じた区分認定を行い、各種サービスの支給決定に繋がった。また、令和2年度に引き続き、感染拡大の影響で、通所入浴サービスを制限した利用者に対し、訪問入浴サービスを提供する等対応した。 ・第2次障がい者福祉計画の見直しに係るアンケートを実施し、求められるサービスの把握のための資料となった。	障がい者の自立を支援するサービスの提供を行うため、引き続きニーズの把握や社会資源の開発、相談体制の構築を進める必要がある。	アンケート調査の結果を活用して、障がいのある人やその家族のニーズを把握し、必要な施策の検討や体制の構築を進めていく。
			2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	令和3年度の手話通訳者派遣事業は2件、要約筆記者派遣事業は0件であった。	利用者が少ない状況が続いていることから、他の伝達・コミュニケーション手段や活用媒体を含め、手話通訳のニーズを検証していく必要がある。	・意思疎通支援を必要とされる人支援がつながるよう、窓口における意思疎通支援事業の利用案内等、周知を行っていく。 ・障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を検討していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			3 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組みます。	地域での自立した生活を支援するための拠点づくりに係る検討・議論が十分進められなかった。	地域生活支援拠点の整備のために、特に課題である緊急時の受け入れ対応先の確保や体験的宿泊のための居室確保の事業化、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。	地域生活支援拠点の整備のため、緊急時の受け入れ先や体験的宿泊のための居室の確保等に係る地域の体制づくりを構築していく。
			②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
			1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進 亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。	・市街地再開発事業により整備する施設建築物及び公共施設(道路・駅前広場)について、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めた。	・現在、工事の実施に伴い、交通規制や迂回路等の設定により、交通障害が発生していることから、早期の供用に向け工事を進める必要がある。	・令和2年度に着手した施設建築物及び公共施設について、組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施し完成させる。 <今後の予定> 施設建築物工事:R2～R4 公共施設工事:R2～R4
			2 公共施設等のバリアフリー化の推進 施設等の建設において、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場の適正利用等、優しさと思いやりのある行動を促します。	各部署からの依頼を受けた公共施設の修繕や建築に際しては、可能な限りバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し整備した。	古い公共施設ではバリアフリー化が困難なものもある。	ユニバーサルデザインの啓発普及について努力します。
			3 道路等の安全確保の整備 道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。	和賀白川線整備事業について、三重県ユニバーサルデザイン整備基準適合表に基づき工事を行った。	三重県から歩道への視覚障害者誘導ブロックの設置を検討するように指導をいただいた。	歩道切り下げ部の始点・終点に点状ブロックの設置を行うこととし、視覚障害者の視点に立った安全性に配慮した整備を進めていく。
			4 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	民間事業者が建設したバリアフリー化した北町住宅8戸を令和3年10月から借上げ、提供することができた。	民間賃貸住宅を市営住宅に転用して欲しいという事業提案者が少ない。	今後もバリアフリー化した民間賃貸住宅の借上げの推進に努めます。
			5 有効な情報提供手段の導入 障がいの有無を問わず情報を得られ、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。	・個々のページ更新時に、対応が不十分な箇所があった場合はその都度改善を行い、誰もが情報を得られるよう対応した。 ・利用者の利便向上のため、特別障害者手当や障害児福祉手当の手引きを作成し、ホームページに掲載するとともに、広報に記事を掲載した。	・職員研修を実施できなかったため、職員のウェブアクセシビリティに対する理解を促進する必要がある。	・職員研修の実施やホームページ作成マニュアルの作成などを通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			③防災・安全対策の充実			
			1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。	・地域が実施する防災訓練や出前講座等で、災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図った。	・災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を実施しているものの、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。	・地域が実施する防災訓練時に、障がいのある方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を引き続き行っていく。
			2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を再構築するとともに、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう努めます。	・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災訓練等について周知啓発を行った。 ・避難行動要支援者名簿に係る避難支援者向けの取扱いについて、自治会連合会からの意見を踏まえ、令和3年5月に策定した。 ・当該取扱いに基づき、亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱を一部改正し、名簿情報の提供先を変更した。	・避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。 ・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、平時からの名簿情報の外部提供未同意者への啓発を図りながら、名簿の更新作業を進める必要がある。	・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域における避難行動要支援者支援に関する普及啓発を引き続き行うとともに、亀山市総合防災マップを活用した普及啓発を行う。 ・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、登録情報の充実を図りつつ、名簿の更新作業を進める。
			3 福祉避難所の確保、備蓄品の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が避難できる福祉避難所を確保するとともに、障がい者に配慮した日常生活用具等の備蓄を充実します。	・備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行った。	・備蓄品なども含めて、福祉避難所協定事業所との協議の場が年1回程度必要である。	・令和3年度に作成した亀山市備蓄・調達基準に基づき、避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行う。 ・福祉避難所協定事業所と市の関係部署との協議の機会を設定し災害時の福祉避難所として準備をしていく。
			④権利擁護対策の充実			
			1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを検討します。	・成年後見制度利用助成事業実施要綱の見直しについて検討を行った。 ・専門職(弁護士会、司法書士会等)や関係機関・団体(地域包括支援センター等)に対してヒアリング調査を実施し、本市の成年後見制度を取り巻く実情を聴き取りした上で、中核機関の設置に向けた意見交換を行った。 ・成年後見制度利用促進計画に基づいた中核機関の事業化に向けた検討を進めた。	・成年後見制度利用助成事業実施要綱の対象者が市長申立てに限られているため、国の通知に即して、是正の必要がある。 ・本市における中核機関の設置に向け、弁護士や司法書士などの専門職や家庭裁判所など、関係性の構築や、備えるべき機能の検討が必要である。	・中核機関の設置に向け、成年後見制度利用助成事業実施要綱の見直しを進めていく。 ・成年後見制度の申立、受任、後見人支援をはじめ、法人後見の受任機関の確保や受任調整会議の設置など、政権後見制度の利用促進に向けた地域連携ネットワークの構築を進めていく。
			2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議します。	・地域包括支援センターを通じて、成年後見制度について周知した。	・弁護士等の専門職後見人は助成制度が浸透しつつあるが、親族後見人等には周知が必要である。	・成年後見制度に係る窓口は、今後高齢者と障がい者の部署が連携を図った情報提供を行っていく必要がある。また、法人後見制度は、中核機関の設置にあわせ、一体的に整理していけるよう進めていく。

基本 目標	実 施 目 標	施 策 方 向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	・知的・精神障がいがある人が、地域において自立した生活ができるよう、生活支援員がサポートをし、日常生活における福祉課題があれば、CSWIにつなげる等支援を行った。	・利用者とその家族が事業を十分に理解できていないケースや解決困難な課題を抱えるケースも多いため、組織間の連携によりサポートする必要がある。	・自立支援において、金銭管理は重要かつ困難が生じやすい課題であるため、周知・啓発活動を行い、本人や支援者の理解を高めていく。
			4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各室、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	・R4.3高齢者・障がい者虐待防止代表者会議を書面で開催。市内で発生する虐待案件の状況を情報共有し、連携強化した。	・虐待事案の増加傾向がみられ、普段から成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度の活用、地域関係者との見守りなどの連携により、介護者の負担を軽減し虐待の起こりにくい環境を整備する必要がある。 ・虐待ケースは様々な問題が複雑化している中で発生しており、関係機関が情報を共有しそれぞれの役割で連携し支援をする必要がある。	・地域包括支援センターを2カ所に設置し、虐待通報が速やかに関係期間に繋がるよう、連携を行っていく。 ・今後も高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催し、関係機関との情報共有を継続的にやっていく

亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(教育委員会事務局 生涯学習課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 3 年度
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安心安全、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。
計画の骨格	めざす姿 基本理念 基本目標 豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流 「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市 1 まちの魅力を 知り、まちの魅 力を磨く 「学び」 2 子育てを楽し み、子育てを支 える 「学び」 3 地域に根差し た人材を育む 「学び」 4 地域を愛し、 亀山を誇れる 「学び」 5 自らを高め、 ともに高めあ う 「学び」 基本施策 1 まちの魅力を共有する「学び」の推進 2 まちの魅力を磨く「学び」の推進 3 まちの魅力を共有する情報ツールの構築 1 発達段階に応じた地域・家庭の学びの展開 2 地域で支える子育ての学びの展開 3 子育てに関連した学びの情報の一元化 4 「『亀山っ子』市民宣言」の具現化 1 市民大学キラリの再構築 2 学びの成果を生かした人材づくり 3 地域ブランドの創出に参画する人材育成 4 高等教育機関との連携 1 多様な地域活動を伸ばす「学び」 2 自然・歴史文化を伝える「学び」 3 「健康都市」の実現に向けた「学び」 4 「地域の学び」の担い手支援制度の構築 1 「教育のまち」亀山の創生 2 市民読書環境の整備 3 「学び」により自らを高めるしくみづくり 4 「個」が生かされる地域社会づくり

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	地域における歴史文化の学びの機会への参加者総数	人	3,461	852	4,700
2	年度ごとの家庭教育出前講座受講人数	人	941	63	1,270
3	中央公民館出前教室における地域の魅力や課題をテーマとした講座等の開催地数	地区	12	22	22
4	市民大学における自然との共生を軸とした持続的発展のための講座数	講座	未実施	4	2
5	市民大学や公民館による地域課題解決のために講座を契機に結成された地域活動団体数	団体	未実施	2	3

■計画の実績等

取組実績	・中央公民館及びかめやま人キャンパスの講座は、新型コロナウイルス感染症の影響で、9月・10月・1月・2月の講座が中止となったが、可能な限り学びの機会を提供するため、日程調整できるものについては延期して講座を実施した。 ・かめやま人キャンパスのうち起業人養成講座については、全ての講座をZoomと会場参加を併用したハイブリッド型で実施したほか、3年間の学びの成果の発表として、プレゼン大会を企画し、大会の様子をYoutubeliveで配信を行った。 ・市内幼稚園、保育所において、家庭教育出前講座を開催した。また子育て応援メッセージである「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化週間に取り組んだ。
成果	・中央公民館講座については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して講座を運営することで、可能な限り学びの機会を提供し、様々なジャンルの講座を実施することができた。 ・かめやま人キャンパスについては、起業人養成講座を修了し、10人のかめやま人の認定を行った。 ・コロナ禍により家庭での時間が増える中、「お茶の間10選(実践)」の強化週間に取り組むことで、改めて家族の大切さを考えるきっかけとすることができた。 ・これまでの取組を基に課題等を整理し、新たな視点を取り入れた生涯学習計画を策定した。
総合計画推進への寄与度	・感染症対策やICTを活用しながら、様々な講座を実施することで、可能な限りの学習機会を市民に提供することができ、基本施策「学びによる生きがいの創出」につながった。

反省点・課題	かめやま人キャンパス受講者の修了後の実践活動を見据え、行政関連部署や市内外の団体とさらに連携する必要がある。また、コロナ禍の中であっても学びの場を提供するため、ICTを活用した講座の実施を検討する必要がある。
--------	--

今後の方向性	学びの情報の一元化や、かめやま人キャンパスの充実、お茶の間10選(実践)の普及啓発に努め、学びによる生きがいの創出を推進するとともに、ICTの活用やSDGsなど新たな視点を盛り込み令和4年3月に策定した「生涯学習計画」に基づき取組を推進する。
--------	---

亀山市文化振興ビジョンに関する実績等報告書(令和3年度)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ～ R 3 年度
位置付け	本ビジョンは、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化施策の方向性を体系化して示した文化施策分野にかかる計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「文化芸術の振興と文化交流の促進」と深く関わるものである。
目的・概要	すべての人が文化によって心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感することができるまちづくりが求められている。本ビジョンは、これまで培われてきた伝統の文化を継承・発展させ、さらに磨きをかけることにより、それらの輝きが個性を持ちながらも、調和し、高め合い、魅力ある文化を創造していくよう取組を進めるものである。
計画の骨格	文化振興によりめざすまちの姿 文化振興の基本方針 文化振興のための施策 文化の見える化プロジェクト 文化振興によりめざすまちの姿 文化振興の基本方針 文化振興のための施策 文化の見える化プロジェクト 「かめやま文化年」プロジェクト 「歴史的風致のまちづくり」プロジェクト 「未来に羽ばたく人づくり」プロジェクト 伝統の文化と創造の文化の調和・発展 いせのくにに亀山・文化創造都市 文化による創造と交流のまち 個性を生かした魅力あふれるまち 次世代を育み継承するまち だれもが輝くクオリティ・オブ・ライフ (1)文化芸術の振興と市民文化活動の活性化 (2)文化交流の促進と知の拠点の整備充実 (3)歴史文化遺産の保存と活用 (4)伝統芸能の継承と活用 (5)文化的な景観の保全 (6)次世代を担う人づくり (7)生活文化の充実 (8)データベース化と情報発信 (9)文化と産業経済の融合

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和2年度に実施した「かめやま文化年2020」の記念誌の作成と検証を行った。さらに、公募による5部門の市美術展や市民俳句会などを実施した。市美術展では、名誉市民の中村晋也氏の作品展示を行った。 また、文化芸術活動の拠点である文化会館について、長寿命化と利便性の向上を図るため、大ホール緞帳チチ紐取替工事、雑幕取替工事、土間タイル修繕工事、リハーサル室2空調機修繕工事を実施した。
成果	「かめやま文化年2020」の記念誌を作成し、関係機関に配布することで、文化芸術活動や文化交流の成果を広く市民に知ってもらい、参加した市民の自己実現に寄与した。 一方で、「かめやま文化年2020」の検証では、新たなかめやま文化年事業を検討するうえで重要な材料となる課題を洗い出した。 また、市美術展や俳句会を実施し、日ごろの活動の成果を発表できる機会や、優れた芸術作品を鑑賞できる機会を設けることで、市民の活動意欲の向上や、活発な創作活動に寄与した。 文化会館の修繕工事では、施設の利用状況等も考慮しながら、指定管理者と連携しながら計画的に実施し、利用者の安全の確保につながった。
総合計画推進への寄与度	市、文化会館、文化関係団体等が協力して文化芸術活動の成果発表の機会や文化に触れる機会を設けることで、文化の振興と団体間や地域間、世代間の交流が図られ、文化芸術活動の活性化に繋がった。また、文化会館との連携によるアウトリーチ活動や参加・育成型の文化芸術事業を通じて、将来、文化芸術を支える人材の育成・確保と文化芸術活動の活性化につながった。また、文化芸術活動の拠点として文化会館を計画的に整備し、市民の施設利用を促進した。

反省点・課題	文化会館の指定管理者や文化関係団体と連携を図り、文化に触れる機会を充実し、文化芸術活動を担う人材の育成や交流の促進が必要である。また、積極的に文化に関する情報を収集し、発信する必要がある。
--------	---

今後の方向性	令和3年度をもって本ビジョンは期間満了となったため、今後は、令和3年度に新たに策定した文化芸術推進基本計画によって、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
--------	---

(1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
①文化芸術の振興	文化芸術に関する広報啓発活動の充実	文化創造G		市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報を広く周知する。	市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報をホームページ等を通じて広く周知した。	引き続き文化に関する情報を広く周知していく。
	文化芸術に関する講演会などの開催	文化創造G		文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催していく。	文化関係団体と連携し、コロナ禍であったものの、市美術展の最終日に美術に関する講座を開催した。	会員の減少の課題解決に向け、文化関係団体を支援していく必要がある。
	文化芸術に関する講座、教室の充実	社会教育G	亀山市立中央公民館	【中央公民館講座における芸術文化講座】 水引〜伝統とアート〜、デッサン上手になるう、デジタル一眼レフカメラ、はじめてのウクレレ、オカリナの第一歩、音楽散歩、モザイクタイルアート、新しい切り絵 等 【中央公民館講座における地域の歴史に関する講座】 サンデーヒストリー 【かめやまキャンパスにおける地域の歴史に関する講座】 まの歴史人養成講座	中央公民館において、サンデーヒストリーや教養講座、各地域での出前文化講座などで、文化芸術や地域の歴史に関する講座を実施した。	中央公民館とかめやまキャンパスの役割を明確にしながら、文化芸術や地域の歴史に関する講座を継続的に実施していく必要がある。
	参加体験型の文化芸術事業の推進	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。	文化会館の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援した。(自主文化事業21件、独自事業4件)	アウトリーチの参加者の増加に向け、PRしていく必要がある。
②優れた文化芸術に触れる機会の提供	さまざまな年齢層に配慮した、多様なジャンルの文化芸術事業の推進	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を継続するよう実施する。	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援した。(クラシック音楽、演劇、子ども向け催し物、コンサート、映画など)	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施することを支援する必要がある。
	文化芸術公演などにおける手話、字幕などの整備促進	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、手話や字幕を活かした事業など多様なジャンルの文化芸術事業を実施する。	文化会館の自主文化事業の内容に応じ、手話や字幕などの実施を指示、可能な限り実施した。	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施することを支援していく必要がある。
	学校や福祉施設などにおけるアウトリーチ活動の推進	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、小中学校における発声、合唱指導などのアウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。	文化会館の自主文化事業として、小中学校における発声、合唱指導などのアウトリーチ活動を継続するよう指示・支援した。(自主文化事業21件、独自事業4件)	アウトリーチの参加者の増加に向け、アウトリーチ活動を積極的に実施する必要がある。
	県や周辺市町の文化施設などとの連携による文化芸術鑑賞機会の提供	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努める。	文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供として、新日本フィルハーモニーとの協働事業を開催した。	文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供する必要がある。
③文化芸術活動の成果を発表する機会の提供	市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進	文化創造G	亀山市芸術文化協会・亀山市地域社会振興会	各団体の祭典への支援の継続を行う。	芸術文化協会主催の芸文祭はコロナ禍で中止となったものの市民俳句会などの発表の機会が提供できた。	会員数、団体数の減少による参加者の減少について団体とともに検討していく必要がある。
		社会教育G	亀山市立中央公民館	会場開催以外での発表方法を検討しながら、令和2年度に作成された作品と令和3年度に作成される作品の合同展示を実施する。	学びの成果発表の場として、公民館講座成果展示を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、成果展示は行わなかった。	学びの成果還元が地域文化の向上につながるという視点から継続的な実施が必要である。しかし、今後も新型コロナウイルスの感染が続くようであれば、会場での開催以外での発表方法を検討する必要がある。
	亀山市美術展などの充実	文化創造G		日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術展を開催していく。また、審査、展示等については段階的に改善に取り組む。	日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術展を開催した。また、作品講評はコロナ禍により出来なかったが、審査、展示等については段階的に改善に取り組んだ。	今後も成果発表機会の提供に努める必要がある。
④文化団体、文化ボランティアなどの育成と活動支援	亀山市芸術文化協会との連携強化と活動への支援	文化創造G		亀山市芸術文化協会と連携して、市民の文化活動の成果発表の場として芸文祭の支援をする。	コロナ禍により芸文祭の開催ができなかった。	亀山市芸術文化協会と連携して、市民の文化活動の成果発表の場を設ける必要がある。
	市民の自主企画による展覧会や音楽会、文学などの発表活動への支援	文化創造G		芸文祭をはじめ、俳句大会などの市民の発表活動への支援をする。	市民俳句会では亀山俳句会とともに一般の部と学生の部でそれぞれ賞を選定し、句集を配布した。	市民の文化活動を支援していく必要がある。
	継続して特色ある文化活動を行なっている団体への支援	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	亀山トリエンナーレの開催に向けて支援を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止により亀山トリエンナーレ2021は翌年度に延期となった。	現代アートの祭典として、延期となった亀山トリエンナーレの支援をしていく必要がある。
	文化芸術事業の企画運営や市民の文化芸術活動をサポートする、文化ボランティアの育成と活用	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その育成と活動支援を行う。	文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その育成と活動支援を行った。	文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その育成と活動支援を行う必要がある。

(1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
⑤文化芸術を担う人材の育成	文化芸術活動に功績のあった人材を顕彰する制度の創設	文化創造G		顕彰制度について、条例・計画の会議の中で検討を行う。	教育委員会の表彰制度の表彰対象に文化に関連する分野を設けた。	教育委員会と連携し、表彰対象者をくまなく選考していく必要がある。
	文化芸術活動を支える人材の育成	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう継続支援していく。	文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施した。(自主文化事業21件、独自事業4件)	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう継続支援する必要がある。
	芸術家に市内に滞在してもらい、創作活動の場を提供するアーティスト・イン・レジデンスの検討	文化創造G		本年に延期となった亀山トリエンナーレ2021実行委員会への支援をする。	亀山トリエンナーレ2021実行委員会への財政支援を行った。(事業は2022年に延期となった)	現代アートの祭典として、亀山トリエンナーレ2022実行委員会への支援をしていく必要がある。
	生涯学習人材バンクの普及と活用	社会教育G	亀山市立中央公民館	市内保育園・幼稚園・認定こども園への人材バンク活用支援を継続するとともに、市内社会教育団体等への普及を図っていく。	講師謝金の一部を補助する形で、市内保育園・幼稚園・認定こども園の活用を促進している。新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、感染症対策徹底のうえ、令和3年度は2園で講座を実施した。	市内保育園・幼稚園・認定こども園に留まらない、市内各種団体等の利用促進のための情報発信に取り組む必要がある。
⑥スポーツ文化の振興	スポーツ文化に関する情報提供の充実	スポーツ推進G		スポーツの重要性を市民に認識してもらえるよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報を提供する。	イベントや各種教室の開催について、市広報やホームページ等で情報提供を行った。	スポーツの重要性を市民に認識してもらえるよう、引き続き、情報提供を行う必要がある。
	総合型地域スポーツクラブへの支援	スポーツ推進G		だれもが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組むことのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化するよう助言を行う。	事業の広報支援や会員募集を行った。	地域でのスポーツ環境を整備するため、引き続き、総合型地域スポーツクラブに対する支援が必要である。
	スポーツ事業と文化事業のコラボレーションの検討	スポーツ推進G		スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。	オリンピック聖火リレーにおいて、重要伝統的建造物群保存地区である関宿の魅力を発信することができた。	スポーツと文化が融合可能な事業を検討する必要がある。

(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
①世代間交流の促進	地域の伝統行事や学校行事などを活用した、文化を通じた世代間交流の促進	文化創造G	亀山市芸術文化協会	亀山市文化会館のアウトリーチ事業等で地域や学校を巻き込んだ世代間交流を目指す。	亀山市文化会館のアウトリーチ事業等で世代間交流を促進できた。(自主文化事業21件、独自事業4件)	今後も世代間交流できる場の提供を検討する。
		教育支援G	地区コミュニティ	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利用し、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域の人との交流を図る。	コロナ禍において、中止となった行事や交流が多くなったが、紙すき、墨づくりなどの地域の技術を学ぶなど交流を図ることができた。	感染症拡大防止に努めながら、コロナ禍においても地域の人と交流できるよう創意工夫する必要がある。
	文化施設や公民館等における世代間交流を進める事業の推進	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館と協力し、子どもから高齢者まで参加できて世代間交流が図れる事業を継続して展開していく。	文化会館と協力し、子供から高齢者まで参加できて世代間交流が図れる事業を継続して展開した。	文化会館と協力し、子供から高齢者まで参加できて世代間交流が図れる事業を継続して展開していく。
		社会教育G	亀山市立中央公民館	実施可否については、情勢を鑑み判断するものの、それと同時に柔軟な運営に向けて、これまでの内容の見直し、新規企画の検討を進める。	子どもたちの様々な体験や世代間交流を進める「サマーキャンプ」については、新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、中止した。	今後も継続して実施していくため、様々な状況を想定した柔軟な運営方法について検討していく必要がある。
②地域間交流の促進	周辺市町及び関連市町との連携による、市民レベルの文化交流機会の充実	文化創造G		伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の一環として美術展の相互展示を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。	伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の一環として、美術展の相互展示を実施するとともに、情報交換を積極的に行う。
		政策調整G		市民同士の交流促進を図るため、令和4年度の日本武尊・白鳥伝説三市交流事業の開催に向け三市での協議を行う。 【開催日】詳細未定(令和4年度開催) 【場所】亀山市内 【内容】詳細未定	令和4年度の日本武尊・白鳥伝説三市交流事業の開催に向け三市での協議を行い、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた事業案を検討した。	新型コロナウイルスの感染状況について、他市の状況も考慮しながら、三市交流事業を実施する。
	文化団体同士の交流機会の充実	文化創造G	亀山市芸術文化協会	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の芸文祭などの取組みを支援していく。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、芸文祭は中止となった。	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の芸文祭などの取組みを支援していく。
③国際交流の促進	外国人住民が日本語を習得できる機会の確保と、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及	人権・ダイバーシティG	はじめのいっぽ	今回の経験を活かしながら、日本語教室開催団体と連携して、日本語学習ツールを活用する等、日本語学習の機会の提供方法を検討する。 12言語に対応した外国人相談窓口を市民活動団体と協力し市民に周知して緊急時などにも情報が遅滞なく伝わるよう努める。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながら、日本語教室を開催するため、関係団体と綿密に話し合いの上、11月～12月に日本語教室を開催したことで、今後の日本語学習の提供方法に関するノウハウの蓄積が出来た。また、多言語への対応策として、引き続きやさしい日本語の普及に努めるとともに、12言語に対応した外国人相談窓口の周知を行い普及に努めた。	亀山市の外国人人口は増加し、多国籍化が進んでいるため、日本語学習機会を確保する必要があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらないことから、亀山日本語教室の開催が難航しており授業方法などを検討する必要がある。 やさしい日本語の普及や多言語対応体制が整い、多くの外国人に対して対応できる体制は整いつつあるが、それらをさらに活用していただくよう、在住外国人への周知・啓発が必要である。
	外国人住民に対する情報提供の充実と、まちづくりへの積極的な参加の促進	人権・ダイバーシティG		研修・講座の開催方法等を検討し、やさしい日本語の学習機会の充実で努めていく。	研修・講座については、例年より規模を縮小したうえで開催し、やさしい日本語の学習機会の充実で努めた。	市内の外国人増加が見込まれるため、日常生活における相談やイベントなどで外国人と接する機会が増えることから、やさしい日本語の普及が求められる。
		図書館		かめやまニュースへの図書紹介を継続実施する。また、外国語書籍も意識して購入する。	年3回、かめやまニュースに図書の紹介などを行った。 外国語書籍を11冊購入した。	外国語書籍のニーズ把握や書籍の流通情報の収集に努め、外国語書籍も意識して購入する。

(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
④知の拠点の整備充実	文化施設の計画的な整備とそれぞれのコンセプトに応じた機能の充実	文化創造G		文化会館雑幕類交換及び緞帳チチ紐取替修繕工事を実施する。	文化会館雑幕類交換及び緞帳チチ紐取替修繕工事を実施した。	ひび割れなどの改修や、ワイヤレスマイク設備の取替等、必要な整備を行い機能の充実を進める。
	文化施設におけるバリアフリー化の推進	文化創造G		亀山市都市マスタープランに基づき、文化会館・亀山市中央コミュニティセンターのバリアフリー化について検討する。	現時点で、文化会館・亀山市中央コミュニティセンターのバリアフリー化に関する具体的な取り組みは実施していない。	亀山市都市マスタープランに基づき、文化会館・亀山市中央コミュニティセンターのバリアフリー化を検討する必要がある。
	文化施設の事業運営への市民参画の促進	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館が設置する運営委員会への市民参加を促進する。	芸術文化協会や文化芸術団体の代表者が参加し、意見を聞く機会となった。	文化会館が設置する運営委員会への市民参加を促進する必要がある。
⑤身近な文化芸術活動の場の提供	コミュニティセンターをはじめ公共施設の有効活用による、文化芸術の場の拡大	文化創造G		文化会館を活動の場として有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら、引き続き市民や文化団体にPRする。	文化会館を活動の場として有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら、引き続き市民や文化団体にホームページを通じてPRした。	文化会館を活動の場として有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら、引き続き市民や文化団体にPRする必要がある。
	学校施設の開放や空き家などの活用の検討	文化創造G		身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用について引き続き検討する。今年開催予定の「かめやまトリエンナーレ」事業を支援する。	「かめやまトリエンナーレ2021」にて、身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用について検討したが、2022年に延期となった。	身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用について引き続き検討する。今年度開催の「かめやまトリエンナーレ2022」を支援する。
	公共施設におけるアトリーススペースの提供	文化創造G		公共施設におけるアトリース活動が実施できるよう、継続して周知を図る。	ホームページを通じて、公共施設等の利用をPRした。	公共施設におけるアトリース活動が実施できるよう、継続して周知を図る必要がある。
⑥知の拠点のネットワークづくり	文化施設間における情報の共有化と事業連携の促進	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市内の文化施設がより多くの市民に利用してもらえるよう、相互の施設間の情報共有及び連携を促進する。	他施設で事業の広報物を配架し、情報共有に努めた。	市内の文化施設がより多くの市民に利用してもらえるよう、相互の施設間の情報共有及び連携を促進する必要がある。
	県や近隣市町の文化施設との広域連携や機能分担の促進	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館と県や周辺市町の文化施設などが連携して、自主文化事業の内容の充実を図るとともに、広域的な情報交換を進める。	各施設との情報共有に努めたものの、「いこか連携」が中止となり、広域的な連携が十分にできなかった。	文化会館と県や周辺市町の文化施設などが連携して、自主文化事業の内容の充実を図るとともに、広域的な情報交換を進める必要がある。

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
①文化財などの適切な保存及び活用	文化財などの保存・継承に携わる専門職員の育成	まちなみ文化財G	歴史博物館	文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。	文化庁へ職員1名を研修派遣し、各種研修会へ参加した。	引き続き文化庁へ職員を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。派遣した職員を関係部署に配属し、研修成果を現場へ還元する。
	文化財などの保存状況の定期的な点検の実施と、必要に応じて修復を行なうなど保存の推進	まちなみ文化財G		適宜文化財パトロールを実施するとともに、所有者等の相談に応じる。	警報発令後に、職員による文化財パトロールを実施した。	文化財所有者等への支援を拡充するため、さまざまな文化財分類に応じた職員の専門的知識の習得が必要である。
	歴史文化遺産保全活用推進員（ヘリテージマネージャー）の育成	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化資産研究会	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。	関宿伝建地区内で協働して修理現場公開事業を行った。	活動支援を行うとともに、引き続き活動の場を提供することが必要である。
②歴史的なまちなみの保存	東海道関宿の重要伝統的建造物群保存地区における適切な保存修理・修景の推進	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化資産研究会	事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。	伝統的建造物群保存修理修景事業を実施した。	計画的な事業の推進、継続が必要である。
	亀山宿、坂下宿、坂本棚田など歴史的なまちなみ、文化的な景観の保存・整備の推進	まちなみ文化財G	都市計画G	引き続き整備した旧佐野家住宅の公開活用について、地元まちづくり協議会等と活用内容等について協議する。	整備した旧佐野家住宅の公開活用を行い、地元まちづくり協議会と活用内容等について協議した。	整備した歴史的建造物の公開活用等について、引き続き関係部署との協議を行う。
		農林政策G	坂本営農組合	集落協定に基づき、取組みを進められるよう、集落への支援を行う。	集落協定に基づき、取組みを進められるよう、集落への支援を行った。	協定書構成員が高齢化しているが、中山間地域における農地の保全のため、引き続き集落協定に基づいた取組を進める必要がある。
	まちなみ保存につながる活動及びまちなみ内の歴史的施設を利用したイベントの支援	まちなみ文化財G	NPO東海道関宿 関宿案内ボランティア の会 亀山宿語り部の会	引き続き亀山宿語り部の会の自立に向けて支援を行う。	一般市民向けの亀山宿語り部の会学習会を実施した。	会員の増など、担い手の積極的な育成を図る必要がある。
③歴史文化遺産への理解を深めるための事業の推進	歴史文化遺産の展示・公開、歴史文化遺産情報の発信	歴史博物館		令和3年度開催の企画展及び亀博自由研究のひろばの展示図録の配信を行う。	企画展示の展示図録を配信した。	引き続き企画展示の展示図録を配信する。
	歴史文化遺産を活用した郷土学習の充実	歴史博物館	教育支援G	実施環境が整えば、年度内に開催する	10月29日に歴史博物館 IN 屋生小学校を開催した	亀山高校に係る企画展に因み、亀山高校での移動展示を計画する

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
④市民ぐるみによる歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進	語り部、保存会、地区コミュニティなど地域住民が主体となって地域の歴史文化遺産を保存、活用する取り組みの促進と活動への支援	まちなみ文化財G	自治会 地区コミュニティ	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。	市内各地での歴史文化遺産を核とした諸活動を支援した。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。
	デジタル市史を活用し、地域と連携した歴史博物館（屋根のない博物館）の創出	歴史博物館	教育支援G	地域に関係深い資料や、亀山市の歴史を伝えるうえで著名な資料、展示した資料の見どころなどを紹介していく。	「あなたのまちの歴史散歩」をテーマに出前トークを2箇所実施した。	引き続き「あなたのまちの歴史散歩」の下、新しく収蔵した資料を活用していくことが必要である。
⑤歴史文化遺産から文化を発信する	歴史文化遺産を活用したまちづくり観光の推進	観光・地域ブランドG	閑宿・周辺地域にぎわいづくり推進連絡会議	観光に携わる団体への支援のほか、伝統的建造物等の保全活用などハード事業に対しても支援を行う。	「閑宿・周辺地域にぎわいづくり基本方針」に沿った活動を行う団体へ、閑宿にぎわいづくり基金を活用した補助金を交付し、支援を行った。	引き続き「閑宿・周辺地域にぎわいづくり基本方針」に沿った活動を行う団体への支援のほか、伝統的建造物等の保全活用などハード事業にたいしても支援を行う。
	歴史文化遺産を活用した文化イベントの開催	まちなみ文化財G	閑宿スケッチコンクール実行委員会 閑宿町並み町屋茶会実行委員会	「文化財建造物公開活用事業」を進める。	閑宿伝建地区内にある旧落合家住宅において、閑宿まちなみ保存会や亀山市観光協会等と連携し、公開活用事業を進めた。	市民団体等との連携を深め、文化財建造物の公開をより進める必要がある。

(4) 伝統芸能の継承と活用

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
① 伝統芸能の保存、継承	郷土芸能や伝統行事が有する文化的価値について、理解、普及を図るための情報提供の充実	まちなみ文化財G	広報G	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行う。	コロナ禍のため、郷土芸能や伝統行事等が中止となったため、広報活動は行わなかった。	伝統行事等の確実な継承・実施に向けた支援を行う。
	映像や音声などによる郷土芸能や伝統行事の記録化					
		歴史博物館	まちなみ文化財G	市史、博物館資料データベース、展示図録など、歴史内容や資料データを発信しているホームページが、より利用しやすくなるように、ホームページのリニューアルを進める。	ホームページ全体のリニューアルの計画を立てた。	リニューアルを実施するための設計をする。
	活動が消滅、衰退している郷土芸能や伝統行事の発掘と復興のための取り組みの促進	文化創造G		引き続き郷土芸能や伝統行事に携わる団体に対し、国や民間団体等の各種助成金制度を周知し、活動を支援する。	ホームページ等を通じて、各種助成を周知することができた。	今後もホームページ等を通じて、各種助成を周知し、活動を支援する必要がある。
		まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。

(4) 伝統芸能の継承と活用

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
② 伝統芸能の後継者の育成	郷土芸能や伝統行事についての文化芸術講座や実演会の開催など、市民が伝統文化に触れ、親しむ機会の充実	文化創造G		芸文祭や文化会館フェスタ、市民俳句会などの市民活動の発表の場を利用して、伝統文化・伝統行事を体験できる機会とする。	新型コロナウイルス感染拡大防止により芸文祭は中止となったが、市民俳句会では、学生を含む市民に俳句について考える機会を提供できた。	今後も伝統文化・伝統行事を体験できる機会や発表の場の提供を進める。
		まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。
		社会教育G	亀山市立中央公民館	【中央公民館講座】 水引「伝統とアート」・古典文学入門・ 【かめやま人キャンパス】 まちの歴史人養成講座	出前文化教室や出前教室などで伝統文化に関する講座を実施した。	伝統文化を地域の魅力として共有する意識の中で取り組んでいく必要がある。
	子どもや若者が地域の伝統文化を学ぶ機会の充実	文化創造G		芸文祭や文化会館フェスタ、市民俳句会などの市民活動の発表の場を利用して、伝統文化・伝統行事を体験できる機会とする。	市民俳句会では、学生を含む市民に俳句について考える機会を提供できた。	今後も伝統文化・伝統行事を体験できる機会や発表の場の提供を進める。
		まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。
		社会教育G	亀山市立中央公民館	【放課後子ども教室】 灯おどり教室・かんこ踊り・茶道・生け花	放課後子ども教室において、地域の学習アドバイザーの指導による体験教室を行った。	様々な機会をとらえて、地域の伝統芸能を地域の指導者から子どもや若者に伝える機会を作る必要がある。
	地域の高齢者が子どもや若者に伝統文化を伝える仕組みづくりの推進	まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。
		社会教育G		【放課後子ども教室】 文化筆・茶道・生け花・伊勢型紙 等	放課後子ども教室において地域の学習アドバイザーの指導により文化筆、日本舞踊、茶道、生け花などの体験教室を行った。	コーディネーター意見交換会などの場を通して、地域から次世代への文化伝達方法の共有が必要である。
③ 伝統芸能の公開	市民文化祭のほか、国民文化祭、県文化祭などの機会をとらえて、亀山市の伝統芸能を披露する公演の実施	文化創造G		芸文祭や文化会館フェスタ、市民俳句会などの市民活動の発表の場を利用して、伝統文化・伝統行事を体験できる機会とする。	新型コロナウイルス感染拡大防止により芸文祭は中止となったが、市民俳句会では、学生を含む市民に俳句について考える機会を提供できた。	今後も伝統文化・伝統行事を体験できる機会や発表の場の提供を進める。

(5) 文化的な景観の保全

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
①景観の保全、整備の 推進	亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用による魅力 ある景観の保全と形成	都市計画G		届出の事前相談の中で、景観への配慮事項等の確 認等を行い、スムーズな手続きを進める。	景観法の届出に際し、50件の事前相談を行った。	今後も、届出の事前相談の中で、景観への配慮事 項等の確認等を行い、円滑な手続きに努め、亀山 市景観条例及び景観計画の効果的な運用を進める 必要がある。
	景観形成推進地区及び景観重点地区の指定と保全、整備 の推進	都市計画G		景観形成推進地区内における景観重要建造物候補 について、指定を行う。 また、引き続き景観重要建造物等の指定や重点地 区の指定について検討する。	景観形成推進地区内における景観重要建造物の指 定について、景観審議会を開催し、4件の景観重 要建造物の指定を行った。	景観形成推進地区における町屋等の景観重要建造 物（候補）の取壊しや建替えが進んでいるので、 現存する景観重要建造物（候補）の保存や良好な 景観の創出のため、引き続き景観重要建造物の指 定等や重点地区の指定を進める必要がある。
	亀山市の景観の大きな特徴となっている自然景観、歴 史・文化景観のうち、主要な視対象について、眺望景観 として発掘、保全の推進	都市計画G		景観届出の際に、チェックシートに行方地の近隣 に主要な視対象・視点場リストに挙がっているも のがないか確認を行い、また、ある場合は眺望保 全に配慮するよう指導を行う。	景観届出の確認時に、行方地の近隣に主要な視対 象・視点場リストに挙がっているものがないか、 庁内のGISに視点場レイヤーを活用し、視点場の 確認に漏れがないよう努めた。	主要な視対象についての眺望景観の発掘、保全を 図るため、眺望景観重点地区の指定等の推進が必 要である。
		農林政策G		農家や営農組合の方へ、農業経営の安定化を支援 しつつ、フェイスブック等を通じ、取組内容等を 情報発信することで、農村景観の向上や耕作放棄 地の発生防止に理解を得ていただき、持続的な運 営を支援する。	農家や営農組合の方へ、農業経営の安定化を支援 しつつ、フェイスブック等を通じ、取組内容等を 情報発信し、農村集落の景観の向上や耕作放棄地 の発生防止に努めた。	
	景観計画の周知のための啓発や情報提供の充実	都市計画G		地域や関係機関に対して、引き続き景観に関する 定期的なPRや回覧、また、良好な景観に関する 事業についての情報発信を進める。	景観の日に合わせて、市広報を通じて景観計画に ついての周知を行うとともに、関係機関（指定確 認検査機関、三重県塗料塗装振興会等）にPRチャ シの配布を行った。	地域や関係機関に対して景観計画及び届出制度の 周知について、引き続き定期的なPRや回覧を実施 し、良好な景観に関する事業についての情報発信 を進める必要がある。

(5) 文化的な景観の保全

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
②地域における環境意識を高める取り組みの推進	里山公園や森林公園などを環境学習の場として活用	環境創造G		8月にザリガニつり大会、12月にクリスマスリースづくり体験、また新たに秋にイベントを実施し、自然の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会主体のフォトコンテスト、里山塾において、環境教育の充実を図っていく予定である。しかしながら、新型コロナウイルスの状況により、イベントの開催ができない場合も出てくると思われるので、インターネットの活用等、開催方法・内容等を検討する。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、ザリガニつり大会の開催方法を見直し、開催期間中に約600名の方にご参加いただき、外来種に関する啓発を行った。一方、クリスマスリースづくり体験については、事前申込制であり小規模であることから引き続き実施し、約50名の方が自然素材を使った工作体験をした。なお、秋期の新たなイベントについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施を取りやめた。また、市民団体と行政で構成する亀山里山公園みちくさ管理運営協議会において、フォトコンテストおよび里山塾（年6回）を実施。さらに、本協議会による協議を8回開催し、公園の整備・運営方法・有効活用について検討を行った。さらに、かめやま出前トークの制度を利用し、里山公園における講座と観察会を7回開催した。	ザリガニつり大会の開催方法を見直したところ、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に影響を受けずに開催でき、かつ利用者の大幅増加につながった。また、かめやま出前トークの利用を呼びかけ、小規模な講座や観察会を開くことで、より濃密に自然と親しむ機会を設けることができた。このため、今後は大型イベントを行うのではなく、開催方法の工夫やかめやま出前トークの利用促進を継続していきたい。
		農林政策G		鈴鹿川源流の森林づくり協議会活動の支援と市が主催する森林関係イベントを通じ、多くの企業、市民への情報発信に努める。鈴鹿川等源流の森林づくり協議会主催のイベントへの参加者の中で、森林、環境に強い関心を持っている方による、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会イベントの企画などに取り組む。	令和3年総会、役員会で承認された事業計画に基づきイベント等を行った。 イベント（参加者：約220名） 8月7日 サマーフォレスト（木工工作） 9月17日～11月16日 バイオームイベント 11月3日 ツリークライミング、木工工作（坂下地区） 3月5日 東海自然歩道散策、シタケの菌打ち、植樹 3月26日 ワークショップ	多くの会員・市民に源流域が育む地域資源を感じ、次世代へ継承して意識を醸成できるようなイベントを開催し、情報発信を行っていく必要がある。
	協賛企業や地元住民の協働による、森林づくりのための実践活動の促進	農林政策G	商工業振興G 鈴鹿川等源流の森林づくり協議会	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化が図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や広く市民に普及するような新たな啓発活動をさらに検討する。鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の取り組みを通じて、より多くの市民・事業者への啓発活動を検討する。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化が図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進した。 ○県産材利用公共建築物件数 1件 亀山木材産業協同組合と協働して市内幼稚園・保育園3園で教育教室を実施した。また、森林公園やまびこ等で木工工作を含むイベントを開催（3回）するなど木と触れあう機会を提供した。 市イベント、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会イベントで使用する工作キットは、市域産材を使用し、イベント参加者に市域産材のPRを行った。	市民に広く木の良さや木材利用を伝えるための取り組みを検討する必要がある。
	学校における環境学習の充実	教育支援G	環境創造G	社会に開かれた教育課程を意識し、生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。	生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組んだ。	学校環境デーを中心に年間を通して、地域や保護者と協働した活動を取り入れながら、環境学習の充実を図る。
③地球環境に配慮した文化活動の推進	かめやま環境市民大学を継承した「かめやま市民大学・キラリ」の開校	環境創造G	総合環境研究センター	適切な開催方法を検討のうえ、引き続き企業との連携による環境出前講座を実施する。	市内3中学校において、企業との連携による環境出前講座を開催した。	コロナ禍における学校のニーズに合わせ、対面開催とオンライン開催を使い分けながら、環境出前講座を継続していく必要がある。
	既存の組織を活用した、市民、事業者、行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進	環境創造G		三重県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員と協力し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。	今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、様々なイベントが開催されず、三重県地球温暖化防止活動推進員と共に啓発活動を行うことができなかった。	今後イベントが開催されない事が考えられるため、三重県地球温暖化防止活動推進員とともに、今後の普及啓発手法の検討を行う必要がある。
	情報発信をはじめとする、環境保全の意識を高める取り組みの推進	環境創造G	亀山市地区衛生組織連合会	市民団体と連携し、引き続き環境美化等に関する情報発信等を実施していく。	亀山市地区衛生組織連合会と連携して、市内一斉清掃を令和3年11月14日に実施し、環境美化に取り組んだ。 クリーン作戦は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となったが、地衛連だよりの発行や環境パトロール等の実施により、環境美化等に関する情報発信を行った。	環境保全や環境美化への意識高揚を図るため、今後も継続的・効果的な啓発方法の検討を行い事業を実施していく必要がある。

(6) 次世代を担う人づくり

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題
①学校における文化芸術鑑賞機会の充実	子どもたちが本物の文化芸術に直に触れることのできる機会の提供	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会	成長期にある児童生徒に優れた音楽、地域と関わりのある音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を持つため、関係部局との連携を図りつつ、児童生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。	感染症感染拡大防止のため、市内小中音楽会は中止となったが、1校狂言を鑑賞することができた。また、新日本フィルによるミニコンサートを実施した。	感染拡大防止に努めながら、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、地域で文化・芸術的な活動、芸能活動等を行っている方々を活かした取組をすすめていく必要がある。
	学校と文化会館などとの連携によるアウトリーチ活動の拡充	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館との連携により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図るようにする。	文化会館との連携により、ピアノコンサート等のアウトリーチを実施した。また、合唱コンクールに参加する学校へ、外部講師による合唱指導を実施した。	外部講師の指導を受けることで歌唱に対する児童生徒の意識も高まっている。児童生徒の歌唱力、表現力を高めるために、今後も継続していく必要がある。
	地域で活動する芸術家や周辺の大学、高等学校などの協力による、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実	教育支援G	社会教育G	地域の方々の協力のもと、児童が直接鑑賞できる機会の設定にさらに努めていく。	地域の方々に伝統芸能を教えていただいたり、地域の方が作られた作品を鑑賞したりすることができた。	社会に開かれた教育課程を意識し、それぞれの活動のねらいを明らかにしていく必要がある。
②創作・鑑賞活動の充実	学校における音楽や書写、図画工作、美術などの学習の充実	教育支援G	社会教育G	教職員の指導力向上を図るため、授業改善に取り組み、校内研修の充実を図る。また、外部講師を各校に派遣したり、県の研修講座の参加をすすめていく。	教職員の指導力向上、児童生徒理解のため等の研修講座を実施した。	各教科における資質能力を図るため、授業改善に取り組むとともに、教職員の実態やニーズにあった研修講座の実施、外部講師を各校に派遣する必要がある。
	子どもたちが日頃の創作活動の成果を発表し、鑑賞し合う機会の提供	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会 自治会	「亀山市小中学校音楽会」を実施するとともに、演奏家を招いて音楽を鑑賞する場を設定する。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施する。	「亀山市小中学校音楽会」は中止とした。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。「亀山市児童生徒書写展」においては、各校において実施した。	今後も継続して「亀山市小中学校音楽会」「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施するとともに、芸術鑑賞の場として設定していく必要がある。

(6) 次世代を担う人づくり

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題
③郷土学習の充実	学校と歴史博物館、図書館などとの連携による郷土学習の充実	教育支援G	歴史博物館	社会に開かれた教育課程を意識しながら、歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源や地域学習支援事業を活用した学習を進める。	社会見学や総合的な学習の時間等に児童・生徒が歴史博物館を訪問したり、学芸員が学校を訪れたりしながら、亀山市の歴史や文化を学習した。また、各学校において、社会科など各教科の授業等で、歴史博物館の資料を活用し、子どもの学習意欲や理解度の向上を図る取組を行った。	今後も歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源をより活かした学習を進めていく。また、歴史博物館の学芸員や指導員に来校してもらい、学習する機会をもつ必要がある。
		図書館		庁内各部署が発行する諸計画などを調査し、収集・保存を行う。	庁内各部署が発行する諸計画などの収集・保存を行った。	地域資料（郷土資料や行政資料）を継続して計画的に収集・保存を行う。地域資料を活用した、まちの記録づくりに向け、歴史博物館と連携を行う。
	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャーや学習ボランティアの活用促進	教育支援G	社会教育G	総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。その際、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通理解を図りながら進める。	総合的な学習、教科学習等で、地域の方を招聘し、米や野菜作り、花の栽培、などの活動を行った。また、様々な職場で働く方々を招いて仕事体験をしたり模擬避難所体験などを実施したりした。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの方の確保と、内容の充実を図る必要がある。また、それぞれの活動のねらいを明らかにする必要がある。
	展示やスクールミュージアムによる学校教育支援	教育支援G	社会教育G	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できる環境を整えていく。	地域のコミュニティセンターで、地域の方々の作品を児童が鑑賞することができた。	今後も、可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく必要がある。
	地域の伝統工芸品や特産物などに身近に触れ、実際に体験ができる機会の提供	教育支援G	社会教育G まちなみ文化財G 農業G	郷土の文化や産業に関する施設について、教員も興味を持つとともに、事前指導を行う。また、地域の方と連携を深め、学習内容に応じて様々な方に協力を依頼できるような関係づくりをさらに進める。	社会見学で各種施設を訪問し、亀山市の歴史・文化・産業について目で見て体験することにより学習することができた。また、ゲストティーチャーを招き、専門的な立場からお話いただくとともに、生き方や思いについても学ぶことができた。	年間計画に取組の目的を位置づけ、郷土の文化や産業に関する施設について、教員も学びを深め知識を得ていくことや、学習内容に合致するようなゲストティーチャーを探していくことが必要である。

(6) 次世代を担う人づくり

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題
④家庭教育における文 化芸術の振興	家庭教育講座や広報啓発活動などの充実	教育支援G	社会教育G 図書館	幼稚園・小学校での「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を図る。また、推薦図書を紹介する「読書チャレンジ」を継続実施し、読書の幅を広げ、読書に親しむように取組を進める。	幼稚園・小学校で「ファミリー読書リレー」に取り組み、566家族が参加した。幼稚園、保育園、認定こども園、小学校において「読書チャレンジ」の取組を実施した。また、図書だより等を発行し、家庭への情報発信を行った。	今後も「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を高める。また、「読書チャレンジ」の取組を進める。
		教育支援G	社会教育G 図書館	ファミリー読書リレーや読書チャレンジを継続して実施する。子どもの読書習慣確立のために各校の取組について情報共有を行ったり、システム利用についての研修会を実施したりする。	学校図書館支援事業において、ファミリー読書リレーを実施した。また、各校において、朝の読書タイムや、読み聞かせ活動など、日常的な読書指導に取り組んだ。図書館情報協議会や学校司書等研修会において各校の取組の交流を行った。新システムの利用についても研修を行った。	図書館情報システムを使った効果的な読書指導のあり方や小さい頃から読書に親しませるための取組を継続して行う必要がある。
	子どもの読書習慣の定着と親子の触れ合いを深める活動の推進	図書館	市民活動団体	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、図書館ボランティア団体の協力を得て、本を通して親子で触れ合えるイベントを継続して開催する。	イベントの参加人数を制限するなど新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、図書館ボランティア団体の協力を得て、親子で楽しめるイベントや図書館まつり月間を開催した。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、図書館ボランティア団体等の協力を得て、本を通して親子で触れ合えるイベントを継続して開催する必要がある。

(7) 生活文化の充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
①暮らしに根づいた文化の推進	家族の時間づくりなどを活用し、親子の絆、地域の絆を深める機会の充実	人権・ダイバーシティG	商工業・地域交通G	ワーク・ライフ・バランス週間に集中して、社会教育施設等の無料開放や講演会等を行い、市民や事業所へ啓発を行う。また、顕著な取り組みを行っている事業者等を広く紹介し表彰式を実施した。	ワーク・ライフ・バランス週間に集中して、社会教育施設等の無料開放や講演会等を行い、市民や事業所へ啓発を行った。また、顕著な取り組みを行っている事業者等を広く紹介し表彰式を実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に働き方が多様化してきたことから、企業向けの働き方改革については担当課とより連携するとともに、男女共同参画部署として広く市民に向けた男女共同参画に関する講座等を開催していく必要がある。
		図書館	市民活動団体	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、図書館ボランティア団体の協力を得て、親子や地域の絆を深める機会を継続して提供していく。	表彰実績6社 イベントの参加人数を制限するなど新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、図書館ボランティア団体の協力を得て定期イベントのほか、特別イベントを開催した。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、図書館ボランティア団体等の協力を得て、親子や地域の絆を深める機会を継続して提供していく必要がある。
	学校の総合的な学習の時間などを活用し、子どもたちが生活文化に触れ、親しめる機会の充実	教育支援G		生活科・総合的な学習の時間、社会科などでの学習時に、体験活動を重視し、生活文化に触れる機会を計画的に設定する。	生活科や総合的な学習の時間、社会科等の学習時に、家族や地域の方に聞き取りを行うなどの調べ学習をした。また、実際に体験することにより、生活文化に触れる機会を設定した。	社会に開かれた教育課程を意識し、今後も、各校での取組を継続するため、子どもの実態や課題、活動のねらいなどを共有する必要がある。
	民話や言い伝え、わらべうた、方言などについて、冊子や音声などによる記録化の推進	まちなみ文化財G	歴史博物館	まちなみ文化財Gが主体となり歴史博物館協力の下で行う心形刀流武芸形演武見学会を新型コロナウイルス感染症予防策を十分に施したうえで実施する。	まちなみ文化財Gが主体となり歴史博物館協力の下で行っている心形刀流武芸形演武見学会は、コロナ禍のため中止となった。	まちなみ文化財Gが主体となり歴史博物館協力の下で行う心形刀流武芸形演武見学会を実施するため、新型コロナウイルス感染症予防策を十分に実施する必要がある。
	生活の知恵や昔の遊び、まちの伝説や風習など暮らしの中で受け継がれてきた文化の紹介と支援	文化創造G		芸文祭や文化会館フェスタ、市民俳句会などの市民活動の発表の場を利用して、伝統文化・伝統行事を体験できる機会とする。	新型コロナウイルス感染症拡大防止により芸文祭は中止となったが、市民俳句会では、学生を含む市民に俳句について考える機会を提供できた。	今後も伝統文化・伝統行事を体験できる機会や発表の場の提供を進める。
		歴史博物館	教育支援G	実施環境が整えば、年度内に開催する	10月29日に歴史博物館 IN 屋生小学校を開催した。	亀山高校に係る企画展に因み、亀山高校での移動展示を計画する。
②食文化の継承、創造	地元の安心・安全な食材をじっくり味わう「スローフード」運動の推進	健康づくりG	亀山市食生活改善推進協議会	市ホームページやCATV等を活用し、食生活改善推進協議会の活動について広く周知していく。また、幼児期における食生活についての情報提供を継続的に行う。	食生活改善推進協議会の協力のもと、市民伝達講習会（1回、10人）と地域での料理講習会（9回、99人）を開催した。市民伝達講習会では、市内で採れた食材をメニューに加えたレシピの紹介等を行った他、CATVやホームページでも食を通した健康づくりの啓発を行った。	調理実習については新型コロナウイルス感染症の感染状況を観ながら実施し、CATVやホームページ等を活用して食を通した健康づくりについて啓発していく必要がある。
	郷土料理や行事食、食習慣を食文化として伝達する取り組みの充実	健康づくりG	亀山市食生活改善推進協議会	市ホームページやCATV等を活用し、食生活改善推進協議会の活動について広く周知していく。	食生活改善推進協議会の協力のもと、市民伝達講習会（1回、10人）と地域での料理講習会（9回、99人）を開催した。また、CATVやホームページにおいて、健康に配慮した正月料理等の行事食の紹介を行った。	市民伝達講習会や市ホームページ等において、地域の食文化の啓発を行っていく必要がある。
	保育所や学校において、旬の食材や行事食などを取り入れた「かめやまっ子」給食の実施	保健給食G		定期的に市内産・県内産食材を給食に取り入れることができるよう、産業振興課農業Gと連携のもと、生産者や納入業者との調整や委託業者との協議を継続し、「かめやまっ子給食」の年22回の実施を継続するとともに、実施回数の増加について検討する。また、「地物が一番みえの日」を年12回実施する。	自校方式及びセンター方式の給食において、市内産・県内産の食材を使用した「かめやまっ子給食」を年22回実施した。また、デリバリー方式の給食においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、県内産の食材を使用した「地物が一番みえの日」は、年10回の実施となった。	食材の生産に関わる方々の高齢化などにより、作付けを依頼できる食材の種類や良質な食材の量の確保が難しくなってきており、実施回数の増加が難しくなってきている。また、天候等の影響により、価格の高騰などが懸念される。
		子ども総務G		旬の食材を用いた献立作成を心がけ、可能な限り地産地消や行事食の提供を推進するとともに、地産地消の重要性や行事食等の情報を食育だよりに掲載し、情報提供を図る。	可能な限り旬の食材を献立に取り入れた。給食材料納入業者に地元又は地元に近い産地の食材を納入するよう依頼した。月1回のお誕生日会や季節（端午・桃の節句、七夕、節分等）に合わせた行事食、亀山みそや焼きうどんを提供した。	旬の食材や地産地消の重要性などについて食育だより等を用いて保護者に向けて情報提供することが必要である。
	食文化の伝承及び創造に関する市民の主体的な活動の支援	健康づくりG	亀山市食生活改善推進協議会	市ホームページやCATV等を活用し、食生活改善推進協議会の活動について広く周知していく。	食生活改善推進協議会の協力のもと、市民伝達講習会（1回、10人）と地域での料理講習会（9回、99人）を開催した他、CATVにおいて、食生活改善推進協議会の活動について周知した。	引き続き、地域での食を通した健康づくりについての活動ができるように支援していく必要がある。
		地域まちづくりG	亀山市自治会連合会	食文化の伝承及び創造に関する市民の主体的な活動である、自治会連合会が主催する「食の祭典・市民の集い」などを支援する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	自治会連合会の事業経費は、市が交付する自治会連合会補助金に依存しているため、開催規模や内容は補助金額に左右されるが、自治会連合会が事業を実施する限り支援していく。

(7) 生活文化の充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
③健康文化の推進	地区コミュニティなどでの健康づくり活動の促進	高齢者支援G	地区コミュニティ	市全域で実施できるよう新たな支援メニューを整え、周知啓発に努める。住民主体の介護予防が推進してできるよう今後も支援していく。	健康づくり応援隊養成講座を修了した3地区のうち新型コロナウイルスの影響により1地区1回しか活動できなかった。また、新たな依頼もあったが中止となった。	新たな参加者や団体が増えるよう、地域まちづくり協議会へ引き続き啓発を行う。
		健康づくりG	地区コミュニティ	住民が主体となった地域での健康づくり活動の輪が広がり、継続していけるよう、地域の状況を確認しながら、必要に応じて支援していく。	健康づくり応援隊養成講座を修了した地区におけるフォロー教室を行った。(本町地区1回、厩生地区1回)また、出前トークを行い、地域の実情に応じた健康づくりを活動の支援を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響により、健康づくり活動のニーズも変化しているため、引き続き健康づくり応援隊養成講座終了後の地域や、自主的な健康づくり活動のきっかけづくりを希望する地域へ必要に応じた支援を行っていく必要がある。
	歴史探索などを取り入れたウォーキングの普及	まちなみ文化財G	亀山市観光協会 自治会 地区コミュニティ	歴史探索等のウォーキングに職員を講師として派遣し、ウォーキングイベントの充実を図る。	東海道関宿まちなみ保存会主催の公開講座に職員を講師として派遣し、関宿内に遺る鈴鹿関の痕跡を巡り歩いた。コロナ禍により、毎年2回開催されていた金王道ウォーキングが中止となったため、イベント開催の支援ができなかった。	歴史探索等のウォーキングイベントの開催を市内各地に広げる必要がある。
		健康づくりG		住民が主体となった地域での健康づくり活動の輪が広がり、継続していけるよう、地域の状況を確認しながら、必要に応じて支援していく。	健康づくり応援隊養成講座を修了した地区におけるフォロー教室を行い、ウォーキングを含めた、地域での健康づくり活動の支援を行った。(本町地区1回、厩生地区1回)	新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の健康づくりのニーズも変化しているため、感染対策を考慮した自主的な健康づくり活動の啓発を行う必要がある。
	健康増進や体力づくりのためのスポーツイベントや教室などの機会の充実	スポーツ推進G		市内の各種スポーツ団体や、運動施設指定管理者の取組みを支援し、誰もが気軽に組み組めて、継続できるスポーツや運動の機会の提供。また、市民体力テストや壮年ソフトボール大会等の主催イベントを実施する。	市民に対してスポーツや運動機会の情報提供を行うため、市内の各種スポーツ団体や運動施設指定管理者の取組を広報紙に掲載した。また、一般財団法人アールピーススポーツ財団が主催する「オクトーバー・ラン&ウォーク2021」に参加し市民の運動実施率向上のためのきっかけづくりをした。	引き続き、健康推進のため、各種団体と連携しながら、事業に取り組む必要がある。

(8) データベース化と情報発信

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
①情報通信ネットワークを利用した文化情報の発信	文化情報の発信に地域住民の意見が反映できる環境づくりの推進	DX・行革推進室		まちづくり協議会が、自身のホームページを通じて情報発信ができる環境を維持していく。	まちづくり協議会が、自身のホームページを通じて情報発信ができる環境を維持した。	まちづくり協議会が、自身のホームページを通じて情報発信ができる環境を維持していく。
	ケーブルテレビなどを活用した文化情報の発信	広報G	文化創造G	番組アナウンサーや市民活動団体の協力などにより、市民に親しまれる番組づくりを行う。市内外に対して訴求力のある動画を市HP等で情報発信する。市外への情報発信や新たな交流促進のため、伊賀市、甲賀市との番組交換を行う。	広報サポーターや高校生、中学生、小学生アナウンサーなど、コロナ禍で可能な範囲での参画を得て、市民に親しまれる番組づくりを行った。歴史（鈴鹿関跡）、自然（亀山7座）、人（創業支援制度補助活用者）を地域の魅力と捉えた番組を制作し、その動画を市HPに掲載することで市内外へ情報発信を行った。いこか連携プロジェクトでは、初めての取り組みとして、いこか連携イベント（鉄道遺産群、三国岳登山）を取材し、当日の参加者の様子を各市のニュースとして放送し、魅力の共有につながった。	市民に親しまれる番組づくりを継続して行うとともに、本市の魅力を伝える動画をインターネットなどを活用して発信していく必要がある。また、交流人口の拡大を狙い、継続してイベント情報を市外へ発信していくことが必要である。
②文化活動情報の共有体制の構築	市ホームページなどを通じた各文化施設におけるイベント案内や利用案内などの情報発信の充実	広報G	文化創造G	文化施設の所管部署における、積極的な情報発信を促す。また、引き続き研修を開催し、情報発信方法を具体的に学ぶ機会を設ける。	広報などで案内するイベントについて、市ホームページのイベントカレンダーに掲載して案内した。また、子育て世代をターゲットに、シティプロモーション専用ホームページにおいても、イベントやニュース情報を掲載した。新規採用職員を対象として広報やシティプロモーションの意識を高める職員研修を実施した。	情報発信の充実に向け、発信の必要性や効果的な手法などについて職員が理解を深める機会をつくる必要がある。
	高齢者、障がい者などに分かりやすい文化情報の提供	広報G	文化創造G	引き続き、アクセシビリティへの対応が不十分な箇所が確認され次第、修正を行うほか、研修を開催し、高齢者や障がい者などに分かりやすい情報の提供を促す。	ホームページの更新時に、アクセシビリティへの対応が必要な箇所が確認された場合は、随時説明の上、修正を行った。	各種広報媒体では、分かりやすく簡潔な言葉や表現で情報発信を行う必要がある。ホームページにおいては、視覚障がい者が利用する読み上げ機能に対応できるよう、表や画像のキャプションなどを引き続き確認する必要がある。
③地域の文化資産のデータベース化と活用	地域の文化資産を電子データ化した先駆的なデジタル市史の積極的な活用	歴史博物館		夏の亀博自由研究のひろばで、「亀山の山々が生んだ世界的登山家 尾崎隆」を開催する	夏の亀博自由研究のひろばで、「亀山の山々が生んだ世界的登山家 尾崎隆」を開催した。	ホームページのリニューアルを実施するための設計をする。
	地域に伝わる文化財や伝統芸能などの情報のデータベース化や、画像での保存、無形文化資産の映像による保存など電子データ化の推進	まちなみ文化財G		地域に伝わる文化財や伝統芸能などで、かつて地元で記録され残されている映像記録の発掘を行う。	作成した記録映像を関の山車会館で上映するなど普及啓発に努めた。	過去に作成した記録映像の普及・周知と、後継者育成のために活用していただく必要がある。
	地域の文化活動の紹介や文化人、文化資源など、地域の身近な情報のデータベース化と活用促進	文化創造G		地域で行われている文化活動について情報収集するとともに、その活動内容や実績について、ケーブルテレビ等を活用し、情報発信していく。	市展等市民の芸術活動について、ケーブルテレビ等を通じ情報発信することができた。	地域で行われている文化活動について情報収集するとともに、その活動内容や実績について、ケーブルテレビ等を活用し、情報発信していく必要がある。

(9) 文化と産業経済の融合

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
①文化関連産業の育成	「ろうそく」「亀山茶」などのブランドイメージ向上と 情報発信の充実	観光・地域ブランドG	亀山商工会議所 農林政策G	国民体育大会を機に「亀山ブランド」を積極的に 発信するとともに、アンテナショップや百貨店な どでPR・販売できるよう販路拡大を目指す。ま た、地域資源を活かした新たな特産品について もブランド化していくため、発掘から販路拡大ま での各段階に応じた支援制度を構築する。	亀山ブランドとして10事業者17品目を認定し た。国民体育大会を含め多数のイベントが、新 型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とな ったが、百貨店等でのPR販売を実施できた。ま た、人的支援を実施するなど、地域資源の発掘・磨 き上げ・情報発信を実施できた。	ブランド認定基準を維持しながら認定品を増やす ことがブランドイメージの向上につながると考え られるため、市産品の質が高まる支援制度を構築 すること。また、新型コロナウイルス感染症拡大 防止の観点から、イベントでブースを設けてのP Rだけでなく、ホームページを含むSNSでの情 報発信を定期的に行うことが必要である。
		農林政策G	亀山市茶業組合 亀山青空お茶まつり実 行委員会	非接触で効果的に亀山茶をPR出来る手法を検討す るとともに、イベント等での亀山茶カフェや学校 等でのお茶の淹れ方教室を可能な限り実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、亀山青 空お茶まつりが中止となった。 一方、市内小・中学校においてお茶の淹れ方教室 等を実施したほか、うがい茶を配布して亀山茶を PRした。 また、亀山市茶業組合員が生産する茶が亀山ブラン ドに認定され、亀山茶の認知度向上に寄与し た。	より効果的な情報発信に取り組み認知度の向上を 図り、亀山茶の消費拡大につなげていく必要があ る。
	「環境にやさしいものづくり」など、亀山市に根づいた 先端技術産業の育成	商工業振興G	亀山商工会議所	市だけでなく県や支援機関が行う支援事業や助成 制度について、様々な機会を捉え、関係機関とも 連携し、効果的な情報発信を行う。	市内中小企業を対象とした専門家による経営支援 事業や設備投資にかかる資金繰り支援制度などに より、企業の事業活動を支援した。 また、導入促進計画に基づき、中小企業が生産性 向上を目的に策定した先端設備等導入計画の認定 を行った。	様々な機会を捉え、関係機関とも連携し、効果的 な情報発信を行う必要がある。
	地域の特産をブランドにした産業の育成支援	観光・地域ブランドG	亀山商工会議所 農林政策G	発掘から販路拡大までの各段階に応じた支援制度 を地域ブランド創出事業の中で構築していく。	亀山ブランドの「ステップアップ支援事業」の人的 支援として、亀山ブランド認定事業者と百貨店 等とのマッチングを行った。	引き続き人的支援を行い、新たに主体となる者が 自ら学べる機会を設けることや金銭的支援を行う 仕組みを構築することが必要である。

(9) 文化と産業経済の融合

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
②文化を生かした産業 経済活動	地域産材の利用や森林関係団体などとの連携による「木造文化」の保存、普及	農林政策G	住まい推進G	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化が図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。 また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や広く市民に普及するような新たな啓発活動をさらに検討する。 鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の取り組みを通じて、より多くの市民・事業者への啓発活動を検討する。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化が図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進した。 ○県産材利用公共建築物件数 1件 亀山木材産業協同組合と協働して市内幼稚園・保育園3園で木育教室を実施した。また、森林公園やまびこ等で木工工作を含むイベントを開催(3回)するなど木と触れあう機会を提供した。 市イベント、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会イベントで使用する工作キットは、市域産材を使用し、イベント参加者に市域産材のPRを行った。	市民に広く木の良さや木材利用を伝えるための取り組みを検討する必要がある。
	職人の技によって支えられてきた伝統工芸、食文化などの保存、育成	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化資産研究会	NPO法人「亀山文化資産研究会」の活動を支援する。 伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続して実施する。	NPO法人「亀山文化資産研究会」主催の伝統的建造物群修理修景工事の現場公開等の活動を支援した。 閑宿における伝統的建造物群保存修理修景事業を通して、建築士や技能者の養成を行った。	活動支援を継続的に行うとともに、活動の場である伝統的建造物群保存周知修景事業等を継続的に実施していく必要がある。
	「企業×セナ」など民間の支援活動の促進	商工業・地域交通G	文化創造G	民間の支援活動の促進につなげていくために、研究を行う。	民間の支援活動をどのように促進していくのか収集した情報を基に検討した。	民間の支援活動の促進につなげていくために、引き続き研究を行う必要がある。
	空き店舗等を活用した展覧会などの開催支援	商工業振興G	文化創造G	空き店舗等活用支援事業補助金制度により、若者・女性の創業を積極的に支援するとともに、さらに創業しやすい環境づくりに向け、創業体験ができる取り組みも併せて検討する。	商工会議所と連携し、積極的に創業にかかる支援体制や相談体制の情報を発信し、創業意欲効果の向上につなげるとともに、創業セミナーの開催や補助制度の活用により、若者・女性の創業支援を積極的に行った。また、創業体験できる取組については、先進地視察も行い、検討した。	創業セミナーや資金繰りなどの支援に加え、チャレンジできる環境整備について、研究を進めていく必要がある。
		文化創造G	商工業振興G	空き店舗等を活用した取り組みを行う催しを支援する必要がある。	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、空き家での展示を予定していた亀山トリエンナーレ2021は翌年度に延期となった。	延期となった現代アートの祭典である亀山トリエンナーレ2022の支援をする必要がある。

(9) 文化と産業経済の融合

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和3年度の実績	(2) 今後の課題
③まちづくり観光の推進	まちづくり観光のマネジメントの推進	観光・地域ブランドG	亀山市観光協会 亀山商工会議所	各HPの整理を行う。またモデルコース設定にも努める	市HPを随時更新し、亀山市観光協会及び亀山商工会議所など関係する団体のHPを更新するよう働きかけ、連携して適切な情報を発信できるよう努めた。また、モデルコースを設定することができた。	引き続き適切な情報発信ができるように各HPの整理を行う必要がある。
	JR亀山駅を中心とした「鉄道のまち亀山」の発信と、それらの歴史や資産を生かしたまちづくりの推進	亀山駅前整備G	亀山駅周辺まちづくり協議会	亀山駅周辺整備事業として、組合等に対して所定の補助金の交付や駅前広場、都市計画道路等の工事に取り組むことで、事業の推進を図る。また、亀山駅周辺の一体的な整備に向け、周辺の道路整備や駐輪場等の整備を進めるとともに、具体的な整備計画の整理を進める。	亀山駅周辺整備事業として、組合等に対して補助金の交付した。また、駅前広場、都市計画道路等の整備を行うとともに負担金の交付を行った。亀山駅周辺の一体的な整備に向け、周辺の道路整備に向けた補償算定等の実施や駐輪場整備に伴う供用など、整備計画の整理に向けた現状調査等を行った。	令和4年10月の完成に向けて、円滑に事業進捗を図るため、組合と連携する必要がある。また、亀山駅周辺の1～4ブロックの一体的な整備に向け、2ブロック以外のブロックについて具体的な整備計画の整理を進める必要がある。今後も「鉄道のまち亀山」の発信に努める必要がある。

第2次スポーツ推進計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(健康福祉部 健康政策課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 3 年度
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に則した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分で補完するものである。
目的・概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。
計画の骨格	目指す姿 市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます 基本施策 スポーツ活動の充実 スポーツを支える力の促進 スポーツ文化の浸透 スポーツの拠点整備 施策の内容 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実 ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実 ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上 ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 スポーツ情報提供の充実 ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 ●大規模大会に向けた情報発信 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出 ●市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 ●大規模大会開催に向けた組織体制 ●トップアスリートとの交流機会の創出 スポーツ施設の整備と利用促進 ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 ●学校運動施設や公園の有効活用

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	42.4	55.8	50.0
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,754	4,483	5,000
3	市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	19,900	16,127	21,000
4	市内の主な運動施設の利用率	%	72.0	74.0	78.0
5					

■計画の実績等

取組実績	・新型コロナウイルス感染症の影響により、大人数が集まる各種スポーツ大会や教室が中止となる中、コロナ対策を講じた上で、総合型地域スポーツクラブや指定管理者等において市民ニーズに対応した教室等が開催された。 ・西野公園施設電気設備改修工事、観音山テニスコート人工芝部分修繕、関B&G海洋センターシャワー用給湯ボイラー更新修繕、関B&G海洋センタープールろ過機修繕等を行い、施設の安全確保や利便性の向上に努めた。 ・激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。(激励金支給件数:129件)(旅費補助件数:37件)
成果	・新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ関連団体の構成者数や市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数等は減少したが、一方で、日常生活の変化により、運動不足を感じる人が増え、自宅等で体操やトレーニングを行う人が増加したことから成人の週1回以上のスポーツ実施率は増加したと考えられる。 ・国民体育大会は中止となったが、国民体育大会の開催に向けて整備された施設によるスポーツ環境の充実や、大会成功に向けて官民一体となって醸成してきたスポーツ意識の高まりは、本市のスポーツ文化の浸透に大きく寄与した。
総合計画推進への寄与度	・市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供し、「スポーツ活動の推進」に寄与した。 ・スポーツに関する情報を積極的に提供するとともに、市民の運動実施率向上のためのきっかけづくりに取り組むなど、「スポーツ文化の浸透」を推進した。

反省点・課題	コロナ禍が長引く中、イベントや大会の開催が難しい状況が続いており、今までの対応方法での開催が難しい状況となっている。また、一部施設は国体を契機に整備されてきたが、多くの施設は改修等の対応が必要な状況となっている。
--------	---

今後の方向性	ポストコロナ時代のニューノーマルに対応した手法により、イベント・大会等の開催に向けて、スポーツ推進委員やスポーツ団体と連携して取り組む。また、計画的な施設整備に向けて、中長期的な視点での改修の検討を行うとともに、修繕等による利便性向上に努める。
--------	---

第2次亀山市スポーツ推進計画 令和3年度実績 調査シート

(1) 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実

施策項目	施策の内容	担当G	令和3年度実績	今後の課題
〇ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。	スポーツ推進G	誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動を行うため、総合型地域スポーツクラブの活動に広報協力等で支援を行った。 また、一般財団法人アールピーススポーツ財団が主催する「オクトーバー・ラン&ウォーク2021」に参加し市民の運動実施率向上のためのきっかけづくりをした。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動の場を創出する一翼を担っていることから、その活動を広く市民にPRする必要がある。
	誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、各種スポーツ団体やまちづくり協議会などと連携します。	スポーツ推進G	壮年向けに壮年ソフトボール大会、子ども向けにミニバスケットボール大会、女性向けにバレーボール大会、全年齢を対象にニュースポーツ大会（ヘルスパレー）の開催に向けて、各種スポーツ団体と連携した（大会は中止）。また、運動施設指定管理者において、市民ニーズに対応した教室が開催された。	各種大会等の参加者が増えるよう、大会情報の発信等に努める必要がある。
	高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。	高齢者支援G	介護予防教室を6事業所へ委託し実施した。（計12回、延べ152人）＊新型コロナウイルス感染症の影響により、年間通してほとんどの教室が中止。しゃきしゃき体操教室OB会へ支援を行った。（1地区、13人）	新型コロナウイルスの影響により、教室のほとんどが中止となっており、ウイズコロナやアフターコロナを見据えて実施の仕方を検討する必要がある。
		スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブや運動施設指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	参加者を増やすため、開催告知や教室の内容等を積極的にPRする必要がある。
	生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根差したスポーツ活動の充実を図ります	スポーツ推進G	誰でも気軽に取り組めるニュースポーツ推進のため、ニュースポーツ大会（ヘルスパレー）を計画したが新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	スポーツ推進委員の活動を広く市民にPRし、地域に根差したスポーツ活動を活性化する必要がある。
〇障がい者のスポーツ参加の推進	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境整備に努め、参加を呼びかけます。	障がい者支援G	三重県障がい者スポーツ大会をはじめとした各種スポーツイベントに関する情報について、あいあい窓口にてポスター掲示による参加者の募集を行った。	あいあい窓口だけでなく、市内の障がい者事業所等にチラシを配布するなど別の方法を検討する。
		障がい者支援G	パラリンピックの採火式に併せてイベント等企画したものの、コロナウイルス感染症蔓延のため市採火式については一般参加なしで市職員のみで行った。また、県採火式についても同様に職員のみでの参加を行った。	障がい者が主体の、又は参加できる大型のスポーツ大会やイベントに係る情報収集を行っていく。
		スポーツ推進G	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツ推進委員に「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」に参加していただくことができなかった。障がいのある人たちが施設を利用しやすくなるよう、関B&G海洋センターの腰高水槽の段差解消を行った。	スポーツ推進委員に「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」へ参加いただき、障がい者が参加出来るスポーツイベントについて検討する。
	障がい者スポーツ大会等の出場者に激励金を支給し、その活動を支援します。	スポーツ推進G	新型コロナウイルス感染症の影響で三重とこわか大会など、多くの大会が中止となり、激励金申請はなかった。	障がいのある人などのスポーツ活動支援のため、引き続き全国大会等へ出場された方へ激励金を支給し、支援を行う必要がある。
〇女性のスポーツ参加の推進	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを併設するなど、スポーツ環境の整備に努めます。	スポーツ推進G	スポーツ実施機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるためのきっかけづくりとして、運動施設指定管理者が文化教室を開催し、運動教室（ヨガなど）への参加を呼び掛けた。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。
	女性が、様々なスポーツ活動や各種委員・スポーツ団体の運営へ参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G	女性向けのバレーボール大会を企画し、準備を進めた（コロナに起因する中止）。また、運動施設指定管理者において、女性をターゲットにした教室が実施された。	女性が、スポーツクラブの運営や様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などへの参画を促進する必要がある。
〇総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。	スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を広報やケーブルテレビによる文字情報等により行った。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。	両クラブとも、会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う必要がある。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言が必要である。
	クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。	スポーツ推進G	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行った。	国、県等から提供された研修会などの情報を、随時収集し、クラブに最新の情報を提供する必要がある。
	クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。	スポーツ推進G	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信を行った。	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信に努める必要がある。

(2) 子どもを取り巻くスポーツの充実

施策項目	施策の内容	担当G	令和3年度実績	今後の課題
○学校体育活動の充実	子どもたちが、体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫改善を進めます。	教育支援G	市内小学校・公立幼稚園・公私立保育所に体力向上に係る外部講師を派遣し、子どもの体力向上と指導力向上を図った。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた回数の3分の2の実施となった。	引き続き体力向上に係る外部講師を派遣し、さらに子どもの運動機能高めるとともに、子どもたちの体力・運動能力に合った活動内容や指導方法の工夫等、教師の指導力向上を目指す必要がある。
	子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校(園)1運動プロジェクト」など身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。	教育支援G	各園・学校で継続し「1学校(園)1運動プロジェクト」に取り組んだ。園では、登園後に全園児が集合し、体操、縄跳び、持久走等を実施し、体力の向上を図ることができた。	「1学校(園)1運動プロジェクト」を継続的に取り組むとともに、日常の遊びや園の行事を通して、運動に親しみながら体力の向上を図っていく必要がある。
	子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「せいかつちゃんじシート」など、家庭と連携した生活習慣確立への取り組みを進めます。	教育支援G	8割近くの小学校が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面で就学時健診が実施できなかった。そのため、小学校入学のためのガイドブック「小学校へスイッチオン」を配布し、動画配信で就学前の家庭における運動習慣向上の啓発を行った。	就学前の運動機会の重要性を伝え、さらに取り組む家庭が増えるよう、啓発を進めていく必要がある。
○身近で安心安全なスポーツや運動の場作り	子どもたちの健全育成のため、「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、「放課後子ども教室」など、スポーツを通じて多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。	社会教育G	放課後子ども教室では、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、サッカー、ソフットバレー、スポーツ吹き矢、バドミントンなどの種目を、地域の指導者の指導のもと実施することができた。	スポーツを通して子どもが地域の方々と関わりながら楽しみ、関係性を育んでいくという視点を大切に、継続的に展開する必要がある。
		スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会などのイベント広報に協力し、参加促進に努めた。	引き続き総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める必要がある。
	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ団体やまちづくり協議会と連携して、多様なスポーツの体験機会の提供に努めます。	スポーツ推進G	運動施設指定管理者の自主事業として、幼少期の子どもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。(年間 9種 349回開催)	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、多様なスポーツの体験機会づくりや情報提供に努める必要がある。
	子どもたちが安心安全に外遊びやスポーツ活動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。	都市計画G	各公園で「都市公園ネット(40団体)」による公園の安全見守り活動を引き続き実施した。 また、11月18日、2月14日に都市公園運営協議会を開催し、施設修繕や管理に関する安全面について関係者と情報共有するとともに多くの意見をいただいた。	都市公園ネット登録団体は、年々増加してきているので、引き続き、団体増加のための募集を行うよう、指定管理者に働きかけ、子どもたちが安全安心して利用できる公園管理に繋げる。
		スポーツ推進G	運動施設指定管理者が、日常的に運動施設点検や整備を行いながら公園内を見回り、治安維持、設備の安全確保に努めた。また、西野公園施設の電気設備を改修し設備の安全性を高めた。	施設特性上、不特定多数が出入りすることから、防犯情報収集を行い、常駐する施設管理人による見守りを強化する必要がある。

(3) スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上

施策項目	施策の内容	担当G	令和3年度実績	今後の課題
○各種スポーツ団体の育成・支援	各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な支援に取り組みます。	スポーツ推進G	新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、各種スポーツ団体に必要に応じて、情報提供を行った。	各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るような支援を行う必要がある。
	各種スポーツ団体間の連絡調整を図り、行政との協働を推進します。	スポーツ推進G	市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進したが、新型コロナウイルス感染症の影響で全ての事業が中止となった。	各種スポーツ団体とよりよい協力関係を構築するため、各種スポーツ団体との情報共有に努める必要がある。
	各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的に推進するよう働き掛け、必要に応じて助言を行います。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体の広報活動を支援するため、広報やホームページを活用して、支援を行った。	各種スポーツ団体と連携し、広報活動の支援を行う必要がある。また、市のホームページでスポーツ団体の活動について、広くPRする必要がある。
○指導者の育成支援と登録・活用	各種スポーツ団体などに働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者の育成を支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体へ、講習会や研修会などの情報提供を行った。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について支援する必要がある。
	学校における安全な体育指導及び運動部活動の推進のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう、教職員など指導者の資質向上に努めます。	教育研究G	集合して実技講習等を行うことはできなかったが、指導法の交流をする場を設け、情報交換を行った。また、指導資料の配布を行った。	実際の実技講習のような研修会を行うことが難しい。
	指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。	社会教育G	令和3年度は、18のスポーツレクリエーション関係の団体・個人の登録があったが、利用はなかった。	人材バンクの活用を図るため、事業の周知に努める必要がある。
○スポーツ推進委員の活動の充実	スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を推進します。	スポーツ推進G	三重県スポーツ推進委員協議会による実技研修会に参加いただき、スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得に努めた。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の取得のため、引き続き東海地域や県などのスポーツ推進委員連絡協議会が開催する研修会への参加を要請していく必要がある。
	スポーツ推進委員が、スポーツ活動のコーディネーターとして、積極的に地域に関わるような環境づくりに努めます。	スポーツ推進G	地域における軽スポーツ普及のため、スポーツ推進委員が中心となってし主催大会の計画をしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で全ての事業が中止となった。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりが必要である。
○競技スポーツレベルの向上	各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。	スポーツ推進G	三重バイオレットアイリスの選手による小学生を対象とした、ハンドボール教室及びヴィアティン三重の選手による中学生を対象としたバレーボール教室を運動施設指定管理者が企画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する必要がある。
	全国大会等に出場する選手等に激励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。	スポーツ推進G	激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。(激励金支給件数：129件)(旅費補助件数：37件)	激励金及び全国大会出張費について、市民に周知する必要がある。また、制度が2つあり市民にとって手続きがわかりにくい側面があるため、統合することを視野に入れ、制度のあり方を検討する必要がある。
○スポーツ医・科学の活用	各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりを支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体に対し、スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報提供を行った。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行う必要がある。

(4) スポーツ情報提供の充実

施策項目	施策の内容	担当G	令和3年度実績	今後の課題
○スポーツ情報内容の充実	市や、指定管理者、各種スポーツ団体が主催するスポーツイベントや各種教室・研修会などの情報を積極的に発信します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと運動施設指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。また、運動施設指定管理者がFacebookを活用し、自主事業の開催案内や施設の紹介等を行った。	運動施設指定管理者と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。
	自宅で気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。	健康づくりG	トレーニング室を休止したことに伴い、感染対策のため、定員を少なくし、定期的（7か月間月2回）に運動教室を開催した。（運動教室 13回 延67人）	新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の健康づくり活動のニーズも変化している。感染対策を考慮した周知啓発を行っていく。
		スポーツ推進G	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出を行い、ラジオ体操CDの貸出実績は1回であった。東野公園体育館において、ニューススポーツ用具の貸出を行った。	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出について、広く周知を行う必要がある。東野公園体育館で保管しているニューススポーツ用具の老朽化が進んでいるため、用具の修繕・更新を行う必要がある。
	各種スポーツ団体などと連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報、ホームページなどを通して情報提供に努めた。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を発信していく必要がある。
	運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと運動施設指定管理者のホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。	運動施設指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。
	学校体育施設開放事業や激励金支給制度などのスポーツ推進施策が活用されるよう制度の周知を図ります。	スポーツ推進G	広報、ホームページ等を通して、激励金支給制度及び全国大会出場旅費補助事業や学校開放事業など市のスポーツ推進施策についての情報提供を行った。	引き続き、市のスポーツ推進施策について周知を行う必要がある。
○各種情報媒体を活用した情報発信	広報かめやまやホームページ、ケーブルテレビなどを利用した、市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供に努めるとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。	スポーツ推進G	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努めた。	引き続き、広報・ホームページ、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努める必要がある。また、新たな情報媒体の活用の検討を続ける必要がある。
	各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通して、様々なスポーツ情報が提供されるよう働きかけます。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。
○大規模大会に向けた情報発信	スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や、競技ルール等の幅広い情報を提供します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。
	主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、多くの人に関心を持ってもらえる情報の提供に努めます。	スポーツ推進G	全国大会等に出場する選手の市長表敬訪問の様子をフェイスブックに掲載したり、マスコミ関係者の問い合わせ等に積極的に協力した。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通して、団体の活動や、トップアスリートに関する情報を発信していく必要がある。
	県や他市町と連携を図り、広域的な情報提供に努めます。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	運動施設指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。

(5) 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出

施策項目	施策の内容	担当G	令和3年度実績	今後の課題
○市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成	市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出場する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しみや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。	スポーツ推進G	新型コロナウイルス感染症の影響により多くが中止となったが、市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行った。全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、Facebookでの発信を行った。	関係団体等と連携し、大会やイベントの開催、地元アスリートが出場する競技会等の情報集約に努める必要がある。
	市内で継続して行われている江戸の道シティマラソンや、亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。	スポーツ推進G	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が開催出来るよう、関係団体には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行った。	大会がマンネリ化することなく、長く参加者に愛される大会とするように、指導・助言を続けていく必要がある。
○全国規模の大会開催に向けた受け入れ体制の整備	インターハイや、国体の開催に向けて、実行委員会及び準備委員会を設置するとともに、大会開催後も継続できるような、様々な団体と連携した取り組み体制を構築します。	スポーツ推進G	国民体育大会の開催に向け、啓発イベントの開催や競技団体や関係機関と協議・調整を行ったが、新型コロナウイルスの感染症の影響により、国民体育大会は中止となった。	関係者と協議を進めながら、今後においても継続出来る取り組み体制を検討する必要がある。
	大会運営がスムーズに行われるよう、スポーツボランティア等の育成を図ります。	スポーツ推進G	国民体育大会の開催に向け、啓発イベントの開催や競技団体や関係機関と協議・調整を行ったが、新型コロナウイルスの感染症の影響により、国民体育大会は中止となった。	今後においても、全国規模の大会開催に向けたボランティア育成体制を検討する必要がある。
○トップアスリートとの交流機会の創出	子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会、トップアスリートと交流できる機会づくりに努めます。	スポーツ推進G	運動施設指定管理者が、バレーボールV2リーグのヴィアティン三重のホームゲームを誘致し、トップレベルの試合を観戦する機会を提供した。	有名スポーツ選手との交流の場を創出しているスポーツ団体等を支援し、子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育む必要がある。

(6) スポーツ施設の整備と利用促進

施策項目	施策の内容	担当G	令和3年度実績	今後の課題
〇市民ニーズに応じた運動施設の充実	市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。	スポーツ推進G	運動施設指定管理者と連携し、継続的な施設整備、修繕などに取り組み、施設の安全確保に努めた。(西野公園施設電気設備改修工事、観音山テニスコート人工芝部分修繕、関B&G海洋センターシャワー用給湯ボイラー更新修繕、関B&G海洋センタープールろ過機修繕など)	既存施設の利用環境が維持できるよう運動施設指定管理者と連携し、継続的に施設修繕等を行い、施設の安全確保に努める必要がある。
	高齢者などが容易に集えるよう、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。	交通政策G	コミュニティ系バスの運行継続によりバス路線でのアクセスを維持するとともに、定期券及び交通系ICシステムの導入、回数券の見直しを行い、運動施設への交通利便性の向上に努めた。	コミュニティ系バスの継続運行及び乗合タクシー制度活用の周知を図る必要がある。
	高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。	スポーツ推進G	高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進した。	高齢者や障がいのある人に配慮した施設整備を計画的に進める必要がある。
〇運動施設の利便性の向上、施設利用の促進	公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう充実を図ります。	スポーツ推進G	利用者からの意見等を取り入れながら、運動施設指定管理者が窓口等で使い方について説明し、利用者が予約システム入力を円滑に出来るように手助けした。	利用者からの要望等を随時運動施設指定管理者と情報共有し、よりよい運用方法について討する必要がある。また、システムの内容についても検証が必要である。
	市民が運動施設を公平に、快適に利活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。	スポーツ推進G	指定管理者制度により市民が公平に快適に利活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	利用者が快適にスポーツに取り組めるよう、運動施設指定管理者による適正な管理運営がされるよう指導する必要がある。
	県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	運動施設指定管理者や県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。
〇スポーツ大会会場に適した施設環境の整備	各種スポーツ大会に適した施設整備に努めます。	スポーツ推進G	観音山テニスコート人工芝部分修繕を実施した。	運動施設指定管理者や関係者等から聞き取りを行い、優先順位を考えながら長期計画的に施設整備を進める必要がある。
	今後本市において、大規模大会の開催が予定されていることから、円滑な大会運営ができるような施設整備に努めます。	スポーツ推進G	競技会場及び運営に必要な看板を作成、設置し円滑な大会運営ができるよう努めた。 なお、第76回国民体育大会(三重とこわか国体)は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	国民体育大会開催のために整備した施設設備の今後の利活用について検討する必要がある。
〇学校運動施設や公園の有効活用	地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。	教育総務G	亀山中学校体育館の床におけるささくれやひび割れ箇所の部分的な床材張替え、中部中学校体育館の雨漏り補修、屋生小学校や亀山南小学校体育館照明にかかる配線関係の修繕等を実施し、学校体育施設の安全な利用を促進した。	老朽化が進みつつある各学校の体育施設について、長寿命化を見据えた計画的な整備を行うため、その前段として、状況調査等を含めた長寿命化計画の策定が必要である。
		スポーツ推進G	学校体育施設開放事業に関することをホームページに掲載し、利用促進を図った。なお、屋外施設の年間修繕件数は0件であった。	地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設整備を行い、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。
	地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。	都市計画G	指定管理者により4回/月、遊具等の日常点検を実施した。また、専門業者による春秋年2回の遊具定期点検を実施し不良箇所の把握に努め必要な修理を実施した。 開発により帰属された公園のうち、川合第1公園(10月)とみずほ台第6公園(3月)に関して開設告示を行った。	日常点検や遊具の定期点検において、指摘された不良遊具については、初期対応における使用禁止措置やその巡視などの対応はできているが、遊具の機能回復など予算措置が必要な対応については、今後、大規模改修も含めて対処方法を検討する必要がある。

亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書(令和3年度)

(教育委員会事務局 学校教育課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 3 年度
位置付け	「亀山市教育大綱」の理念のもと、「亀山市総合計画」「亀山市生涯学習計画」「亀山市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図り、学校教育の視点から施策の方針をまとめている。本ビジョンは教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけている。
目的・概要	本ビジョンでは、めざす子どもの姿「希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち」と、基本理念「『ふるさと亀山』を受け継ぎ 未来を拓く 教育の創造」を実現するため、3つの「子どもにつけたい力」を定め、5つの「基本目標」と19の「基本方針」を設定している。
計画の骨格	<体系> めざす子どもの姿 基本理念 つけたい力 基本目標 基本方針 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち 「ふるさと亀山」を受け継ぎ 未来を拓く 教育の創造 自然と歴史文化が息づくこの地域を愛し、人々とともに未来を拓く力 確かな学力、健やかな身体と心を基盤に、自らを高め、新しい時代を生き抜く力 安全・安心な教育環境の下で、個性を伸ばし夢を実現させる力 1 豊かな地域資源を活かした教育 2 学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上 3 確かな学力を基盤にした生きる力をはぐくむ教育 4 なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育 5 すべての子どもの未来を拓く教育環境の整備 (1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育 (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育 (1) 特色と信頼のある学校づくり (2) 学校力・教師力の向上 (3) 家庭との連携・協働 (4) 地域との連携・協働 (5) 関係機関の連携ネットワーク (1) 子どもの学ぶ力づくり (2) すべての子どもの可能性を広げる教育 (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育 (1) 豊かな心をはぐくむ教育 (2) 体力・健康づくり (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育 (4) グローバルな視野を育てる教育 (5) 自立し、協働する力を高める教育 (6) 今の自分をみつめ、将来を考える生き方教育 (1) 学校における教育環境の整備 (2) 安全や安心を守る体制づくり (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1					
2					
3	別紙参照				
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・コロナ禍ではあったが、できる限りの見学や体験学習等、地域教材や地域資源を活用した学習に取り組んだ。 ・地域との連携では、14校全てがコミュニティスクールの認定校となり、地域とともにある学校づくりを目指して取組をすすめた。 ・亀山市学力向上推進計画【第3版】に基づき、「読む力、読み取る力」「書く力」の育成や「めあて」「ふり返り」の徹底を図った。 ・豊かな心と身体をはぐくむ教育では、地域で学んだり、人と出会ったりする体験を通して人権尊重の精神や自らの生き方について考える機会を持った。 ・1人1台端末をはじめとしたICT機器の活用を進めた。 ・「亀山市学校教育ビジョン」を令和4年3月に改定した。
成果	・地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合が今年度初めて目標値を超えた。 ・家庭学習リーフレットの配付や各校の取組の交流等により、家庭で計画的に学習をしている子どもの割合が中学校で目標値を23ポイント超えた。 ・自分にはよいところがある、夢や目標を持っているという子どもの割合が、中学校において現状値に対し伸びが見られた。 ・教育環境整備においては、小中学校に整備された教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数が、小中学校ともに0.9台となり、目標を達成した。 ・子どもたちの規範意識が、小中学校ともに97%を超え、高い状況にある。
総合計画推進への寄与度	コミュニティスクール認定校(目標値:8校)は、全ての小中学校の14校となった。また、全ての小中学校において、1人1台端末が導入され、活用が始まった。

反省点・課題	小中学生共に、スマホやゲームの使用時間と平日の読書時間が目標値に達していない。また、将来の夢や目標を持っている子どもの割合が低い。小学生の自己肯定感が低い。
--------	--

今後の方向性	改定した「亀山市学校教育ビジョン」を周知するとともに、誰一人取り残すことなく、子どもの可能性を引き出すため、学校・地域・家庭の協働をすすめ、教育の推進を行う。亀山市学力向上推進計画【第3版】に基づき、全ての子どもが意欲的に学ぶことができる授業づくりを目指し、子どもたちの授業理解度を高める。
--------	---

別紙
■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 69.5% 中学生： 64.9%	小学生： 59.4% 中学生： 52.9% (平成30年度)	小学生： 75% 中学生： 70%
	<令和元年度より質問項目変更> 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会をよくするために何をするかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 44.9% 中学生： 43.3% (令和元年度)	小学生： 50.1% 中学生： 49.3%	小学生： 48.0% 中学生： 45.0%
2	学校における文化・芸術体験活動の実施状況 *児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞、体験する活動を、年間のべ2回以上実施した学校の割合 <令和2、3年度感染症拡大のため比較不可能>	%	小中学校 60%	小中学校 92.8% (令和元年度)	小中学校 75%
3	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の実施状況 *コミュニティ・スクール(学校運営協議会)指定校の数	校	3 校	14校	8 校
4	子どもの家庭学習の状況 *「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 54.6% 中学生： 44.3%	小学生： 66.4% 中学生： 73.3%	小学生： 65% 中学生： 50%
5	子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の使用状況 *1日当たりどれくらいの時間「テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか」「テレビゲームをしますか」「携帯電話やメール、インターネットをしますか」という質問に対して、2時間より少ないと回答した児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】【亀山市生活アンケート】	%	小学生： 66.7% 中学生： 58.4%	小学生： 35.5% 中学生： 27.7%	小学生： 70% 中学生： 62%
6	地域の行事に参加している子どもの割合 *「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 76.9% 中学生： 68.6%	小学生： 74.3% 中学生： 69.9%	小学生： 85% 中学生： 72%

7	学校での授業をよく理解している子どもの割合 *「学校の授業はよく理解できますか」等の質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【学校評価アンケート】	%	小学生：88.0% 中学生：83.0% (平成27年度)	小学生：90.0% 中学生：85.8%	小学生：92% 中学生：85%
8	子どもの学習意欲の状況 *「授業の中でわからないことがあったらどうしますか」という質問に対してそのままにしておかず、誰かに尋ねたり自分でしらべたりすると回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生：93.9% 中学生：89.3%	小学生：91.5% 中学生：89.2% (平成29年度)	小学校：95% 中学校：92%
	<平成30年度より質問項目変更> 子どもの学習意欲の状況 *児童・生徒は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む事が出来ていると回答をした学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】		小学校：81.8% 中学校：100% (平成30年度)	小学校：91.0% 中学校：100%	小学校：90% 中学校：100%
9	授業時間以外の子どもの読書状況 *「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」(教科書・参考書・漫画・雑誌を除く)との質問に、わずかな時間であっても読書すると回答した子どもの割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生：68.6% 中学生：54.0%	小学生：75.8% 中学生：58.7%	小学生：80% 中学生：65%
10	ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「コンピューター等の情報通信技術(パソコン(タブレット端末を含む)、電子黒板、実物投影機、プロジェクター、インターネットなどを指す)を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を行いましたか」という質問に対して「よく行った」と回答している学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】	%	小学校：36.4% 中学校：66.7%	小学校：81.8% 中学校：100% (平成29年度)	小学校：50% 中学校：70%
	<平成30年度より下記の内容に質問項目変更> ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「児童生徒に対する指導において、前年度に、児童がコンピューター等のICTを活用する学習活動を1クラス当たりどの程度行いましたか」週1回以上と回答している学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】		小学校：63.7% 中学校：100% (平成30年度)	小学校：100% 中学校：100%	小学校：80% 中学校：100%
11	子どもの園・学校生活への満足度の状況 *「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいると言っていますか」「学校生活は楽しいですか」などの質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者や、児童生徒の割合(%) 【学校評価アンケート】	%	幼稚園：— 小中学校：91% (平成27年度)	幼稚園：95.6% 小中学校：92.8%	幼稚園：95% 小中学校：92%

12	自分には良いところがあると思う子どもの割合 *「自分には、よいところがある」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 74.9% 中学生: 61.5%	小学生: 74.3% 中学生: 80.5%	小学生: 80% 中学生: 72%
13	将来の夢や目標を持っている子どもの割合 *「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 81.9% 中学生: 66.4%	小学生: 75.0% 中学生: 71.0%	小学生: 85% 中学生: 70%
14	子どもたちの規範意識の状況 *「学校のきまり(規則)を守っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 91.6% 中学生: 94.8%	小学生: 97.3% 中学生: 97.8%	小学生: 93% 中学生: 96%
15	子どもの日常的な運動習慣を確立する取組の実施状況 *体育の授業以外で、児童生徒全員を対象にした運動習慣を確立する取組(学級遊び、なわとび、マラソンなど)を実施している幼稚園・小学校の割合(%)	%	幼稚園: 100% 小学校: 54.5%	幼稚園: 100% 小学校: 100%	幼稚園: 100% 小学校: 100%
16	小中学校におけるタブレット端末を含む教育用コンピュータの整備状況 *小中学校に整備された教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人)	%	小学校: 6.5人 中学校: 8.4人	小学校: 0.9人に1台 中学校: 0.9人に1台	小学校: 2人 中学校: 3人
17	小中学校普通教室におけるエアコンの整備状況 *市内小中学校の普通教室の中で、空調機(エアコン)が整備されている教室数の割合(%)	%	小学校: 36.2% 中学校: 50.0%	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 100% 中学校: 100%
18	放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習サポートの実施状況 *放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習を、年間20回以上実施した学校の割合(%)	%	小学校: ——% 中学校: ——%	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 100% 中学校: 100%

19	学校教育へのボランティア等の活用状況 *「ボランティア等による授業サポート(補助)を行いましたか」という質問に対して肯定的な回答をした学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙調査】 <令和2、3年度感染症拡大のため比較不可能>	%	小学校: 54.6% 中学校: 33.3%	小学校: 100% 中学校: 66.6% (令和元年度)	小学校: 70% 中学校: 70%
----	--	---	--	---	--------------------------------------

第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(健康福祉部 子ども未来課)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ～ R 6 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的・概要	子ども・子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	【基本理念】 「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」 基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化 (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士・教職員への支援体制の強化 (3) 多様な保育サービスの提供 ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②きめ細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実 基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援 (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流促進 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実 基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 ①児童虐待防止の取り組み ②子どもの人権を守る意識の醸成 ③外国人家庭の子育て支援 (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②就学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり (3) 自立した生活基盤づくりへの支援 ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進 基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援 (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1					
2	別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況のとおり				
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	未就学児の保育の提供については、認定こども園整備事業が地域協議で出された課題の解消が難しく、十分な進捗を図れない中、既存の受け皿と待機児童館を活用し、保育の必要な児童への適切な保育の提供等に努めた。待機児童の解消に向けては、亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づき、短期的な効果を期待できる事業として、和田保育園保育室増設事業を進めた。また、放課後児童クラブについては、既存の放課後児童クラブの運営支援等を行いつつ、民設の放課後児童クラブ2支援単位の新設への支援を行った。 配慮を必要とする児童への支援の取組については、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」に保健師1名が認定され、発達支援に関する専門性の向上を図ると共に、医療機関との連携協定プログラムを構築し、発達支援の充実に努めた。 子どもの貧困について、経済的な困窮だけでなく、文化的な貧困にかかる課題を支援につなげる複合課題相談支援「つながるシート」を導入し、世帯全体をトータル的に支援する相談支援包括化推進会議を新たに設置した。
成果	待機児童の解消については、策定した方針に沿って短期的な効果を期待できる事業を進めることで、施設整備の着手につなげることができた。放課後児童クラブについては、令和4年度に向けて必要な支援単位の新設により、利用ニーズの増加にも対応することができた。 また、子育て世帯における多様な福祉課題を福祉に集約する体制を整えたことにより、教育と福祉の連携強化を図った。
総合計画推進への寄与度	仕事と子育ての両立に向けて、未就学児の保育の提供体制の確保、小学生の放課後児童クラブや長期休暇子どもの居場所事業により、保護者が安心して働ける、幼児教育、保育の環境整備を図ることができた。

反省点・課題	低年齢児の保育需要に対するスピード感のある施設再編への取組が必要となっているが、ニーズについても随時注視が必要である。
--------	--

今後の方向性	令和2年度に策定した方針を基本として、今後の保育ニーズを精査しながら施設再編を進める。また、新たな支援体制の下、課題を抱える子育て世帯への支援の強化を図る。
--------	---

別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目		単位等	令和3年度実績
教育保育事業※		1号認定提供数(人)	398(市内) 31(広域)
		2号認定提供数(人)	896(市内) 27(広域)
		3号認定提供数(人)	365(市内) 29(広域)
地域子育て支援拠点事業		実施箇所数(箇所)	5
		平均利用児童数(人/月)	1,698
妊婦健康診査		延べ提供人数(人)	4,451
産婦健康診査		延べ提供人数(人)	670
乳児家庭全戸訪問事業		提供数(件)	366
養育支援訪問事業 その他要支援児童、 要保護児童の支援に資する事業		延べ提供数(件)	37
子育て短期支援事業		委託施設数(箇所)	8
		延べ利用児童数(人)	1
子育て援助活動支援事業		延べ利用数(人)	1,845
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	12,068
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	1,044
延長保育事業		実施箇所数(箇所)	6
		延べ利用児童数(人)	1,034
病児・病後児保育事業		実施箇所数(箇所)	0
		利用児童数(人)	0
放課後児童健全育成事業		実施支援の単位数(箇所)	23
		利用児童数(人)	740

※子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む。

第3次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 3 年度		
位置付け	本計画は男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置付けている。第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は基本施策「共生社会の推進」と深く関わっている。		
目的・概要	地域社会の様々な分野において、男女が共に助け合い認め合いながら、対等なパートナーとして自らの意思で活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現が求められている。本計画は男女共同参画社会の実現に向け市と市民等が協働して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むものである。		
計画の骨格	キャッチフレーズ 共につくろう 男女が生き生き輝くまち かめやま		
	基本目標	基本施策	施策の方向性
	社会の男女共同参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実
		2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進
		3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備
	女性のあらゆる分野における活躍	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大
		5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み
		6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備
		7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備
	安全・安心な暮らしの実現	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進
		9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画
		10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立		(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築	

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	市民活動団体との連携により、男女共同参画情報誌を発行し、市内全域へ配布した。また、男女共同参画週間(6/23～6/30)をはじめ、男女共同参画啓発記事を市広報及び市ホームページへ掲載し、啓発を行った。期間中には、市民協働センターのロビーにて啓発パネル展示を行い、市役所本庁、関支所、加太出張所、あいあいへ啓発のぼり旗を設置するなどの啓発を行った。 「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間(11/13～11/28)」に市内の社会教育施設等の無料開放や亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞表彰式・講演会を行った。
成果	新型コロナウイルス感染症拡大防止により啓発の機会は限られたものの、市民活動団体との連携により発行した男女共同参画情報誌や市広報などによる啓発により男女共同参画意識の醸成を図ることができた。「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設け、働きやすい職場環境づくりに取り組む市内事業者5社を表彰し市広報等で広く周知することで、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を支援できた。また、社会教育施設等の無料開放などを実施することで、働くすべての人が「仕事」と「仕事以外の生活」を充実できるように家庭や職場の現状を見つめ直す機会を提供できた。
総合計画推進への寄与度	市民の人権尊重の意識を育むため、市民活動団体等と連携し、イベント等あらゆる機会を通じて人権啓発に取り組んだ。また、男女共同参画の意識高揚を図るため、様々な啓発活動や情報提供などにより、すべての人が、それぞれの能力を発揮できる環境づくりの推進に努めた。働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を表彰し、広く周知することでワーク・ライフ・バランスを推進した。

反省点・課題	人権尊重の意識や男女共同参画意識の高揚を図るため、継続して、あらゆる機会を通じて啓発活動を図っていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に働き方が多様化してきたことから、働き方改革の促進により、働きやすい環境づくりを目指す取組を含め、ワークライフバランスに対する機運の醸成を図っていく必要がある。
--------	--

今後の方向性	人権尊重の意識醸成や性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、研修会や講座等あらゆる機会と広報等様々な手段を活用し啓発していく。 また、今後、企業に向けた働き方改革及び市民に向けた男女共同参画意識の醸成等について、関連する部署と連携して推進していく。
--------	---

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	49.7	—	100
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	53.0	—	60
3	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	36.2	—	増加
4	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	36.1	33.5	40
5	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	26.9	—	35
6	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社	—	5	6
7	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:71.5 パタハラ:23.9	—	マタハラ:80 パタハラ:30
8	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	2.6	5.2	増加
9	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	11.1	27.7	増加
10	本市における女性管理職の割合 (うち一般行政職における女性管理職の割合)	%	23.2 (12.5)	33.0 (18.5)	増加
11	市男性職員の育児休業取得率	%	7.3(H22年度からの6年間)	27.3	20
12	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	8.6	12.8	10
13	放課後児童健全育成事業の設置施設数	箇所	16	18	18
14	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.5	14.0	増加
15	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	0	増加
16	DV防止法認知度	%	50.8	—	60
17	健康診断受診率	%	男性:85.9 女性:73.8	—	男性:86.5 女性:76.0
18	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:12.3 乳がん:21.8	子宮がん:13.3 乳がん:21.1	増加
19	運動習慣のある者の割合	%	男性:47.2 女性:39.2	男性:60.6 女性:49.0	増加
20	子育て短期支援事業の設置個所数	箇所	未設置	市内受付 窓口設置	1
21	女性消防団員数	人	17	16	増加

亀山市公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(総務財政部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 58 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、②公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5か年の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組む。 この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	将来費用の削減(60年間で25%)	億円	1823.1		1362.0
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	計画策定から5年が経過する中、国からの要請に基づき、これまでの取組実績やユニバーサルデザインの推進に関する項目の追記のほか、今後想定する施設整備に係る財源確保への対応として、当該事業を計画に位置付けるため、計画の見直しについて検討を行った。また、公共施設や道路照明のLED化を推進するため、事業化に向けて経費や効果等の具体的な検討を行った。
成果	関係部署との協議のうえ計画の見直し案を策定し、令和4年の計画見直しにつなげることができた。また、施設照明のLED化により、コスト削減等が図ることができ、ライフサイクルコストの低減や効率的な施設活用につながる。
総合計画 推進への 寄与度	本計画及び公共建築物個別施設計画の推進により、効率的・効果的な施設の維持・管理が可能となることから、持続可能な財政運営の確保と総合計画の推進につながる。



反省点・課題	施設の活用や統合、複合化に当たっては、計画で定めた個別施設の方向性をベースとして、関係部局において具体的な検討を行う必要がある。
--------	--



今後の方向性	施設の再編等については、公共建築物個別施設計画の方針をベースとして、老朽化が進む教育施設や地区コミュニティセンターの整備をはじめ、新図書館の開館や新庁舎整備に伴う跡地利用等について、庁内横断的な調整を図りながら具体的な検討を行う。
--------	---

亀山市ICT利活用計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(政策部 DX・行革推進室)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 3 年度
位置付け	本計画は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第11条に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施するための個別計画として位置づけており、市の総合計画及び関係する分野別計画との整合を図るものとしています。
目的・概要	これまでの計画の成果や課題を踏まえながら、「第2次亀山市総合計画」の実現をICTの面から下支えするとともに、急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対し、市のICT利活用に新たな視点で取り組むため、「亀山市ICT利活用計画」を策定し、市のICTの効果的かつ効率的な利活用を進めます。
計画の骨格	基本理念 ● 新たな視点で“つなげる”ICTの利活用 この基本理念は、ICTをまちづくりの有効な手段と認識し、これまでにない新たな視点で利活用することで、人と人、人と組織、組織と組織、人と組織と情報など、様々な資源のつながり(ネットワーク)を生み出し、連携・協働による「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるためのものです。 ビジョン① 誰もが実感できる行政サービスの実現 - マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供 - 子育てワンストップサービスの推進 - 多様な媒体を介した情報発信の充実 - 多様な公金収納環境の整備 - 地域医療連携システムの整備 ビジョン② 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築 - 行政情報オープンデータ化の推進 - 市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築 - シティプロモーション戦略の推進 - 総合的な防災情報伝達システムの構築 ビジョン③ スリムで持続可能な行政運営への変革 - 行政情報システムの安定稼働と業務改革 「行政情報システム最適化指針」の適用 - 学校教育におけるICT利活用の推進 - 庁内ペーパーレス化の推進

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	【令和3年度に実施した主な取組】 ・マイナンバーカードを活用した一部手続のオンライン化の拡充 ・オープンデータを掲載した市ホームページ「亀山市オープンデータサイト」の拡充 ・地域まちづくり協議会における情報交流の新たな仕組の構築 ・福祉医療費助成制度におけるマイナンバー制度による情報連携の実施 ・農業集落排水事業の企業会計化に対応したシステム改修 ・RPA導入による業務工程の一部自動化 ・無線LAN会議室の拡充、タブレット端末及び電子会議システムの導入
成果	児童手当関係の手続きにおいて、マイナンバーカードを活用したオンライン手続を拡充し、市民の利便性向上を図ることができた。 また、行政情報オープンデータについて、国が推奨しているデータを中心にオープンデータを拡充することができた。 さらに、地域まちづくり協議会において情報共有システムを導入し、スムーズな情報共有を図ることができた。 加えて、福祉医療費助成制度において、マイナンバー制度による情報連携を開始したことにより、市民サービスの向上につなげることができた。 また、RPA導入業務の拡充により、定型的作業の効率化を図ることができた。 さらに、タブレット端末及び電子会議システムの導入のほか、無線LAN会議室を拡充し、庁内会議、議会等で活用することにより、ペーパーレス化を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	6. 行政経営 (2)財産・情報の適正な管理・活用 ①行政情報の適切な管理 マイナンバーカードを活用した一部手続のオンライン化により、市民の利便性の向上を図ることができた。 また、大きなシステム障害もなく、安定してシステムを稼働させることができ、行政情報の適正な管理につなげることができた。

反省点・課題	平成29年度から令和3年度を計画期間とした、本計画の実施計画に掲げた事業の多くは、概ね予定どおり進捗したが、デジタル技術の進展や社会情勢の劇的な変化に伴い、新たな価値観で取り組む必要がある。
--------	--

今後の方向性	社会情勢の劇的な変化に対応し、国等の動向やデジタル化に伴う課題を踏まえつつ、急速に進展するデジタル技術を積極的に活用し、スマート自治体への転換を図り、一人ひとりのニーズに合った「利用者中心の行政サービス」につなげるため、新たな計画を策定し、行政のDXを推進する必要がある。
--------	---

亀山市ICT利活用計画取組実績一覧

① 誰もが実感できる行政サービスの実現

スケジュール項目
 △：調査、検討
 ○：一部実施、推進
 ◎：実施、完了
 →：継続

達成度項目
 ◎：達成
 ○：概ね達成
 △：一部達成
 ×：未実施

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
① (1)-1	マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供	コンビニ交付事業	マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供をすることで、市民サービスの向上と事務の効率化を図る。	マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアのコピー機で住民票や印鑑証明書等を交付するサービスを行うことができるよう、コンビニ交付事業の導入を検討する。	△ 導入の可否及び手法等について検討	→ 導入の可否及び手法等について決定	○ 検討結果に基づき実施	→ 継続	→ 継続	コンビニ交付事業開始より維持管理を行うとともに利便性を周知しマイナンバーカードの普及促進を行った。	全国のコンビニで土日祝日に関係なく早朝から深夜まで証明書の交付が可能となり、各種証明書等の年間発行数に対するコンビニでの証明書発行数の割合が増加し市民の利便性の向上が図れた。サービスの利用拡大に更なるマイナンバーカードの普及を促進する。	市民の利便性の向上と事務の効率化が図れた。 年間発行部数 令和2年度2,530部 令和3年度5,855部	◎	市民文化部	市民課	戸籍住民G
① (2)-1	子育てワンストップサービスの推進	子育てワンストップサービス推進事業	妊娠、出産、育児等に係る子育ての負担軽減を図るため、子育て関連手続きにおいて、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続きを行うことができるよう推進する。	コンビニ交付の仕組みを活用して、マイナポータルを通じて利用できる子育てワンストップサービスを導入し、児童手当・保育・母子保健・ひとり親支援関係の電子申請やお知らせ等に係るオンラインサービスを段階的に提供する。	○ 検討一部実施（お知らせ機能）	→ 検討	→ 検討	◎ 導入（一部電子申請）	→ 導入（一部電子申請）	マイナポータルを通じて利用できる子育てワンストップサービス（びったりサービス）について、児童手当の現況届のオンライン手続の運用を継続するとともに、他の児童手当関係のオンライン手続を拡充した。	児童手当関係の手続きにおいて、マイナンバーカードを活用したオンライン手続が可能な環境を提供できた。今後は、子育てワンストップサービス（びったりサービス）で取り扱いが可能なオンライン手続を、国が指定するものを中心に拡充する必要がある。	児童手当関係の手続きにおいて、マイナンバーカードを活用したオンライン手続が可能な環境を提供でき、利用者の負担軽減を図ることができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
① (3)-1 【再掲掲】	多様な媒体を介した情報発信の充実	行政情報提供事業	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、市の各種施策・制度やイベントなど、地域に密着した情報を提供することにより、市民のまちへの愛着を高める。また、本市の魅力を動画で市内外へ発信し、本市の知名度とまちのイメージ向上につなげる。	ケーブルテレビを活用した行政情報番組を制作・提供する。	→ 継続	△ 文字情報システム更新検討	△ 文字情報システム更新検討	◎ 文字情報システム更新	→ 運用	新型コロナ関連のお知らせや新規制度の紹介など、年間52週分の番組を制作・放送した。年間を通じて、広報サポーターや学生（小・中・高）アナウンサー、市民活動団体を起用した番組づくりを行った。国史跡に指定された鈴鹿関と地域住民の繋がりがや亀山7座トレイルと登山者の様子など地域資源と関わる人に焦点を当てた番組を制作した。	新型コロナ関連の番組などを随時制作し、市民が必要な情報を取得できる環境を整えた。また、市民等の参画を得て番組制作を行い、市民に親しまれる番組づくりに繋がった。今後も、適時の確かな番組編成と市民に親しまれる番組づくりが必要である。	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、事業や取組など、市民に必要な情報を毎週提供することができた。また、市民参画による番組制作や地域資源とそれに関わる人に焦点を当てた番組制作を行い、市民のまちへの愛着につなげることができた。そのほか、動画をHPに掲載することにより市外への情報発信も行うことができた。	◎	政策部	広報秘書課	広報G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
① (3)-2 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	ホームページ情報発信事業	市の施策や魅力をどこでも必要な時に取得できるよう、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信する。また、フェイスブックなどのツールを利用し、より身近で取得しやすい環境を整えるとともに、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図る。	ホームページによる情報発信をCMSを活用して行う。また、現行システムの賃借契約満了に伴い、システムを更新する。	継続	継続	システム更新検討	システム更新	運用	ホームページの更新を2,026回、フェイスブックへの記事掲載を104回行い、タイムリーな情報発信に努めるほか、サーバーの賃借やシステムの保守を行った。	令和2年度のホームページリニューアル以降、ニーズの高い情報をタイムリーに発信したことにより、計画値（63万件）の約1.75倍となる1,102,482件の閲覧数を得ることができた。引き続き、ニーズの高い情報をタイムリーに提供する必要はある。また、魅力的な情報の発信やウェブアクセシビリティの向上のため、ホームページに関する職員研修を実施する必要がある。	市の事業や取組、魅力などの情報をどこでも取得できるよう、CMSを活用して、ホームページにより適時的確に情報発信を行った。	◎	政策部	広報秘書課	広報G
① (3)-3 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	メール配信システム事業	安心で、安全なまちづくりに向け、防災、防犯、災害及び市からのイベント開催等のお知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを登録した市民の方にメール配信する。また、非常時における職員の参集メールや、幼稚園、保育園、小・中学校において登録者を限定したメール配信を行う。（安心めーる、幼・保・学校メール、職員参集メール）	継続	継続	継続	継続	継続	緊急情報、防犯情報、イベント情報など69件のメール配信を行った。なお、令和3年度末の登録者数は、4,857人である。また、市内の小・中学校、幼稚園、保育園等が利活用している学校等連絡メールの登録者数は8,884人であり、年間3,368件の連絡メールを配信した。	安心めーると学校等連絡メールの登録者数及び合計配信数は増加傾向であり、市や学校等からの情報発信ツールとして機能している。	メール配信システムは、市や学校等からの情報発信や非常時における職員参集のツールとして、必要不可欠であり、十分に機能している。	◎	政策部	DX・行革推進室	
① (3)-4	多様な媒体を介した情報発信の充実	公共施設予約システム運用管理事業	運動施設など市の公共施設の利用環境を改善し、市民の利便性の向上と施設の利用促進を図るため、公共施設予約システム運用管理事業を行う。	予約システムを運用することで、保守メンテナンス時を除き、いつでもオンラインで予約をすることができる。また、各施設へ問い合わせることなく、空き状況を確認できるなど、利便性の向上を図る。	継続	継続	継続検討	検討	完了	オンラインでの予約や空き状況の確認ができる公共施設施設予約システムの維持管理を行った。	オンラインで予約するものの本予約を行わない利用者もあり、施設の有効活用を阻害するケースがある。また、施設利用者のうち、オンライン予約は1割程度と低く推移しており、システム自体の活用方法について検討する必要がある。運動施設だけでなく、他の公共施設においても導入できないか検討する必要がある。	オンラインでの予約や空き状況の確認ができる公共施設施設予約システムを運用し、施設利用者の利便性の向上が図れている。	◎	健康福祉部	健康政策課	スポーツ推進G
① (3)-5 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	亀山市史（ウェブ版）の普及拡大事業	亀山市史のセキュリティの考え方やシステムが影響し、強いセキュリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの考え方やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	令和3年に、亀山市史はウェブ配信されて10年になる。インターネット環境が進む中、内部では市内のパソコンで亀山市史が利用できず、外部でも、一般や、他自治体、教育委員会、大学、研究機関なども利用できないところがある。亀山市史編さん推進委員会で設定されたセキュリティの考え方やシステムそのものを見直し、現在レベルで利用できるようにする。	継続	亀山市歴史博物館専門委員会を方向性を検討	個人所蔵者、執筆者への新しいセキュリティに対する承をとる	継続設計	業務委託によるページの再編集と配信	ウェブページ改修を業務委託するための仕様策定及び設計のため現在のウェブページの詳細を調査するための業務委託が必要と判明し、そのための予算を令和4年度に計上した。	令和4年度の業務委託によりウェブページ改修のための仕様策定及び設計を行っていくが、サーバーについても今まで通り物理サーバーを置くのか仮想サーバーをクラウド上に置くのか利便性やセキュリティの面から考える必要がある。	館専門委員会において、亀山市史の内、近世・近代・現代史料データベース、亀山市歴史博物館の所蔵・収蔵史料データベース目次について、ほとんどの史料画像がダウンロードもできるようにするという方向性が出ており、そのように進めていく。	○	市民文化部	歴史博物館	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
① (3)-6 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	多言語情報メール配信事業	日本語での情報が伝達されない外国人に対し、生活の安全安心を確保するための基本である災害情報や緊急情報を提供する。	現在、英語及びポルトガル語、やさしい日本語で月に1度、外国語版広報を携帯電話へ情報発信している。このしくみを活用し、災害情報、防犯情報、イベント情報などを発信していく。	△ 手法の検討、関係室との協議、内容の作成	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	英語とポルトガル語の外国語版広報とやさしい日本語版の広報を、月に一度登録のメールアドレスに情報発信した。	外国語版広報の情報をメールで配信したが、情報収集の方法がSNS等に替わってきている現状から、情報量を精査し、より伝わりやすい内容に変更した。また、通訳（英語・ポルトガル語）は非常勤職員であるため、緊急時の災害情報や防犯情報をどこの部署が担当していくのかについては、防災担当部署がシステム構築に向けて検討を始めた。	英語、ポルトガル語及びやさしい日本語で月1度外国語版広報を作成し、内容を精査したうえでメール配信をして情報伝達を行った。緊急時の災害情報や防犯情報の発信については、防災担当部署がシステム構築に向けて検討を始めた。	◎	市民文化部	まちづくり協働課	市民協働G
① (3)-7 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	ごみ分別ハンドブック公開事業	市民がごみの分別を迷わないよう収集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎ システム導入	→ 公開	→ 公開	→ 公開	→ 公開	ごみサクに、市民から問い合わせがあったものの未掲載だった品目を追加し更新した。	ごみサクに掲載する品目を追加することで、内容を充実することができた。チラシやごみカレンダーにごみサクの二次元コードを掲載し市民へ周知を図っているが、認知度は低い。	ごみサクの公開と、その後は随時内容の更新を図っており、事業は達成することが出来た。	◎	産業環境部	環境課	廃棄物対策G
① (3)-8 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	道路台帳整備事業	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	市のホームページで道路台帳の情報を迅速に提供した。	情報の迅速な提供を行うことができ、市民の利便性の向上を図ることができたが、現在も電話や来庁による確認が多い。	デジタル化された道路台帳の更新を継続的に実施し、市のホームページで道路台帳の情報を提供した。	○	建設部	建設管理課	管理G
① (3)-9 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	都市計画関連情報整備事業	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	都市計画情報に変更等が生じた場合、随時、ホームページの更新を行い、情報提供を行った。	都市計画情報を迅速にホームページで更新することで、市民の利便性向上を図ることが出来た。	都市計画情報を迅速にホームページで更新することで、市民の利便性向上を図ることが出来、行政サービスの向上に繋がっている。	◎	建設部	都市整備課	都市計画G
① (3)-10 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	公開型GIS機能拡充事業	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり必要な機能を拡充する。	◎ 実施	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	都市計画参考図の閲覧及び印刷が出来るよう、公開型GISにおいて最新の都市計画情報を公開した。	公開型GISにおいて都市計画参考図の閲覧及び印刷が可能となったことで、窓口来庁者数、問い合わせ件数が減少した。	公開型GISにおいて都市計画参考図の閲覧及び印刷が可能となったことで、市民の利便性向上を図ることが出来、行政サービスの向上に繋がっている。	◎	建設部	都市整備課	都市計画G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
① (3)-11	多様な媒体を介した情報発信の充実	図書館情報システム更新事業	図書館が所蔵する図書のデータや利用者の個人情報等を図書館情報システム内に所蔵し、利用者に安定した図書館サービスを提供する。	住民サービスの観点から継続的に安定した図書館サービスを実施していくため、現行システムの更改を実施する。	△ 関係機関との調整、基本計画との整合調整	△ 関係機関との調整、基本計画との整合調整	◎ 委託契約事務の完了・運用	→ 継続	→ 継続	令和元年度に、新図書館での拡張利用が可能な図書館情報システムの更新を行い、令和2年度及び3年度は継続して安定した運用を行った。	クラウド化による業務継続が可能な仕組みを確保している。インターネットから利用できるサービス(検索・予約・延長など)について、更なる周知を図る必要がある。	令和元年度のシステム更改以降、安定した運用が行えている。令和3年度においては、現行システムを安定して継続運用した。	◎	教育委員会事務局	図書館	
① (3)-12 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	議会映像等インターネット配信事業	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及び議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットにより配信することで、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めてもらうことを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットで録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応）また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」について、インターネットにより録画配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応）	議会中継や議会報告番組をインターネット配信することにより、映像をリアルタイムに、また、いつでもどこでも見ることができ、市民の利便性向上と議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）20,779件 ・議員別配信（録画）35,394件 ・議会報告番組（録画）2,533件	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及び議会報告番組をインターネットにより配信することで、積極的な情報公開に努め、議会に対する市民の関心を高めることができた。今後も「議会の見える化」をさらに推進する。	◎	議会事務局	議事調査課	議事調査G
① (4)-1	多様な公金収納環境の整備	市税クレジット収納事業	納税環境の充実のため、これまでのコンビニ納付に加えて、外出しなくてもパソコン等を使って、24時間いつでも納付できる仕組みを構築する。	クレジットカード利用者が、インターネットにアクセスできるパソコンやスマートフォンから、24時間どこからでも市税を納付できるサービスを実施する。	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	令和4年3月末現在において、令和3年度の収納額は、2,383万円である。納付額は、年々増加しており、納税環境の拡大が図れているといえる。 （前年度2,031万円）	自宅で24時間納付可能なため、納税環境の拡大と納税者の利便性の向上に繋がっている。	今後進んでいくと思われるキャッシュレス社会に対応し納税者が納付方法を選択できる環境を維持するために、事業を継続する。	◎	総務財政部	税務課	収納対策G
① (4)-2	多様な公金収納環境の整備	地方税共通納税システム導入事業	地方税の納付について、納税者の納付負担の軽減を図る。また、納付情報をデータファイルで取り込み、事務の負担を軽減する。	地方税の納付について、全ての地方団体が電子的に納付できるシステムを導入することにより、納税者の利便性の向上と収納事務における負担とリスクの軽減を図る。総合住民情報システムとの連携が必要なため、システム改修を行う。	△ 導入計画の策定・予算要求	△ システム改修・運用テスト	◎ 平成31年10月運用	→ 継続	→ 継続	令和5年度の税目拡大（固定資産税、都市計画税、軽自動車税）に伴う令和4年度のシステム改修に向けた予算要求の実施	令和5年度の税目拡大（固定資産税、都市計画税、軽自動車税）に伴う令和4年度のシステム改修に向けた予算を確保できた。	地方税の納付について、現在は、個人住民税の特徴分と法人住民税が共通納税システムの対象税目となっている。	◎	総務財政部	税務課	収納対策G
① (4)-3	多様な公金収納環境の整備	水道料金クレジット収納導入事業	水道使用者が、外出せずにパソコン等を使用して、24時間いつでも水道料金の納付手続きができる仕組みを構築する。	指定代理納付者の公金収納サイトにおいて、水道使用者がクレジットカードを登録することにより、指定代理納付者が水道料金を立替払いする。導入作業として、公金収納サイトの構築及び水道料金システムの改修を行う。また、その後の運用として、水道料金請求及び収納処理、公金収納サイト及び水道料金システムの保守を行う。	○ 指定代理納付者との契約、公金収納サイト構築、水道料金システム改修	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	水道使用者が、パソコン等を使用して、24時間いつでも水道料金の納付手続きができるよう、クレジット収納のシステムを保守運用し、水道料金請求及び収納処理を行い、利用の案内に努めた。	令和4年3月分のクレジット収納件数は1,034件で全体の4.9%（前年比1.0ポイント増）となった。登録方法等の問合せについて、1日に数回受ける場合がある。参考までに、口座振替は75.7%（前年比4.2ポイント減）、納付書払は19.4%（前年比3.2ポイント増）で、スマートフォンアプリによる収納利用件数は、234件（前年比137件増）である。	システムは安定稼働している。全体件数に占める割合はまだまだ少ないが、給水の申込時には、利用の案内に努め、利用件数も年々伸びている。	◎	上下水道部	上水道課	上水道管理G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
① (5)-1	地域医療連携システムの整備	地域医療連携システム導入事業	医療及び介護情報を統合し、県内の複数の医療機関、介護施設と患者の情報を共有できる地域医療連携システムの導入を行い、地域医療提供体制の整備を図る。	患者の同意に基づいて公開した診療情報を病院やクリニック等に提供することにより、国の方針である、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築やスムーズな転院、在宅医療の推進を図る。また、緊密な連携により、重複検査や処方への削減により、患者の医療費及び精神的な負担軽減を図る。また、平成28年4月の診療報酬改定で新設された、検査・画像情報提供加算を算定し、収益の向上を図る。	○	◎	→	→	→	医療・介護関係者へのあらゆる機会を通じて、普及啓発やバイタルリンク機能を追加し、利便性を高める等、システムの利用促進に向けて取り組んだ。	多職種連携システム利用数が増加し、医療介護の連携強化に繋がった。多職種連携においてコロナ禍でのCT活用は重要でより一層の活用に向けて取り組んで行く必要がある。あんしんネットワークについては広がりがなく、利用促進に向けて運用方法など見直す必要がある。	システムの導入で、情報共有において医療・介護の多職種連携が強化され、在宅療養者のスムーズな支援体制の充実に寄与することができた。	○	地域医療部	地域医療課	地域連携G
① (5)-2	地域医療連携システムの整備	ICT技術導入検討事業	医療機関へ正確かつ迅速な情報提供を行い、医療機関収容所要時間を短縮するため、ICT技術の導入を検討する。	高齢化の進展等に伴い、年々増加する救急事案に的確に対応するためには、救急隊と医療機関との確実な情報共有が必要である。現在は救急隊が医療機関へ電話連絡し、傷病者の状態を伝えているが、タブレット端末等を活用し、映像で医療機関への情報提供を行えるICT技術の導入を検討し、早期搬送を目指す。	△	△	△	△	○	医療・介護多職種連携情報共有システム（以下「バイタルリンク」という。）の活用に関する関係部署との協議	関係部署と協議を行い、バイタルリンクのメリット・デメリットを抽出しながら検討を進めることができたが、早期搬送のツールとしての実効性が低いことから、当該システムの活用には至らなかった。	様々な情報関連ツールを検討するとともに、医療センターが導入しているバイタルリンクに着目し、関係部署との協議を行った。	◎	消防本部	消防総務課	消防救急G

② 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築

スケジュール項目

△：調査、検討
○：一部実施、推進
◎：実施、完了
→：継続

達成度項目

◎：達成
○：概ね達成
△：一部達成
×：未実施

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
② (1)-1	行政情報オープンデータ化の推進	行政情報オープンデータ推進事業	市民や地域、事業者が、新たな事業創造や課題解決ができるよう、活用可能な行政情報のオープンデータ化を推進する。	本市が保有するデータを、市民や地域、事業者などが利用しやすいように機械判読に適した形で二次利用可能なルールの下、インターネットで公開する。	△ 検討ワーキング (アイデアソン)の開催	○ 関係機関との調整一部試行運用	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	オープンデータの充実を図るため、新規に住居番号と土地の地番の対照表、人口、教育等にかかる情報を追加するとともに、従来から公開しているデータを最新のものに更新した。	各課から情報収集を行い、公開データの拡充及び更新を実施したことにより、カテゴリ別に72件のオープンデータを公開している。	本市が保有するデータを、機械判読に適した形で二次利用可能なルールの下、インターネットで公開した。	◎	政策部	DX・行革推進室	
② (1)-2	行政情報オープンデータ化の推進	ごみ分別ハンドブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう収集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパーレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎ システム導入	→ 公開	→ 公開	→ 公開	→ 公開	ごみサクに、市民から問い合わせがあったものの未掲載だった品目を追加し更新した。	ごみサクに掲載する品目を追加することで、内容を充実することができた。チラシやごみカレンダーにごみサクの二次元コードを掲載し市民へ周知を図っているが、認知度は低い。	ごみサクの公開と、その後は随時内容の更新を図っており、事業は達成することが出来た。	◎	産業環境部	環境課	廃棄物対策G
② (1)-3	行政情報オープンデータ化の推進	農地情報公開システム【フェーズ1システム(全国農地ナビ)、フェーズ2システム】	農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般に公開する。これにより、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図る。	全国各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開する。全国一元的なクラウドシステムとして、一般社団法人全国農業会議所が整備し、クラウドシステムに移行することで、利便性の向上、運用管理コストの低減、情報消失等への防災対策の確立を図る。なお、インターネット公表部分【全国農地ナビ(農地情報公開システム・フェーズ1)】を先行開発し平成27年4月より農地情報(地図等)の公開を開始している。	◎ 実施	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	平成30年度に移行作業を実施したクラウドシステム(農地情報公開システム・フェーズ2)の維持管理を行った。農地情報公開システムへの再アップロードを実施した。	システムの維持管理を適切に行えた。	農地情報公開システムによって、農地台帳の一部を公表することにより、目的の達成が図られた。	◎	産業環境部	農林振興課	農林政策G(農業委員会事務局)
② (1)-4	行政情報オープンデータ化の推進	道路台帳整備事業【再掲】	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	市のホームページで道路台帳の情報を迅速に提供した。	情報の迅速な提供を行うことができ、市民の利便性の向上を図ることができたが、現在も電話や来庁による確認が多い。	デジタル化された道路台帳の更新を継続的に実施し、市のホームページで道路台帳の情報を提供した。	○	建設部	建設管理課	管理G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
② (1)-5	行政情報オープンデータ化の推進	都市計画関連情報整備事業【再掲】	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	都市計画情報に変更等が生じた場合、随時、ホームページの更新を行い、情報提供を行った。	都市計画情報を迅速にホームページで更新すること、市民の利便性向上を図ることが出来た。	都市計画情報を迅速にホームページで更新すること、市民の利便性向上を図ることが出来る。行政サービスの向上に繋がっている。	◎	建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-6	行政情報オープンデータ化の推進	公開型GIS機能拡充事業【再掲】	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり必要な機能を拡充する。	◎ 実施	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	都市計画参考図の閲覧及び印刷が出来るよう、公開型GISにおいて最新の都市計画情報を公開した。	公開型GISにおいて都市計画参考図の閲覧及び印刷が可能となったことで、問い合わせ件数が減少した。今後は現在の公開型GISシステムの機能を有効活用し、公開情報の増加を図っていく。	公開型GISにおいて都市計画参考図の閲覧及び印刷が可能となったことで、市民の利便性向上を図ることが出来る。行政サービスの向上に繋がっている。	◎	建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-7	行政情報オープンデータ化の推進	議会映像等インターネット配信事業【再掲】	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及び議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットにより配信することで、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めようことを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットで録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応） また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」について、インターネットにより録画配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応）	議会中継や議会報告番組をインターネット配信することにより、映像をリアルタイムに、また、いつでもどこでも見ることができ、市民の利便性向上と議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）20,779件 ・議員別配信（録画）35,394件 ・議会報告番組（録画）2,533件	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及び議会報告番組をインターネットにより配信することで、積極的な情報公開に努め、議会に対する市民の関心を高めることができた。今後「議会の見える化」をさらに推進する。	◎	議会事務局	議事調査課	議事調査G
② (2)-1	市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築	市民・地域・行政間相互情報交流推進事業	地域と市が連携して課題解決に取り組むため、地域まちづくり協議会と市の間、さらには各地域まちづくり協議会の間で、インターネットを通じて相互に情報交流ができる仕組みを構築する。	地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進するとともに、市と地域まちづくり協議会がメールでやり取りをしている依頼文書、提出文書、回答文書、資料等について、情報交換の新たな仕組みを構築することで、より確実な情報交流を実現する。	△ 関係室の協議、検討	○ ホームページの立ち上げ促進、情報交流の仕組みを一部地域より導入、推進	○ ほとんどの地域でのホームページ立ち上げ、情報交流の仕組みの導入	◎ 全地区でのホームページ立ち上げ、情報交流の仕組みの運用	→ 継続	ホームページについては、更新頻度の向上や施設の予約状況を掲載するなど内容の充実を促した。 情報交流の仕組みについては、情報共有システムaipoのマニュアルを作成し、本格運用を開始した。	ホームページについては、更新頻度や内容の充実が図れた地域がある一方、停滞している地域もあることから引き続き支援を行う必要がある。 情報交流の仕組みについては、情報共有システムaipoの導入により情報共有がスムーズに図れるようになった。今後は、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの調査・検討が必要である。	全ての地域まちづくり協議会でホームページが開設され、情報交流の仕組みについても運用を開始した。	◎	市民文化部・政策部	まちづくり協働課・DX・行革推進室	地域まちづくりG

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
② (3)-1	シティプロモーション戦略の推進	シティプロモーション推進事業	本市が「訪れるまち（交流人口の増加）」「住むまち（定住・移住人口の増加）」として市内外の人から選ばれるよう、市民等のまちに対する愛着や誇りの醸成を基礎として、本市の魅力を創造し、磨き上げ、まちのイメージを向上させる。	シティプロモーション専用サイトの各種コンテンツの更新・充実を図るとともに、SNSや広告への掲載を通じて、市内外に対し積極的な情報発信を行う。	継続	継続	市ホームページの更新に合わせたシティプロモーション専用サイトのあり方検討	新ホームページの運用	継続	シティプロモーション専用ページの各種コンテンツを随時更新した。（イベント737件、ニュース193件）また、令和3年度に初認定した「亀山ブランド」の魅力を伝えるプロモーション動画を制作し、専用サイトにも掲載することで市内外へ情報発信した。	専用ページのコンテンツを更新することで、114,131件のページビュー数を得ることができた。また、亀山ブランドの動画を制作することで、関係者のまちに対する愛着や誇りの醸成につなげることができた。一方、共感性の高い情報発信を行うため、個性的な亀山暮らしを紹介するインタビュ取材などを行う必要がある。	イベントやニュース情報、動画などをシティプロモーション専用ページに掲載することで、市内外へ亀山市の暮らしやすさや魅力を発信することができた。	◎	政策部	広報秘書課	広報G
② (3)-2	シティプロモーション戦略の推進	行政情報提供事業【再掲】	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、市の各種施策・制度やイベントなど、地域に密着した情報を提供することにより、市民のまちへの愛着を高める。また、本市の魅力を動画で市内外へ発信し、本市の知名度とまちのイメージ向上につなげる。	ケーブルテレビを活用した行政情報番組を制作・提供する。	継続	文字情報システム更新検討	文字情報システム更新検討	文字情報システム更新	運用	新型コロナウイルス関連のお知らせや新規制度の紹介など、年間52週分の番組を制作・放送した。年間を通じて、広報サポーターや学生（小・中・高）アナウンサー、市民活動団体を起用した番組づくりを行った。国史跡に指定された鈴鹿関と地域住民の繋がりがや亀山7座トレイルと登山者の様子など地域資源と関わる人に焦点を当てた番組を制作した。	市民等の参画を得て番組制作を行い、市民に親しまれる番組づくりにつながった。地域資源とそれらに関わる人に焦点を当てた番組を制作したことで、まちへの愛着の醸成やまちの魅力を再認識につなげることができた。今後、市民に親しまれる番組づくりや愛着の醸成や魅力の再認識につながる番組制作が必要である。	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、事業や取組など、市民に必要な情報を毎週提供することができた。また、市民参画による番組制作や地域資源とそれに関わる人に焦点を当てた番組制作を行い、市民のまちへの愛着につなげることができた。そのほか、動画をHPに掲載することにより市外への情報発信も行うことができた。	◎	政策部	広報秘書課	広報G
② (3)-3	シティプロモーション戦略の推進	ホームページ情報発信事業【再掲】	市の施策や魅力をどこでも必要な時に取得できるよう、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信する。また、フェイスブックなどのツールを利用し、より身近で取得しやすい環境を整えるとともに、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図る。	ホームページによる情報発信をCMSを活用して行う。また、現行システムの賃借契約満了に伴い、システムを更新する。	継続	継続	システム更新検討	システム更新	運用	ホームページの更新を2,026回、フェイスブックへの記事掲載を104回行い、タイムリーな情報発信に努めるほか、サーバーの賃借やシステムの保守を行った。	令和2年度のホームページリニューアル以降、ニーズの高い情報をタイムリーに発信したことから、計画値（63万件）の約1.75倍となる1,102,482件の閲覧数を得ることができた。引き続き、ニーズの高い情報をタイムリーに提供が必要がある。また、魅力的な情報の発信やウェブアクセシビリティの向上のため、ホームページに関する職員研修を実施する必要がある。	市の事業や取組、魅力などの情報をどこでも取得できるよう、CMSを活用して、ホームページにより適時的確に情報発信を行った。	◎	政策部	広報秘書課	広報G
② (3)-4	シティプロモーション戦略の推進	亀山市史（ウェブ版）の普及拡大事業【再掲】	亀山市史のセキュリティの考え方やシステムが影響し、強いセキュリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの考え方やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	平成33年に、亀山市史はウェブ配信されて10年になる。インターネット環境が進む中、内部では市内のパソコンで亀山市史が利用できず、外部でも、一般や、他自治体、教育委員会、大学、研究機関なども利用できないところがある。亀山市史編さん推進委員会で設定されたセキュリティの考え方やシステムそのものを見直し、現在レベルで利用できるようにする。	継続	亀山市歴史博物館専門委員会での方向性を検討	個人所蔵者、執筆者への新しいセキュリティに対する了承をとる	継続設計	業務委託によるページの再編集と配信	ウェブページ改修を業務委託するための仕様策定及び設計のため現在のウェブページの詳細を調査するための業務委託が必要と判明し、そのための予算を令和4年度に計上した。	令和4年度の業務委託によりウェブページ改修のための仕様策定及び設計を行っていくが、サーバーについても今まで通り物理サーバーを置くのが仮想サーバーをクラウド上に置くのか利便性やセキュリティの面から考える必要がある。	館専門委員会において、亀山市史の内、近世・近代・現代史料データベース、亀山市歴史博物館の所蔵・収蔵史料データベース目次について、ほとんどの史料画像がダウンロードもできるようにするという方向性が出ており、そのように進めていく。	○	市民文化 部	歴史博物館	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
② (4)-1	総合的な防災 情報伝達シ ステムの構築	メール配信シ ステム事業 【再掲】	安心で、安全なまちづくりに 向け、防災、防犯、災害及び 市からのイベント開催等のお 知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを 登録した市民の方にメール配 信する。また、非常時におけ る職員の参集メールや、幼稚 園、保育園、小・中学校にお いて登録者を限定したメール 配信を行う。（安心めー る、幼・保・学校メール、職 員参集メール）	→	→	→	→	→	緊急情報、防犯情報、 イベント情報など69件 のメール配信を行っ た。なお、令和3年度末 の登録者数は、4,857 人である。また、市内 の小・中学校、幼稚 園、保育園等が利活用 している学校等連絡 メールの登録者数は 8,884人であり、年間 3,368件の連絡メール を配信した。	安心めーると学校等連 絡メールの登録者数及 び合計配信数は増加傾 向であり、市や学校等 からの情報発信ツール として機能している。	メール配信システ ムは、市や学校等か らの情報発信や非常 時における職員参集 のツールとして、必 要不可欠であり、十 分に機能している。	◎	政策部	DX・行革 推進室	
② (4)-2	総合的な防災 情報伝達シ ステムの構築	防災情報伝達 システム構築 事業	南海トラフ地震や巨大化する 台風、集中豪雨が懸念される 中、行政として迅速かつ的確 な災害情報の収集及び伝達を 行うことで、市民の安心・安 全の基盤をつくり、災害に強 いまちづくりを推進する。	迅速かつ的確な災害情報の収 集及び伝達を図るため、総合 的な防災情報伝達システムを 構築する。	△ 検討（方 向性の決 定）	△ 検討（具 体的な整 備内容の 決定）	○ 設計（基 本設計・ 実施設 計）	○ システム 整備	◎ システム 整備完 了、運用	様々な情報伝達シス テムについて検討、研究 を行った。	検討、研究を行い、方 向性を見出すことはで きた。	検討、研究を行った 結果として、方向性 を見出すことはでき た。	△		防災安全課	防災安全G
② (4)-3	総合的な防災 情報伝達シ ステムの構築	多言語情報 メール配信事 業【再掲】	日本語での情報が伝達されな い外国人に対し、生活の安全 安心を確保するための基本で ある災害情報や緊急情報を提 供する。	現在、英語及びポルトガル 語、やさしい日本語で月に1 度、外国語版広報を携帯電話 へ情報発信している。このし くみを活用し、災害情報、防 犯情報、イベント情報などを 発信していく。	△ 手法の検 討、関係 室との協 議、内容 の作成	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	英語とポルトガル語の 外国語版広報とやさし い日本語版の広報を、 月に一度登録のメール アドレスに情報発信し た。	外国語版広報の情報を メールで配信したが、 情報収集の方法がSNS 等に替わってきている 現状から、情報量を精 査し、より伝わりやす い内容に変更した。ま た、通訳（英語・ポ ルトガル語）は非常勤職 員であるため、緊急時 の災害情報や防犯情報 をどこの部署が担当し ていくのかについて は、防災担当部署がシ ステム構築に向けて検 討を始めた。	英語、ポルトガル語 及びやさしい日本語 で月1度外国語版広 報を作成し、内容を 精査したうえでメー ル配信をして情報伝 達を行った。緊急時 の災害情報や防犯情 報の発信について は、防災担当部署が システム構築に向け て検討を始めた。	◎	市民文化部	まちづくり 協働課	市民協働G
② (4)-4	総合的な防災 情報伝達シ ステムの構築	土砂災害情報 相互通報シ ステム提供事業	行政として迅速かつ的確な災 害情報の収集及び伝達を図る ため、総合的な情報伝達シ ステムを構築する。	土砂災害に対する警戒・避難 活動の支援のため、三重県の 土砂災害関連情報提供サーバ ーから、インターネット経由 にて配信される雨量情報・警戒 情報等のデータを受信し、広 く市民へ情報提供を行う。	△ 三重県シ ステムの 利用を検 討	○ 提供シス テムの決 定（三重 県システ ムの利用 を決定し た場合 は、移行 期間とす る）	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	三重県が整備する「三 重県土砂災害情報提供 システム」を、市のシ ステムの代替として引 き続き継続運用した。	既存のシステムの代替 となることに加え、雨 量情報や土砂災害危険 度情報など土砂災害に 関する幅広い情報の提 供が可能となった。 当該システムのみでは 市民に対するプッシュ 式の情報提供はできな い。	三重県が整備する 「三重県土砂災害情 報提供システム」を 市のシステムの代替 として運用を行っ た。当該システムの みでは市民に対する プッシュ式の情報提 供はできないもの の、土砂災害に関す る幅広い情報の提供 が可能となった。	◎		防災安全課	防災安全G

③ スリムで持続可能な行政運営への変革

スケジュール項目

△：調査、検討
○：一部実施、推進
◎：実施、完了
→：継続

達成度項目

◎：達成
○：概ね達成
△：一部達成
×：未実施

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (1)-1	行政情報システムの安定稼働と業務改革	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、「整備費用の縮減」「市町と県との情報共有」「住民サービスの向上」「定期的な地図更新」等を推進する。	県内市町と県によるデジタル地図（共有デジタル地図）の共同整備、運用にかかる事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	→ 委員会への参画	→ 委員会への参画	→ 委員会への参画	→ 委員会への参画	→ 委員会への参画	共有デジタル地図整備運営検討委員会及び技術部会から、令和3年度中の事業の成果、今後の活動計画などの情報の提供を受けた。また、3Dモデル試作事業に参加し、亀山駅周辺のモデリングを行った。	共有デジタル地図整備事業の進捗を確認し、庁内での情報共有を図った。 3Dモデルを試作することにより、業務への活用方法を検討した。	共有デジタル地図整備運営検討委員会に参画し、地図の整備、情報共有を図ることができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (1)-2	行政情報システムの安定稼働と業務改革	三重県電子自治体推進連絡協議会への参画	財政状況の厳しい中、住民サービスの向上や業務の効率化を進めていくため、県と県内各市町とで情報システム等の共同化に向けた取り組みを推進する。	ICTを活用し、自治体間で共通利用できる情報システムを開発・運用するため、推進連絡協議会へ参画する。	→ 協議会への参画	→ 協議会への参画	→ 協議会への参画	→ 協議会への参画	→ 協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会に参画し、県と県内各市町とで実施した業務改善等の取組の報告や、セキュリティクラウド更新に向けた情報共有を受けた。	三重県・市町DX推進協議会に参画したことにより、業務改善等の取組についての研究が進んだ。また、セキュリティクラウド更新の情報共有を受けたことにより、適切に対応できた。	三重県電子自治体推進連絡協議会及びその後継である三重県・市町DX推進協議会に参画することにより、県・市町間で共通利用できる情報システムの検討のほか、デジタル関連施策の課題解決に向け、共通の認識を持つことができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (1)-3	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICTリーダーの設置	ICT活用計画推進にあたり、各所属の技術的援助を行う。	各所属に一人、所属長から推薦を受けたICTリーダーを置き、所属のパソコンの管理・設定を行うとともに、所属職員に対する情報セキュリティの徹底を行う。	◎ 設置	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	令和3年度の人事異動に伴い、各グループにICTリーダーを設置した。	令和3年度の人事異動に伴う各所属のパソコン・プリンター等の設定を効率のかつ円滑に行うことができた。	ICTリーダーの設置により、所属のパソコンの管理・設定を行うとともに、所属職員に対する情報セキュリティの徹底を行うことができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (1)-4	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICT活用アドバイザー委員会の設置	ICTの利活用により、市民、団体、地域、事業者など市に関わる全ての主体とともに、連携・協働によるまちづくりを進めるため、ICT活用アドバイザー委員会を設置する。	市のICT活用施策等に対して、市民、企業及び有識者の視点から客観性をもった助言を得る。	◎ 要綱制定 委員委嘱	→ 継続	◎ 委員改編	→ 継続	◎ 委員改編 委員会開催	ICT活用計画の次期計画の策定に向け、亀山市ICT活用アドバイザー委員会委員の改変を行うとともに、委員会を開催した。	ICT活用計画の次期計画策定に向け、アドバイザー委員を改編し委嘱した。さらに、アドバイザー委員会を開催し、次期計画骨子案について助言を得た。	アドバイザー委員会を設置したことにより、オープンデータサイト開設にあたる助言や、次期計画策定などに向けての様々な助言を得ることができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (1)-5	行政情報システムの安定稼働と業務改革	CADシステム事業	CADシステムを活用することにより、設計・製図業務の効率化や正確さの向上を図る。	CADシステムのソフトウェア及びサーバー等機器類の保守を行う。	→ 継続	△ 次期システム検討	◎ システム更新	→ 継続	→ 継続	CADシステムの保守等を順調に実施し、安定稼働に努めた。	システムを安定稼働させることにより、設計・製図業務の効率化や正確さを維持することができた。	CADシステムの更新を障害なく行うことができた。また、システムを安定稼働させ、設計・製図業務の効率化や正確さを維持することができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (1)-6	行政情報システムの安定稼働と業務改革	工事積算システム事業	工事積算システムを活用することにより、積算業務の効率化、積算ミスの防止を図る。	公共事業の積算を行うためのシステムで、三重県、県内市町及び団体で共同利用を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を継続した。	積算システムの活用により、積算業務の効率化、積算ミスの防止を維持することができた。	積算システムを活用し、積算業務の効率化、積算ミスの防止を図ることができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (1)-7	行政情報システムの安定稼働と業務改革	例規集等管理システム事業	例規執務業務を総合的にサポートし、業務の効率化を図る。	条例等の改正にともなうデータ修正などを行うとともに、システムの維持管理を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努めた。	例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。	例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (1)-8 【再掲有】	行政情報システムの安定稼働と業務改革	行政情報システム事業（内部情報系）	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。（統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、一人一台パソコン）	統合型内部情報システム、内部情報ネットワーク、その他契約期限が到来するシステム群の更新を行う。なお、システムの更新にあたっては、クラウドコンピューティングによる運用を優先的に実施し、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの二重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みを確保する。また、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	◎ 統合型内部情報システム及びネットワーク更新	◎ 人事給与システム更新、プリンター制御システム更新、一人一台パソコン更新	→ 継続	→ 継続	→ 継続	内部情報系システムの保守を適切に実施し、大きなシステム障害もなく安定稼働させることができた。なお、内部情報系システムのうち、主要システムである統合型内部情報システムについては、クラウド化による運用により、サーバー類を設置するデータセンターにおいて、24時間365日の有人監視を行うなど、適切にシステム保守を実施することができた。また、タブレット端末及び電子会議システムを活用し、ペーパーレス化に努めた。	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施したことにより、大きなシステム障害もなく安定してシステムを稼働させることができた。行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、タブレット端末及び電子会議システムを活用し、ペーパーレス化に努めることができた。	統合型内部情報システム、内部情報ネットワーク、人事給与システム、プリンター制御システム、1人1台パソコンの更新を障害なく実施するとともに、統合型内部情報システム及び人事給与システムのクラウド化による運用を開始した。また、タブレット端末及び電子会議システムを活用し、ペーパーレス化に努めることができた。さらに、内部情報系システムの保守を適切に実施し、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図ることができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (1)-9 〔再掲有〕	行政情報システムの安定稼働と業務改革	行政情報システム事業（住民情報系）	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムを更新し、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	総合住民情報システム更新	継続	次期総合保健福祉システム検討	次期総合保健福祉システム更新	継続	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、クラウド化による運用により、サーバー類を設置するデータセンターにおいて、24時間365日の有人監視を行うなど、適切にシステム保守を実施し、大きなシステム障害もなく安定稼働させることができた。また、自治体情報システム標準化・共通化に関する研修を受講するなど情報収集に努めた。加えて、システム保守委託業者との情報共有を行うなど、対応するための準備を始めた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおいて、監視や保守を適切に実施したことにより、大きなシステム障害もなく安定してシステム稼働させることができ、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムの更新を障害なく実施することができた。また、システム保守を適切に実施し、安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (1)-10	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地価調査・地番図整備事業	固定資産（土地）の現状及び資産価額の変動を的確に把握することにより、適正な土地の評価を行い、公平・公正な賦課に努める。	地価調査・地番図整備の成果をシステムに反映させることで、適正な時価による公平・公正な賦課を行う。事業は3年単位で行い、継続して実施する。	都市計画区域準路線地価評価導入	継続	継続	都市計画区域外準路線地価評価導入	継続	令和6年度の評価替えに向けて、雑種地評価に関するデータ等を収集し、現状把握を行った。	航空写真を含む地理情報システムを活用することで、作業の効率化及び時間短縮することができた。今後、現地調査を行いながら、土地の照合確認を進めていく。	平成30年度及び令和3年度評価替えにおいて、道路を単位として比準を行う評価方法の導入作業は完了した。	◎	総務財政部	税務課	資産税G
③ (1)-11	行政情報システムの安定稼働と業務改革	国民健康保険広域化事業	平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担う、広域化（都道府県化）に対応する。	県、国民健康保険団体連合会が運用する国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムと連携し、国保広域化に伴う制度改革に対応した資格管理、給付管理、賦課徴収等を適正に行うため、総合住民情報システムの改修を行う。	関係機関との調整、システム改修、連携テスト	継続	継続	継続	継続	資格管理、給付管理、賦課徴収等を適正に行うための管理を行った。	国民健康保険広域化に伴う制度改革に対応した資格管理、給付管理等を適切に行うため、総合住民情報システムの改修を引き続き行う必要がある。	総合住民情報システムの改修を行った。	◎	市民文化部	市民課	国民健康保険G
③ (1)-12	行政情報システムの安定稼働と業務改革	福祉医療費助成事業	事業を持続的に運営するため、福祉医療費助成制度の見直しを検討する。また、子育て支援の充実を図るため、未就学児を対象に福祉医療費助成の窓口無料化実施を検討する。	福祉医療費助成システムについて、制度の見直し、未就学児の窓口無料化に対応したシステム改修を行う。	関係機関と調整、調査検討	実施	継続	継続	継続	福祉医療費助成制度において、令和3年6月からマイナンバーを利用した情報連携を実施した。	情報連携を実施したことにより、市民の方が課税市町村で課税証明書をとりやすくなり、市民サービスの向上につながった。	未就学児の窓口無料化を実施するためのシステム改修やマイナンバーでの情報連携を実施することにより行政情報システムの安定稼働と業務改革につながった	◎	市民文化部	市民課	医療年金G
③ (1)-13	行政情報システムの安定稼働と業務改革	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムを安定稼働させる。	国の機器更改指針に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの標準更改期間内に機器更改を実施し、機器賃借及び機器・システムの保守委託を行う。	運用	再リース	更改	継続	継続	住基ネットワークシステムの機器（統合端末）を2台増設し、マイナンバーカード交付事業の充実に取り組んだ。	機器増設によりマイナンバーカード交付を円滑に行うことができ、市民サービスの向上に繋がった。また、業務の効率化を図ることができた。	職員が適正かつ適切な運用に取り組み、住民基本台帳システムを安定稼働させることができた。	◎	市民文化部	市民課	戸籍住民G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (1)-14	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍システム管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、戸籍システムを安定稼働させる。	戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うため、戸籍システムの機器賃借及び機器・システムの保守委託を行う。	→ 運用	→ 継続	→ 継続	◎ 契約更新	→ 継続	証明書や戸籍記載、戸籍・住基郵送業務、犯歴管理業務等の際に戸籍システムを使用し、サービスを安定的に供給した。	住民及び本籍人の利便性の向上に寄与できた。今後も安定して稼働できるよう、機器・システムの保守が必要である。年度中は特に問題なくサービスを安定的に提供できた。	安定的な稼働の実現及び令和5年度の戸籍事務へのマイナンバー導入に向け、必要となる改修を計画どおり実施できた。	◎	市民文化部	市民課	戸籍住民G
③ (1)-15	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍副本データ管理事業	市の戸籍副本データを、法務省が管理する戸籍副本データ管理センターに日々送信し、災害時の戸籍消失を防止する。	戸籍副本データを送信するための副本データ管理システムの保守委託を行う。	→ 契約更新	→ 契約更新	→ 契約更新	→ 契約更新	→ 契約更新	市の戸籍副本データを法務省に継続して送信し、戸籍消失防止に努めた。	災害発生時に備え、戸籍消失の防止に努めた。今後も災害発生時に備え、機器・システムの保守が必要である。	機器・システムの保守を行い安定稼働させ、災害発生時に備えることができた。	◎	市民文化部	市民課	戸籍住民G
③ (1)-16	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地域包括支援センターシステム事業	相談情報、介護予防ケアプラン、給付管理票などの一元管理化及び事業報告事務の簡便化による業務の効率化を図る。	地域包括支援センターシステムにより、次の業務をシステム化する。 ①基本管理業務（個別台帳管理、個別台帳統合閲覧） ②総合相談業務 ③予防給付マネジメント業務 ④虐待ケース管理業務 ⑤介護予防事業業務 ⑥介護報酬請求事務業務	△ 継続、次期システムの検討	→ 次期システムの検討	- 市では更新せず、地域包括支援センター事業用に事業委託先の社会福祉協議会に機器ごと移管	- -	- -				-	健康福祉部	地域福祉課	高齢者支援G
③ (1)-17	行政情報システムの安定稼働と業務改革	予防衛生事業（畜犬管理システム）	狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の啓発及び実施管理を行うことで、狂犬病の発生を予防し、これを撲滅することにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。また、迷子犬の早期発見に貢献する。	狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の実施管理をシステムで行うことで、注射の啓発や注射していない犬の把握、迷子犬の捜索に活用する。	△ システム更新検討	◎ システム更新運用開始	→ 継続	→ 継続	→ 継続	畜犬管理システムを活用し、狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の啓発及び実施管理を行った。	畜犬管理システム保守業務委託し、スムーズなシステム運用ができた。	前畜犬管理システムは、Windows7以降端末が故障したらシステムが使えない状態であったが、平成30年度にWindows10まで対応のシステムに更新した。	◎	産業環境部	環境課	環境創造G
③ (1)-18	行政情報システムの安定稼働と業務改革	水道料金システム運用管理事業	水道料金の検針、請求、収納、督促などの業務をシステム化することにより、業務効率を改善する。	納入通知書等の作成、検針用携帯端末の保守、口座振替データ処理の業務を委託する。	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	毎月の水道料金等納入通知書・督促状・催告状の作成、検針用携帯端末の保守、口座振替データ処理の業務を委託した。	効率的で安定した業務運営を行うことができた。データの受け渡しから納品までに日数を要するため、連休前後・年末年始の業務日程に余裕が無く調整が必要である。	効率的で安定した業務運営を行うことができた。データの受け渡しから納品までの日程調整及びその後の対応に苦慮した点があった。	◎	上下水道部	上水道課	上水道管理G
③ (1)-19	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（上水道）	平成29年度で保証期間満了となる企業会計システムを更新することにより、故障による業務停止を回避するとともに、バージョンアップによる業務改善を行う。	ソフトウェア及びハードウェアともに平成29年度中に更新し、平成30年度から令和4年度まで保守運用する。サーバ1台（公共上下水道事業と共用）、クライアント1台。	○ システム更新	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	システムを運用し、予算・決算・収入・支出・固定資産・貯蔵品管理等の事務を行った。	運用後は安定稼働している。システムが債務負担行為や継続費に対応していない。	運用後は安定稼働している。元号改正、消費税率改正、法令（民法）改正に伴いシステム改修を行った。システムが予算書、財務諸表の作成や債務負担、継続費に対応していない。	◎	上下水道部	上水道課	上水道管理G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (1)-20	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地図情報システム搭載事業	統合型GISに、給水台帳、水道配管図を登録することにより、水圧計算・メーター検針・開閉栓作業、漏水修繕等の業務効率を改善する。	工事等により変更される水道配管情報を毎年度更新する。平成29年度は、紙ベースで管理している給水台帳をスキャンし、属性データを結合して、統合型GISの水道配管図に水道メーター位置を登録する。	◎ 実施運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	令和2年度の施工により変更した水道施設情報のデータを更新し登録を行った。また、水道法改正に伴い、水道施設の計画的な更新や適切な資産管理が行えるよう記載事項を詳細に整備する必要があるため、水道施設台帳を作成した。	令和2年度に施工した情報を登録し、窓口対応等が効率的に進められるようになった。課題としては、水道施設台帳を作成したが、データに不備な箇所が一部見受けられることから、随時修正等を行っていく必要がある。	工事等により変更した水道施設のデータ更新を継続的に行った。また、水道法改正により、水道施設の計画的な更新や適切な資産管理が行えるよう記載事項を詳細に整備する必要があるため、水道施設台帳を作成した。	◎	上下水道部	水道課	水道工務G
③ (1)-21	行政情報システムの安定稼働と業務改革	下水道台帳システム運用管理事業	公共下水道・農業集落排水施設の管理を適正に行う。	工事等により変更される下水道管情報を毎年度更新する。	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるよう努めた。また、次年度以降のシステムの保守、データ更新等の業務委託の方法検討を行った。	システムの活用により、窓口対応等がスムーズに進められるようになった。	窓口対応や現場確認資料として活用出来ている。	◎	上下水道部	下水道課	下水道工務G
③ (1)-22	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（下水道）	平成26年度に導入した公営企業会計システムを引き続き適正かつ円滑に使用する。	ハードシステムの障害時に対応する保守を行う。また、会計システムの操作方法に付随する経理処理方法や実施内容について、公営企業会計の経理に精通した公認会計士によるサポートを受ける。	→ 継続	→ 継続	○ システム更新	◎ 運用	○ システム更新	令和4年4月から農業集落排水事業が企業会計化することから、円滑に事務が遂行できるように既存の企業会計システムの改修を行った。	農業集落排水事業の企業会計化に対応したシステムに改修することができた。課題として、想定通りの処理が行われているかを確認しながら運用する必要がある。	システムを継続的に使用する中で生じた課題を随時解消してきたことや農業集落排水の企業会計化に対応した改修を行ったことで、システムを安定稼働させるための環境が整備された。	◎	上下水道部	下水道課	下水道管理G
③ (1)-23	行政情報システムの安定稼働と業務改革	口座振替分割統合サービス	各金融機関との口座振替データの授受をより安全かつ効率的に行う。	口座振替データを各金融機関と個別に授受するのではなく、指定金融機関である百五銀行に一括してデータ伝送し、百五銀行が各収納代理金融機関とデータの授受を行う。振替結果についても百五銀行が各収納代理金融機関の口座振替データを集約し、口座振替結果データを会計課パソコンに一括送信する。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	市県民税ほか14種類の口座振替について、10の金融機関に対しデータを1SDN回線にて伝送し、振替結果データについても集約を行う業務の委託を実施した。	安全かつ正確に口座振替データを授受できた。また、指定金融機関に委託することにより効率的に業務を遂行できた。なお、2024年1月をもってSDN回線のサポートが終了することから、その後の取扱いについての検討が必要である。	必要に応じ、担当課と連携し取扱い種目を追加するなど安全かつ正確に、また、効率的に業務を遂行することができた。	◎		会計課	出納G
③ (1)-24	行政情報システムの安定稼働と業務改革	通信指令施設・消防救急デジタル無線（活動波）保守点検委託料	平成9年度に導入、平成21年度と平成25年度に高機能化整備を行った消防緊急通信指令施設は、消防の指令業務（119番通報受信、出動各隊への指令など）に必要不可欠な施設であることから、設置業者による専門性の高い定期的な保守点検を行うことで、機能維持を図る。	保守点検では、消防緊急通信指令施設全体（専用回線を介して接続された本庁及び関係署、北東分署設置の機器を含む）のシステム及び各機器の性能維持、並びに障害時の機能回復と機器の修繕を実施する。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	設置業者との保守契約を結び、機能維持が図れた。	設置業者による年1回の保守点検を実施することにより消防緊急通信指令施設の機能維持が図れ、災害発生時に迅速に対応することができた。また、保守点検結果による不備事項については、迅速な対応を図ることができる。	設置業者との契約の継続を行い、障害時の対応も含め、迅速に対応できるよう努めた。	◎	消防本部	情報指令課	情報指令第1・2G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (1)-25	行政情報システムの安定稼働と業務改革	高機能指令台更新計画事業	迅速な災害対応を行うために、指令台の機能充実に向け、新しい機能等を検討する。	指令台の全面改修の必要が見込まれる平成35年度を目途に、通信機器の廃番の現状を鑑み、調査・検討を進める。	△	△	△	△	△	消防緊急通信指令施設の共同運用の実施に向け、津・鈴鹿・亀山消防連携・協力検討会に参加し、継続的に調査、検討を行った。	消防緊急通信指令施設の共同運用を実施すれば、費用等の削減が見込まれるものの、実施時期については令和8年度となることを確認している。 現行の消防緊急通信指令施設の維持管理及び通信機器の廃番事情による更新状況等が課題である。	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会及び津・鈴鹿・亀山消防連携・協力検討会（令和3年度格上げ）に継続的に参加、消防緊急通信指令施設の共同運用実施に向け検討を重ねている。 また、消防緊急通信指令施設の共同運用実施までの間、現行の消防緊急通信指令施設の維持管理（通信機器の修繕及び更新等）に努めた。	◎	消防本部	情報指令課	情報指令第1・2G
					調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	調査検討							
③ (1)-26	行政情報システムの安定稼働と業務改革	①救急統計システム(バستر119)運用管理事業 ②防火対象物・危険物施設管理システム(バستر119)導入事業	救急出動に関するデータ及び防火対象物・危険物施設のデータをデータベース化し、統計、検索及び各種様式作成等の作業を行えるシステムを導入することで、事務の効率化・迅速化を図る。	①平成23年度に導入した救急統計システムは、年間約2,200件ある救急出動の報告書及び救急救命処置録等の記録の作成、各種統計・調査、データの抽出等に活用する。 ②防火対象物・危険物施設管理システムは、市内に約3,000件ある施設の概要、消防設備の設置・点検状況、届出の提出状況等をデータベース化し、各種統計・調査を行うとともに、立入検査計画、違反是正等にも使用する。	○	◎	→	→	→	①救急統計システムを運用し、事案抽出・統計事務の効率化・迅速化を図った。 ②危険物施設はデータベースが完成し、各種統計・調査等で事務の効率化・迅速化が図れた。防火対象物は一部未入力施設があるものの立入検査の報告等で事務の省力化が図れている。	①救急統計システムを活用した報告書作成及び統計調査等を行うことで、効率化・迅速化を達成した。 ②危険物施設はデータベースが完成し、各種統計・調査等で事務の効率化・迅速化が図れたが、防火対象物管理システムは一部未入力施設があるため、統計・調査等で活用できていない。	①それぞれ調査に応じた抽出パターンを作成することにより、更なる効率化・迅速化を達成した。 ②危険物施設管理システムは事業目的を達成できているが、防火対象物管理システムはデータベース化が完成しておらず未達成である。	△	消防本部	①消防総務課 ・ ②予防課	①消防救急G ・ ②予防G
					①救急統計システム運用	①救急統計システム運用 ②防火対象物・危険物施設管理システム導入	継続	継続	継続							
③ (1)-27	行政情報システムの安定稼働と業務改革	AI・RPAなどの導入検討事業	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、ますます行政サービスの多様化・複雑化が予想される中、的確にサービスを提供し続けなければならないため、ICT（情報通信技術）を活用し、業務の効率化を図る。	RPA（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化）やAI（人口知能）などのICTの利活用を検討し、導入効果の高い定型的単純作業において、業務工程の一部自動化を図る。			△	○	◎	一部の収納業務、生活保護業務、ワクチン接種業務等の8業務についてにAI・RPAを導入し、業務工程の一部自動化を図った。	AI・RPAの導入により、作業時間の短縮や定型的作業の効率化が図れ、職員が企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供等、職員でなければできない業務に注力できる環境が整った。 本格運用を開始したら業務については、計433時間削減することができた。	AI・RPAの導入により、作業時間の短縮や定型的作業の効率化が図れ、職員が企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供等、職員でなければできない業務に注力することが可能となった。	◎	政策部	DX・行革推進室	
							調査、検討	一部業務工程に導入	対象業務工程の拡充							

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (2)-1	「行政情報システム最適化指針」の適用	行政情報システム事業（内部情報系）【再掲】	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 （統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、一人一台パソコン）	統合型内部情報システム、内部情報ネットワーク、その他契約期限が到来するシステム群の更新を行う。なお、システムの更新にあたっては、クラウドコンピューティングによる運用を優先的に実施し、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの二重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みを確保する。また、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	◎	◎	→	→	→	内部情報系システムの保守を適切に実施し、大きなシステム障害もなく安定稼働させることができた。なお、内部情報系システムのうち、主要システムである統合型内部情報システムについては、クラウド化による運用により、サーバー類を設置するデータセンターにおいて、24時間365日の有人監視を行うなど、適切にシステム保守を実施することができた。また、タブレット端末及び電子会議システムを活用し、ペーパーレス化に努めた。	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施したことにより、大きなシステム障害もなく安定してシステムを稼働させることができた。行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、タブレット端末及び電子会議システムを活用し、ペーパーレス化に努めることができた。	統合型内部情報システム、内部情報ネットワーク、人事給与システム、プリンター制御システム、1人1台パソコンの更新を障害なく実施することにも、統合型内部情報システム及び人事給与システムのクラウド化による運用を開始した。また、タブレット端末及び電子会議システムを活用し、ペーパーレス化に努めることができた。さらに、内部情報系システムの保守を適切に実施し、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図ることができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (2)-2	「行政情報システム最適化指針」の適用	行政情報システム事業（住民情報系）【再掲】	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムを更新し、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	◎	→	△	◎	→	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、クラウド化による運用により、サーバー類を設置するデータセンターにおいて、24時間365日の有人監視を行うなど、適切にシステム保守を実施し、大きなシステム障害もなく安定稼働させることができた。また、自治体情報システム標準化・共通化に関する研修を受講するなど情報収集に努めた。加えて、システム保守委託業者との情報共有を行うなど、対応するための準備を始めた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおいて、監視や保守を適切に実施したことにより、大きなシステム障害もなく安定してシステムを稼働させることができた。住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムの更新を障害なく実施することができた。また、システム保守を適切に実施し、安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (2)-3	「行政情報システム最適化指針」の適用	電子行政情報セキュリティポリシーの見直し	市が保有する情報資産を積極的に活用しながら、その管理を徹底し、情報セキュリティの確保に最大限に取り組む。	情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応して情報セキュリティポリシーを見直し継続的に改定を行うことで、情報セキュリティを確保する。	△	△	○	→	→	総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインの理解に努め、見直しに向けて準備を行った。	セキュリティポリシーガイドラインが令和4年度3月に改定された。当該ガイドライン及びICT利活用計画次期計画を踏まえた見直しを行う必要がある。	改定されたセキュリティポリシーガイドライン及びICT利活用計画次期計画を踏まえ、令和4年度中にセキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティの確保に繋げる。	◎	政策部	DX・行革推進室	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (2)~4	「行政情報システム最適化指針」の適用	自治体クラウドの検討	情報システムの導入や更改の際は、クラウドコンピューティングの適用を優先して検討し、初期費用の抑制と情報セキュリティの強化を図る。	情報システムの共同利用や統合・集約化を進める自治体クラウドの構築について検討する。	△ 勉強会等への参画・実施検討	◎ 実施	→ 継続	→ 継続	→ 継続	亀山市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と、「亀山市・朝日町自治体クラウド」の運用を継続し、協定の更新を行った。	自治体クラウドの運用を更新したことにより、サポート体制の強化やシステム運用コストを削減することができた。	自治体クラウドの運用により、サポート体制の強化やシステム運用コストを削減することができた。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (2)~5	「行政情報システム最適化指針」の適用	職員研修事業	職員のICTリテラシーの向上を図る。	情報システムの管理、運用に係る専門研修、アプリケーション研修及び情報セキュリティ研修を実施する。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	職員のICTリテラシーの向上を図るため、次の研修を行った。 ・新規採用職員情報セキュリティ研修 ・RPA研修 ・ICT活用研修 ・eラーニング	情報システムの管理・運用に係る研修及びアプリケーションに係るヘルプデスクの実施により、職員のICTリテラシー能力の向上に努めた。 また、職員に対しeラーニングによる情報セキュリティ研修やDX人材育成研修等を実施した。	情報システムの管理、運用に係る専門研修、アプリケーション研修及び情報セキュリティ研修を実施することにより、職員のICTリテラシーの向上を図った。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (3)~1	学校教育におけるICT活用の推進	情報教育推進事業（小学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実現したりするとともに、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	情報教育に関連するサーバ等、学校内ネットワークの保守整備を行うとともに、指導用及び児童用タブレット端末を計画的に導入し、教育の情報化に対応する環境を整備する。また、情報教育を担う教員への研修を行うとともに、情報インストラクターを派遣し、必要な支援を行う。	○ 児童用タブレット型PC及びカラープリンタの導入等	○ 指導用タブレット型PCの導入等	◎ パソコン室PCの更新等	→ 継続	→ 継続	・フィルタリングソフトを市内の児童生徒端末に導入した。 ・ICT支援員を各校に派遣し、ICT関係のトラブルを早急に解決できた。 ・情報教育研修会を年間6回開催し、ICT活用について研修できた。	・授業支援ソフト等を使い、児童生徒用端末の活用を進めることができた。 ・1人1台端末を有効に活用できるよう、研修の機会を増やすことができた。 ・ICT支援員のニーズが増えているが、現状1名しかいないため、必要な支援が行うことが難しい。	計画に記載の事業に関しては、達成済みである。今後も、教員への研修や必要な支援や環境整備を進めていく。	◎	教育委員会事務局	学校教育課	教育研究G
③ (3)~2	学校教育におけるICT活用の推進	情報教育推進事業（中学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実現したりするとともに、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	情報教育に関連するサーバ等、学校内ネットワークの保守整備を行うとともに、指導用及び生徒用タブレット端末を計画的に導入し、教育の情報化に対応する環境を整備する。また、情報教育を担う教員への研修を行うとともに、情報インストラクターを派遣し、必要な支援を行う。	○ 生徒用タブレット型PC及びカラープリンタの導入等	○ 指導用タブレット型PCの導入等	◎ パソコン室PCの更新等	→ 継続	→ 継続	・フィルタリングソフトを市内の児童生徒端末に導入した。 ・児童生徒用タブレットを増やし、1人1台端末の整備を行った。 ・ICT支援員を各校に派遣し、ICT関係のトラブルを早急に解決できた。 ・情報教育研修会を年間6回開催し、ICT活用について研修できた。	・授業支援ソフト等を使い、児童生徒用端末の活用を進めることができた。 ・1人1台端末を有効に活用できるよう、研修の機会を増やすことができた。 ・ICT支援員のニーズが増えているが、現状1名しかいないため、必要な支援が行うことが難しい。	計画に記載の事業に関しては、達成済みである。今後も、教員への研修や必要な支援や環境整備を進めていく。	◎	教育委員会事務局	学校教育課	教育研究G
③ (3)~3	学校教育におけるICT活用の推進	亀山市中学校給食実施事業（デリバリー給食予約注文システム）	亀山中学校、中部中学校で実施するデリバリー給食の注文について、システム化することにより保護者の利便性と事務の効率化を図る。	亀山中学校、中部中学校におけるデリバリー給食の注文を保護者がインターネットを介して申し込める。給食費は、前払いとして18食分（5,000円）と振込手数料（105円）をコンビニから振り込み、振り込んだ金額分について給食の予約ができる。なお、中学校給食の実施方式の変更があった場合は事業を見直す。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	デリバリー給食の注文システムを継続して運用した。	令和2年度から注文締切日を3営業日前に短縮したことにより、給食の一斉休止に対応することができた	デリバリー給食の注文システムを継続して運用し、保護者の利便性と事務の効率化を図ることができた。	◎	教育委員会事務局	教育総務課	保健給食G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和3年度		事業達成状況 (H29～R3)	事業の 達成度	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題			部	課	グループ
③ (4)-1	庁内ペーパーレス化の推進	庁内ペーパーレス化推進事業	ICTを活用した、電子決裁や電子会議の仕組みを検討し、業務の効率化による人的・財政的な資源を創出する。	電子会議の仕組みを構築する。 また、文書管理の一層の効率化・高度化を図るため、電子決裁の導入を検討する。	△ 調査 (電子会議)	△ 検討 (電子会議)	△ 調査 (電子決裁) 検討 (電子会議)	◎ 一部実施 (電子会議) 検討 (電子決裁)	○ 方針決定 (電子決裁)	本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の拡大と、タブレット端末及び電子会議システムを導入した。また、電子決裁の拡充に向けた準備を行うこととした。	議会や庁内会議等をタブレット端末及び電子会議システムを活用したことでペーパーレス化、業務の効率化を図ることができた。	電子会議環境の導入により、会議のペーパーレス化を図るとともに、業務の効率化による人的・財政的な資源を創出することができた。なお、電子決裁について、拡充に向けた準備を行うこととした。	◎	政策部	DX・行革推進室	
③ (4)-2	庁内ペーパーレス化の推進	ごみ分別ハンドブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう収集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパーレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎ システム導入	→ 公開	→ 公開	→ 公開	→ 公開	ごみサクに、市民から問い合わせがあったものの未掲載だった品目を追加し更新した。	ごみサクに掲載する品目を追加することで、内容を充実することができた。チラシやごみカレンダーにごみサクの二次元コードを掲載し市民へ周知を図っているが、認知度は低い。	ごみサクの公開と、その後は随時内容の更新を図っており、事業は達成することが出来た。	◎	産業環境部	環境課	廃棄物対策G
③ (4)-3	庁内ペーパーレス化の推進	タブレット端末の導入	市議会の本会議や委員会等の議会関連資料をデータ化し、議会運営の効率化とペーパーレス化に努めるとともに、それぞれの端末に通信機能を持たせ、情報収集や事務連絡用として使用するなど、タブレット端末の多角的な活用を図る。	タブレット端末を22台（議員18台、事務局4台）購入し、議会活動及び政務活動において使用している。（公開会議の資料閲覧、情報検索、通告書・視察報告書等の作成、各種資料作成、事務局からの連絡、スケジュール管理等）さらに、議会として積極的にペーパーレス化に取り組んでいる。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	本会議や各種委員会等、公開会議の会議資料は予算書・決算書を除きほとんどの資料について、タブレット端末を活用することで、積極的にペーパーレス化に取り組むことができた。	電子会議システムの導入による会議資料のペーパーレス化と積極的なタブレット端末の活用により、事務の効率化や議員への迅速な情報提供が可能になった。今後は各議員のタブレット端末のさらなる活用に向けて、端末操作の習熟度を高めるよう努めていく。	これまで、議会が先行してタブレット端末を導入し、できることからペーパーレス化に取り組んできた。令和3年度の議会のタブレット端末の更新に合わせ、電子会議システムを導入するなど、執行部と連携することで、さらなるペーパーレス化に積極的に取り組むことができた。	◎	議会事務局	議事調査課	議事調査G

第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(令和3年度)

(政策部 DX・行革推進室)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ～ R 7 年度																													
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画の「6.行政経営(3)持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																													
目的・概要	『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																													
計画の骨格	本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、前期実施計画：82の具体的取組を掲げています。 <table><tr><th colspan="3">【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換</th></tr><tr><th colspan="2">目 標</th><th>重 点 方 針</th></tr><tr><td rowspan="5">Ⅰ</td><td rowspan="5">行政システムの改革</td><td>1. ICTを活用した市民サービスの提供</td></tr><tr><td>2. 事務事業構築手法の確立</td></tr><tr><td>3. 働き方改革の推進</td></tr><tr><td>4. 人財育成システムの改革</td></tr><tr><td>5. 新たな公文書管理の改革</td></tr><tr><td rowspan="3">Ⅱ</td><td rowspan="3">財政運営の強化</td><td>6. 歳入確保の推進</td></tr><tr><td>7. 歳出の節減・重点化</td></tr><tr><td>8. 特別会計・企業会計等の経営健全化</td></tr><tr><td rowspan="4">Ⅲ</td><td rowspan="4">既成概念からの脱却</td><td>9. 公有資産マネジメントの推進</td></tr><tr><td>10. 事務事業のスクラップ＆ビルド</td></tr><tr><td>11. PPP（官民連携）の導入促進</td></tr><tr><td>12. 新たな自治体間連携の検討</td></tr><tr><td rowspan="3">Ⅳ</td><td rowspan="3">市民総活躍によるまちづくり</td><td>13. 地域まちづくり協議会の運営支援</td></tr><tr><td>14. 共助による支え合いの基盤の強化</td></tr><tr><td>15. 協働事業の推進</td></tr></table>	【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換			目 標		重 点 方 針	Ⅰ	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	2. 事務事業構築手法の確立	3. 働き方改革の推進	4. 人財育成システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	Ⅱ	財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	7. 歳出の節減・重点化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	Ⅲ	既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	10. 事務事業のスクラップ＆ビルド	11. PPP（官民連携）の導入促進	12. 新たな自治体間連携の検討	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	14. 共助による支え合いの基盤の強化	15. 協働事業の推進
【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換																														
目 標		重 点 方 針																												
Ⅰ	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供																												
		2. 事務事業構築手法の確立																												
		3. 働き方改革の推進																												
		4. 人財育成システムの改革																												
		5. 新たな公文書管理の改革																												
Ⅱ	財政運営の強化	6. 歳入確保の推進																												
		7. 歳出の節減・重点化																												
		8. 特別会計・企業会計等の経営健全化																												
Ⅲ	既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進																												
		10. 事務事業のスクラップ＆ビルド																												
		11. PPP（官民連携）の導入促進																												
		12. 新たな自治体間連携の検討																												
Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援																												
		14. 共助による支え合いの基盤の強化																												
		15. 協働事業の推進																												

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和3年度については、第3次亀山市行財政改革大綱(令和2年度～令和7年度)の2年目として、行財政改革大綱前期実施計画(令和2年度～令和4年度):82の具体的取組の着実な推進を図るため、令和2年度の実績を分析するとともに、上半期において課題・問題点等も含め、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。 また、学識経験者等で構成する行政改革推進委員会などの会議については、新型コロナウイルス感染拡大の状況下において開催には至らなかったが、行政改革推進委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するすることで推進体制を確保した。
成果	①行政システムの改革として、AI・RPA等の導入推進やマイナンバーカードの交付率の向上に努めるとともに、タブレット端末を用いた電子会議システムの導入による業務改善やペーパーレス化を行った。 ②財政運営の強化として、市税や保育所等利用者負担金などの収納率の向上に努めた。また、農業集落排水事業の経営状況を明確化するために企業会計を導入した。給食費の公会計化を完了した。 ③既成概念からの脱却として、福祉医療費助成事業において市制度の見直しを行い、事務事業のスクラップ＆ビルドを進めた。 ④市民総活躍によるまちづくりとして、コミュニケーションツールを使用して地域まちづくり協議会と市が情報交流を行うことができた。
総合計画推進への寄与度	行財政改革大綱取組の着実な実践により、財源確保と経費削減が図られたことから、総合計画推進に寄与することができた。 【行財政改革による主な効果】 AI・RPA等の導入、マイナンバーカード交付率の向上、収納率の向上、福祉医療費助成制度の見直し、民間賃貸住宅の活用
反省点・課題	コロナ禍において、各取組の進捗等に影響があることは否めないが、第3次行財政改革大綱に掲げる中間(R4末)目標値の達成に向け、前期実施計画に掲げる82の具体的取組を着実に進めていく必要がある。
今後の方向性	引き続き、改革の目的を念頭に置き、市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換の実現に向け、行財政改革を推進する。

■成果指標一覧

成果指標名			現状値 (H30)	実績値 (R3)	目標値 (R7)
		単位			
1	AI・RPA等の導入件数	件	-	15	8
2	マイナンバーカードの交付率	%	9.8	43.6	90.0
3	時間外勤務総時間	時間	42,328	39,839	40,000以下
4	財政調整基金の残高	億円	29.7	23.8	20.0以上
5	経常収支比率(一般会計)	%	86.5	80.6	85.0以下
6	病院事業会計への繰出金(法定外)の額	千円	94,332	10,671	50,000以内
7	スクラップ&ビルドの件数	件	-	2	8
8	民間賃貸住宅を活用した戸数	戸	74	90	134
9	新たな自治体間連携の協議等を行った数	件	-	3	4
10	地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数	地区	-	4	22
11	かめやま人キャンパスを修了した人数	人	-	10	120
12	協働事業提案制度を実施した件数	件	25	29	35

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和3年度取組実績

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署		現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2~R4)
No	名 称					正	副						年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
1	全庁的なA I・R P A等の導入推進	I				行政システムの改革		政策部 DX・行革推進室長	政策部 DX・行革推進室	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想されるなか、的確にサービスを提供し続けなければならない。そのためには、I C Tを活用し、業務の効率化を図る必要がある。	A IやR P A等のI C Tの利活用を検討し、効果の高い定型作業において、業務工程の一部への導入を図る。	A I・R P A等の導入件数：5件	一部の課税業務（個人住民税関係の4業務と、固定資産税関係、軽自動車税関係の計6業務）にA I・R P Aを導入し、業務工程の一部自動化を図った。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税の登記済通知書の入力にR P Aを導入した。	対象業務の拡充	昨年度実施した一部の課税業務に加え、ワクチン接種業務、収納業務、生活保護業務でシナリオ作成を行った。	ワクチン接種業務、収納業務、生活保護業務でシナリオ作成したことにより、昨年度と合わせて15本のシナリオを作成した。収納業務においては、約413時間短縮することができた。	試行導入となっているシナリオを本格導入できるように進める。	継続及び更なる検討	100%
2	課税業務へのA I・R P A等の導入	I				行政システムの改革		総務財政部 税務課長	総務財政部 税務課 市民税グループ、資産税グループ	個人市民税、軽自動車税、固定資産税等において、基幹システムへの入力の件数など定型的業務により、多くの時間を要していることから業務の効率化が求められている。	基幹システムへの入力作業や定型的業務など、業務プロセスをA I・R P A等により自動化を図ることで作業時間の削減を図る。	A I・R P A等の本格導入	個人市民税の事業所宛名新規登録、個人宛名新規登録、給与支払報告書登録、0円申告登録及び軽自動車税の廃車登録、固定資産税の償却資産異動登録のR P Aを導入した。	令和2年度導入の市民税関係業務については、検証環境での動作確認を行った結果、現時点においてR P A導入は効果的でないことが判明した。一方、軽自動車税及び固定資産税関係については、検証環境で動作確認が取れたため本番環境で作業を行った。	令和2年度導入の市民税関係業務については、検証環境での動作確認を行った結果、現時点においてR P A導入は効果的でないことが判明した。一方、軽自動車税及び固定資産税関係については、検証環境で動作確認が取れたため本番環境で作業を行った。	軽自動車税及び固定資産税関係については、当初賦課に向け年度末には基幹システムへの多量のデータ入力作業が発生するが、自動化することにより、作業時間の削減につなげることができた。	R P A導入に効果的でないことが判明した市民税関係業務については、新たにR P Aに適合する業務として特別徴収事務に係る異動届出書が県下統一となったことから、異動入力について、他市町の事例を参考にR P A導入に向けた検討の必要がある。	・本格導入 ・新たな導入事例の検討	100%
3	マイナンバーカードの交付率の向上	I				行政システムの改革		市民文化部長	市民文化部長 市民課長	「デジタルガバメント閣僚会議」において、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードの保有することを想定し、全市区町村において「交付円滑化計画」の策定を推進することなどが盛り込まれた国の方針が決定されたことに伴い、マイナンバーカードの交付率の向上に努める必要がある。	令和元年度中に策定する予定の「マイナンバーカード交付円滑化計画（仮称）」に基づき、マイナンバーカードの交付率の向上に努める。	マイナンバーカードの交付率：80.0%	毎月第2・4日曜日の午後、毎週木曜日の夜間等時間外交付窓口を開設、本庁に専用窓口新設、統合端末2台増設、行政専門員3名へ増員、商業施設等へ出張申請、本庁特設会場で申請受付実施、行政情報番組、市広報等で取得促進に取り組んだ。	交付率向上に向けた取組	毎月第2・4日曜午後、毎週木曜夜間等に時間外で交付受付、申請者に1,000円分のクーポン進呈キャンペーンを実施し、各地区・学校、期日前投票所等で特設申請受付を行うとともに、あいあい施設内及び新型コロナウイルスワクチン接種会場へのパンフレット、ポスター設置、行政情報番組、市広報等で周知し取得促進に取り組んだ。	交付体制の充実、交付時間の拡大、出張申請の実施、各種広報活動に積極的に取り組んだ結果、一昨年度末27.97%から年度末交付率は43.62%まで向上させることができた。	国においては、令和4年度末にほとんどの住民が保有することを想定しているが、生活に欠かせないレベルまでの施策として活用等機能の拡大が必要だと考えられる。マイナンバーカードの交付については、活用の相談等に対応できる職員体制とともに、申請時又は受取時に窓口での手続きが必要となるため、申請機会の拡大、継続した勧奨活動の取り組みが必要となる。	・交付率向上に向けた取組 ・目標指標の達成	75%
4	保育現場へのI C T機器等の導入	I				行政システムの改革		健康福祉部長	健康福祉部 子ども未来課 子ども総務グループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所等の利用意向の高まりが予想されるなか、保育士不足の深刻化など、保育現場で働くことへの負担軽減が求められる。	保育現場へのI C T機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R1年度比：10%削減）	内部での保育システムの研究を行い、選定準備を進めた。	・機能導入 ・導入機能による実践	昨年度に引き続き、保育システム選定のための研究を行い、保育現場の労働環境向上に向けた検討を行っている。	保育システムの選定を進め、保育現場の労働環境向上に向けた検討ができた。	スムーズなシステム運用ができるよう、システムを利用する保護者への十分な説明を行う必要がある。	導入機能による実践	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)	
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
5	図書館整備におけるAI・RPA等の導入	1	行政システムの改革	1	ICTを活用した市民サービスの提供	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育グループ	昭和55年の開館以来、施設総体の老朽化、学習室の不足、図書館サービスの制約、アクセスの悪さ等の様々な課題があるにも関わらず、最先端技術等の導入による利便性充実や効率化が進んでいない。	駅前に整備する新図書館において、AI・RPA等を導入することで膨大なデータの蓄積が可能となり、利用者からのレファレンスへの対応など利便性充実を図る。また従来、職員が手作業で実施していた蔵書点検などの効率化を図る。	新図書館へのAI・RPA等の導入実現	令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本方針」において定めた『先進技術導入による省力化』のICT化の取組に基づき、新図書館整備に伴うシステム整備の検討を行った。	・導入事例の調査、検討 ・設計 ・工事	令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本方針」において定めた『先進技術導入による省力化』のICT化の取組に基づき、新図書館整備に伴うシステム整備の検討を行い、新年度において必要な予算措置を行った。	新図書館のシステム整備において、具体的にICTタグの導入、自動貸出機、BDS（盗難防止装置）等の導入を進めることにより、蔵書管理の効率化が図れるとともに、図書館利用者の利便性が向上する。	新図書館開館に向けて、予算の範囲内でシステム整備を進める必要がある。	供用開始	100%
6	行政評価システムの再構築	1	行政システムの改革	2	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部 政策推進課 政策調整グループ	平成20年度から行政評価システムを運用するなか、これまでも施策・事業の効果的かつ効率的な推進に向けて、システムの見直しや充実を図ってきたところであり、今後においても、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。	現行の行政評価システムを検証し、事務量と効果のバランスも踏まえた上で、評価システムを改訂する。	行政評価システムの改訂	現行の評価システムについて、システム運用上の課題や今後継続していくべき事項等について、洗い出しを行った。	・現行評価システムの検証 ・行政評価システムの見直し検討	PDCAサイクルにおけるC（チェック）からA（アクション）への効果的な展開が図れる評価システムとなるよう、再構築に向けた検討を行った。	「評価に必要な情報量の確保やその精度の向上」と「評価システムの簡素化」とのバランスを出来る限り考慮した行政評価システムの再構築に向けた検討を進めることができた。	行政評価の結果を、第2次総合計画後期基本計画に掲げた施策の効果的・効率的な推進につなげるため、政策部門と財政部門の連携が必要となる。	行政評価システムの改訂	50%
7	事務事業の採択及び再編手法の検討	1	行政システムの改革	2	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部 政策推進課 政策調整グループ	持続可能な行財政運営にあたり、事務事業の妥当性等を検証し、「選択と集中」による事務事業の効率化・重点化を進める必要がある。	第2次総合計画後期基本計画第1次実施計画の策定に向けて、施策推進に寄与する効率的・効果的な事務事業の採択や再編手法を確立し、新規事業の採択等に活用する。	事業の採択・再編手法の確立	第1次実施計画に位置付ける主要事業の採択に当たり、事前評価工程を見直すことにより事務事業の重点化等を図ることができる手法について、その可能性を検討した。	・事務事業の採択・再編手法の確立 ・当該手法の活用による事務事業の採択	実施計画を構成する主要事業の要求時に、事業毎に必要な、適時性等の5項目による事前評価を行うとともに、継続的に取り組む事業については、事業の見直し及び事務事業評価結果の活用について確認した。	施策推進や財政運営に影響を及ぼす主要事業について、その企画・計画段階において事業の必要性や事業手法の効率性等を検証することにより、事業の規模及び手法の適正化等を図ることができた。	主要事業の事前評価については、担当課による自己評価であるため、より客観的な視点からの評価も検討していく必要がある。	後期基本計画実施計画に位置付けた事業の推進	75%
8	亀山版SDGsの確立	1	行政システムの改革	2	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部 政策推進課 政策調整グループ	持続可能なまちづくりの実現に向けて、世界水準のSDGs（持続可能な開発目標）を本市の実情に沿った形に適応させながら今後の政策展開に活用していく必要がある。	本市の状況を考慮した目標（ゴール）設定やSDGsの重要な側面である「経済・環境・社会」を統合的に捉えた全体最適の考え方などSDGsの視点も踏まえた計画・事業立案の在り方を確立する。	「亀山版SDGs」の確立	本市におけるSDGsの取組方向等を整理するに当たり、前期基本計画の「施策の方向」ごとにSDGsのゴール等との関連を検証するとともに、他自治体の事例等も踏まえて、後期基本計画等への展開方策について検討を行った。	「亀山版SDGs」の検討及び確立	自治体SDGsの確立に向け、後期基本計画案に基本施策毎のSDGs達成目標を明示し、総合計画上の位置付けを行った。	SDGs達成目標を位置付けた後期基本計画案を取りまとめ、亀山版SDGsの確立のための基礎資料を整備することができた。	自治体SDGsの推進を含めた後期基本計画の計画管理の在り方について、更に具体的に検討していく必要がある。	「亀山版SDGs」の確立及び推進	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
9	働き方の意識改革	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進に向け、労働時間の長さよりも業績や業務効率化を重視する職場環境へ転換を図ることが必要とされる。	各所属において業務に係るマニュアルを作成し、共有する。	全職場においてマニュアル作成	令和2年2月18日付けで通知した「令和元年度定期監査結果に基づく措置に係る業務マニュアルの作成について」により、様式例を示した。各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成を進めているところである。	全庁的なマニュアルの作成（導入）	各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成を進めている。	各所属においては、随時それぞれの業務に合ったマニュアルの作成をしている。	各所属において継続的にマニュアルを見直すとともに、新たな業務が発生した場合など随時作成を必要とする。	作成したマニュアルの見直し及び充実	100%
10	時間外勤務時間の削減	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。	職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月45時間、年間360時間と規定されたことから、これらを越えないようマネジメントを実施する。	年間時間外勤務時間360時間超え：0人	平成31年4月15日付けで通知した「時間外勤務の取扱いについて」により、各所属において職員の労働時間管理を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により業務の減った部署がある反面、業務が増大した一部の部署においては労働時間の管理が難しくなった。	前年度の実施状況を踏まえ、目標達成に向けてのマネジメントを実施	令和3年8月2日付けで通知した「令和3年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	本年度においても新型コロナウイルス感染症の緊急対応を要する業務が継続しており、360時間を超える職員が昨年度より増加した。	目標達成に向け取り組んでいるが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の減った部署がある反面、業務が増大している。	取組の継続	75%
11	有給休暇の取得促進	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	民間労働法制の改正により、民間企業においては、平成31年4月から労働者に対して年間5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられ、国家公務員においても、職員の年5日以上の年次有給休暇取得を確実にするための取組を行っている。市職員についてもワーク・ライフ・バランス推進の観点から年次有給休暇の取得を促進する必要がある。	亀山市特定事業主行動計画を改訂し、ワークライフバランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	全職員の年次有給休暇の取得日：5日以上	令和2年6月10日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。	・年次有給休暇計画表による取得促進 ・記念日休暇の導入の検討	令和3年6月11日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。	所属長に年次有給休暇の取得状況を説明する等、目標達成に向けて取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響で業務が増大し、年次有給休暇の取得日が5日未満の職員が昨年より増加した。	新型コロナウイルス感染症の影響で、業務が増大している部署については、取得が困難なところもある。	・年次有給休暇計画表による取得促進 ・記念日休暇の導入の検討	75%
12	定員適正化の推進	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	厳しい財政状況が続くことが見込まれるなか、市民のニーズに対応した行政サービスを行うため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。	第4次亀山市定員適正化計画を策定し、真に正規職員の配置が必要な職については、計画に基づき正規職員の配置を実施し、適正な定員管理を行う。また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する。	定員適正化計画に基づき、職員の適正な定員管理と配置	定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから、PT及び新型コロナウイルス感染症接種室を設置したが、正規職員を増やすことなく対応した。	業務内容や業務量の変化を把握し、適切な人員配置を行う	定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから設置したPTを継続した。	定員適正化計画に基づき計画的な職員採用を行い、正規職員の配置を実施した。	昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策など緊急対応を要する業務への人的な措置が課題である。	業務内容や業務量の変化を把握し、適切な人員配置を行う	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2－R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
13	人事評価制度の再構築	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	人事評価制度は、評価結果を給与・昇格等に反映させることにより、職員のモチベーション向上に繋げるものであることから、評価結果の正確性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映する必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討のうえ、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。	評価結果の処遇反映の実施	令和2年9月に県内各市の状況を調査し、その状況を踏まえ、本市の制度設計に着手した。	評価結果の正確性を担保するための制度運用	人材育成等専門家による人事評価結果の活用に係る研修に参加し、人事評価の課題について専門家と意見交換を行った。	公正性を担保するまでには至っていない。	人事評価の調整会議を行う等、公正性を担保する取組が必要である。	処遇反映	50%
14	職務に必要な資格保持者の養成	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	消防部長	消防総務課長	消防本部 消防総務課 総務・消防団グループ	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多種多様化する災害への確かな対応を継続していくためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていく必要がある。	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成する。また、救急救命士の救急車搭乗率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。	資格保持者を養成し、適正な人員配置ができています	職員2人が中型免許を取得し、消防車両の機関員が養成できた。一方、救急救命士の養成については、予定していた研修所派遣による救急救命士の養成は不可能となったが、国家試験の受験資格を有する職員1人が受験し合格した。	消防車両機関員、救急救命士の養成	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	計画どおり資格保持者の養成が図れたことにより、適正な人員配置ができた。	消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	消防車両機関員、救急救命士の養成	75%
15	学校における「統合型校務支援システム」の導入	I	行政システムの改革	3	働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局 学校教育課 学事教職員グループ、教育研究グループ	学校における働き方改革を進めているが、現状、教員の多忙化の改善は難しく、喫緊の課題である。また、文部科学省策定の「教育のICT化に向けた環境整備5箇年計画(2018～2022年度)」の中で、教職員の業務負担軽減と教育の質的向上を目指して「統合型校務支援システム」の100%整備が掲げられており、学校におけるICT環境の整備は県内を含め全国的に加速している。	学校における各種集計作業・帳簿作成作業等の効率化、情報一元管理や共有に資する「統合型校務支援システム」に関して、他県他市町における導入・活用状況、費用・効果等について情報収集し、導入に向けた検討・準備を進める。	市内各小中学校における「統合型校務支援システム」の導入率：100%	令和2年5月より、PCログを活用した教職員の勤務状況の把握を開始、毎月個々の勤務時間等を確認している。統合型校務支援システムに関しては、県内の導入状況及び使用するソフトウェアについて情報収集を行った。	・教職員の勤務状況の把握 ・統合型校務支援システムの導入検討と準備	令和3年度も引き続きPCログによる教職員のうちの最優先事項と位置づけ、後期基本計画や学校教育ビジョンに施策として記載するよう調整している。また、学校における働き方改革が推進するよう何を最優先に考え、どのように運用していくか計画を立て、令和4年度の導入、運用にむけ準備を行う。	統合型校務支援システムの導入を教育課題のうちの最優先事項と位置づけ、後期基本計画や学校教育ビジョンに施策として記載するよう調整している。また、学校における働き方改革が推進するよう何を最優先に考え、どのように運用していくか計画を立て、令和4年度の導入、運用にむけ準備を行う。	データの移行及び、学校への周知、研修の徹底等が必要となることから、実際の運用は3学期からとなる見通しである。学校現場で混乱が生じないよう、また一部の担当に業務が偏ることのないよう、使用する機能を絞り、順次運用できるよう工夫が必要である。	・統合型校務支援システムの導入 ・システム活用に関する研修の実施	75%
16	モチベーションを高める職場環境の推進	I	行政システムの改革	4	人材育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	平成30年度実施の3層体制による組織・機構については、中間層であるグループリーダーの育成に繋がっているが、組織全体における「仕事のやりがい」や「モチベーション向上」について、更に高めていく必要がある。	グループリーダーを始めとする中間層に対するマネジメント能力向上の研修及び組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職員に対する研修を実施する。また、組織・機構についても継続して検証を実施する。	「自己申告」における「仕事のやりがいがある・コミュニケーションが取れている」：60%	グループリーダーについては昨年度に引き続き人事評価研修を実施した。しかし、管理職及びグループリーダーへの市独自研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。組織・機構についての検証は、所属長に対するヒアリングを行った。	・職員研修の実施 ・組織機構改革の検証	組織・機構の改革については、各所属にヒアリングを実施するなど、検証結果を踏まえて見直しを行った。研修については、課長級やGLを対象とした研修を実施できなかった。	令和4年度から新たな組織・機構とする。新型コロナウイルス感染症の影響で本年度においても独自研修の実施は困難な状況である。	組織・機構については、各所属間の業務の調整が必要になってくる。研修については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮する必要がある。	・職員研修の実施 ・組織機構改革の検証	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2～R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
17	構想力を高める研修の実施	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部 部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	人口減少と高齢化が益々進展していくことが予想される中で、自治体職員については分野横断的に、地域や組織の枠を超えて、行政の在り方を見直す構想力を身に付けることが求められることから、そのための人材を育成する必要がある。	多様化する行政ニーズに対応できる情報発信力、企画提案力、分野横断的に施策を創造できる構想力を高める研修を実施する。	各種研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修（三重県市町総合事務組合主催）や広域・派遣研修などは中止又は人員を減らしての実施となった。	研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、能力向上研修（三重県市町総合事務組合主催）が延期や人数を減らしての実施、広域・派遣研修などが中止となったものもあった。	新型コロナウイルス感染症の影響で研修の実施、参加が困難な状況が続いている。	外的要因により、研修実施が困難な場合は、計画の見直しが必要である。	研修の実施及び検証	50%
18	階層別研修体系の構築・充実	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部 部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	人材育成基本方針に基づき研修を実施しているが、職員一人ひとりがいつまでにもどのようなスキルを身に付ける必要があるのかを、体系的に把握できていない。	職員に実施する研修が、キャリア形成に繋がるよう体系的なものとして構築し、その上で、職員自身が受講していくべき研修が分かるように見える化を図る。また、男女の区別なく管理職を目指す意識醸成のための研修を実施する。	キャリア形成に繋がる研修体系の構築及び研修の実施	人材育成基本方針に規定されている研修体系の階層別研修について、現在実施している研修を分類した。	研修体系に基づく研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修（三重県市町総合事務組合主催）が延期や人数を減らしての実施となった。	新型コロナウイルス感染症の影響で本年度においても研修の実施、参加が困難な状況が続いている。	外的要因により、研修実施が困難な場合は、計画の見直しが必要である。	研修体系に基づく研修の実施	25%
19	行政課題に対応できる人材育成研修の実施	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部 部長	総務課長	総務財政部 総務課 人事給与グループ	急速にＩＣＴ技術が発展する状況の中で、今後予測されるＡＩの利活用が一般化する時代において、職員として求められる能力を身に付ける必要がある。	コミュニケーション能力やコーチングなどの対人関係能力などを身に付ける研修を実施する。また、人材育成基本方針の見直しを実施する。	各種研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修（三重県市町総合事務組合主催）や広域・派遣研修などは中止又は人員を減らしての実施となった。また、人材育成基本方針の見直しに着手した。	コミュニケーション能力やコーチングなどの対人関係能力を習得するための研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、能力向上研修（三重県市町総合事務組合主催）が延期や人数を減らしての実施となった。	新型コロナウイルス感染症の影響で研修の実施、参加が困難な状況である。	外的要因により、研修実施が困難な場合は、計画の見直しが必要である。	デジタルツールの導入状況に応じ、人材育成基本方針の見直し	25%
20	コンプライアンス意識の徹底	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部 部長	総務課長	総務財政部 総務課 法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明で市民から信頼される市政を確立するため、職員コンプライアンス条例等を制定し制度を構築した。そのため、この制度の運用を徹底する必要がある。	職員コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、職員コンプライアンスに関する状況及び講じた措置について公表する。	定期的な状況公表の実施	コンプライアンス推進会議の開催を行った。また、亀山市職員コンプライアンス条例等を運用する中で、問題があったため、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正及び亀山市職員コンプライアンスハンドブックの見直しを行った。	・職員研修の実施 ・コンプライアンス推進会議の開催 ・職員のコンプライアンスに関する状況等の公表	職員のコンプライアンスに関する状況を調査し、結果を組織内部に公表した。	職員のコンプライアンスに関する意識は高まっていると判断できる結果を得た。	職員のコンプライアンスに関する状況の調査結果を分析し、コンプライアンス推進会議等において検討した上で、その手法の見直しを図るとともに、職員研修に反映させる必要がある。	・職員研修の実施 ・コンプライアンス推進会議の開催 ・職員のコンプライアンスに関する状況等の公表	100%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2~R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
21	コンプライアンス制度の適正な運用	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	総務財政部 部長	総務課長	総務財政部 総務課 法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明で市民から信頼される市政を確立するため、職員コンプライアンス条例等を制定し制度を構築した。そのため、この制度の運用を徹底する必要がある。	職員コンプライアンス制度の浸透を図るため、働きかけ行為(要望等及び不当要求)に関する記録と上司への報告の実施について、定期的に周知を行う。	働きかけ行為に関する報告件数：10件以上／年	働きかけ行為に関する報告は、0件であった(明らかに働きかけ行為ではないと判断できるものだけであった。)	働きかけ行為等に関する周知と取りまとめ	上半期と下半期にわけ、働きかけ行為の記録の有無について調査を行った。	本年度における働きかけ行為に関する記録は6件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は0件であった。	働きかけ行為等に該当するかどうかの判断が適切になされているか判断するための事例収集が十分ではない可能性がある。	働きかけ行為等に関する周知と取りまとめ	75%
22	効率的・効果的な教職員研修システム改革	I	行政システムの改革	4	人財育成システムの改革	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局 学校教育課 教育研究グループ	亀山市教育関係職員の研修方針に沿って、「教職員の資質・指導力の向上」「今日の教育課題に対応した実践力の向上」を一層行い、新学習指導要領改訂に合わせた授業改革等に取り組む必要がある。	各学校個別のテーマ、あるいは全学校共通のテーマなど、学校や個々の教職員の研修ニーズを把握し、より多くの教職員が多様な研修を受けられるよう、外部講師の効率的な招聘計画立案や、学校の枠を超えた研修会の相互乗り入れの機会づくり等、効率的・効果的な教職員研修の在り方の検討を行う。	各校及び市教委の外部講師招聘研修会等への教職員の参加機会や選択幅の拡大を行った。	各校区別の研修主題を設定することができた。また、学校間の研修会の情報共有を行うことで、他校の研修会に参加することができる体制づくりを行った。	・中学校区別の研修計画の作成 ・外部講師招聘による研修会の整理	各校区別の研修主題を設定することができた。また、中学校区別の研修計画の作成を行った。学校間の研修会の情報共有を行うことができた。	中学校区別、学校別に研修計画を作成し研修を行う形が整う。外部講師招聘による研修の他校への参加ができる体制を整える。	コロナウイルス感染症下において、感染状況によっては、他校への訪問リスクが生じる。	・中学校区別の研修計画の作成 ・外部講師招聘による研修会の整理(先進校視察)	75%
23	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	総務財政部 部長	総務課長	総務財政部 総務課 法務統計グループ	公文書のライフサイクルごとの課題についての洗い出しを行ったところ、メール文書の取扱いについて文書取扱規程うえ、明確でない状態にあり、規程の見直しも含めて検討が必要である。また、職員の公文書管理に対する意識や実態を把握するためにアンケート及び調査を行ったところ、各課保管簿冊の管理が不十分な点があること及び保管スペースが十分に確保できていない状況にあったため、その改善が必要である。	公文書管理に関する調査等を実施し、結果を踏まえた上で、公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理手法を構築する。	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	公文書のライフサイクルごとの課題を洗い出した。	・公文書管理に関する調査等を実施 ・公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理手法の検討	公文書のライフサイクルごとの課題を洗い出した。	新庁舎における公文書を保管するスペースを確保する必要があることから、公文書を電磁的に保管する方法を導入することなど、公文書の管理に関する手法そのものについても見直すこととなった。	公文書を電磁的に保管する方法の導入などに即した、例規の見直しなどが必要となる。	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施	50%
24	公文書ペーパーレス化の推進	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	政策部長、総務財政部部長	DX・行革推進室長、総務課長	政策部 DX・行革推進室、総務財政部 総務課 法務統計グループ	毎年公文書の作成等のため使用する紙の量は、廃棄書類を含め大量に発生している。適正な公文書の管理とともに省資源・コスト削減の両面から、改善が必要である。	公文書の電子化を進めるためモバイル端末を会議で活用することにより、ペーパーレス化を検討する。	OA用紙の使用料：5%削減	令和元年度に整備した西庁舎3階の会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築と、モバイル端末及び電子会議システム導入の準備を行った。	モバイル端末の導入	西庁舎3階会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築を行った。また、市議会の会議等のペーパーレス化を推進するため、議会参与発令者へのタブレット端末を配付及び電子会議システム導入を行った。	西庁舎3階の会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築を行った。また、市議会令和3年12月定例会からタブレット端末による電子会議システムの運用を開始した。	特になし	モバイル端末活用継続と検証	100%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
25	公文書の管理の在り方検討	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	総務財政部 部長	総務課長	総務財政部 総務課 法務統計グループ	事務事業に係る相手方との協議内容等について、公文書としてどのように管理するか明確に規定されていない状況にある。適切に公文書として保管するため、一定のルールづくりが必要となっている。	事業者及び市民等との協議や相談内容に係る記録について、公文書として管理する規定を整備する。	協議内容等の文書に係る公文書としての規定整備	事業者及び市民等との協議等を公文書として取扱う範囲等を洗い出している。	規定による運用	事業者及び市民等との協議等を公文書として取扱う範囲等について検討した。	協議内容等の記録については、意思形成の過程のひとつにすぎないものもあり、その全てを文書管理システムで管理することは難しいと判断した。	事業者及び市民等との協議や相談内容をどの位記録するかを検討を進める必要がある。	規定による運用	25%
26	資金運用による財源確保	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部 部長	財務課長	総務財政部 財務課 財政グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率的・効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。	平成30年7月に改訂した亀山市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。	運用収益の確保	債券を取り扱う証券会社から市に有意な情報の収集を行い、新たな債券を購入した。また、定期的に現価を確認し、売却できる時期を確認した。	地方債等債券による資金運用	30億円で債券の運用を行った。	利息収入として年間約860万円を確保する運用を行った。	利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。	地方債等債券による資金運用	100%
27	普通財産の有効活用・売却	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部 部長	財務課長	総務財政部 財務課 契約管財グループ	市が保有する普通財産において草刈り等の維持管理経費が必要であるため、その負担軽減のために貸付や不要な財産について処分が必要である。	普通財産の内、未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。	普通財産の貸付・売却	公売により旧サカエ建設(土地・建物)を売却した。貸付(有償)については、土地10件、建物1件の新規貸付を行った。	未利用地の貸付、不要財産の売却	未利用地の貸付を行うとともに、山林及び建物の新規貸付について相手方と協議を行った。また、旧市営住宅跡地を普通財産に所管替えするにあたり、関係課と手続き等の協議を行った。	新規7件を含む36件の未利用地及び建物の貸付(有償)を行った。また、今後、用途廃止により普通財産となる未利用地の現況把握ができたことで、今後の貸付・売却につなげることができた。	貸付や売却が可能な財産については条件を整理し公売等の手続きを進めるとともに、定期的に未利用地の現況を確認し台帳情報を更新していく必要がある。	未利用地の貸付、不要財産の売却	50%
28	特別徴収事業所の拡大	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部 部長	税務課長	総務財政部 税務課 市民税グループ	地方税法第321条の3給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、給与支払の際、市・県民税の特別徴収をしなければならないこととされていることから特別徴収制度の周知と義務の徹底を図る必要がある。	現在、従業員3人以上の事業所は原則特別徴収義務者として指定しているが、今後も指定の継続を行うとともに従業員2人以上の事業所への拡大検討を行う。	従業員2人以上の事業所への特別徴収義務者指定	・従業員3人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底 ・従業員2人以上の事業所への拡大検討を行い、普通徴収への切替理由の基準を改正し、特別徴収義務を拡大した。	・従業員3人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底 ・費用対効果も含め従業員2人以上の事業所に拡大検討	普通徴収への切替理由を県下統一の要件と整合させるため、特別徴収義務者の指定を従業員2人以上の事業所に拡大した。また、普通徴収への切替理由書についても普通徴収にできる理由の項目変更を行った上で事業所に通知した。	特別徴収義務者指定の要件を県下統一要件と合わせることで法定要件を遵守し、収率率の向上につなげることができた。	従業員が少数で特別徴収事務に不慣れな事業所に対しては、引き続き特別徴収事務の指導と制度の理解に向けた丁寧な説明が必要である。	・従業員2人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底	100%
29	市税(現年分)の収率率の向上	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部 部長	税務課長	総務財政部 税務課 収納対策グループ	県内トップクラスの収率率に向け、加速するキャッシュレス決済などの社会経済情勢の変化に対応すい、収率率の向上に向けて取り組む必要性がある。	県内トップクラスの収率率に向け、加速するキャッシュレス決済などの社会経済情勢の変化に対応すい、収率率の向上に向けて取り組む必要性がある。	収率率：99.20%	4月1日よりスマートフォンアプリ収納を開始し、広報紙に掲載するなど周知に努めた。クレジット収納について検討し、令和4年以降の継続を決めた。現年収率率に関しては、新型コロナウイルス感染症の経済への影響などから、97.97%となった。	収率率向上に向けた取組 ・キャッシュレス社会に対応した新たな収納方法の検討	令和4年度当初よりクレジット収納事業者を変更するため、収納システム事業者とも協議を行い、システム改修などの具体的な作業内容を決めた。現年収率率は、99.23%となっており、順調に徴収できた。	令和4年度当初より新たなクレジット収納が可能となり、それに伴い、ネットバンキングでの納付も可能となった。現年収率率に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が心配されたが、目標値を達成した。	共通納税システムの税目拡大など、国が進める電子申告、電子納税の体制が整いつつある中で、市独自で進めてきた電子納税の環境をどうしていくのかの見極めが重要となっている。	収率率向上に向けた取組 ・キャッシュレス社会に対応した新たな収納方法の検討	100%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2~R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
30	市の債権の適正管理	Ⅱ	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部 税務課 収納対策グループ	債権回収の根拠となる法律が異なるため、税の滞納整理手法をそのまま用いることができず、個人情報の共有も難しいが、財政の健全化を進めるうえで、全庁的な債権の適正管理に努め、公平な負担による収入の確保することは必要である。	私債権対策会議(年3回)、滞納整理機動班会議(年3回)、滞納処分等判定委員会(毎月)を実施し、担当課化を進めるうえで、全庁的な債権の適正管理方針等の検討を行う。	検討結果に基づき、市の債権の適正管理を実施	私債権対策会議(3回)、滞納整理機動班会議(3回)、滞納処分等判定委員会(12回)を開催した。次年度以降の会議のあり方を意見し、滞納処分等判定委員会を中心に私債権部会、公債権部会を設置し、それぞれ年4回の開催とした。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	それぞれの会議の在り方を見直し、私債権対策会議を私債権部会に、滞納整理機動班会議を公債権部会とし、滞納処分等判定委員会下部組織として位置付けた。すべて年4回会議を開催した。	各部会で協議した事項を判定委員会に諮る体制となり、それぞれ年4回の会議を開催し、債権回収の問題点や困難案件の洗い出しとその解決の方向性についての協議までできるようになった。	会議の目的がより明確になり、債権回収の問題点や困難案件の洗い出しとその解決の方向性についての協議までできるようになったが、着手は担当課に委ねられるため、実行性が低いことが課題である。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	100%
31	保育所等利用者負担金(現年分)の収納率の向上	Ⅱ	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	健康福祉部長	子ども未来課長	健康福祉部 子ども未来課 子ども総務グループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の収納率向上を図る。	収納率：99.80%	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率向上に取り組んだ。(収納率：99.16%)	収納率向上に向けた取組	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率向上に取り組んだ。(収納率：99.23%)	目標指標には届かなかったが、前年度の収納率は上回った。	現年度分・過年度分ともに滞納している滞納者についての回収を進める必要がある。	収納率向上に向けた取組	75%
32	企業立地の推進	Ⅱ	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部 商工観光課 商工業振興グループ	県内本線が開通した新名神高速道路など高速道路が結節する利便な交通アクセス、さらにはリニア駅の誘致など、本市の立地環境におけるポテンシャルは今後、さらに高まるものと考えられ、引き続き、既存企業の事業拡充への支援及び亀山・関テクノヒルズ新分譲地等への企業誘致を進める必要がある。	企業情報等の把握に努め、企業立地優遇制度のPR等を積極的に実施し、企業誘致活動を進める。亀山・関テクノヒルズ新分譲地10区画については、令和元年度末時点で、8区画の進出が決定しており、残2区画への企業誘致を推進する。	亀山・関テクノヒルズ新分譲地10区画完売	亀山・関テクノヒルズに進出した2社に対し、奨励措置指定事業者の指定を行った。また、県や産業団地開発主体等と連携し、産業振興奨励制度をPRしながら、積極的に企業誘致活動を行った。	企業情報の把握や企業立地優遇制度の見直し	県や産業団地開発主体等と連携し、産業振興奨励制度をPRしながら、企業誘致活動を行った。また、令和3年度末で終了する同制度の改正に向け検証を行った。さらに、新たな産業団地の開発に向け、水運用調査を実施した。	令和3年11月に新たに1社との立地協定締結と、亀山・関テクノヒルズ以外にも企業誘致を行った。また、産業振興条例の改正に向けた調査しながら制度内容の検討を行った。さらに、新たな産業団地の開発を行うため、専門業者に委託して水運用調査を行った。	亀山・関テクノヒルズの残り区画が少ないことから、新たな産業団地の開発に向けた検討を行う必要があり、特にその中でも供給する水の問題について継続して調査する必要がある。	企業情報の把握や新たな企業立地優遇制度のPR及び実施	100%
33	地籍調査事業に係る補助金等財源の確保	Ⅱ	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	建設部長	土木課長	建設部 土木課 用地グループ	令和元年度の地籍調査事業の高い交付率での県支出金の一部終了するなど、国・県の補助金制度の変更により、財源確保が困難となってきた。(減少してきている)	主要事業である地籍調査事業と狭あい道路後退用地整備事業の国・県の補助金制度の変更等の動きを敏速にとらえて、より有利な補助金制度を選択することにより、財源確保に努める。	有利な補助金等の活用	令和元年度に配分率の低い負担金(3,906千円)に変更されたことから、県への増額要望の結果、令和2年度においては、配分率の高い交付金(12,153千円)が認められ、補助率が大幅に増加した。	より有利な補助金制度利用の検討	補助金の追加交付を得られたが、事業規模拡大により事業費の全額執行が年度内に執行ができず、翌年度へ繰越しとなった。	補助金の追加交付を受け、調査地区の追加(木崎町南0.05m2)ができた。	特になし	より有利な補助金制度利用の検討	100%
34	公営市営住宅使用料(現年分)の収納率の向上	Ⅱ	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	建設部長	建築住宅課長	建設部 建築住宅課 住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者に対し供給しており、低所得で生活に困窮している状況であるが、納付者の収納意識の向上を図り、収納率の向上に向けて取り組む必要がある。	督促状、催告書の送付の継続や各戸訪問など、また、分割支払いなど柔軟な対応により、収納率の向上を図る。	収納率：97.00%	前年度は95.5%の収納率であり、今年度については96.1%の収納率であった。	収納率向上に向けた取組の継続	定期的に、滞納者へ督促状、催告書の送付、各戸訪問を行い納付相談や指導を行った。	収納率：96.6%	物価上昇、新型コロナウイルス感染症等の社会経済状況の変化により、個々の事情に応じた細やかな納付相談や対応が課題である。	収納率向上に向けた取組の継続	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2～R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度		令和4年度		全体進捗率 (R2～R4)	
No	名 称					正	副					年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	取 組 効 果	課 題 ・ 問 題 点	年 度 計 画	
35	医業未収金の徴収対策	Ⅱ	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター 地域医療部 病院総務課 医事グループ	未納者に対し支払を促す文書を送付するとともに、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、未収金の減少に努めている。今後は、顧問弁護士に回収を委託する未収金について、従来は委託対象としていなかった案件も委託対象とするなどの検討が必要である。	顧問弁護士に回収を委託する未収金は、従来は回収が困難な未収金のうち過年度分のもをを対象としていたが、現年度分の未収金についても委託対象とするなど見直しを進める。	収納率：90.00%	未納者に対して支払いを促す文書を送付するとともに、顧問弁護士に回収業務を引き続き委託することで未収金減少に努めた結果、約80%の収納率を達成した。	顧問弁護士に回収を委託する未収金の対象範囲の検討及び見直し	現年度の未収金は随時発生するため、弁護士への回収を依頼する時期等の対象設定の検討が遅れている。また、医療費のお知らせを送付するなど、収納率の向上に努めたが、現年度収納率は81.59%で目標達成には至らなかった。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一般の患者と動線を分けることで、発熱外来やPCR検査に係る診療費を後日納付としているため未収金が発生しやすい運用となってしまった。	顧問弁護士に回収を委託する未収金の対象範囲の検討及び見直し	75%	
36	統一的な基準による地方公会計の活用	Ⅱ	財政運営の強化	7	歳出の節減・重点化	総務財政部長	財務課長	総務財政部 財務課 財政グループ	総務省から地方公共団体に対して、平成29年度末までに作成を要請されていた統一的な基準による財務書類については、平成30年度分まで既に作成しているが、この財務書類を今後の予算編成に活用していく必要がある。	作成した財務書類の分析を行い、将来負担等を明らかにしたうえで予算編成に活用する。	財務書類を予算編成へ活用	統一的な基準による財務書類を活用することで、将来負担等の比率の分析を行った。	財務書類の分析と予算編成への活用	統一的な基準による財務書類を用いて得られる指標を分析し、類似団体との比較を行った。	分析結果を踏まえた予算編成の基礎資料として活用した。	統一的な基準による財務書類の作成が平成29年度以降であるため、令和3年度決算の指標分析により、5年分の分析ができる。	財務書類の分析と予算編成への活用	100%
37	公共料金の支払一元化の検討	Ⅱ	財政運営の強化	7	歳出の節減・重点化	会計管理者	—	会計課 出納グループ	公共料金の支払い方法について、事業別予算のため各課で執行しており、起票後会計課へ回付し支払を行っているため、各課での起票及び会計課での審査に時間を要している。また、支払い後の伝票処理や領収書貼り付け作業などの会計事務の効率化が必要である。	公共料金明細のデータを財務会計システムに取り込み、1つの部署で一括起票して支払うことによる事務の効率化を検討する。	公共料金の支払一元化の方向性を決定	現在使用している財務会計システムの次回更新が令和4年10月であることから、令和3年中に事務フローの確認と併せ部署の検討を行うこととした。	事務フローの確認及び調査	現在使用している財務会計システムの次回更新が令和5年10月まで延長されるため、令和4年度に事務フローの確認を行うこととした。	令和3年度中の進捗はなかったが、令和5年の財務会計システムの更新に合わせた実施に向けて、スケジュールの確認ができた。	更新後の財務会計システムの仕様の検討に合わせシステム管理部门と情報を共有する必要がある。また、どの部署が予算執行するなど、公共料金の契約等も合わせて、財務課と協議する必要がある。	財務会計システム改修検討	0%
38	地域特産品発掘等事業の見直し	Ⅱ	財政運営の強化	7	歳出の節減・重点化	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部 商工観光課	「地域特産品発掘等事業」は、新たな地域特産品となる農産物の発掘、育成等の事業を行う者に対し、地域特産品の発掘、育成及び生産販売の拡大を支援し、地域の農業経営の活性化を図ることを目的としているが、生産販売の拡大が進んでいないことから、新たな事業への転換が必要である。	産業振興の観点から、地域特産品発掘等事業の在り方を見直し、農産物における特産品だけでなく、林産物、商店における物産品も含めた発掘から販路拡大までの一連の支援策を構築する。亀山市地域ブランド推進協議会(仮称)を設立し、市独自のブランド認定に取り組み、その認定により亀山市の特産品としてのブランド力を高め、事業者の販売促進につながる環境を整える。	より効果的・効率的な事業への見直し	亀山市地域ブランド推進協議会を設立し、地域ブランド創出事業の推進体制を整えた。また、地域ブランド名を「亀山ブランド」とし、令和3年度のブランド認定事業の準備を進めた。	新たな事業の実施	亀山ブランド認定事業者・認定品の募集を行い、10事業者17品目を選定した。また、広報やHPだけでなく、事業者の販売促進につながる環境を整えた。また、認定事業者と百貨店や有名パティシエを繋げることで、新商品が開発された。	令和4年度において、ステップアップ支援事業については、これまでの補助金交付だけでなく、商品開発から販路拡大まで事業者が継続して事業を行えるように、アドバイザーの派遣など新たな支援制度を創設する必要がある。	検証及び見直し	75%	

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)	
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
39	国民健康保険税（現年分）の収納率の向上	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部 市民課 国民健康保険グループ	国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税（現年分）の目標収納率の達成に向けて、収納率の向上に取り組む必要がある。	年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。	目標収納率（県運営方針）の達成	納期内に国保税を納めなかった者に対して、督促状を発送するとともに、資格取得手続き完了時の窓口や納税通知書発送時に口座振替勧奨を行い、収納率の向上に努めた。	目標収納率（県運営方針）の達成に向けた収納率向上の取組	未納者に対して、督促状を発送するとともに、資格取得手続き完了時の窓口や納税通知書発送時に口座振替勧奨を行い、収納率の向上に努めた。また、催告書発送の際には、納付書を同封し収納率向上を図った。	国民健康保険税（現年分）収納率は微増であるが向上した。今後、更なる収納率向上に努める。	県運営方針の目標収納率が高め（96.45％）に設定されているため、収納率向上に努めてはいるが、達成は困難な状況にある。	目標収納率（県運営方針）の達成に向けた収納率向上の取組	50%
40	国民健康保険税の適正な負担	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部 市民課 国民健康保険グループ	国民健康保険事業を持続的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加に対して、国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。	毎年度、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較を行い、税率改正の必要性を検討する。	国民健康保険税の適正な負担運営	国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討し予算編成に取り組んだ。	県が示す次年度の国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討	国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討し予算編成に取り組んだ。	持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり安定した国民健康保険制度の堅持及び税率改正実施の参考となる。	国民健康保険の被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなどの構造的課題があることから、税率改正については慎重な検討が必要である。また令和6年度に激変緩和措置が無くなることからその点においても国保税率改正の検討が必要である。	県が示す次年度の国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討	75%
41	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部 市民課 国民健康保険グループ	国民健康保険事業の健全な運営のため、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画に基づき、被保険者の健康増進を目的とした保健事業を実施することにより医療費の適正化に努める必要がある。	第2期データヘルス計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策やジェネリック医薬品の利用促進などの保健事業を実施し、医療費の適正化に努める。	特定健診受診率：65％、ジェネリック医薬品数量シェア：80％（R5年度）	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率向上に向けて、文書による受診勧奨は行ったが、コールセンターによる電話での勧奨は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。	第2期データヘルス計画に基づく保健事業の実施・特定健診未受診者対策・ジェネリック医薬品の利用促進	特定健診受診率等の向上に向け、文書及びコールセンターでの受診勧奨を行うとともに、年齢別勧奨チラシを病院等で配布した。また、職場等で人間ドック受診後に結果を市へ提供した場合、クオカードを贈呈するインセンティブを図った。ジェネリック医薬品利用促進については被保険者証を送付する際にチラシやシール等を同封して、利用促進を図るとともに、利用差額通知を送付した。	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上により、生活習慣病の予防、重症化予防につなげることが出来るとともに医療費の適正化を図ることができた。	受診勧奨案内の発送やコールセンターの利用等、特定健康診査の受診及び特定保健指導の利用勧奨を実施しているが、受診率、利用率の向上につながらない。今後は特定健康診査自己負担金の無料化などのインセンティブや、効率よく効果の高い受診勧奨方法を検討すべきである。	第2期データヘルス計画に基づく保健事業の実施・特定健診未受診者対策	50%
42	水道事業の健全かつ安定的な運営	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上下水道課長	上下水道部 上下水道課 上下水道管理グループ、 上下水道工務グループ	給水人口の減少とともに水道使用量が減少していく中で、事業経営の根幹をなす水道料金収入を確保していく必要がある。また、水道管の老朽化とともに増加する地中の漏水は、発見が難しいため地表に漏出してから修繕する場合が多いが、早期発見・早期修繕により漏水量を削減していく必要がある。	督促、催告、戸別訪問、停水等による未納料金削減に取り組むとともに、適正な水道料金の検証を行う。また、年次計画により漏水調査を行い、早期発見・早期修繕に取り組むとともに、漏水等の緊急対応の方法について、専門業者への業務委託を含め検討する。	健全経営の強化	・督促・催告状の送付、戸別訪問、滞納者への給水停止により、未納料金の削減に取り組んだ。 ・第1水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。 ・漏水等対応については、他市への情報収集を行った。	・訪問徴収、停水等の取組 ・第4水源地区漏水調査	・督促・催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問により、未納料金の削減に取り組む収納率の向上に寄与した。 ・漏水調査により発見した漏水箇所の修繕を早期に完了させ、漏水量の削減に努めた。	・督促・催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問により、未納料金の削減に取り組む収納率の向上に寄与した。 ・維持管理経費が増額になることにより、健全な経営の維持が懸念される。	・訪問徴収、停水等の取組 ・適正な水道料金の検証 ・第5水源・野登水源地区漏水調査	75%	

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2~R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
43	水道施設の適切な資産管理の推進	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部 上水道課 上水道工務グループ	平成30年12月の水道法改正により、老朽化等起因する事故の防止と安全な水の安定供給のため、水道事業者は施設の健全度を把握する点検等の維持管理及び定期的な修繕を行うこと、並びに施設・設備の諸元を詳細に網羅した施設台帳の整備を令和4年9月までに行うことが義務付けられた。	水道施設の適切な維持管理と計画的な更新の基礎とするため、令和4年9月までに、水道法施行規則に定められた水道施設台帳の整備を行い、電子情報化に取り組む。	水道施設台帳の整備	令和2年8月28日に水道施設台帳作成業務委託（2ヶ年契約）の契約締結を行った。また、貸与した資料及びデータから必要な資料を情報収集し、ファイリング登録を行い、令和3年度の後続作業が円滑に進むよう整理を行った。	水道施設台帳の整備	昨年度から引き続き業務を行い、水道施設（施設・管路）における基礎情報の電子化を図れるよう取組を行った。	水道施設の適切な管理や計画的な施設の更新が行った。	水道施設台帳の記載事項に変更があった場合は、適正に運用していくために、継続的にデータ更新をしていく必要がある。	水道施設台帳の整備	100%
44	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ、 下水道工務グループ	農業集落排水事業の経営の健全化を図るために、施設の適切な機能保全とライフサイクルコストを低減し、計画的な更新を行うことで費用の平準化を図り、また、使用料収納など財源確保に努めていく必要がある。	農業集落排水事業の経営の計画性・透明性の向上を図るために、令和元年度に策定予定の最適整備構想に基づき、施設を計画的に更新していくとともに、令和5年度までに企業会計を導入することで経営状況を明確化し、使用料収納など財源確保に努め持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化	最適整備構想に基づき機能強化事業計画の策定を行い、新年度の事業採択に向け、県と協議を進めた。農業集落排水事業の企業会計導入に向けて固定資産台帳の整備を行うにあたり、資料データの整理を行った。また滞納者へ電話、戸別訪問、督促状の送付等により納付勧奨を図り、収納率の向上に取り組んだ。	・事業計画に基づく整備執行 ・企業会計導入に向けた固定資産台帳の整備	機能強化事業計画に基づく整備執行に向けた詳細設計を完成させ、令和3年度分の工事発注を行った。農業集落排水事業の企業会計導入に向けた固定資産台帳整備を完了させ、令和4年度からの企業会計に向けた準備が整えられた。滞納者へ電話、戸別訪問・催告状の送付等により納付勧奨を図れた。	機能強化事業に基づく工事発注により施設の機能強化が進められた。令和4年度からの企業会計導入に向けた準備が整えられた。滞納者へ電話、戸別訪問・催告状の送付等により納付勧奨することにより効果的に財源確保が図れた。	新型コロナウイルス等の関係により、資機材の価格高騰および生産の遅延による資機材の調達に困難な状態であることから計画通りの執行が懸念される。	・事業計画に基づく整備執行 ・企業会計導入に向けた条例改正	75%
45	公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ、 下水道工務グループ	公共下水道施設整備事業において、国から令和8年度末までに下水道整備率を95%以上にするよう目標が設定され、下水道区域の見直しが求められていることから、亀山市公共下水道事業計画を見直し、効率的な整備を行っていく必要がある。	下水道区域の見直しは未普及地域を対象に検討し効率的な整備を行うとともに、下水道への接続促進及び使用料収入の確保に向け取り組む。また、併せて経営戦略を見直し持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化	効果的かつ適正な汚水処理を実施するため、生活排水処理アクションプログラムの見直し業務を行った。戸別訪問により接続促進の啓発を行った。また小学4年生を対象に下水道のしくみが解る下敷きを配布した。滞納者へ電話、戸別訪問、督促状送付等により納付勧奨を図り、収納率の向上に取り組んだ。	・事業認可の取得 ・経営戦略の見直し ・接続促進の取組 ・使用料収入確保への取組	効率的に整備を進めるため、公共下水道事業計画の変更事業計画を策定した。企業会計の健全な運営を図るため経営戦略の見直しを行った。未接続者に対し文書により接続促進の啓発を行った。また、次世代を担う小学4年生を対象に下水道のしくみが解る下敷きを配布し啓発を行った。	事業計画の策定により、今後の整備計画の準備が整った。経営戦略の見直しにより、下水道施設の長寿命化対策や適切な維持管理に取り組み、中長期的な視野に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図れるようになった。	新型コロナウイルス等の関係により、資機材の価格高騰および生産の遅延による資機材の調達に困難な状態であることから計画通りの執行が懸念される。	・事業計画に基づく整備執行 ・接続促進の取組 ・使用料収入確保への取組	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
46	学校給食費の公会計化と円滑な事務の執行	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局 教育総務課 保健給食グループ	文部科学省が、教職員の業務負担を軽減するとともに長時間勤務の縮減を図るため、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進している。 本市は、この状況を鑑み、令和3年度から学校給食費の公会計化を実施することとし、その準備と実施後に適切な事務を行う必要がある。	公会計化に向けて例規整備、給食費徴収システム導入、食材納入業者登録制度を創設する。	給食費の公会計化の実施	例規の整備と給食費システムの導入を完了するとともに必要事項を定め、保護者及び学校関係者への周知と必要な手続、給食用物資納入業者の登録を行った。	・給食費徴収システム本稼働 ・食材納入業者登録制度稼働 ・例規に基づく、給食費徴収及び食材発注	4月から給食費システムの運用を開始し、例規に基づく給食費の徴収管理事務を行った。また、登録業者への食材発注により、安全安心な給食用食材の安定的な調達を図った。	4月から給食費システムの運用を開始し、例規に基づく給食費の徴収管理事務を行うことにより、教職員の業務負担軽減につなげることができた。また、登録業者への食材発注により、安全安心な給食用食材の安定的な調達を図ることができた。	学校給食費の賦課徴収や食材の発注及び支払に関する業務、学校給食費の滞納者に対する督促等の業務が増加した。	例規に基づく、給食費徴収及び食材発注	100%
47	経常収支比率100%及び医業収支比率88%の達成	Ⅱ	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	地域医療部長	病院総務課長	医療センター 地域医療部 病院総務課 病院総務グループ	平成30年度決算においては、経常収支比率が93.51%、医業収支比率が83.69%であり、年々改善しているが、一般会計から法定外の補助金を受けていることから、鈴亀区域地域医療構想に基づいた病院運営を行い、亀山市立医療センターアクシオンプラン（新公立病院改革プラン）における数値目標の達成を目指すとともに、同プランの取組を推進する。	鈴亀区域地域医療構想に基づいた病院運営を行い、亀山市立医療センターアクシオンプラン（新公立病院改革プラン）における数値目標の達成を目指すとともに、同プランの取組を推進する。	経常収支比率：100%、医業収支比率：88%	稼働率の高い地域包括ケア病床を増床することで収益の改善を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収益が落ち込むなか、国及び県の補助金等を有効活用し、財政の安定に努めた結果、経常収支比率が100.20%、医業収支比率が87.19%となった。	・病床稼働率の向上 ・費用削減のための取組	急性期病床と地域包括ケア病床の病床コントロールを適切に行うため、毎週ミーティングを開催し、稼働率、回転率の向上に努めた。また、高騰する燃料費等を抑制するため、適切な設備運転を行い経費の削減に努めた。	適切な病床コントロールの取組を行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により入院患者数が減少したため、病床稼働率は62.4%と前年度の65.7%を下回り、入院収益も減少した。費用削減についても、燃料費の削減に努めたが、石油価格の高騰により、削減には至らなかった。しかしながら、新設備の更新について、新型コロナウイルス感染症対策に対する県補助金等の活用により、経常収支比率が100.43%、医業収支比率が89.01%と目標を達成することができた。	アフターコロナを見据えた病院機能の充実を図りながら、地域医療機関と情報共有に努め、入院受け入れ等連立の確保を目指していく。設備の更新について、維持経費に節減効果の高い設備更新を行っていく。	・病床稼働率の向上 ・費用削減のための取組	75%
48	公共施設等総合管理計画の推進	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部 財務課 契約管財グループ	本市では、旧亀山市、旧関町のそれぞれが「フルセット」で整備してきた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しており、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設のマネジメントを推進していく必要がある。	公共施設等総合管理計画及び公共建築物個別施設計画の進捗管理を行うとともに、随時計画の見直しを行う。	計画に定めた進捗の推進	個別施設における具体的な再編計画の内容や施設整備に係る事業費などの事項について計画の見直しを検討した。	計画の進捗管理と見直し	公共施設等総合管理計画の見直しに当たり、国からの要請内容や今後想定する施設整備事業の位置付けについて、県や関係課と協議を行った。	計画見直しに当たり、具体的な修正案を作成することができた。	将来の方向性が整理できていない施設があることから、社会経済情勢なども踏まえ、引き続き検討していく必要がある。	計画の進捗管理と見直し	50%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2～R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)	
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
49	観光施設の 在り方の検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部 商工観光課 観光・地域ブランドグループ	観光施設として、関宿内には、駐車場、トイレ、足湯交流施設、まちなみ文化センター等があるが、施設の未利用又は十分な活用がなされずに存する施設がある。また、駐車場は観光バスの往来で交通渋滞の誘因となっている。	現在ある観光施設の在り方を検討し、それぞれの施設の有効利用を図り、もって観光客の利便性の向上に結び付ける。	観光入込客数の増	足湯交流施設を亀山市観光協会に目的外使用許可し、観光案内機能の充実を図るべく、修繕等を実施した。関宿内に新たに公衆無線LANを設置した。まちなみ文化センターの活用のため再公募案を作成した。	・観光施設の再整備及び管理主体の検討 ・関係団体との協議	関宿の中心地にある「まちなみ文化センター」の事業者募集を行った結果、3社から応募があり、選考により1店舗の入居を決定した。また、関宿の公衆トイレの設置、観光駐車場の再整備の検討を行った。	まちなみ文化センターにおいては、令和4年度に1店舗が開業予定。	観光に関する取組は、新型コロナウイルス等の社会情勢の影響を受けやすく、年度の進捗具合の予測が難しい。	観光施設の再整備の実施	50%
50	市営住宅の統廃合の推進	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	建設部長	建築住宅課長	建設部 建築住宅課 住まい推進グループ	低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅を提供しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んできており、需要に応じた民間賃貸住宅を活用した住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅を確保し、耐用年数を超過し老朽化が進んでいる市営住宅入居者の住み替えを進め、用途廃止を推進する。	市営住宅（城山、和田）の用途廃止	令和2年10月に栄町地内に、栄町北住宅として8戸を借上げた。	耐用年数が超過し、老朽化が進んでいる市営住宅入居者の住替えの促進と用途廃止	民間活用市営住宅として、北町住宅8戸を借上げた。また、老朽化した和田住宅から、住替えの5戸分、他の市営住宅へ3戸分が確保できた。	市営住宅として、立地環境のよい地域から、民間活用市営住宅として応募いただけるよう、事業者へのPRや事前相談が課題である。	耐用年数が超過し、老朽化が進んでいる市営住宅入居者の住替えの促進と用途廃止	75%	
51	消防団施設の 見直し	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	消防部長	消防総務課長	消防本部 消防総務課 総務・消防団グループ	消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実を推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。	消防団詰所・消防車庫については、老朽化に伴う機能低下を防ぐため、とともに、人口減少による地域の状況や活動の効率性を考慮し人口減少による地域の状況や活動の効率性を考慮し、消防団組織の在り方も検討する中で、再編も含めた施設や設備の更新を計画的に行う。	消防団施設が適切に整備・管理されている	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。	・長寿命化の推進 ・個々の施設の方向性の検討	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、部分的な改修を行ったほか、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、必要な費用を予算化した。また、地域の実情により、手引きポンプ1台の運用を取りやめた。	老朽化した施設の修繕を進めることにより、一部施設について、長寿命化が図れた。	各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進する必要があるほか、個々の施設の方向性の検討を進める必要がある。	・長寿命化の推進 ・個々の施設の方向性の検討	25%
52	小学校プール施設の統廃合検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局 教育総務課 教育総務グループ	各小学校のプール施設について、学校規模の大小に関わらず、ろ過装置や温水装置のメンテナンス並びに上水道使用料等、多額の費用が必要となっている。また、新施設を除き施設の老朽化が進んでおり、更新費用も増大傾向にある。	市内小学校のプール施設を統廃合し、民間も含めて受け入れ可能な施設を利用することを検討する。	民間を含めた他のプール施設を1校以上利用	受け入れ先施設と対象校について、新型コロナウイルス感染症の影響によりプール授業が実施されなかったため、具体的な検討ができなかった。	1～2校のプール授業を試験的に他施設で運用	プール統廃合に向けての施設の劣化状況の把握、児童生徒数、プール授業以外の使用状況の洗い出しを行った。結果、速やかな統廃合ではなく、様々な調整や調査を行う必要があると判断している。	プール使用に係る状況把握を行うことができた。	設置年数が相当数経過し老朽化が進む中で、現段階における具体的な劣化状況をつかめていない。来年度予定の長寿命化計画策定の中で調査を行い、状況把握する必要がある。災害時の避難所開設におけるトイレ等生活用水の確保等、多岐に渡るプールの貯水活用について調整する必要がある。	前年度の試験運用結果に基づき実施	50%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
53	既存図書館の跡地利用の検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育グループ	既存の図書館については駅前に整備する新図書館の開館に伴い閉鎖となる。現在地の立地環境を生かしつつ、閉鎖時期や跡地の利活用について検討する必要がある。	駅前に整備する新図書館の開館時期を考慮に入れて、現在の立地環境を生かし、施設の維持、活用を検討する。	既存図書館の跡地利用の検討	平成29年7月に策定した「亀山市立図書館整備基本構想」において、跡地利用の検討の方向性に基づき、事務レベルでの検討を行った。	・跡地利用の検討 ・活用例の調査 ・選定の検討	平成29年7月に策定した「亀山市立図書館整備基本構想」において、跡地利用の検討の方向性に基づき、事務レベルでの検討を行った。	事務レベルでの跡地利用の検討を行い、意見について情報共有が図れた。今後は、跡地利用については、市全体で検討を進める方向となり、令和5年度以降、取組部署について財務課と協議を行った。	新図書館の開館時期を考慮し、計画的に跡地利用を検討し、意思形成を図る必要がある。また、市全体で検討を進める方向となり、取組部署を変更する必要がある。	・跡地利用の検討 ・活用例の調査 ・選定の検討	25%
54	図書館開館時間の拡大	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長	図書館長	教育委員会事務局 図書館	既存の図書館においては、平成19年4月から平日の開館時間を午後7時に延長しているが、利用者の利便性向上のため、土日・祝日を含めた開館時間の拡大が必要である。	利用者の利便性向上のため、新図書館の開館時間の拡大に向け取り組みを行う。	開館時間の拡大	新図書館整備に伴い、現行の開館時間を午後7時から午後8時に延長するため、例規整備の検討を進めた。	(平日) 午前9時から午後7時 (土日・祝日) 午前9時から午後5時	新図書館整備に伴い、現行の開館時間を平日午後7時、土日祝日は午後5時を、一律午後8時に延長するための例規整備を進めた。	新図書館における開館時間を拡大するため、例規整備を行った。	新図書館開館に向けて開館時間の拡大を広く周知する。	(全日) 午前9時から午後8時	75%
55	施設設備の長寿命化計画	Ⅲ	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター 地域医療部 病院総務課 病院総務グループ	平成30年度に基幹的設備であるボイラー及び受変電設備の改修を完了する等、施設設備の長寿命化を図ったが、耐用年数を超え老朽化が進む他の施設設備についても、計画的な改修等が必要である。	給湯等配管設備、自家発電設備、エレベーターその他老朽化が進んだ基幹的設備について、企業債を積極的に利用する等の資金計画を含めた改修計画を立て施設設備の長寿命化を図っていく。	地下ピット等の配管等緊急度の高い改修を実施	企業債を利用した自動火災報知設備受信機等更新工事など、老朽化した設備の更新を行った。	資金計画を含めた改修計画に基づく工事、修繕等の実施	起債を利用し、防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事等を実施した。次年度以降の改修について、エレベーターの更新については、設備の再調査、改修方法の検討について関係業者と協議した。	本年度計画した設備の更新工事について、計画通り完了し施設の長寿命化を図ることができた。	令和4年度には起債を活用し、汚水配管改修工事や外壁塗装等改修工事等を行い、令和5年度から6年度にかけてはエレベーター改修工事を実施する予定で施設の長寿命化を計画している。施設設備の更新工事や医療機器の更新について、資金計画にあたり、起債償還時期と当該年度の経費等を十分精査し、起債の活用を検討する。	資金計画を含めた改修計画に基づく工事、修繕等の実施	75%
56	福祉医療費助成事業の制度見直し	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	市民文化部長	市民課長	市民文化市民課 医療年金グループ	福祉医療費助成事業は、県制度に加え、市制度として、市独自に対象者の拡大、所得制限の緩和及び入院時食事療養費の助成を実施しているが、事業を持続的に実施するためには、市制度の見直しを検討する必要がある。	事業を持続的に実施するため、事業の成果・課題を整理し、市制度の見直しを検討する。	市制度の見直し	障がい者医療費助成のみ所得制限を設けるとともに全ての公費の入院時食事療養費を廃止した場合の削減額等の試算を継続的に実施している。	市助成制度の見直し	令和4年度から福祉医療費助成制度の見直しを実施するための条例や規則を改正した。	令和4年10月から後期高齢者の窓口負担割合が変更されることにより、福祉医療費助成の負担が増えることが予想されるため、市単独事業の見直しを実施することにより、事業を持続的に実施することができる。	福祉医療費助成制度または食事療養費の助成が受けられなくなる人への周知を徹底する必要がある。	市助成制度の見直し	100%
57	総合防災情報システムの構築	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	危機管理監	防災安全課長	防災安全課 防災安全グループ	自然災害や国民保護法に基づく市民への情報伝達としては、緊急速報メール、ケーブルテレビ、ホームページ、かめやま安心メール、防災行政無線での周知等、様々なツールを利用しているが、一元管理ができておらず、それぞれの部署の職員が操作を行い情報伝達を行っている。	既設システムと自動連携した多様な情報伝達を一元管理し、効率的に迅速かつ正確に市民へ情報伝達ができる、総合防災情報伝達システムを構築する。	実施設計等の実施	災害時の市民への情報伝達については、緊急速報メール、防災行政無線(同報系)、CATV、ホームページ等、様々なツールを利用しているが、総合的な防災情報伝達システムの構築に向けて、各種技術等の情報収集・研究に取り組んだ。	計画書等の作成	防災情報伝達システムについては基本の方向性を整理した。今後の事業化に向け検討を進めた。	・システムの基本的な方向性の整理が進んだ。 ・事業化に関する関係部署との調整が進んだ。	・同報系スピーカーの設置における地域特性の考慮 ・個別対応における情報伝達の対象者や通信環境の有無への対応 ・庁内他部署との連携	実施設計等	75%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2～R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)
No	名 称				正	副						年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
58	総合福祉センター機能の在り方検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ	総合保健福祉センターあいはいは、2000年12月(平成12年)に建てられ、18年余りが経過している。施設内には、温泉施設を始め、足湯、トレーニング室、カラオケ室などがあり、今後の施設管理を行うにあたり、社会情勢や利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討する必要がある。	温泉施設の今後の運営の仕方や老朽化が進んでいる各施設の維持管理について、利用者のニーズを把握する観点から市民を含めたワーキンググループを立ち上げ、施設の見直しや長寿命化について検討する。	見直し案の作成のためのワーキンググループ会議の開催：4回／年	機能見直しに必要な調査を実施するため、施設利用団体へのヒアリングや施設利用者調査などの実施に向けた予算化を行った。	施設の見直しや温泉施設の運営管理の方法、長寿命化について検討	施設の利用実態などの把握に向け、利用団体ヒアリングを実施した。しかしながら、総合保健福祉センターが新型コロナウイルスワクチンの接種会場となり、温泉施設、足湯、トレーニング室などが休止となり、利用実態調査は実施できなかったが、令和4年度の実施に向け予算化した。	あいはいの利用団体を選定し、利用状況を含めた実態の把握や、施設が有すべき役割や機能などのとりまとめを行い、ハード・ソフト面の現状と課題を把握することができた。	令和3年度に実施した利用団体ヒアリングの結果や施設利用者へのアンケート調査の実施などを踏まえ、施設のあり方を示した市の基本的な考え方を示す必要がある。	施設の運営管理の方向性について決定	25%
59	重度心身障害者介助者手当等の見直し	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課障がい者支援グループ	重度心身障がい者(児)の介助者に介助者手当を支給している。近年、在宅での障がい福祉サービス等が充実し介助者の負担が軽減され、介助者手当の支給制度のあり方を見直す必要がある。	障がい者等が安心して地域で生活できるよう障がい者やその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	障がい者やその家族のニーズの把握や既存のサービスの見直し等を視野に入れ、第2次障がい者福祉計画の見直しに係るアンケート調査分析委託の仕様等について検討を行った。	ニーズに対応した施策の検討及び実施	アンケート調査を実施し、障がい者等を主に介助している人のニーズを調査、分析した。また、行財政改革ワーキングにおいて、重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等について検討を行った。	アンケート調査の結果、障がい者等を介助している人の希望する支援として、福祉サービスのさらなる充実を求める声が多く、優先度が高いことが確認できた。一方、障がい者の特性等により移動が制限される場合も多く、窓口での相談に結びつきにくいといった状況があることから、訪問や、移動に係る支援の必要性が確認できた。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施については、現下の物価高騰等による市民生活の負担増に対する配慮や、恒常的な扶助費の増加に対する市財政の健全性の確保等を踏まえて、障がい者等を介助する人の負担を実質的に軽減できるよう、アウトリーチ等による支援や移動の支援等の可能性も含めて検討していく必要がある。	ニーズに対応した施策の検討及び実施	50%
60	事業の一体的な取組	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長、健康政策課長	健康福祉部地域福祉課高齢者支援グループ、健康政策課健康づくりグループ	介護保険地域支援事業の総合事業において、鈴鹿市と協議のうえ、広域連合に予算要求を行っているが、事業によっては、利用対象者が少なく、予算執行率が85%となっている。	介護保険地域支援事業の総合事業において、現在の取り組みを行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う。	予算執行率：90%	介護予防とともに住民主体の生活支援サービスを進めるべく「ちょこボラ」を推進し、経費の一部を補助した。また、関係部署との協議を重ね、既存事業の洗い出しを行い、一体的な取組の方向性について検討を行った。	健康づくり事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う	総合事業の訪問サービス提供に向けて取り組むとともに、地域の身近な通いの場であるサロンへの専門職の派遣により体操・口腔・栄養などの指導を行い、フレイル予防に取り組んだ。また、国が進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の実施に向けて検討を行った。	総合事業全体としては新型コロナウイルスの影響により縮小されているが、地域包括支援センターや多職種との連携により事業の拡大、推進に努めている。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の方向性の概要を取りまとめることができた。	地域介護予防活動の推進に努めるとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の実施については、関係部署や関係機関との調整が必要であり、令和5年度からの実施を目指す。	健康づくり事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う	75%
61	行政講座情報の一元的な発信	Ⅲ	既成概念からの脱却	10	事務事業のスクラップ&ビルド	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	平成31年4月に、かめやま人キャンパスの内容や、公民館・歴史博物館の講座情報、市・県の出前トークなどの情報を掲載した「亀山学びのガイドブック」を発行したが、行政で行われている講座の一元化には至っていない。	行政において行われている講座等のさまざまな学びについての情報を集約して「亀山学びのガイドブック」等で一元的に発信することで、効率的な参加促進を図るとともに、内容や目的が重複する講座等の整理検討に結び付ける。	目的が重複する講座が整理され、市民ニーズに合った学びを提供	2021年度版の亀山学びのガイドブックを発行し、学びの情報の一元的な発信を行った。環境創造G主催の講座情報を新たに掲載するなど、内容の充実に努めた。	学びのガイドブックへの掲載情報の精査、重複する講座等の整理検討	他部署が実施している講座等の情報を集約し、2022年版「学びのガイドブック」を発行することにより、一元的に学びの情報を発信することができた。	他部署の講座情報を増やすため、部署間の情報共有と連携が必要である。	一元化した情報の発信	100%	

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度		令和4年度		全体進捗率 (R2－R4)	
No	名 称				正	副						年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
62	新たな官民連携手法の検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP（官民連携）の導入促進	政策部長	DX・行革推進室長	政策部 DX・行革推進室	これまでの国や県における民間活力の動向や市の様々な取組状況を踏まえて、必要に応じて「民間活力活用指針」の見直しを行う必要がある。	PPP（官民連携）手法の拡大を行い、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげていく。	新たな官民連携手法の実施	みえ公民連携共創プラットフォームへの参加や、官民連携オンラインセミナーを受講した。	新たな官民連携手法の検討	新たな官民連携手法を検討するため、みえ公民連携共創プラットフォームセミナーやふるさと財団が開催する官民連携セミナーへ参加し、調査・研究を行った。	新たな官民連携手法の調査・研究を進めることができた。	新型コロナウイルス感染症の影響により、みえ公民連携共創プラットフォームセミナー等へ参加できる機会が減少している。	新たな官民連携手法の検討	50%
63	指定管理者制度の検証と見直し	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP（官民連携）の導入促進	政策部長	DX・行革推進室長	政策部 DX・行革推進室	平成29年10月に「総務委員会所管事務調査報告書」において、指定管理者制度に係る提言を受けたため、第2次行財政改革大綱後期実施計画において、検証と見直しを行った。	選定方法、モニタリング調査方法、今後の管理運営方法の再検討を行い、検証結果に伴い次期契約の内容を見直す。	指定管理者制度の検証と見直しを実施	令和元年度に見直した評価表に基づき、モニタリングを実施した。また、検証結果報告書において、各施設の実情に応じた内容としたことで、施設毎の詳細な検証を実施した。	引き続き、制度の検証と見直し	公募施設は年2回、非公募施設は年1回のモニタリングを実施するとともに、検証結果報告書を基に次期協定に向け、検証を実施した。	モニタリングを実施することで、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応できるような管理運営を行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の閉鎖・営業時間の短縮、イベントの縮小等を実施せざるを得ない状況にあるため、現行の指定管理料が適正かどうかの判断が困難である。	見直した内容により実施	75%
64	多文化共生の推進	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP（官民連携）の導入促進	市民文化部長	文化課長	市民文化 部文化課 人権・ダイバーシティ グループ	亀山市は外国人住民人口が全人口の約4％を占め、県下において比率が高い傾向にあり、より充実した環境の整備が必要である。	三者間通話可能な電話通訳システムやタブレット端末を活用した映像通訳システムを導入し、外国人の暮らしに関わる相談に対して対応できる体制を整備する。	多言語での相談体制の整備	令和2年2月から外国人のための一元的相談窓口を設置し、タブレット端末等を活用した多言語での相談体制の整備を行った。また、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応している。	検証及び見直し	タブレット端末等を活用した多言語での相談体制により、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応することができた。	三者間通話及びタブレット端末を使用した相談件数 217件	ワクチン接種の予約等の相談が多数あったことにより、一時的に外国人住民からの「外国人のための一元的相談窓口」の相談件数が増加した。また、通訳不在時にタブレット端末等で対応に努めたものの、委託先の通訳も対応中で確保できないことがあった。	検証	100%
65	民間借上げ型市営住宅の推進	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP（官民連携）の導入促進	建設部長	建築住宅課長	建設部 建築住宅課 住まい推進グループ	低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅を提供しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んできており、需要に応じた住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保を推進する。	民間借上げ型市営住宅戸数：119戸（※累計）	令和2年10月に民間借上げ型市営住宅として栄町地内に、栄町北住宅8戸を借上げた。	住生活基本計画に基づき、民間借上げ型市営住宅戸数の確保を推進（15戸）	令和3年10月に民間借上げ型市営住宅として北町地内に、北町住宅8戸を借上げ、市営住宅として提供した。	市営和田住宅から、民間活用市営住宅の北町住宅へ、住替え5戸分が確保できた。	市営住宅として、立地環境のよい地域から、民間活用市営住宅として応募いただけるよう、事業者へのPRや事前相談が課題である。	住生活基本計画に基づき、民間借上げ型市営住宅戸数の確保を推進（15戸）	75%
66	スクールバスの在り方検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	11	PPP（官民連携）の導入促進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局 教育総務課 教育総務グループ	スクールバスは、児童の安全を最優先し、登下校に際し適切に運行しなければならない。さらに乗降時における安全確保にも取り組む必要がある。一方、運転手の人材不足と高齢化の課題がある。	専門性を有する事業者への業務委託について検討を行う。	業務委託によるスクールバス運行	スクールバスを利用している自治体（三重県内市）を調査した結果、当市以外の自治体は、業務委託していることがわかった。委託方法として、①車両も含め全部委託する方法②車両は自前で運行のみの委託する方法があった。	・業務委託手法の検討（バス管理、臨時運行対応等） ・業務委託の可否決定	現使用のスクールバスに関する実態把握（距離数、目視点検等）を実施した。また、福祉バスやスクールバス以外の目的での活用に関する内容を把握した上で、業務委託について検討を行った。	現使用のスクールバスの使用見込み期間の目安、及びコスト面の比較をすることができた。	スクールバス以外の目的で活用する件数が多く、融通性が求められる中で、代替業務の実施が困難である。また、費用面においても、現状から手法変更すると相応の予算が必要となる。このことから当面の間は現行どおりの運用とする必要がある。	業務委託によるスクールバス運行	100%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
67	広域連携の検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長	政策推進課長、総務課長	政策部政策推進課政策調整グループ、総務財政部総務課人事給与グループ	人口減少・税収減が見込まれるなか、限られた経営資源を活用して持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域的な取組を必要とする事務事業について検討を行う。	広域連携について具体的に検討を行った事務事業の数：1業務	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐための鈴鹿亀山地区消費者安全確保地域協議会の設置について検討を行った。	広域連携により効率化が期待できる具体的な取組について検討	鈴鹿亀山地区広域連合を通じて、消費者の相談窓口機能となる鈴鹿亀山消費生活センターの移転による相談機能の充実を進めた。	鈴鹿亀山消費生活センターが、11月1日に鈴鹿ハンターショッピングセンター2階に移転され、相談者の利便性向上につながった。	引き続き、広域連携により効率化が期待できる具体的な取組について検討を行う。	広域連携により効率化が期待できる具体的な取組について検討	75%
68	AI・RPA等のICT利活用の情報共有と連携	Ⅲ	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長	DX・行革推進室長、総務課長	政策部DX・行革推進室、総務財政部総務課人事給与グループ	AI・RPA等のICTを利活用し、業務の効率化を図るためには、他自治体の効果的な取組などの共有を図る必要がある。	AI・RPA等のICTの利活用の効果的な手法等について、北勢4市合同研修の場などを活用し他自治体との情報共有を図る。また、AI・RPA等の効率的・効果的な導入のため、他自治体との連携を図る。	新たにノウハウを取得した業務工程数：2件	コロナ禍の影響で延期となった北勢4市合同研修に代えて、県主催のスマート自治体推進検討会議に参画し、AI・RPA導入に向けた研究に加えて、県内市町の事例を学んだ。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税業務の一部にRPAを導入した。	研修実施により、AI・RPA等の効果的な導入事例等の情報共有を図る	令和3年6月に、これまでのスマート自治体推進検討会議にかわって三重県・市町DX推進協議会が設置された。本会議に参画し、他自治体との情報共有や連携を図るとともに、デジタルツールの共同整備に向け検討を行った。また、県が実施するデジタル技術活用等に関する実証実験に参加した。	三重県・市町DX推進協議会において、他自治体との情報共有や検討を行い、新たなデジタルツールの共同整備が可能となった。	特になし	デジタル技術の効果的な活用ノウハウが得られた場合は、運用に向けた事務手続きを開始	100%
69	次期一般廃棄物処理施設の在り方検討	Ⅲ	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	産業環境部	環境課長	産業環境部環境課廃棄物対策グループ	一般廃棄物処理施設は、長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事や大規模整備工事、年次計画に基づく定期整備により延命化を図っている。しかしながら、延命化工事により延伸する施設の稼働期間は令和11年度以降に満了する予定であることから、これ以降の一般廃棄物の処理をどう進めるのか方針を決定する必要がある。	次期一般廃棄物処理施設の在り方について、近隣市との間で処理の広域化と処理施設の集約化を図ることができないか調査・研究し、経済性や効率性、利便性などの視点から本市にとって最適な施設の在り方を検討する。	次期一般廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	ごみ処理施設について、近隣市の処理経費、収集体制、保有施設等を調査した。単独での施設建設と広域化・集約化をした場合を整理し、教育民生委員会に資料提出した。	処理の広域化等の検討・建設費・維持管理費の試算・市民の利便性の研究等	令和3年11月～12月に近隣市の環境部署と意見交換し、保有施設の今後の整備計画や稼働終了時期の確認、次期一般廃棄物処理施設の整備方針等について聴き取りした。	施設を単独で建設した場合や、本市と処理の広域化・施設集約化した場合に関して、近隣市の課題や意向を把握することができた。	意見交換により確認された課題を整理し、今後近隣市と協議を進めていく必要がある。	次期施設の在り方について方針を決定	25%
70	はしご自動車の共同整備・共同運用	Ⅲ	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	限られた財源の中で、市民の生命・身体・財産を守り、大規模火災や地震等の多様多様化する災害への確に対応していかなければならない。このような状況のなか、年間の災害出勤回数が少なく、整備・運用費用が高額であるのはしご自動車は財政上大きな負担となっている。	はしご自動車の更新時期が近い本市と鈴鹿市が、当該車両を共同整備・共同運用することにより、その財源を使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強などに充てることにより、両市の消防力を強化する。	はしご自動車に係る経費削減及び消防体制の強化	共同整備が完了し、令和3年2月3日に共同運用を開始した。また、同年3月8日・9日には、両市消防本部合同の訓練を実施した。	共同運用の継続実施	両市で定めた運用要綱・運用要領に基づく管理サイクルで円滑に運用できた。なお、両市での合同訓練については、年2回の計画であったところ、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、1回の実施となった。	運用面において災害対応に遺漏がないよう、両市で定期的に合同訓練を実施し、連携を強化することができた。	必要に応じて運用要綱・運用要領を見直すとともに、災害対応に遺漏がないよう、両市で定期的に合同訓練を実施するなどの取組みを継続する必要がある。	共同運用の継続実施	100%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2～R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)	
No	名 称				正	副						年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	取 組 効 果	課 題 ・ 問 題 点	年 度 計 画	
71	消防指令業務の共同運用	Ⅲ	既成概念からの脱却	12	消防部長	情報指令課長	消防本部 情報指令第1・2グループ		大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模火災や地震等の多種多様化する災害への確に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要である。 社会経済情勢の変化、各般の技術の進展に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要がある。	「消防の連携・協力の推進について」(平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁官通知)に基づき、津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部は、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を設立した。今後も119番通報受付及び出動指令、また、常備消防の部隊運用管理並びに消防救急無線など、消防指令業務の共同運用(自治体間の連携)に向け検討を進めていく。	消防指令業務共同運用に関する方向性の決定	「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」において、諸課題の調査・研究を進めるとともに、基本的な考え方や方向性を検討した。 令和2年度は勉強会を5回開催したほか、消防長調整会議を2回開催した。	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力検討会(本会3回・作業部会6回)に出席し、消防力調査や勤務体制等の検討を実施するほか、既存指令システムの課題整理等の基礎調査業務委託に係る調査及び検討を進めた。	基礎調査業務委託に係る調査及び検討を実施したことにより、応援地域や覚書等の見直しなどの次年度以降に検討する項目が明確となった。	これまでの検討結果を踏まえ、今後、実務レベルの協議を進める必要がある。	共通の方向性(運用方式等)の決定	75%	
72	地域の担い手育成支援	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部 まちづくり協働課 地域まちづくりグループ		地域住民が自主的かつ自立的に責任をもって地域課題の解決に取り組む地域まちづくり協議会の継続的な活動を行うためには、人材育成の支援を行う必要がある。	地域リーダーの発掘と育成及び組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを支援する。	地域の担い手が計画的に育成され、多様な人材が活動に参画	地域担い手研修として、従来から開催している「会議ファシリテーション研修」(全3回)に加えて「地域のmiraいづくりアカデミー」(全3回)を開催した。地域のmiraいづくりアカデミーでは、組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを研修のテーマに盛り込んだ。	・地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 ・組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの検討	コロナ禍の影響で開始時期が遅れたものの、ファシリテーション研修となることから人数制限を行う中での開催となったものの、「地域のmiraいづくりアカデミー」についてはオンラインや動画配信により開催するなど、より多くの方に参加してもらえる環境を整えたことで、より多くの方のまちづくりに関する意識の醸成が図れた。	地域担い手研修については、地域まちづくり協議会によって出席者の数に差異がある。組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりについては、後継者不足等により、役員選出等に苦慮している地域が一部で見受けられる。	・地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 ・組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの検討	75%	
73	ICTを活用した情報交流の仕組みの構築	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部 まちづくり協働課 地域まちづくりグループ		全ての地域まちづくり協議会でインターネット環境が整備されている中で、地域まちづくり協議会と市が連携して課題解決に取り組むため、相互に情報交流ができる仕組みを構築する必要がある。	市と地域まちづくり協議会がメールでやり取りをしている文書等について、ICTを活用した情報交換の新たな仕組みを構築することで、より確実な情報交流を実現する。	地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流を実施	新たな情報交流の仕組みとしてのシステムの検討を行い、各地域まちづくり協議会へ説明するとともに導入を行った。	情報交流の仕組みの運用	情報交流の仕組みとして導入した情報共有システムaiopoの本格運用に向け、操作マニュアルを作成し各地域まちづくり協議会へ配布するとともに、地域まちづくり協議会ごとに操作研修を行った。	操作マニュアルを作成し各地域まちづくり協議会へ配布するとともに、地域まちづくり協議会ごとに操作研修を行ったことで、地域まちづくり協議会と市が情報交流を行える体制が整った。	地域まちづくり協議会の事務職員によって、情報共有システムaiopoの操作理解度に差がある。	情報交流の仕組みの運用	100%

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度		令和4年度		全体進捗率 (R2－R4)	
No	名 称				正	副						年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	取 組 効 果	課 題 ・ 問 題 点	年 度 計 画	
74	地域共生社会に向けた包括的支援体制の検討	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13	地域まちづくり協議会の運営支援	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループ	平成30年度から社会福祉協議会にCSWを配置し、個別支援を展開しているが、その中にはごみ屋敷等、制度のはざまの問題など、複雑かつ多様な課題を抱えた世帯全体の支援が必要と課題が顕在化してきており、窓口・支援機能の総合化が求められている。国では、包括的支援の具現化を進めており、令和3年度から従来の制度別に設けられた各種支援の一体的な実施が行われる予定である。	分野別の属性や課題に基づいた縦割りの制度を整理し、高齢者、障がい者、生活困窮者など、従来の分野ごとに対応するのではなく、地域まちづくり協議会との役割のすみ分けを行いながら丸ごと受けとめる包括的な支援体制の構築を行う。	総合相談窓口機能・支援体制の構築：1箇所	複合課題をCSWに集約するつながるシートを導入し、世帯全体のトータルケアプランを作成することで、支援が必要な世帯に対する相談支援の体制を整えた。また、令和3年度から実施される重層的支援体制整備事業の実施に向け、総合相談窓口機能をはじめとした包括的支援体制の構築に向けた検討を進めた。	包括的支援体制の導入（国の新たな事業を活用）	市民の福祉課題に直面する機会が多いと思われる窓口を有する課に対し、複合課題をCSWに集約するつながるシートの全庁展開を進めた。また、世代や属性を越えた相談支援や地域づくりなどの一体的な実施に向け、国の補助事業である重層的支援体制整備の移行準備事業を実施した。	主要な窓口（市民相談、税、水道、環境、教育、病院など）に対し、市と社会福祉協議会のCSWが同い、複合課題をCSWに集約するつながるシートの全庁展開した。これにより、小中学校を中心として各分野で把握した課題が、福祉分野につながる体制づくりが進んだ。	本市での取り組むべき優先課題を解決につなげられるよう、健康福祉部をはじめ、鈴鹿亀山地区広域連合や社会福祉協議会と役割分担の協議など、本市の実情に即したしくみづくりを継続的に進めていく必要がある。一方で、個別支援の展開により相談件数は増加傾向であり、支援体制の充実・強化の検討も必要である。	包括的支援体制の運用（国の新たな事業を活用）	50%
75	地区衛生組織連合会事業の在り方の検討	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	14	共助による支え合いの基盤の強化	産業環境部	環境課長	産業環境部 環境課 環境創造グループ	亀山市地区衛生組織連合会は、亀山市自治会連合会・亀山市婦人会連絡協議会・亀山市老人クラブ連合会により組織している。現在、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について検討を進める必要がある。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について、本連合会実施事業と類似する事業を行っている他団体と協議・調整の上、その方向性を検討する。	亀山市地区衛生組織連合会役員会や環境創造グループ内で事業の洗い出しを行った。	亀山市地区衛生組織連合会役員会や環境創造グループで行っている団体との協議	環境未来創造会議の快速部会を開催し、協議を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となり、開催することができなかった。	部会を開催し、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方の方向性を協議してもらう。	課題、問題点は特にないが、部会を開催することができなかったため、協議がR4年度になってしまったことから、早々に開催する必要がある。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方の方向性を決定	50%	
76	自主防災組織等の強化	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	14	共助による支え合いの基盤の強化	危機管理監	防災安全課長	防災安全課 防災安全グループ	災害時において、自らを守る自助と相互に助け合う共助の重要性を市民一人ひとりや地域での意識を高め、それぞれが自らを守ることできるよう、地域住民が自らの課題として捉える地区防災計画の策定を進めるとともに、自主防災組織などの防災組織の強化を図る。	自主防災組織の強化を図るため、地区防災計画の策定支援を行う。	地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：10地区	川崎、野村、井田川北、加太地区の策定を行った。	地区防災計画の策定支援	・屋生地区の地区防災計画の策定に向けた支援を継続している。 ・新規地区（野登、御幸地区）の着手に向けた協議に入った。	地区防災計画に取り組みやすくするため、手法の検討が必要。	地区防災計画の策定支援	75%	
77	かめやま人の活躍による市民の連携強化	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	14	共助による支え合いの基盤の強化	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育グループ	現状地域には様々な地域課題があり、その課題解決に取り組むため、地域で活躍できる人材を育成する必要がある。	地域で活躍できる人材を育成するかめやま人キャンパスにおいて、地域の魅力発信や環境問題への取組、地域課題の解決のための事業化などに取り組める人材を育成するとともに、その活躍の場を提供する。	かめやま人キャンパスを修了した人数：60人	かめやま人キャンパス講座を実施するとともに、全受講生を対象としたオンライン体験合同講座を行い、ICTを活用した学びの提供を行った。	かめやま人キャンパスによる人材育成（3年次：実践編）	起業の講座については、オンラインを活用したことで所定の講座を開催し、講座修了者10人をかめやま人に認定した。他の3講座については、講座回数が増えなかったため、1年延長し、令和4年度も引き続き講座を実施することとなった。	受講者の修了後の実践活動を見据え、行政関連部署や市内外の団体とさらに連携する必要がある。また、コロナ禍の中であっても学びの場を提供するため、ICTを活用した講座の実施を検討し、可能な限りオンラインと会場参加を併用したハイブリッド型の講座を実施する。	かめやま人キャンパスによる人材育成（第2期生募集、1年次：入門編）	75%	

具体的取組		目標		重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度			令和4年度	全体進捗率 (R2－R4)	
No	名 称					正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	取組効果	課題・問題点	年度計画	
78	協働によるまちづくりの推進	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	15	協働事業の推進	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課 市民協働グループ	地域課題の解決に向けては行政だけでは限界があり、市民活動団体や地域まちづくり協議会などと協働で取り組む必要がある。現在、協働事業提案制度以外にも様々な場面で行政と各種団体と一緒に事業が展開されているが、協働の指針に基づく協働が行われるよう庁内体制の整備を推進する。	市民活動団体や地域まちづくり協議会と行政との協働の体制を整備する。	協働事業提案制度を実施した件数：30件（※累計）	協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて各地域まちづくり協議会がそれぞれ異なる部署（行政）と協働事業を展開している。	地域の課題解決に向けて、地域まちづくり協議会と行政とが協働できるしくみの検討	協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて各地域まちづくり協議会がそれぞれ異なる部署（行政）と協働事業を展開している。なお、地域課題の解決に向けての庁内体制の整備については、市が実施する事業における地域まちづくり協議会との連絡調整に関することを地域担当職員が担うことで庁内体制の整備を図っていくこととした。	協働事業提案制度を実施した件数：29件（※累計）	地域まちづくり協議会と行政の協働は、地域により課題が異なり、すでに各地域まちづくり協議会がそれぞれの部署と協働事業を展開しているため協働事業提案制度を利用する必要がない。	協働のしくみによる地域まちづくり協議会と行政との協働事業の実施	75%
79	文化財建造物の公開活用の拡充	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	15	協働事業の推進	市民文化部長	文化課長	市民文化部文化課 まちなみ文化財グループ	関の山車会館等整備が完了した文化財建造物について、公開活用をより拡充していく必要がある。	公開活用を拡充するため、市民団体等の参画を進める。	新たな市民団体等の増加	市民団体（関宿「関の山車」保存会）と管理・運営方法の方向性について協議を行った。	・市民団体等との協議 ・参画団体等の増大	関宿「関の山車」保存会及び各山車持ち自治会と関の山車会館の利用について協議。 旧佐野家住宅について野村地区まちづくり協議会と活用について協議を行った。	山車持ち自治会4団体の内、2団体が関の山車会館離れ（伝承活動棟）において、お囃子の練習や披露を行った。	野村地区まちづくり協議会と旧佐野家住宅の活用について協議し、イベントで活用予定であったが、コロナ禍により実現できなかった。	・市民団体等との協議 ・参画団体等の増大	100%
80	高校、大学及び学生企業等、各種学校連携の強化	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	15	協働事業の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課 観光・地域ブランドグループ	協働事業では様々な活動主体と連携を行ってきたが、後継者不足等の理由で、協働事業の持続性が危ぶまれる。新たな発想による活性化と持続的な協働事業の在り方が望まれる。	高校、大学及び学生企業等と連携して、継続的に観光分野における協働事業が推進できる仕組みづくりを、様々な機会を利用して構築する。	各種学校連携の回数：1回	四日市で開催されるB1グランプリに向けて、会場PR方法など、鈴鹿大学学生企業に協定に基づき業務委託を行った。また、亀山7座トレイルで、鈴鹿高校山岳スキー部と連携して登山道の放棄ゴミの回収作業を行った。	・観光分野の実施事業での学校連携の仕組みの推進 ・協定書等の締結	亀山7座トレイル登山道活用ネットワークで、鈴鹿高校山岳スキー部と連携しているが、コロナ禍により会議も継続的に行えず、具体的な活動は行っていない。	亀山7座トレイル登山道活用ネットワークで、鈴鹿高校山岳スキー部と登山道整備の活動予定。	上半期はコロナ禍にあったため、会議やフィールドワークに制約があり、特に学生との連携は難しい。	・観光分野の実施事業での学校連携の仕組みの推進 ・協定書等の締結	50%
81	生活道路改良要望に対する評価基準の策定	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	15	協働事業の推進	建設部長	土木課長	建設部土木課 道路整備グループ	市民から寄せられる生活道路改良要望について、限られた財源で、質の高い道路整備を実現するために地域と行政が協働して、地域の道路整備計画を策定、整備に取り組んでいるが、市民ニーズは多様化しているため柔軟に対応が求められている。このことから道路整備計画の策定を前提とした道路整備に拘ることのなく柔軟性に富んだ道路整備が行える仕組みづくりを構築する必要がある。	生活道路改良要望に関する仕組みづくりとして、定性的・定量的な評価基準を策定し、運用を開始する。	評価基準の策定及び運用開始	新型コロナウイルス感染症等の流行により、先進都市への調査の実施を令和2年度から令和3年度へ移行した。また、亀山市生活道路整備指針の指針対象の見直し、他事業との関係性整理を図ることによって、道路整備の必要性判断根拠となる内規の検討を進めた。	基準の内容及び運用方法の検討・策定	亀山市生活道路整備指針の改定版（案）及び評価基準（案）について、要望路線の評価・優劣判定（サンプリング）を行い、今後の整備方針とずれが生じていないか最終の確認を行い策定が完了した。	生活道路整備指針の見直しについて、産業建設委員会（令和4年4月）へ資料の提出及び各自治会長へ文書を配布し、生活道路整備についての理解を深めることができた。	特になし	基準の運用	100%

具体的取組		目標	重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2－R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度				令和4年度	全体進捗率 (R2～R4)
No	名 称				正	副					年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	取 組 効 果	課 題 ・ 問 題 点	年 度 計 画	
82	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	IV	市民総活躍によるまちづくり	15	協働事業の推進	建設部長 建設管理課長	建設部 建設管理課 道路保全グループ	県道からの管理移管や開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道路であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。	現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行い、参加団体の拡充で市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	参加団体数：47団体	協力団体の公募を、市広報4月1日号及び市HPに掲載し、市民・各団体に同事業について幅広く通知し、参加を依頼した。	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	令和3年4月1日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や有志団体などから、幅広く参加協力が得られている。	参加団体数：36	現在の参加団体に対する継続依頼を行うとともに、各団体への新規参入を促す必要がある	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	75%

【別表】令和3年度効果額（歳入確保及び歳出抑制等）

(単位：千円)

No.	目 標	重 点 方 針	主 な 取 組	歳入効果額	歳出効果額	主 な 内 容
27	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	普通財産の有効活用・売却	11,578		土地・建物貸付及び土地・建物売払（法定外公共物等）によるもの
30	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	市の債権の適正管理	68,091		市税や国民健康保険税などの滞納繰越分の収納率の向上
31	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	57		現年分の収入率の向上
34	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	公営市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	204		現年分の収入率の向上
35	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	医療未収金の徴収対策	2,671		収納率の向上
70	Ⅲ 既成概念からの脱却	12 新たな自治体間連携の検討	はしご自動車の共同整備・共同運用		12,544	はしご自動車共同整備・共同運用による経費削減
				82,601	12,544	
				95,145		

亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績等報告書(令和3年度)

(政策部 政策推進課)

■計画の基本情報

計画期間	H 27 ～ R 3 年度
位置付け	本計画は、地方創生法第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として、本市における人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。
目的・概要	亀山市人口ビジョンに掲げる「2060年に概ね5万人の総人口確保」に向け、自然減対策と社会減対策の両面から人口減少対策に取り組み、住み、働きたいことのできる、暮らしやすいまちとして選ばれる都市を目指す。
計画の骨格	(基本目標) 《まちの創生》 I まちの魅力や価値を高め、 選ばれる都市をつくる (取組項目) まちのシーン① 訪れるまち まちのシーン② 快適なまち まちのシーン③ 安全なまち 1)魅力ある地域情報の発信 2)地域の魅力の磨き上げ 3)移住・交流の促進 1)機能的な都市づくりの推進 2)魅力ある拠点づくりの推進 3)快適な交通ネットワークの構築 1)まちの防災力の強化 2)持続可能な社会資本管理の推進 《ひとの創生》 II 出産・子育てを支え、 郷土愛を持つひとを育てる ライフステージ① 子ども・思春期 ライフステージ② 結婚・出産 ライフステージ③ 子育て 1)ふるさとに愛着を持てる教育の推進 2)自分の人生を考えるための教育の推進 1)出会い、結婚の機会づくりへの支援 2)出産への希望と安心の環境づくりの推進 1)魅力ある就学前教育・保育の推進 2)不安なく子育てできる環境づくり 3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 《しごと(くらし)の創生》 III 若者の未来への希望を応援し、 くらしを支える ライフシーン① 働く ライフシーン② 遊ぶ・楽しむ ライフシーン③ 住む 1)魅力ある雇用の場づくりと安定雇用の促進 2)若者の雇用対策の推進 1)自分磨きができる環境づくりの推進 2)充実した余暇を過ごせる環境づくりの推進 3)若者が交流する機会の充実 1)快適な住まいに対する支援 2)地域特性を活かした空き家活用の促進 IV つながり、見守り、 助け合える地域社会をつくる 1)自立した地域のまちづくりの支援 2)安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 【3つの重点プロジェクト】 ◎子育てトータルサポートプロジェクト ◎若者のくらし充実プロジェクト ◎シティプロモーション推進プロジェクト

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R3)	目標値
		単位			
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	本市の魅力である亀山7座を生かしたグリーンツーリズムの推進や、積極的なシティプロモーションによる情報発信、移住相談窓口を通じた移住促進など、本市への人の流れを創出する取組を進めた。 また、子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援や、ニーズに応じた放課後児童クラブの整備・運営支援、ワーク・ライフ・バランス推進週間を通じた機運醸成など、子育てしやすい環境づくりに取り組んだ。 さらに、亀山・関テクノヒルズへの企業誘致や、カメヤマ創業アシストによる関係機関と連携した創業支援、市独自の地域ブランド認定制度を通じた特産品等のブランド化など、地域経済の活性化や雇用の創出に向けた取組を進めた。
成果	本市の令和4年4月1日現在の総人口は、49,463人となり、前年度の49,530人から67人の減少となった。 人口増減の内訳をみると、社会増減については、平成28年度から6年連続で転入増で推移しており、施策推進の成果が表れているものと思われる。 一方、自然増減については、出生数は近年ほぼ横ばいで推移しているものの、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、人口減少対策の観点から見ると、成果が上がっているとは言い難い状況にある。
総合計画推進への寄与度	まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策は、まちづくり全般に広く関わっており、総合計画に掲げる様々な分野における施策推進に寄与している。

反省点・課題	死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、産み・育てられる環境づくりを一層進めていく必要がある。また、デジタル化の加速や都市部における地方移住の高まりなど、コロナ禍を契機とした新たな動きを地方創生につなげていく必要がある。
--------	--

今後の方向性	子育てしやすい環境づくりなど出生数の増加に向けた自然減対策を強化するとともに、ポストコロナ時代を見据えた地域経済の活性化や本市への人の流れの創出につながる取組を強化するなど、令和4年6月に策定した第2期総合戦略に基づき、本市における地方創生を一層推進する。
--------	---

別紙１：令和３年度数値目標実績値一覧 [亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略]

	数値目標	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ	社会増減数（人） （転入者数－転出者数）	43 [H23-27]	821 [H29-R3]	357 [H29-R3]
	観光入込客数	261,031 [H26]	201,658 [R3]	368,000 [R3]
基本目標Ⅱ	合計特殊出生率	1.58 [H25]	1.55 [R2]	1.65 [R3]
	若年世代の未婚率（％）	【男性】 [25～29歳] 65.9% [30～34歳] 44.5% 【女性】 [25～29歳] 48.3% [30～34歳] 24.7% [H22]	【男性】 [25～29歳] 73.0% [30～34歳] 45.3% 【女性】 [25～29歳] 53.6% [30～34歳] 27.7% [R2]	【男性】 [25～29歳] 64.0% [30～34歳] 40.0% 【女性】 [25～29歳] 45.5% [30～34歳] 24.0% [R2]
基本目標Ⅲ	若者の定住意向（％）	73.5 [H27]	72.6 [R2]	80 [R2]
基本目標Ⅳ	まちの住みよさ	72.9 [H27]	74.6 [R2]	78.5 [R2]

別紙2：令和3年度重要業績評価指標（KPI）実績値一覧 [亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略]

施策体系		重要業績評価指標（KPI）	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ	まちのシーン① 訪れるまち	シティプロモーション専用サイトへの訪問者数（年間延べ人数）（人）	—	114,131 [R3]	100,000 [R3]
		伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率（％）	55 [H26]	60.9 [R3]	60 [R3]
		移住相談後の移住件数（累計）（件）	—	32 [R3]	15 [R3]
	まちのシーン② 訪れるまち	立地適正化計画の策定	—	H29	H29.3
		亀山駅周辺の再生（都市計画決定）	—	H30	H29.3
		都市計画道路の整備率（％）	58 [H26]	65.1 [R3]	70 [R3]
	まちのシーン③ 安全なまち	自主防災組織の結成率（％）	84 [H27]	80.4 [R3]	100 [R3]
		公共施設等総合管理計画の策定	—	H29	H29.3
基本目標Ⅱ	ライフステージ① 子ども・思春期	全国学力学習状況調査において「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答する児童生徒の割合（％）	小6：32.6 中3：30.0 [H27]	小6：50.1 中3：49.3 [R3]	小6：51.0 中3：48.0 [R3]
		高等学校等と連携した取組事業件数（累計）（件）	—	24 [R3]	25 [R3]
		職場体験学習生徒アンケートにおいて「あなたにとって進路や将来について考える機会になった」という肯定的な意見の割合（％）	82 [H27]	85 [R1]	90 [R3]
	ライフステージ② 結婚・出産	婚活支援事業により出会いを得た人数（累計）（人）	—	249 [R3]	500 [R3]
		年間出生数（人）	458 [H26]	360 [R3]	465 [R3]
	ライフステージ③ 子育て	「せいかつちゃれんじシート」に取り組んだ家庭の割合（％）	62 [H26]	72 [R3]	80 [R3]
		保育所・放課後児童クラブの待機児童数（毎年4月1日）（人）	保 9 放 0 [H27]	保 12 放 0 [R3]	保 0 放 0 [R3]
		男性の育児休業取得に積極的に取り組む事業所への支援策の構築	—	R2	R3.3
基本目標Ⅲ	ライフシーン① 働く	企業立地件数（累計）（件）	2 [H27]	6 [R3]	10 [R3]
		奨学資金等に対する支援制度の構築	—	H29	H28.12
	ライフシーン② 遊ぶ・楽しむ	公民館講座、行政出前講座の直近3年間の受講者数の平均（年間延べ人数）（人）	23,165 [H24-H26]	13,302 [R1-R3]	27,400 [R1-R3]
		市内運動施設の年間利用率（％）	74.6 [H26]	74 [R3]	78 [R3]
		かめやま若者未来会議の登録者数（累計）（人）	—	61 [R3]	60 [R3]
	ライフシーン③ 住む	若者世帯向け住宅取得支援制度の構築	—	H30	H28.12
		空き家情報バンク登録物件の契約成立数（累計）（人）	4 [H27]	32 [R3]	30 [R3]
基本目標Ⅳ		まちづくり計画を策定した地域まちづくり協議会の数（累計）（組織）	0 [H26]	22 [H30]	22 [R1]
		健康づくり応援隊養成講座の修了者数（累計）（人）	72 [H26]	284 [R3]	250 [R3]